平 成 30 年 度

年　次　報　告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第１項の規定に基づき，公正取引委員会の平成30年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

凡 例

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目　次

第１部　総　論…… 1
第２部　各　論…… 21
第１章　独占禁止法制等の動き…… 23
第１　独占禁止法の改正等…… 23
第２　その他所管法令の改正等…… 29
第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整…… 30
第２章　違反被疑事件の審査及び処理…… 31
第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況…… 31
第２　法的措置等…… 41
第３　警告等…… 54
第４　告　発…… 57
第３章　審　判…… 59
第１　概　説…… 59
第２　審　決…… 61
第４章　訴　訟…… 97
第１　審決取消請求訴訟…… 97
第２　排除措置命令等取消請求訴訟…… 124
第３　その他の公正取引委員会関係訴訟…… 132
第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟…… 133
第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟…… 135
第５章　競争環境の整備…… 137
第１　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備…… 137
第２　ガイドライン等の策定・公表等…… 139
第３　実態調査等…… 144
第４　独占禁止法適用除外の見直し等…… 168
第５　競争評価に関する取組…… 176
第６　入札談合の防止への取組…… 177
第７　独占的状態調査…… 182
第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備…… 183
第７章　株式取得，合併等に関する業務…… 201
第１　概　説…… 201
第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出…… 201
第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有…… 201
第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等…… 202
第５　主要な事例…… 212
第８章　不公正な取引方法への取組…… 247
第１　概　説…… 247

第２　不当廉売に対する取組……247
第３　優越的地位の濫用に対する取組……248
第９章　下請法に関する業務……253
第１　概　説……253
第２　違反事件の処理……253
第３　下請法の普及・啓発……265
第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務……267
第１　概　説……267
第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置……267
第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置…271
第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発……272
第11章　国際関係業務……275
第１　独占禁止協力協定等……275
第２　競争当局間協議……276
第３　経済連携協定への取組……276
第４　多国間関係……277
第５　海外の競争当局等に対する技術支援……283
第６　海外調査……285
第７　海外への情報発信……285
第12章　広報・広聴等に関する業務……287
第１　広報・広聴……287
第２　政策評価等……290
第13章　景品表示法に関する業務……291
第１　概　説……291
第２　景品表示法違反事件の調査……292
第３　公正競争規約の認定……297
第14章　相談その他の業務……299
第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等……299
第２　事業活動に関する相談状況……299

第 1 部

総　　論

公正取引委員会は，平成30年度において，次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1　独占禁止法改正等

⑴　令和元年独占禁止法改正

平成31年３月12日，一律かつ画一的に算定・賦課されている課徴金制度について，事業者による調査協力を促進し，適切な課徴金を課すことができるものとすることなどにより，不当な取引制限等を一層抑止し，公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。同法律案は，令和元年５月30日に衆議院において，同年６月19日に参議院においてそれぞれ可決・成立し，同月26日に公布された（令和元年法律第45号）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

⑵　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の成立等

平成28年２月４日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）の締結に伴い，独占禁止法に，「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入する必要性が生じたことから，同年３月８日，確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が第190回通常国会に提出された。同法律案は，継続審議とされた後，同年12月９日，第192回臨時国会において可決・成立し，同月16日に公布された（施行期日は，ＴＰＰ協定が日本国について効力を生ずる日）。

その後，米国がＴＰＰ協定からの離脱を表明したことを受けて，平成30年３月８日に，米国を除く11か国により署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い，「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「ＴＰＰ整備法」という。）について，所要の改正を行うため，「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が同月27日に第196回通常国会に提出された。同法律案は，同年５月24日に衆議院において，同年６月29日に参議院においてそれぞれ可決・成立した（平成30年法律第70号）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日（平成30年７月６日）から施行された。これにより，改正後のＴＰＰ整備法（「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」）は，ＴＰＰ11協定の発効の日（同年12月30日）に施行された。

⑶　ＴＰＰ整備法の改正に伴う公正取引委員会規則の改正等

ＴＰＰ整備法により確約手続が導入されることに伴い制定された「公正取引委員会の

確約手続に関する規則」（平成29年公正取引委員会規則第１号），「公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第２号）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第３号）について，ＴＰＰ整備法の改正に伴い，ＴＰＰ整備法の施行日とされていたこれら委員会規則の施行期日を，改正後のＴＰＰ整備法の施行日に改正した（改正後のＴＰＰ整備法は平成30年12月30日に施行）。

また，確約手続の対象や確約手続移行前の手続との関係など，確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし，確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から，「確約手続に関する対応方針」を策定するとともに，「企業結合審査の手続に関する対応方針」について所要の改定を行った（平成30年９月26日公表。改正後のＴＰＰ整備法の施行日である同年12月30日から適用）。

２　厳正・的確な法運用

⑴　独占禁止法違反行為の積極的排除

ア　公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ　独占禁止法違反被疑事件として平成30年度に審査を行った事件は143件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは120件であった。

ウ　平成30年度においては，８件の排除措置命令を行った（詳細は第２部第２章第２を参照）。これを行為類型別にみると，価格カルテルが１件，入札談合が３件，受注調整が３件，不公正な取引方法が１件となっている（第１図参照）。また，延べ18名に対し総額２億6111万円の課徴金納付命令を行った（第２図参照）。

なお，平成30年度においては，課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は72件であった。

＜平成30年度における法的措置事件＞	
価格カルテル	○　近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件
入札談合	○　宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件 ○　宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件 ○　宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件
受注調整	○　全日本空輸㈱が発注する制服の販売業者に対する件 ○　ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件（販売業者） ○　ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件（レンタル業者）
取引妨害	○　㈱フジタに対する件

エ　また，平成30年度においては，審査の過程において，事業者から改善措置の申出等を受け，法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から，事案の概要を公表したものが３件あった。

＜平成30年度における改善措置に関する公表事案＞
○　みんなのペットオンライン㈱に対する件
○　Apple Japan（同）及びアップル・インクに対する件
○　エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan㈱に対する件

第１図　排除措置命令件数等の推移

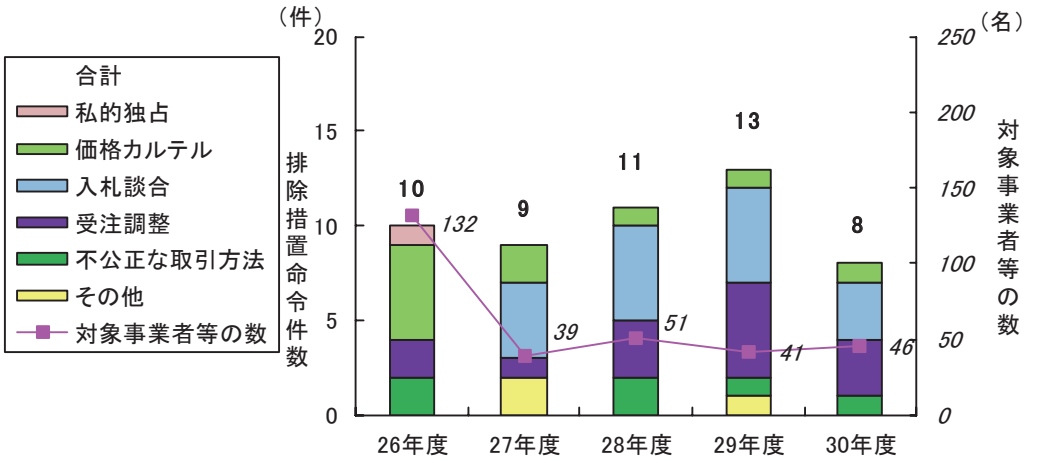

内容（注1）＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
私的独占	1	0	0	0	0
価格カルテル（注2）	5	2	1	1	1
入札談合	0	4	5	5	3
受注調整	2	1	3	5	3
不公正な取引方法	2	0	2	1	1
その他（注3）	0	2	0	1	0
合計	10	9	11	13	8

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第２図　課徴金額等の推移

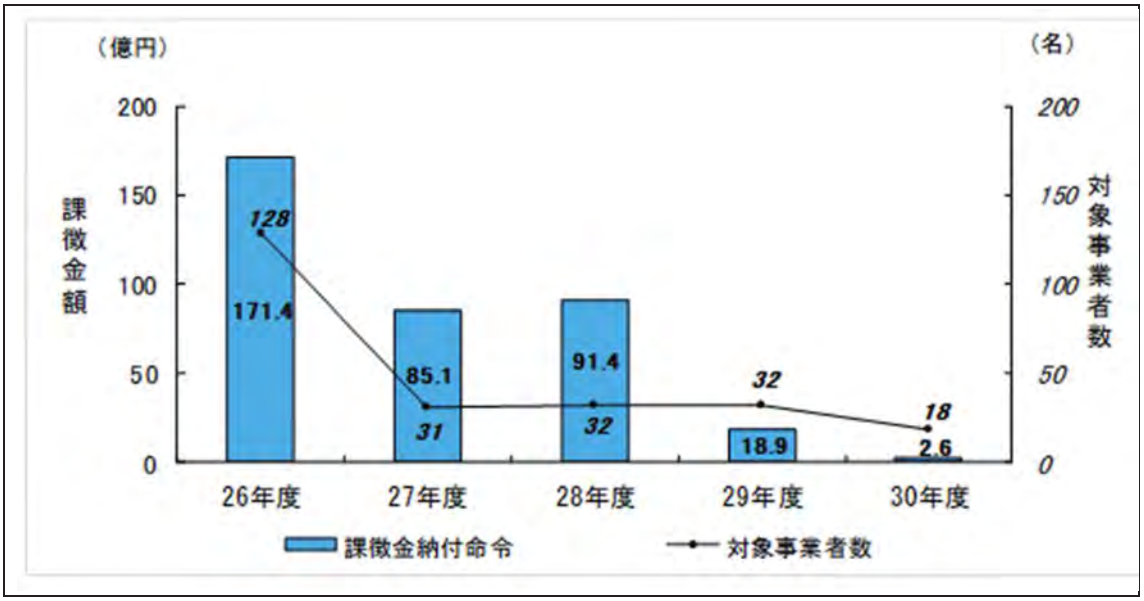

オ　このほか，違反するおそれのある行為に対する警告３件（詳細は第２部第２章第３を参照），違反につながるおそれのある行為に対する注意322件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った227件を含む。）を行うなど，適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ　公正取引委員会は，独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について，関係官庁等に要請等を行っている。

平成30年度においては，農林水産省に対して申入れを，宮城県に対して要請を，それぞれ行った。

キ　平成30年度当初における審判件数は，前年度から繰り越されたもの178件（排除措置命令に係るものが89件，課徴金納付命令に係るものが89件）であった（第３図参照）。平成30年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法に基づく審決を15件（排除措置命令に係る審決８件，課徴金納付命令に係る審決７件）行った。この結果，平成30年度末における審判件数（令和元年度に繰り越すもの）は163件となった（詳細は第２部第３章を参照）。

第３図　審判件数の推移

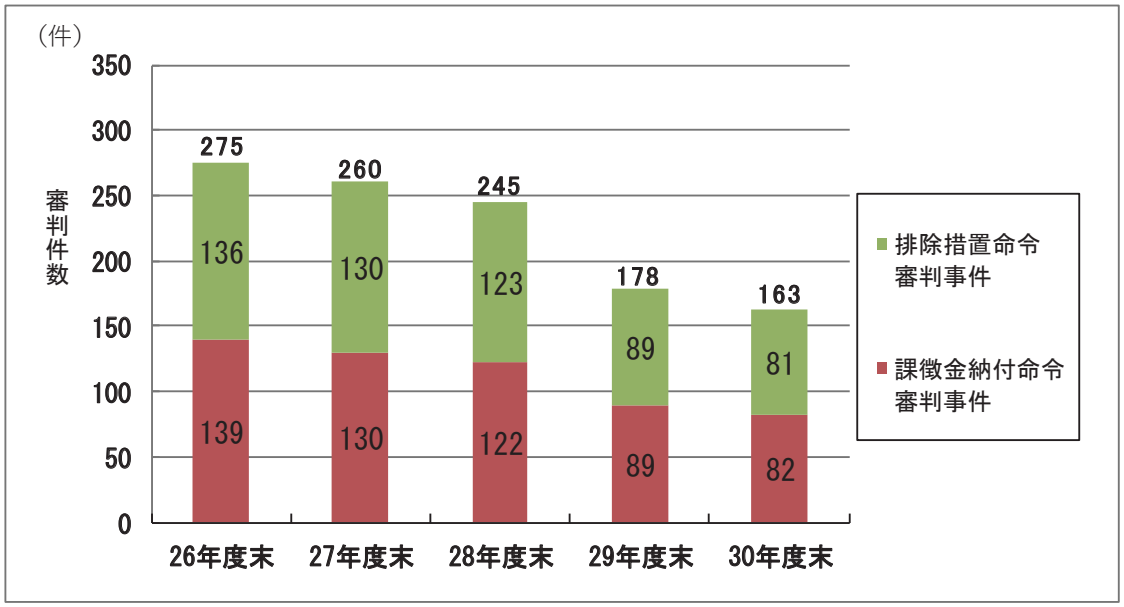

（注）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

⑵　公正な取引慣行の推進

ア　優越的地位の濫用に対する取組

(ｱ)　公正取引委員会は，以前から，独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処している。また，優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し，審査を行っている。

平成30年度においては，優越的地位の濫用事件について，違反のおそれがあるとして２件の警告を行ったほか，優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして56件の注意を行った。

(ｲ)　公正取引委員会は，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，優越的地位の濫用規制の普及・啓発等に活用している。

平成30年度においては，物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため，荷主３万名及び物流事業者４万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果，物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた571名の荷主に対して，物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成31年３月）。

(ｳ)　公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成30年度においては，荷主・物流事業者向けに10回，大規模小売業者向けに７回の講習会を実施した。

(ｴ) 公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，当委員会事務総局の職員が出向いて，下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては，「中小事業者のための移動相談会」を全国27か所で実施した。このほか，事業者団体が開催する優越的地位の濫用規制に係る研修会等に職員を講師として14回派遣した。

イ　不当廉売に対する取組

公正取引委員会は，小売業における不当廉売について，迅速に処理を行うとともに，大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて，周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い，問題がみられた事案については，法的措置を採るなど厳正に対処している。

平成30年度においては，酒類，石油製品等の小売業において，不当廉売につながるおそれがあるとして227件（酒類22件，石油製品194件，その他11件）の注意を行った。

ウ　下請法違反行為の積極的排除等

(ｱ) 公正取引委員会は，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また，中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況において，中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう，下請法の迅速かつ効果的な運用により，下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

平成30年度においては，親事業者６万名及びこれらと取引している下請事業者30万名を対象に書面調査を行い，書面調査等の結果，下請法に基づき７件の勧告を行い，7,710件の指導を行った（第４図参照。詳細は第２部第９章第２ 6 を参照）。

＜平成30年度における勧告事件＞

○　業務用厨房機器の製造業における下請代金の減額事件
○　鋼材及び建材の卸売業等における下請代金の減額事件
○　食料品等の卸売業等における下請代金の減額事件
○　住宅内装金物，家具金物等の製造業における下請代金の減額事件
○　キャラクター商品の企画，製造販売業等における返品及び不当な経済上の利益の提供要請事件
○　婦人服等の製造販売業における下請代金の減額事件
○　畜肉加工品，弁当，調味料等の製造販売業等における下請代金の減額事件

第４図　下請法の事件処理件数の推移

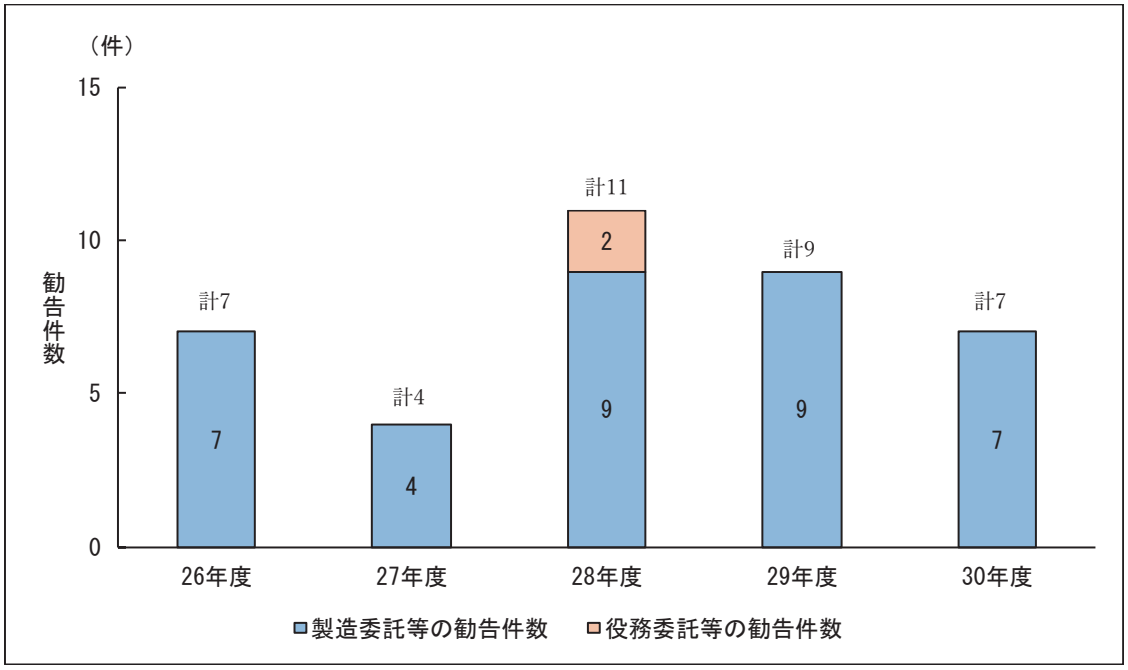

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）このほか，勧告に相当するような自発的な申出事案もある。

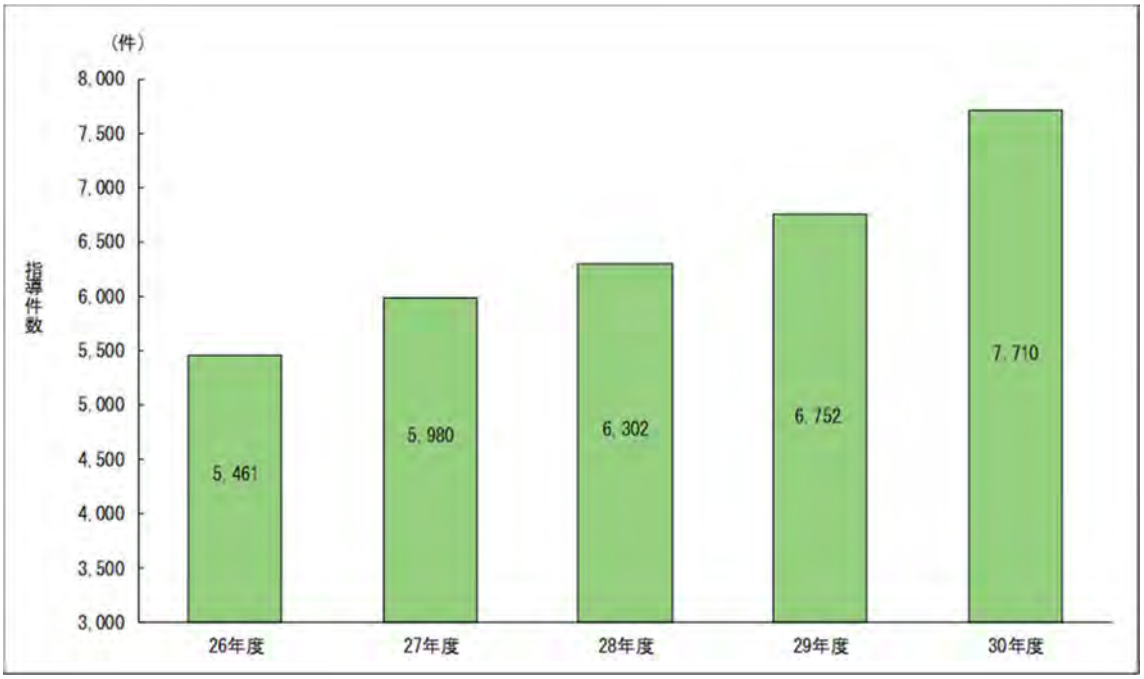

⑷　平成30年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者321名から，下請事業者1万172名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額６億7068万円相当の原状回復が行われた（第５図参照）。このうち，主なものとしては，①下請代金の支払遅延事件において，親事業者は遅延利息等として総額４億2288万円を下請事業者に支払い，②下請代金の減額事件において，親事業者は総額１億8367万円を

下請事業者に返還し，③有償支給原材料等の対価の早期決済事件において，親事業者は総額2088万円の負担分を下請事業者に支払い，④返品事件において，親事業者は下請事業者から総額1911万円相当の商品を引き取った。

第５図　原状回復の状況

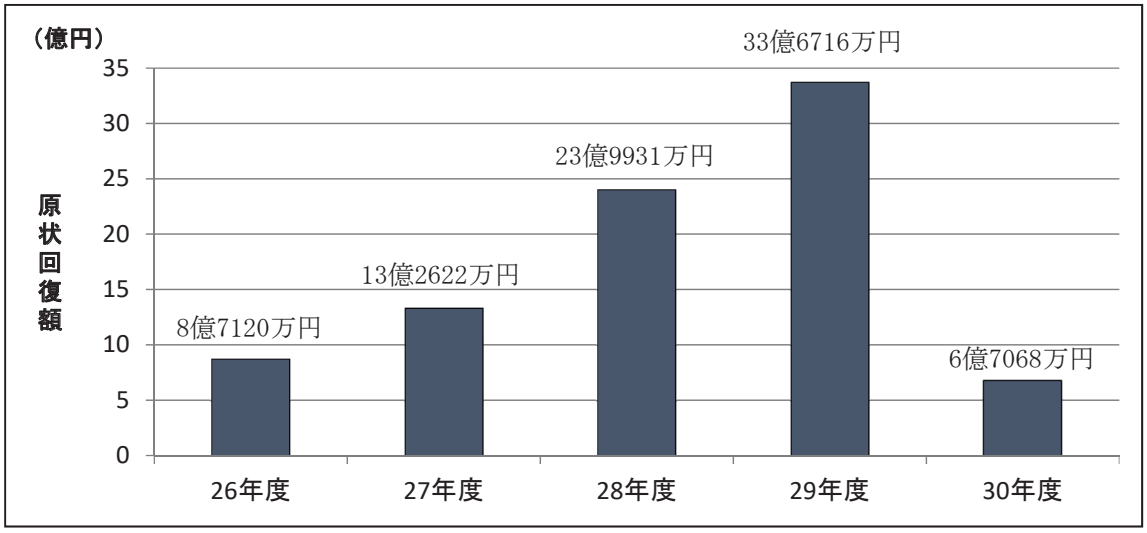

(ｳ)　公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

平成30年度においては，上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は73件であった。また，同年度に処理した自発的な申出は71件であった。

(ｴ)　公正取引委員会は，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，平成30年11月27日，約21万名の親事業者及び約1,000の関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ　消費税転嫁対策に関する取組

(ｱ)　公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果，転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては，転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善指導を迅速に行っている。

平成30年度においては，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また，中小企業庁と合同で，個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施

した。書面調査等の結果，消費税転嫁対策特別措置法に基づき勧告を行ったものは５件，指導を行ったものは295件であった。

⑷　公正取引委員会は，転嫁拒否行為に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置し，平成30年度においては，493件の相談に対応した。また，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，平成30年度においては，移動相談会を50回実施した。

⑸　公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけではなく，中小企業庁と合同で書面調査を実施し，転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また，様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため，平成30年度においては，832名の事業者及び208の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

⑹　公正取引委員会は，平成30年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為，消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のいずれも届出はなかったものの，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談に対応した。

⑺　公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施している。

平成30年度においては，50回の説明会を実施した。また，商工会議所，商工会，事業者団体等が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として20回派遣した。

⑶　企業結合審査の充実

独占禁止法は，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有，合併等を禁止している。公正取引委員会は，我が国における競争的な市場構造が確保されるよう，迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ，経済分析を積極的に活用している。

平成30年度においては，独占禁止法第９条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として，銀行又は保険会社の議決権取得・保有について12件の認可を行い，持株会社等について107件の報告，会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について321件の届出をそれぞれ受理し，必要な審査を行った。

＜平成30年度における主な企業結合事案＞

○　㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得

○　王子ホールディングス㈱による三菱製紙㈱の株式取得

○　新日鐵住金㈱による山陽特殊製鋼㈱の株式取得

3 競争環境の整備

(1) デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備

近年，ＩＣＴやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォーマーは，革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手になっており，その恩恵は事業者の市場アクセスや消費者の便益向上につながるなど，我が国の経済や社会にとって，重要な存在となっている。

一方，複数の利用者層が存在する多面市場を担うデジタル・プラットフォーマーを巡っては，ネットワーク効果，低廉な限界費用，規模の経済等の特性を通じて拡大し，独占化・寡占化が進みやすいと指摘されており，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整えることが必要である。

こうした中，平成30年６月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために，同年中に基本原則を定め，これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，競争政策，情報政策，消費者政策等，多様な知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を同年７月10日に立ち上げた。検討会において調査・検討を進め，同年11月５日に中間論点整理（案）を公表し，当該案に対して寄せられた意見や検討会において実施した事業者ヒアリングの結果を踏まえ，同年12月12日に中間論点整理を取りまとめるとともに，これを踏まえ，当委員会，経済産業省及び総務省は，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（以下「基本原則」という。）を策定した。

その後，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，検討会の下に学識経験者や実務家からなる「透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ」及び「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」を立ち上げた。各ワーキング・グループにおける検討・整理を踏まえて，平成31年４月24日に開催された検討会において議論がなされ，「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」及び「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」が取りまとめられ，令和元年５月21日に公表した。

また，公正取引委員会は，基本原則において，「透明性及び公正性を実現するための出発点として，大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされていることなどを踏まえ，「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を開始した。当該実態調査の一環として，平成31年１月23日から，当委員会のウェブサイト上に，情報提供窓口を設置し，デジタル・プラットフォーマーについて，競争政策上問題と考えられる取引実態や利用状況に関する情報の収集・把握に努めている。また，①オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査，②アプリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査，③デジタル・プラットフォームサービスの利用者（消費者）に対するアンケート調査を実施し，同年４月17日，中間報告を取りまとめ公表した。

⑵　「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の改定

公正取引委員会は，平成19年４月18日，農業協同組合（農業協同組合連合会及び単位農協をいう。以下同じ。）の活動に関して，独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより，農業協同組合による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに，農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てるため，「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（以下「農協ガイドライン」という。）を策定・公表し，これまで４回にわたり，引用する法令等の改正に伴う技術的な改定を行ってきた。

今般，公正取引委員会は，近時，事件処理がなされた農業協同組合関係の審査事件を踏まえ，改定前の農協ガイドラインには掲載されていない問題行為についての独占禁止法上の考え方等を追加し，平成30年12月27日に公表した（詳細は第２部第５章第２ 2 を参照）。

⑶　「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」の作成・公表

公正取引委員会は，地方公共団体を含む行政機関が実施する行政指導に対する独占禁止法上の考え方について，「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成６年６月30日公表）を策定したほか，地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の問題の有無についての相談にも対応してきており，その中から地方公共団体等の施策立案の参考になると考えられる事例を「地方公共団体からの相談事例集」（平成19年６月20日公表。以下「平成19年相談事例集」という。）として取りまとめ，公表している。これらを通じて，当委員会は，地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を明らかにしてきている。

平成19年相談事例集の公表から約10年が経過したが，この間も，独占禁止法のコンプライアンス意識の社会的な高まりなどもあり，地方公共団体からの公正取引委員会に対する相談は引き続き寄せられている。

そこで，平成19年相談事例集公表後10年間の事例の蓄積も踏まえ，独占禁止法及び競争政策に関する地方公共団体の理解を一層深めるため，今般，「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を作成し，平成31年３月18日に公表した（詳細は第２部第５章第２ 3 を参照）。

⑷　「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から，独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

令和元年７月に旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源を投入し，新電力が年間固定価格で電気を調達するベースロード市場が創設されること等に伴い，同年５月30日に本指針を改定した（詳細は第２部第５章第２ 4 を参照）。

⑸　携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）

公正取引委員会は，平成28年８月２日に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表した。しかし，国民の消費支出における移動系通信費の割合は増加傾向

にあること，携帯電話市場の競争が依然として十分ではない状況にあると考えられることから，フォローアップを含めた調査を行い，平成30年６月28日，「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 1 を参照）。

⑹ 消費者向けｅコマースの取引実態に関する調査

近年，我が国における消費者向けｅコマースの市場規模は急速に拡大しており，また，新たなオンラインモール運営業者も出現するなど，市場環境は大きく変貌を遂げてきていると考えられる。このようなｅコマースの発展は，小売市場における競争を促進し，消費者利益の増大をもたらしていると考えられる一方で，事業者が競争事業者や取引先事業者の行動を把握しやすくなることにより，競争制限的な行為が行われやすくなることも懸念されるところである。

公正取引委員会は，このような問題意識を踏まえ，メーカーと流通業者との間の取引条件，メーカーや流通業者のウェブサイトでの販売方法，オンラインモールでの取引状況といった消費者向けｅコマースに関する取引慣行全般や消費者の消費行動に関する取引実態調査報告書を取りまとめ，平成31年１月29日に公表した（詳細は第２部第５章第３ 2 を参照）。

⑺ クレジットカードに関する取引実態調査

現在，我が国におけるキャッシュレス決済額の大半はクレジットカードによるものであり，また，クレジットカードによる決済額は増加傾向にある。「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定）及び「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）では，「今後10年間（2027年６月まで）に，キャッシュレス決済比率を倍増し，４割程度とすることを目指す。」とされており，クレジットカードによる決済額は今後も増えていくことが予想される。

公正取引委員会は，このような状況を踏まえ，クレジットカードに関する取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため，クレジットカードに関する取引実態調査報告書を取りまとめ，平成31年３月13日に公表した（詳細は第２部第５章第３ 3 を参照）。

⑻ 人材獲得競争に関する取組

公正取引委員会は，競争政策研究センター（ＣＰＲＣ）において「人材と競争政策に関する検討会」を開催し，個人が個人として働きやすい環境を実現するために，人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するための検討を行い，平成30年２月15日，「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

それ以降，公正取引委員会では，人材の獲得を巡る競争が独占禁止法の適用対象となり得ることなどについて関係団体に対する周知活動を行うとともに，独占禁止法上問題となり得る具体的行為や慣行が存在するかどうかについて実態把握に努めている。こうした取組の過程において，スポーツ事業分野では，スポーツ統括団体が移籍制限ルール

を定めている事例があることが認められたため，平成30年12月21日，スポーツ事業分野における移籍制限ルールの実態について広く情報提供を呼びかけるとともに，ヒアリング等を通じて実態把握を行い，令和元年６月17日，「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について」を公表した（詳細は第２部第５章第３ 4 を参照）。

⑼　競争評価に関する取組

平成19年10月以降，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，規制の事前評価において，競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されてきた。平成29年７月28日，「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され，同年10月１日に施行されたことに伴い，競争評価が同日から本格的に実施されることとなった。規制の事前評価における競争評価において，各府省は，競争評価チェックリストを作成し，規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し，総務省は，受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は，平成30年度においては，総務省から競争評価チェックリストを96件受領し，その内容を精査した（詳細は第２部第５章第５を参照）。

⑽　入札談合の防止への取組

公正取引委員会は，入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

平成30年度においては，研修会を全国で34回開催するとともに，国，地方公共団体等に対して299件の講師の派遣を行った。

また，公正取引委員会は，発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多くみられる現状を踏まえ，発注機関におけるコンプライアンスの向上に資することを目的として，発注機関（2,018機関）に対し官製談合防止に向けた取組について調査を実施し，その結果を取りまとめた報告書「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」を平成30年６月13日に公表した（詳細は第２部第５章第６を参照）。

4　競争政策の運営基盤の強化

⑴　競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは，平成15年６月の発足以降，独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。平成30年度においては，国際シンポジウムを３回開催したほか，業務提携に関する検討会を開催した。

○　「業務提携に関する検討会」

我が国は，近年，デジタルエコノミーやＩｏＴ（Internet of Things：モノのイン

ターネット）化の進展，急速な高齢化や人口減少・労働力減少，市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため，各事業者は，事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでおり，その際，迅速な事業遂行やコスト低減といった利点から，事業戦略上の手法の一つとして「業務提携」が広く活用されている。

こうした状況に鑑み，業務提携に関する既存の考え方や現行の運用実務について整理し，また，現下の社会経済環境の変化を踏まえた新しい課題を含め，新たな関連諸課題等に係る有識者の知見に基づき，業務提携に関する独占禁止法上の考え方に関して分析・研究を行い，令和元年７月10日，「業務提携に関する検討会」報告書を公表した（詳細は第２部第６章 3 を参照）。

⑵　経済のグローバル化への対応

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定，経済連携協定等に基づき，関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また，公正取引委員会は，国際競争ネットワーク（ＩＣＮ），経済協力開発機構（ＯＥＣＤ），アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ），国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ），東アジア競争政策トップ会合（ＥＡＴＯＰ）等といった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに，発展途上国において，既存の競争法制を強化する動きや，新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け，公正取引委員会は，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか，我が国の競争政策の状況を広く海外に発信することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実，海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

平成30年度においては，主に以下の事項に取り組んだ。

ア　競争当局間における連携強化

公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定等に基づき，関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。平成30年度においては，日ＥＣ独占禁止協力協定の改正や外国の競争当局との覚書等の署名に向けた交渉を行った（詳細は第２部第11章第１参照）。

イ　競争当局間協議

公正取引委員会は，我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている（詳細は第２部第11章第２参照）。

ウ　経済連携協定への取組

我が国は，中国・韓国，トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。

公正取引委員会は，経済連携協定等において競争政策を重要な要素と位置付け，競争分野における協力枠組みに係る条項等を盛り込む方向で交渉に参加している（詳細は第２部第11章第３を参照）。

エ　多国間会議への参加

国際競争ネットワーク（ＩＣＮ）においては，その設立以来，ＩＣＮの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを公正取引委員会委員長が務めている。また，当委員会は，平成23年５月から平成26年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成26年４月から平成29年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を務め，平成29年５月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。加えて，平成30年11月，当委員会は「2020年代の企業結合審査：デジタル化・グローバル化は企業結合審査を変えるか？」をテーマとした企業結合ワークショップを東京において主催した。そのほか，当委員会主導の下で設立された「（カルテル執行に係る）非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」及び「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を運用するなど各作業部会の取組に積極的に参画している。

また，公正取引委員会は，経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）に設けられている競争委員会の各会合に参加し，ラウンドテーブル討議において我が国の経験を紹介するなどして，議論への貢献を行っているほか，オーストラリアにおいて東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスを共催した。

さらに，令和元年のＧ７サミットの議長国であるフランスから，「競争とデジタル経済」をＧ７サミットにおいて取り扱うテーマの１つとすることが提案された。公正取引委員会を含むＧ７各国の競争当局は，フランス競争当局を通じ，デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランスより要請されたところ，継続的に議論を行い，同年６月，「競争とデジタル経済」に関するＧ７競争当局の共通理解について合意した（詳細は第２部第11章第４を参照）。

オ　技術支援

公正取引委員会は，東アジア地域等の発展途上国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等の技術支援活動を行っている。平成30年度においては，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の枠組みを通じて，インドネシア，モンゴル及びケニアに対して技術支援を行ったほか，競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施した。

また，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した技術支援として，ＡＳＥＡＮ加盟国の競争当局の職員等27名を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施したほか，インドネシア及びシンガポールにおいて開催された現地ワークショッ

プに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣するなどした（詳細は第２部第11章第５を参照）。

⑶　競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし，併せて競争政策への理解の促進に資するため，独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また，経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，独占禁止懇話会を開催しており，平成30年度においては，３回開催した。

さらに，全国９都市において，公正取引委員会委員等と各地の有識者との懇談会を，また，全国各地区において，地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を，全国４都市において，当委員会委員等による弁護士会に対する懇談会等を，それぞれ開催した。

前記以外の活動として，本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，「一日公正取引委員会」を開催するとともに，一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて，中学校，高等学校及び大学（短期大学等を含む。）に職員を講師として派遣し，経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など，学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた（詳細は第２部第12章第１を参照）。

＜平成30年度における主な取組＞

○　独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
○　独占禁止懇話会の開催（３回）
○　地方有識者との懇談会の開催（北海道釧路市，盛岡市，水戸市，津市，福井市，山口市，徳島市，大分市及び那覇市）
○　その他の地方有識者との懇談会の開催（78回）
○　弁護士会に対する懇談会等の開催（６回）
○　一日公正取引委員会の開催（北海道釧路市，山形市，長野市，石川県白山市，福井市，鳥取市，高知市及び鹿児島市）
○　消費者セミナーの開催（83回）
○　独占禁止法教室の開催（中学生向け61回，高校生向け54回，大学生等向け121回）

第 2 部

各　　論

第１章　独占禁止法制等の動き

第１　独占禁止法の改正等

1　令和元年独占禁止法改正法等

⑴　経緯

独占禁止法における課徴金制度は，違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として，昭和52年に導入された後，約40年が経過し，その間，数次の改正が行われてきた。しかし，近年，事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており，硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため，経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は，このような認識の下，平成28年２月以降，課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催し，平成29年４月25日に「独占禁止法研究会報告書」を公表した。

同報告書の提言等を踏まえ，平成31年３月12日，一律かつ画一的に算定・賦課されている課徴金制度について，事業者による調査協力を促進し，適切な課徴金を課すことができるものとすることなどにより，不当な取引制限等を一層抑止し，公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。

同法律案は，令和元年５月30日に衆議院において，同年６月19日に参議院においてそれぞれ可決・成立し，同月26日に公布された（令和元年法律第45号）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

⑵　改正法の内容

ア　課徴金適用対象等の見直し

⑺　納付を命ずる課徴金の額の計算において次に掲げる額等を算定基礎に追加することとした。

ａ　違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等

ｂ　違反行為の対象となる商品又は役務に密接に関連する業務の対価の額に相当する額

ｃ　違反行為の対象となる商品又は役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益に相当する額

⑴　違反行為が公正取引委員会による調査等の日の10年前の日前から行われているときは，違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすることとした。

⑼　納付を命ずる課徴金の額の計算において違反事業者から算定基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出が行われず算定基礎となるべき事実を把握するこ

とができない算定期間については，当該事業者や他の違反事業者等から入手した資料等に基づき算定基礎額を推計することができることとした。

イ　課徴金算定率等の見直し

⑺　不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において，当該行為が卸売業又は小売業に係るものである場合に適用する，納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（以下「算定率」という。）に係る規定を廃止することとした。

⑴　不当な取引制限を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において，当該事業者が調査開始日の１月前の日までに当該違反行為をやめた者（実行期間が２年未満である場合に限る。）であるときに適用する算定率に係る規定を廃止することとした。

⑼　不当な取引制限を行った規模の小さい事業者に対する算定率の適用においては，当該事業者の子会社等が規模の小さい事業者に該当しない場合を除くこととした。

⑽　調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合に適用される算定率について，次の規定を整備することとした。

ａ　当該算定率の適用は，当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合であって，当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた者に限ること。

ｂ　調査開始日から遡り10年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において，違反行為を行った者に対して適用すること。

ｃ　調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け，又は承継した場合において，違反行為を行った者に対して適用すること。

⑾　他の事業者に対し違反行為をすること等を要求等した場合に適用される算定率を，次の行為をした者に対して適用することとした。

ａ　他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に，当該違反行為に係る算定基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し，又は仮装すること等を要求等すること。

ｂ　当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出又は後記ウ⑺による協議の申出を行わないことを要求等すること。

ウ　課徴金減免制度の見直し

⑺　公正取引委員会の調査開始日前に，公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行った者に限る。以下同じ。）が次に掲げる要件のうちａ及びｅに該当するときは減算前の課徴金の額（以下「減算前課徴金額」という。）に100分の20を乗じて得た額を，ｂ及びｅ又はｃ及びｅに該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を，ｄ及びｅに該当するときは減算前課徴金額に100分の5を乗じて得た額を，それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

ａ　２番目に当該事実の報告等を行った者であること。

b　３番目に当該事実の報告等を行った者であること。

c　４番目又は５番目に当該事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。d並びに後記(ｲ) a及びbにおいて同じ。）を行った者であること。

d　６番目以降に当該事実の報告等を行った者であること。

e　公正取引委員会の調査開始日以後，違反行為をしていない者であること。

(ｲ)　公正取引委員会の調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに，公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者が，次に掲げる要件のうちa及びcに該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を，b及びcに該当するときは減算前課徴金額に100分の５を乗じて得た額を，それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

a　公正取引委員会の調査開始日前に当該事実の報告等を最初に行った者，前記(ｱ)に該当する課徴金納付命令対象事業者及び公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が５に満たず，かつ，公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が３以下である場合において当該事実の報告等を行った者であること。

b　当該事実の報告等を行った者（aに該当する者を除く。）であること。

c　事実の報告等を行った日以後，違反行為をしていない者であること。

(ｳ)　公正取引委員会は，前記(ｱ)又は(ｲ)による事実の報告等を行った事業者（以下「報告等事業者」という。）から協議の申出があったときは，報告等事業者との間で協議を行うものとし，前記(ｱ)又は(ｲ)による事実の報告等により得られ，並びに次のaからcまでに掲げる行為により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して，公正取引委員会規則で定めるところにより，報告等事業者との間で，報告等事業者が次のaからcまでに掲げる行為をし，かつ，公正取引委員会が次のdに掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができることとした。

a　当該協議において，公正取引委員会に対し，報告又は提出の申出を行った事実又は資料を当該合意後直ちに報告又は提出すること。

b　前記(ｱ)若しくは(ｲ)による事実の報告等又はaに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

c　公正取引委員会による調査により判明した事実に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，検査の承諾その他の行為を行うこと。

d　上限割合（前記(ｱ) aからdまでに該当する事業者については100分の40以下，前記(ｲ) a及びbに該当する事業者については100分の20以下の割合をいう。以下同じ。）の範囲内において，減算前課徴金額を減ずべき割合として定めた特定の割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額を，当該減算前課徴金額から減額すること。

(ｴ)　公正取引委員会は，協議において報告等事業者から説明された前記(ｳ) ａからｃまでにより得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて，報告等事業者が合意後に新たな事実又は資料であって公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において，その提出等に一定の期間を要する事情があると認めるときは，報告等事業者に対し，当該協議において，報告等事業者が次のａ及びｂに掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに，公正取引委員会が前記(ｳ) ｄに掲げる行為をすることに代えて次のｃに掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができることとした。

ａ　当該合意後，当該新たな事実又は資料を把握したときは，当該新たな事実又は資料の報告又は提出を公正取引委員会に直ちに行うこと。

ｂ　ａにより得られた事実又は資料に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，検査の承諾その他の行為を行うこと。

ｃ　減算前課徴金額に，特定割合を下限とし，特定割合に報告等事業者がａ及びｂに掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として当該合意で定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内で，公正取引委員会が当該行為により得られた公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（以下「評価後割合」という。）を乗じて得た額を，当該減算前課徴金額から減額することとすること。

(ｵ)　減免報告者が次の行為をした場合，課徴金減免制度を適用しないこととした。

ａ　他の事業者に対し事実の報告及び資料の提出又は協議の申出等を行うことを妨害していたこと。

ｂ　正当な理由なく，事実の報告及び資料の提出を行った旨又は合意若しくは協議を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。

ｃ　前記(ｳ)による合意（前記(ｴ) ａからｃまでに掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）に違反して当該合意に係る行為を行わなかったこと。

エ　排除措置を命ずる手続，課徴金の納付を命ずる手続の整備

(ｱ)　違反行為が既になくなっている場合において，当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる期間及び課徴金の納付を命ずることができる期間を，当該違反行為がなくなった日から７年とすることとした。

(ｲ)　違反行為をした法人事業者がその子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し，又は分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ，かつ，合併以外の事由により消滅したときは，公正取引委員会は，当該子会社等に対し，当該違反行為に係る課徴金の納付を命じなければならないものとする規定を，公正取引委員会の調査開始日以後に事業の譲渡又は承継が行われた場合に加え，公正取引委員会の調査開始日前に行われた場合についても適用することとした。

オ　延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を，年14.5パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とすることとした。

カ　罰則規定の見直し

(ｱ) 調査における強制処分に係る罰則としての罰金の上限額を300万円に引き上げるとともに，行為者を罰するほか，法人等に対しても罰金刑を科することとした。

(ｲ) 検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を２億円に引き上げることとした。

キ 犯則調査権限の整備

犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件）を調査する場合において，公正取引委員会の職員は，記録命令付差押え等ができるようにする等，所要の規定を整備することとした。

(3) 新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応として，新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに，外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し，適正手続を確保する観点から，改正後の独占禁止法の施行に合わせて，独占禁止法第76条の規定に基づく規則や指針等を整備することとした。

2 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の成立等

(1) 経緯

平成28年２月４日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）には「各締約国は，自国の国の競争当局に対し，違反の疑いについて，当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16. ２条５），同規定は，現行の独占禁止法上担保されていないことから，同規定を担保するため，独占禁止法を改正し，「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は，同年３月８日に第190回通常国会に提出され，継続審議とされた後，同年12月９日，第192回臨時国会において可決・成立し，同月16日に公布された（施行期日は，ＴＰＰ協定が日本国について効力を生ずる日）。

その後，米国がＴＰＰ協定からの離脱を表明したことを受けて，平成30年３月８日に，米国を除く11か国により署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＴＰＰ11協定」という。）の締結に伴い，「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「ＴＰＰ整備法」という。）について，所要の改正を行うため，「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が同月27日に第196回通常国会に提出された。同法律案は，同年５月24日に衆議院において，同年６月29日に参議院において，それぞれ可決・成立した（平成30年法律第70号）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日（平成30年７月６日）から施行された。これにより，改正後のＴＰＰ整備法（「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」）は，ＴＰＰ11協定の発効の日（同年12月30日）

に施行された。

⑵　法律の内容

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」の内容は以下のとおりである。

ア　題名の改正

ＴＰＰ整備法の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改正する。

イ　施行期日の改正

ＴＰＰ整備法の規定（一部の規定を除く。）について，施行期日をＴＰＰ11協定が日本国について効力を生ずる日（平成30年12月30日）に改正する。

⑶　確約手続の概要

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により導入された確約手続の概要は以下のとおりである。

ア　通知

公正取引委員会は，私的独占の禁止等の規定に違反する事実があると思料する場合において，その疑いの理由となった行為について，公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは，当該行為をしている者に対し，当該行為の概要，違反する疑いのある法令の条項及び後記イの申請をすることができる旨を書面により通知することができる。

イ　申請

前記アの通知を受けた者は，疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し，実施しようとするときは，その実施しようとする措置（以下「排除措置」という。）に関する計画（以下「排除措置計画」という。）を作成し，これを当該通知の日から60日以内に公正取引委員会に提出して，その認定を申請することができる。

ウ　認定

公正取引委員会は，前記イの申請があった場合において，当該排除措置が，疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであり，かつ，確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは，当該排除措置計画の認定をする。

エ　却下

公正取引委員会は，前記イの申請があった場合において，当該排除措置計画が前記ウの要件のいずれかに適合しないと認めるときは，決定でこれを却下しなければならない。

オ　変更

前記ウの認定を受けた者は，当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは，公正取引委員会の認定を受けなければならない。

カ　認定の効果

前記ウ又はオの認定をした場合において，当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については，排除措置命令及び課徴金納付命令は行われない。

キ　認定の取消し

公正取引委員会は，前記ウ若しくはオの認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき又は前記ウ若しくはオの認定を受けた者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したときは，認定を取り消さなければならない。

第２　その他所管法令の改正等

1　ＴＰＰ整備法の改正に伴う公正取引委員会規則の改正等

ＴＰＰ整備法により確約手続が導入されることに伴い制定された「公正取引委員会の確約手続に関する規則」（平成29年公正取引委員会規則第１号），「公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第２号）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第３号）について，ＴＰＰ整備法の改正に伴い，ＴＰＰ整備法の施行日とされていたこれら委員会規則の施行期日を，改正後のＴＰＰ整備法の施行日に改正した（改正後のＴＰＰ整備法は平成30年12月30日に施行）。

また，確約手続の対象や確約手続移行前の手続との関係など，確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし，確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から，「確約手続に関する対応方針」を策定するとともに，「企業結合審査の手続に関する対応方針」について所要の改定を行った（平成30年９月26日公表。改正後のＴＰＰ整備法の施行日である同年12月30日から適用）。

併せて，事務総局の審査局の所掌事務の変更等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成30年政令第337号。平成30年12月19日公布，同年12月30日施行））。

2　公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に公文書監理官一人を置くこと等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成31年政令第77号。平成31年３月29日公布，同年４月１日施行））。

第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整

１　法令協議

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に，これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には，その企画・立案の段階で，当該行政機関からの協議を受け，独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

２　行政調整

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について，独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう，当該行政機関と調整を行っている。

第２章　違反被疑事件の審査及び処理

第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況

１　排除措置命令等

独占禁止法は，事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること，不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は，一般から提供された情報，自ら探知した事実，違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し，これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは，独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成30年度においては，審査事件のうち，必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条），違反する事実があると認められ，排除措置命令等をしようとするときは，意見聴取を行い（法第49条等），意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）ている。

また，排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても，違反の疑いがあるときは，関係事業者等に対して警告を行い，是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに，違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが，違反につながるおそれのある行為がみられた場合には，未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお，法的措置又は警告をしたときは，その旨公表している。また，注意及び打切りについては，競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり，かつ，関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は，公表している。

平成30年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第１－２表〕を除く。）は，前年度からの繰越しとなっていたもの25件及び年度内に新規に着手したもの118件の合計143件であり，このうち年度内に処理した件数は120件であった。120件の内訳は，排除措置命令が８件，警告が３件，注意が95件，審査の過程において事業者から改善措置の申出等がなされ，独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたため審査を打ち切ったもの及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが14件となっている（第１－１表参照）。

（注）公正取引委員会は，警告を行う場合にも，公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第５号）に基づき，事前手続を経ることとしている。

第１－１表　審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注１）を行ったものを除く。）

年　　度			26	27	28	29	30
審査件数	前年度からの繰越し		10	11	15	21	25
	年度内新規着手		118	127	134	122	118
	合　　計		128	138	149	143	143
処理件数	法的措置	排除措置命令	10	9	11	13	8
		対象事業者等の数	132	39	51	41	46
	その他	終　了（違反認定）	0	0	1	1	0
		警　　告	1	6	10	3	3
		注　　意	102	106	84	88	95
		打 切 り	4	2	22	13	14
		小　　計	107	114	117	105	112
	合　　計		117	123	128	118	120
次年度への繰越し			11	15	21	25	23
課徴金納付命令	対象事業者数		128	31	32（注2）	32	18
	課徴金額（円）		171億4303万	85億1076万	91億4301万（注2）	18億9210万	2億6111万
告　　発			0	1	0	1	0

（注１）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注２）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した９名の事業者に対して，独占禁止法第63条第１項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を，また，１名の事業者に対して，同条第２項に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第１－２表　不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年　　度	26	27	28	29	30
不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）	982	841	1,155	457	227

第１図　排除措置命令件数等の推移

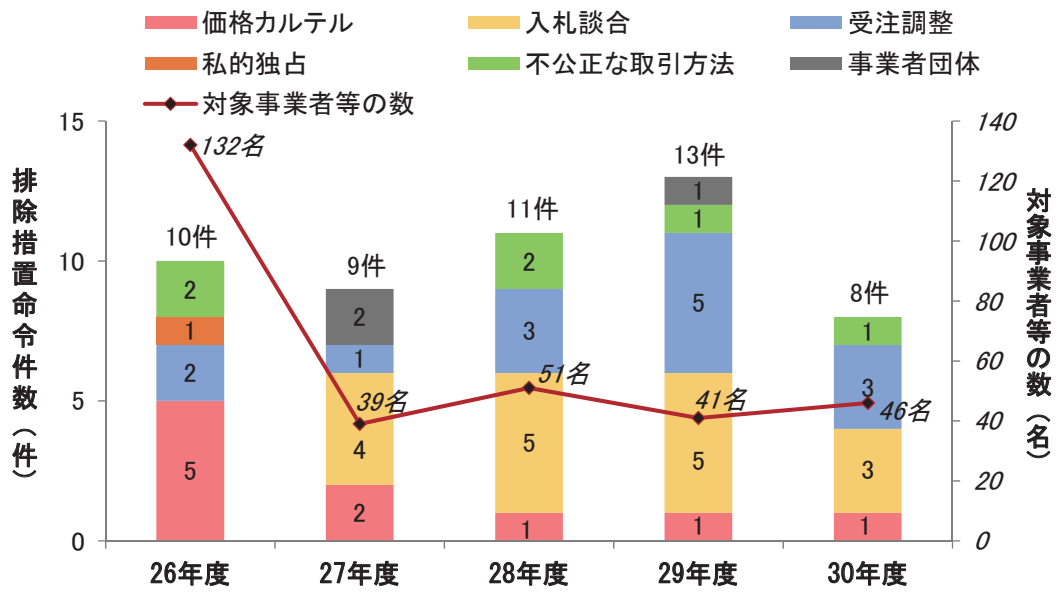

年度 内容（注1）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
私的独占	1	0	0	0	0
価格カルテル（注2）	5	2	1	1	1
入札談合	0	4	5	5	3
受注調整	2	1	3	5	3
不公正な取引方法	2	0	2	1	1
その他（注3）	0	2	0	1	0
合計	10	9	11	13	8

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

平成30年度における処理件数を行為類型別にみると，私的独占１件，価格カルテル14件，入札談合４件，受注調整３件，不公正な取引方法93件，その他５件となっている（第２表参照）。排除措置命令は８件であり，この内訳は，価格カルテル１件，入札談合３件，受注調整３件，不公正な取引方法１件となっている（第２表及び第３表参照）。

第２表　平成30年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）＼処理		法的措置	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	0	0	0	1	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	1	0	0	12	1	14
	入札談合	3	0	0	1	0	4
	受注調整	3	0	0	0	0	3
	小　　計	7	0	0	13	1	21
不公正な取引方法（注３）	再販売価格の拘束	0	0	0	7	1	8
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	4	7	12
	取引妨害	1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用	0	0	2	56	0	58
	不当廉売	0	0	0	7	3	10
	共同の取引拒絶	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0	1
	小　　計	1	0	3	77	12	93
そ　の　他（注4）		0	0	0	5	0	5
合　　計		8	0	3	95	14	120

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第８条第５号）は，不公正な取引方法に分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第３表　法的措置件数（行為類型別）の推移

行為類型（注1）＼年度		26	27	28	29	30	合計
私的独占		1	0	0	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	5	2	1	1	1	10
	入札談合	0	4	5	5	3	17
	受注調整	2	1	3	5	3	14
	小　　計	7	7	9	11	7	41
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	0	0	1
	取引妨害	1	0	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	1	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	1	0	1
	小　　計	2	0	2	1	1	6
その他（注3）		0	2	0	1	0	3
合　　計		10	9	11	13	8	51

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

⑴ 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は，カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために，行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第７条の２第１項，第２項及び第４項，第８条の３，第20条の２，第20条の３，第20条の４，第20条の５並びに第20条の６）。

課徴金の対象となる行為は，①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち，商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について，その対価に係るもの又は供給量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの，④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売及び再販売価格の拘束のうち，一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成30年度においては，延べ18名に対し総額２億6111万円の課徴金納付命令を行った。

⑵ 課徴金減免制度の運用状況

平成30年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は72件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年１月〕以降の件数は1,237件）。

なお，平成30年度においては，７事件延べ21名の課徴金減免申請事業者について，これらの事業者の名称，免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は，法運用の透明性等の観点から，課徴金減免制度が適用された事業者について，課徴金納付命令を行った際に，当委員会のウェブサイト（https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html）に，当該事業者の名称，所在地，代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし，平成28年５月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については，当該事業者から公表の申出があった場合に，公表している。）。

公表された事業者数には，課徴金減免の申請を行った者であるものの，①独占禁止法第７条の２第１項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第７条の２第１項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち，公表することを申し出た事業者の数を含む。

第２図　課徴金額等の推移

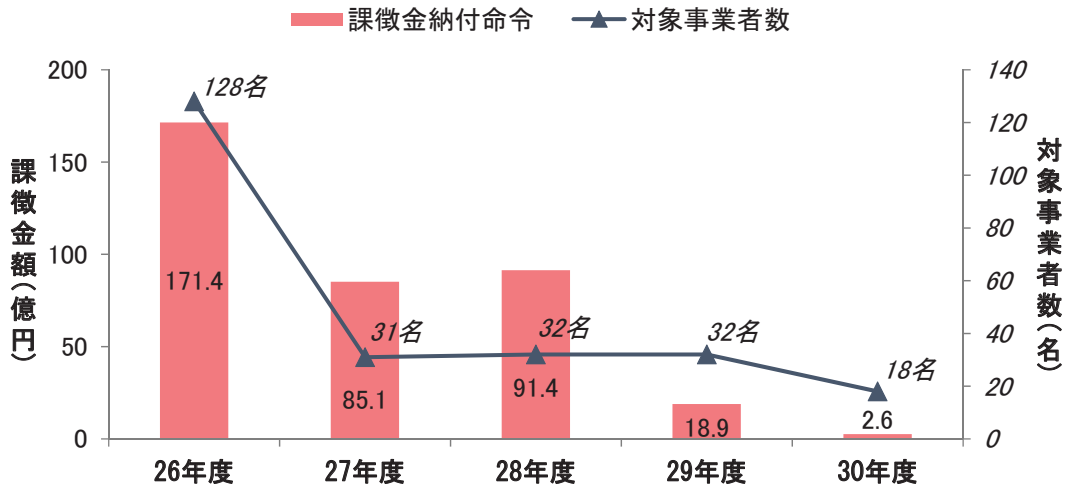

（注）課徴金額については，千万円未満切捨て。

３　申告等

平成30年度においては，独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ，公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,620件であった（第３図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には，当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第３項），平成30年度においては，3,887件の通知を行った。

また，公正取引委員会は，独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため，平成14年４月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ，平成30年度においては，同システムを利用した申告が948件あった。

さらに，平成29年度までに電力分野，農業分野，ＩＴ・デジタル関連分野及びガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成28年３月，４月，10月及び平成29年６月）し，平成30年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第３図　申告件数の推移

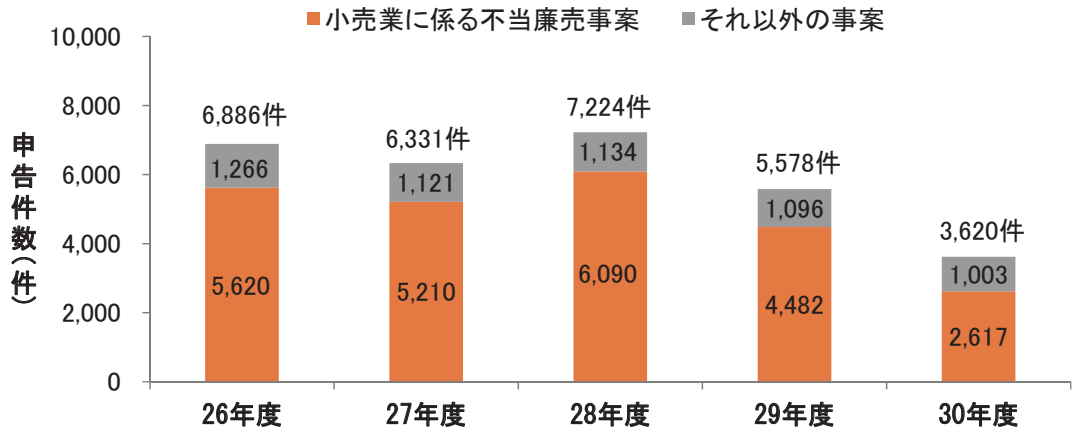

4　関係官庁等への要請等

公正取引委員会は，独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について，関係官庁等に要請等を行っている。平成30年度においては，以下のとおり要請等を行った。

(1)　農林水産省に対する申入れ（平成30年６月14日）（事件詳細については後記第２ 2 参照）

ア　東北農政局の職員の行為

㈱フジタによる競争者に対する取引妨害事件の審査の過程において，農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について，東北農政局の職員が，同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して，入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか，技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに，競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから，農林水産省に対し，同省の発注担当職員に対して，同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

イ　建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為

前記事件の審査の過程において，農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について，建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が，入札前に，相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。このような行為は，独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから，農林水産省に対し，同省の職員が退職する場合には，退職前に，必要に応じて，同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

⑵　宮城県に対する要請（平成30年７月26日）（事件詳細については後記第２ 1 ⑵参照）

宮城県が，北部土木事務所発注の建設関連業務のうち特定の入札に関し，同県が定める談合情報対応マニュアルに基づき行った調査において自ら談合を行っていた旨を認めた１社を含めて，全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから，宮城県に対し，当該マニュアルの改定など，所要の改善を図ることを要請した。

5　審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査，審尋等の処分を受けた者が，当該処分に不服があるときは，公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第５号）第22条第１項の規定により，当該処分を受けた日から１週間以内に，その理由を記載した文書をもって，当委員会に異議の申立てをすることができる。平成30年度においては，異議の申立てはなかった。

また，任意の供述聴取については，聴取対象者等が，聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第２の「２　供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には，原則として，当該聴取を受けた日から１週間以内に，書面により，公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第２の４）。

平成30年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第４表のとおりであり，調査の結果，審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下している。

第４表　任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 ＼ 処理結果		供述聴取時の手続・説明事項に関するもの（審査手続指針第２の２⑵）	威迫・強要など審査官等の言動に関するもの（審査手続指針第２の２⑶ア）	聴取時間・休憩時間に関するもの（審査手続指針第２の２⑷）	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの（審査手続指針第２の２⑸）	合計
処理件数		0	2	1	1	4
	却下したもの	0	2	1	1	4
	必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

第５表　平成30年度法的措置一覧表

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最高額～最低額）	法的措置対象事業者等の数	違反法条	排除措置命令年月日
1	30（措）12	㈱フジタに対する件	㈱フジタは，農林水産省が東北農政局において発注した５件の土木一式工事に係る取引において，自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。	－	1	第19条（一般指定第14項）	30.6.14

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最高額～最低額）	法的措置対象事業者等の数	違反法条	排除措置命令年月日
2	30（措）13	全日本空輸㈱が発注する制服の販売業者に対する件	全日本空輸㈱発注の制服の販売業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3186万円（1780万円～372万円）	5	第3条後段	30.7.12
3	30（措）14	宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	2035万円（579万円～251万円）	11	第3条後段	30.7.26
4	30（措）15	宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	151万円	7	第3条後段	30.7.26
5	30（措）16	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	317万円	5	第3条後段	30.7.26
6	30（措）17	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	1億9397万円（6758万円～641万円）	5	第3条後段	30.10.3
7	30（措）18	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	1025万円（429万円～211万円）	6	第3条後段	30.10.18
8	30（措）19	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	－	6	第3条後段	30.10.18
合　計				2億6111万円	46		

（注）一般指定とは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第６表　課徴金制度の運用状況（注１）

年度	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円

2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	（注2）28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	（注3）38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	（注4）270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	（注5，6，7）411億9965万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
合計	8,828	4009億7511万円

（注１）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注２）平成15年９月12日，協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について，審決認定（平成10年３月11日，課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

（注３）平成16年２月20日，土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について，審決認定（平成15年６月13日，課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

（注４）三菱樹脂㈱に対する審判事件について，平成28年２月24日，課徴金納付命令（平成21年２月18日，課徴金額37億2137万円）のうち，37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

（注５）エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について，審決を取り消す旨の判決が出され，同判決が確定したことを受け，平成26年10月14日，課徴金納付命令（平成23年５月26日，課徴金額36億3911万円）のうち，７億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

（注６）日本トイザらス㈱に対する審判事件について，平成27年６月４日，課徴金納付命令（平成23年12月13日，課徴金額３億6908万円）のうち，２億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

（注７）㈱山陽マルナカに対する審判事件について，平成31年２月20日，課徴金納付命令（平成23年６月22日，課徴金額２億2216万円）のうち，１億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

第２　法的措置等

平成30年度においては，８件について法的措置を採った。これら８件の違反法条をみると，独占禁止法第３条後段（不当な取引制限の禁止）違反７件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反１件となっている。

これら８件の概要は次のとおりである。

1　独占禁止法第３条後段違反事件

(1)　全日本空輸㈱が発注する制服の販売業者に対する件（平成30年（措）第13号）

排除措置年月日	違　反　法　条
30. 7. 12	独占禁止法第3条後段

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本　茂	○	1780万円
2	㈱そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林　拓二	○	1034万円
3	㈱名鉄百貨店	名古屋市中村区名駅一丁目2番1号	代表取締役 黒野　友之	○	372万円
4	伊藤忠商事㈱	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木　善久	○	—
5	オンワード商事㈱	東京都千代田区飯田橋二丁目10番10号	代表取締役 田村　保治	○	—
6	丸紅メイト㈱	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 片山　貴文	—	—
合計				5社	3186万円

（注１）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注２）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注３）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の６社（以下「６社」という。）は，遅くとも平成25年12月６日までに，全日本空輸㈱（以下「全日空」という。）が平成25年11月１日に説明会を開催して新規に調達を開始した全日空向け制服（注４）について

㋐　カテゴリー１（注５）は高島屋，カテゴリー２及びカテゴリー３はそごう・西武，カテゴリー４は名鉄百貨店をそれぞれ受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とすること

㋑ a　６社のうちオンワード商事（注６）を除く者らは，カテゴリーごとの受注予定者の見積価格がそれぞれ最も低い価格となるようにし，受注予定者以外の者は受注予定者よりも高い見積価格を提示等すること

b　オンワード商事は，６社のうち同社を除く者らに対して全日空向け制服の完成

品見本，原反引受証明書及び表地の試験鑑定証明書（以下「完成品見本等」という。）を事前に提供し，特に，カテゴリーごとの受注予定者には仕様書の基準に合致した品質の完成品見本等を事前に提供すること

により受注予定者が受注できるようにすること

を合意（以下「本件合意」という。）することにより，公共の利益に反して，全日空向け制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注４）「全日空向け制服」とは，全日空が仕様を定め，同社等の客室乗務員又は地上係員に着用させる制服をいう。

（注５）全日空は，女性の客室乗務員用制服をカテゴリー１に，女性の地上係員用制服をカテゴリー２及びカテゴリー３に，男性の客室乗務員及び地上係員用制服をカテゴリー４に，それぞれ分類し，カテゴリーごとに受注者を選定した。

（注６）全日空は，オンワード商事に対し，全日空向け制服に係るデザイナーの選定，生地の検討，仕様書の企画・作成，説明会資料の作成等に関する業務を委託していたことを理由として，同社からの調達を予定していなかった。

ウ　排除措置命令の概要

㋐　髙島屋，そごう・西武，名鉄百貨店，伊藤忠商事及びオンワード商事の５社（以下⑴において「５社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　本件合意が消滅していることを確認すること。

b　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，全日空向け制服について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

㋑　５社は，それぞれ，前記㋐に基づいて採った措置を，自社を除く４社及び全日空に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

㋒　５社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，全日空向け制服について，受注予定者を決定してはならない。

エ　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成31年２月13日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額3186万円）を支払わなければならない。

⑵　宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社又は宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件（平成30年（措）第14号～第16号）

排除措置年月日	違　反　法　条
30. 7. 26	独占禁止法第3条後段

ア　関係人

㋐　**大崎市等発注の特定建設関連業務（注１）**

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱栄和技術コンサルタント	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋　貴弘	○	579万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
2	㈱大崎測量設計コンサルタント	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部　慎一	○	421万円
3	㈱マドック	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤　紀元	○	414万円
4	㈱古川測量設計事務所	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤　　重	○	370万円
5	㈱テクノブレイン	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸　千絵	○	251万円
6	（有）共栄技術コンサルタント	宮城県大崎市松山金谷字金谷崎畑8番地	代表取締役 井上　賢二	○	—
7	システム・ＺＥＲＯ㈱	宮城県大崎市古川福沼一丁目13番5-202号	代表取締役 尾形　信一	○	—
8	㈱東翔測量設計	宮城県大崎市古川北町三丁目9番24号	代表取締役 相澤　喜夫	○	—
9	㈱萩測量設計事務所	宮城県大崎市古川塚目字北原108番地の2	代表取締役 佐川　吉夫	○	—
10	（有）北都技研開発	宮城県大崎市松山千石字広田66番地の1	取締役 伊藤　　正	○	—
11	（有）和光測量設計社	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚　富夫	○	—
12	㈱江合技術コンサルタント	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉　清隆	—	—
13	㈱千葉測量設計※	宮城県大崎市古川大宮六丁目11番23号		—	—
合計				11社	2035万円

（注１）「大崎市等発注の特定建設関連業務」とは，宮城県大崎市又は大崎市土地開発公社が，指名競争入札の方法により測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務（宮城県大崎市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）をいう。
（注２）表中の「○」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。
（注３）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注４）「※」を付した事業者は，株主総会の決議により解散し，事業活動の全部を取りやめており，清算が結了している。

㈠　北部土木事務所発注の特定建設関連業務（注５）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱栄和技術コンサルタント	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋　貴弘	○	151万円
2	㈱大崎測量設計コンサルタント	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部　慎一	○	—
3	㈱加美測量設計事務所	宮城県加美郡加美町字矢越191番地	代表取締役 佐々木　清則	○	—
4	㈱テクノブレイン	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸　千絵	○	—
5	㈱古川測量設計事務所	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤　　重	○	—
6	㈱マドック	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤　紀元	○	—

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
7	（有）和光測量設計社	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚　富夫	○	―
8	㈱江合技術コンサルタント	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉　清隆	―	―
合計				7社	151万円

（注５）「北部土木事務所発注の特定建設関連業務」とは，宮城県が，北部土木事務所において，入札等（指名競争入札及び見積り合わせをいう。以下同じ。）の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務（建設コンサルタント業務として発注されるもののうち，地質調査業務を含むものは除く。）のうち，大崎地域（宮城県大崎市，加美郡及び遠田郡の区域をいう。以下同じ。）を業務場所とし，測量業務又は建設コンサルタント業務のＡ等級業者のみを入札等の参加者とするもの（大崎地域に本店を置く複数の事業者が入札等の参加者に含まれるものに限る。）をいう。

（注６）表中の「○」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

（注７）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

㈲　栗原地域事務所発注の特定建設関連業務（注８）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱ウイル	宮城県栗原市築館字下宮野川南12番地の1	代表取締役 鈴木　孝司	○	317万円
2	岩倉測量設計㈱	宮城県栗原市栗駒中野上野原北38番地	代表取締役 千葉　　厚	○	―
3	（有）大洋測量設計	宮城県栗原市築館字下宮野町33番地	代表取締役 髙橋　大石	○	―
4	㈱田中測量設計	宮城県栗原市金成小堤涌戸31番地	代表取締役 田中　智巳	○	―
5	㈱渡工測量設計	宮城県栗原市築館源光4番45-2号	代表取締役 菅原　　公	○	―
合計				5社	317万円

（注８）「栗原地域事務所発注の特定建設関連業務」とは，宮城県が，北部土木事務所栗原地域事務所において，指名競争入札の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務のうち，測量業務又は建設コンサルタント業務のＡ等級業者のみを入札の参加者とするもの（宮城県栗原市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）をいう。

（注９）表中の「○」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

（注10）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ　違反行為の概要

㈠　大崎市等発注の特定建設関連業務

前記ア㈠の表記載の13社は，遅くとも平成25年７月３日以降（前記ア㈠の表記載の番号13の事業者にあっては，平成28年７月６日以降），大崎市等発注の特定建設関連業務について，受注価格の低落防止等を図るため

ａ ⒜　原則として，業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者の中から受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

⒝　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b　各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして

(a)　業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者について，区分ごとに受注予定者となる順番をあらかじめ定め，原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする

(b)　前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては，自社の本店等と業務場所との距離，過去に受注した業務との継続性等を勘案して，順番に該当する者と受注を希望する者らの話合いにより受注予定者を決定する

(c)　受注予定者が提示する入札価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者が示した入札価格以上の入札価格を提示する又は入札を辞退する

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより，前記ア(ｱ)の表記載の13社は，公共の利益に反して，大崎市等発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ｲ)　北部土木事務所発注の特定建設関連業務

前記ア(ｲ)の表記載の８社は，遅くとも平成25年７月24日以降（前記ア(ｲ)の表記載の番号７の事業者にあっては，平成26年７月９日以降），北部土木事務所発注の特定建設関連業務について，受注価格の低落防止等を図るため

a (a)　原則としてあらかじめ定めた順番により受注予定者を決定する

(b)　前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては，話合いにより受注予定者を決定する

(c)　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b　各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして

(a)　受注予定者となる順番をあらかじめ定め，原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする

(b)　前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては，自社の本店等と業務場所との距離，過去に受注した業務との継続性等を勘案して，順番に該当する者と受注を希望する者らの話合いにより受注予定者を決定する

(c)　受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者等が示した入札価格等以上の入札価格等を提示する又は入札等を辞退する

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより，前記ア(ｲ)の表記載の８社は，公共の利益に反して，北部土木事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ｳ)　栗原地域事務所発注の特定建設関連業務

前記ア(ｳ)の表記載の５社は，遅くとも平成25年７月10日以降（前記ア(ｳ)の表記載の番号４の事業者にあっては，平成26年５月28日以降），栗原地域事務所発注の特定建設関連業務について，受注価格の低落防止を図るため

ａ⑷　自社の本店等と業務場所との距離，過去に受注した業務との継続性等により受注予定者を決定する

⑹　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

ｂ⑷　自社の本店等と業務場所との距離，過去に受注した業務との継続性等を理由に受注を希望する者がその旨を表明して受注を希望する者以外の者から了承を得ることにより，受注予定者を決定する

⑹　受注予定者が提示する入札価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者が連絡した入札価格以上の入札価格を提示する

ことにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより，前記ア㈣の表記載の５社は，公共の利益に反して，栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

㈠　各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下⑵において「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会等において決議しなければならない。

ａ　前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

ｂ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して

⑷　大崎市が測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務

⑹　宮城県が北部土木事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務

⑺　宮城県が北部土木事務所栗原地域事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務

について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

㈡　名宛人は，それぞれ，前記㈠に基づいて採った措置を，自社を除く名宛人及び発注者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

㈢　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記㈠ｂの業務について，受注予定者を決定してはならない。

エ　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成31年２月27日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額2503万円）を支払わなければならない。

オ　宮城県に対する要請について

㈠　宮城県は，本件審査開始前に，北部土木事務所発注の特定建設関連業務のうち特定の入札に関し，同県が定める談合情報対応マニュアルに基づき入札参加業者に対する事情聴取等の調査を行ったところ，入札参加業者のうち１社から，受注予定者を決定する会合に出席したことなど，自ら談合を行っていた旨の説明を受けた。

しかし，宮城県は，前記入札に関し，他の入札参加業者に対する事情聴取結果等

から，前記マニュアルの「談合の事実があったと認められない場合」に該当すると判断して，自ら談合を行っていた旨を認めた１社を含め，全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた。

(ｲ)　本件審査の過程において，前記(ｱ)の事実が明らかになったことから，宮城県に対し，今後，入札等の参加業者自らが入札等に関し談合を行っていた旨を認めた場合等を含め談合の疑いが払拭できない事例についても対応し得るよう，前記(ｱ)のマニュアルの改定など，所要の改善を図ることを要請した。

(3)　近畿地区（注１）に店舗を設置する百貨店業者に対する件（平成30年（措）第17号）

排除措置年月日	違　反　法　条
30.10.3	独占禁止法第3条後段

（注１）「近畿地区」とは，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県及び和歌山県をいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木　直也	○	6758万円
2	㈱髙島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本　茂	○	5876万円
3	㈱近鉄百貨店	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号	代表取締役 髙松　啓二	○	4485万円
4	㈱京阪百貨店	大阪府守口市河原町8番3号	代表取締役 辻　良介	○	1637万円
5	㈱そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林　拓二	○	641万円
6	㈱大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 好本　達也	―	―
合計				5社	1億9397万円

（注２）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注３）表中の「－」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注４）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

イ　違反行為の概要

(ｱ) a　前記アの表記載の阪急阪神百貨店，髙島屋，近鉄百貨店，京阪百貨店，そごう・西武及び大丸松坂屋百貨店の６社（以下「６社」という。）及び㈱髙島屋サービス（以下「髙島屋サービス」という。）（注５）は，平成27年７月頃から同年９月上旬にかけて，各社の物流担当者が参加する大阪百貨店物流連絡会と称する会合（以下「物流連絡会」という。）の場で又は個別に，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料（注６）（ウェブサイトにおいて優待ギフトの配送を受託する際に収受するものを除く。以下同じ。）の額の引上げについて情報交換を行い，６社のうちそごう・西武を除く者らは，遅くとも平成27年９月上旬までに，各社の近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げることを合意した。

b　そごう・西武は，平成27年９月上旬以降も引き続き，物流連絡会の場で又は

個別に，阪急阪神百貨店，近鉄百貨店，京阪百貨店及び大丸松坂屋百貨店並びに髙島屋サービスとの間において，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額の引上げについて情報交換を行い，遅くとも平成28年２月上旬までに，前記ａの合意に参加した。

（注５）髙島屋サービスは，髙島屋が90.3パーセントを出資する同社の子会社であり，平成29年８月末まで，髙島屋から，同社が販売する後記注６の優待ギフト送料が適用される商品（以下「優待ギフト」という。）の配送に係る役務に関し，同社が販売する優待ギフトの包装，保管，発送等の物流に関する業務を受託していた。

（注６）「優待ギフト送料」とは，中元期又は歳暮期のみに使用するカタログに掲載して販売する商品の配送を受託する際に顧客から収受する配送料金であって，全国各地への配送が一律の額の料金であるもの（金券類の配送に係るものを除く。）をいう。

㈠　６社は，前記㈠の合意をすることにより，公共の利益に反して，近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が近畿地区の店舗において販売する優待ギフトの配送分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

㈠　阪急阪神百貨店，髙島屋，近鉄百貨店，京阪百貨店及びそごう・西武の５社（以下⑶において「５社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

ａ　前記イ㈠の合意が消滅していることを確認すること。

ｂ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を決定せず，各社がそれぞれ自主的に決めること。

ｃ　今後，相互に，又は他の事業者と，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額に関する情報交換を行わないこと。

㈡　５社は，それぞれ，前記㈠に基づいて採った措置を，自社を除く４社に通知するとともに，自社の顧客に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

㈢　５社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を決定してはならない。

㈣　５社は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額に関する情報交換を行ってはならない。

エ　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成31年５月７日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額１億9397万円）を支払わなければならない。

⑷　ドコモショップユニフォーム（注１）の見積り合わせの参加業者に対する件（平成30年（措）第18号・19号）

排除措置年月日	違　反　法　条
30.10.18	独占禁止法第3条後段

（注１）「ドコモショップユニフォーム」とは，ドコモショップ（㈱ＮＴＴドコモ（以下「ＮＴＴドコモという。」）の代理店が運営する携帯電話の販売店）の女性スタッフが平成28年10月から着用するユニ

フォームをいう。
（注２）本件違反行為に係る取引分野のうち，縫製会社（注３）を決定するための見積り合わせに係るものを「レンタル運用会社向けドコモショップユニフォーム」，レンタル運用会社（注４）を決定するための見積り合わせに係るものを「ドコモショップユニフォームのレンタル運用」という。
（注３）「縫製会社」とは，レンタル運用会社向けにドコモショップユニフォームを販売する者である。
（注４）「レンタル運用会社」とは，ＮＴＴドコモに対してドコモショップユニフォームをレンタルサービスにより貸与する者である。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	レンタル運用会社向けドコモショップユニフォーム	ドコモショップユニフォームのレンタル運用	合計
				排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	
1	伊藤忠商事㈱	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木　善久	○	○	2件
				429万円	—	429万円
2	㈱高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本　　茂	○	○	2件
				385万円	—	385万円
3	ツカモトユーエス㈱	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号	代表取締役 西村　　隆	○	○	2件
				211万円	—	211万円
4	㈱サンペックスイスト	東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号	代表取締役 宍戸　典之	○	○	2件
				—	—	—
5	双日ジーエムシー㈱	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋　治夫	○	○	2件
				—	—	—
6	㈱そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林　　拓二	○		1件
				—		—
7	三菱商事ファッション㈱	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号	代表取締役 中嶋　敏博		○	1件
					—	—
8	丸紅㈱	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	代表取締役 國分　文也	—		—
				—		—
9	丸紅メイト㈱	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 片山　貴文		—	—
					—	—
違反事業者数				7社	7社	延べ14社（実数9社）
排除措置命令対象事業者数				6社	6社	延べ12社（実数7社）
課徴金納付命令対象事業者数				3社	—	3社
課徴金額				1025万円	—	1025万円

（注５）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注６）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注７）表中の「／」は，当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。
（注８）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

イ　違反行為の概要

㋐　レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームに係る違反行為

ａ　伊藤忠商事，ツカモトユーエス及び丸紅の３社は，遅くとも平成26年12月10日

までに，ドコモショップユニフォームについて，

⒜　カテゴリー（注９）ごとに受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすること

⒝　カテゴリー１は伊藤忠商事及びツカモトユーエス，カテゴリー２は髙島屋，カテゴリー３は丸紅をそれぞれ受注予定者とすること

を合意した。

ｂ　髙島屋は，遅くとも平成26年12月11日までに，ドコモショップユニフォームについて，ツカモトユーエス及び丸紅からカテゴリー２の受注予定者になることを伝えられ，連絡された見積価格を提示することに同意し，これにより前記ａ⒜の合意に加わった。

ｃ　サンペックスイスト，双日ジーエムシー及びそごう・西武は，遅くとも平成26年12月15日までに，ツカモトユーエス又は丸紅から連絡された見積価格を提示することに同意し，これにより前記ａ⒜の合意に加わった。

これら７社は，前記のとおり，縫製会社を決定するための見積り合わせについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意することにより，公共の利益に反して，レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームの取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注９）ＮＴＴドコモは，ジャケット，ベスト，スカート，パンツ及びベルトをカテゴリー１に，長袖ブラウス（白），半袖ブラウス（白）及びカットソーをカテゴリー２に，長袖ブラウス（紺）及び半袖ブラウス（紺）をカテゴリー３に，それぞれ分類し，カテゴリーごとに受注者を選定した。また，ＮＴＴドコモは，カテゴリーによっては複数社を受注者とすることもあるとしていた。

⑷　ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る違反行為

７社（前記アの表の番号６及び８以外の事業者）は，遅くとも平成27年６月22日までに，レンタル運用会社を決定するための見積り合わせについて，丸紅メイトを受注予定者とし，受注予定者以外の者は丸紅メイトが受注できるようにする旨を合意することにより，公共の利益に反して，ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

⑺　各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下⑷において「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

ａ　前記イの合意が消滅していることを確認すること。

ｂ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

⑴　名宛人は，それぞれ，前記⑺に基づいて採った措置を，自社を除く名宛人，㈱ユニメイト（注10）及びＮＴＴドコモに通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

⑼　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて，受注予定者を決定

してはならない。

（注10）平成30年３月30日付けで丸紅メイトからレンタル運用事業を承継。㈱ユニメイトへの通知に関する命令は，レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームの取引分野に係る名宛人のみが対象。

エ　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成31年５月20日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額1025万円）を支払わなければならない。

2　独占禁止法第19条違反事件

㈱フジタに対する件（平成30年（措）第12号）

排除措置年月日	違　反　法　条
30. 6. 14	独占禁止法第19条（一般指定第14項）

(1)　関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要
㈱フジタ	東京都新宿区西新宿四丁目32番22号	代表取締役 奥村　洋治	建設工事の請負等

(2)　本件対象工事（注１）の発注方法等

ア　農林水産省は，東北農政局において，本件対象工事について，ＷＴＯ案件（注２）として，施工体制確認型総合評価落札方式（注３）の標準Ａ－Ⅱ型（注４）による一般競争入札の方法により発注していた。

このため，農林水産省は，東北農政局において，本件対象工事を発注するに当たり，入札参加申請者に対して，入札説明書において技術提案の課題を示し，技術提案を記載した技術提案書の提出を求めていた。

（注１）「本件対象工事」とは，本件違反行為の対象となった農林水産省が東北農政局において発注した５件の土木一式工事をいう。

（注２）「ＷＴＯ案件」とは，「政府調達に関する協定」及び「政府調達に関する協定を改正する議定書」の適用を受けて調達手続を実施するものをいい，平成26年度又は平成27年度に農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事にあっては，当該物件の入札公告前の決裁時の予定価格相当額（消費税相当額込み。）が６億円以上であるものをいう。

（注３）「施工体制確認型総合評価落札方式」とは，入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式のうち，発注者が品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し，施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査する方式をいう。

（注４）「標準Ａ－Ⅱ型」とは，農林水産省が東北農政局において実施する施工体制確認型総合評価落札方式のうち，品質向上に関する技術提案書の提出を求め，入札価格と技術提案を総合的に評価するもので，標準点（後記注５参照），施工体制評価点（後記注６参照）及び加算点（後記注７参照）を合計した数値を入札価格により除して算出した評価値が最も高い者を落札者と決定する方式をいう。

イ　農林水産省は，東北農政局において，本件対象工事について，入札参加者の標準点（注５），施工体制評価点（注６），加算点（注７）及び入札価格により落札者を決定することとしていたところ，いずれの工事も標準点及び施工体制評価点については入札参加者の間で点数に差が生じなかったため，入札参加者の加算点及び入札価格によって落札者を決定していた。農林水産省は，東北農政局において，本件対象工事に

ついて，評価者３名が技術提案を評価した後，工事技術評価委員会（注８）において，当該評価者３名が評価した内容を検討した上で評価内容及び技術評価点を決定し，さらに，技術審査会（注９）において工事技術評価委員会での評価内容及び技術評価点を審議し，最終的な技術評価点を決定していた。その際，技術審査会は，本件対象工事について，工事技術評価委員会が決定した技術評価点をそのまま追認していた。

（注５）「標準点」とは，入札説明書において定める競争参加資格条件を満たしている者に付与される点数をいう。

（注６）「施工体制評価点」とは，技術提案書の内容に応じ，品質確保の実効性，施工体制確保の確実性の評価に基づき付与される点数をいう。

（注７）「加算点」とは，入札参加申請者の技術評価点（技術提案の内容に応じ，評価者が付与した点数の合計点）に基づき算出される点数をいう。

（注８）「工事技術評価委員会」とは，東北農政局が設置した総合評価落札方式による工事の技術提案の評価を行う機関をいう。

（注９）「技術審査会」とは，東北農政局が設置した，工事技術評価委員会における総合評価落札方式による工事の技術提案の評価結果の報告を受けて審査する機関をいう。

⑶　違反行為の概要

ア　㈱フジタ（以下「フジタ」という。）は，平成24年４月１日以降，農林水産省が東北農政局において施工体制確認型総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注する土木一式工事について，東北農政局を退職した後にフジタ東北支店に再就職した従業員（以下「フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員」という。）から，評価者であり，かつ，工事技術評価委員会に出席する立場にあった東北農政局土地改良技術事務所の職員（以下「東北農政局の評価担当者」という。）に対して，技術提案書の提出期限前に，技術提案の内容について添削又は技術提案についての助言（以下「添削等」という。）を依頼し，添削等を受けることがあった。

イ　フジタは，本件対象工事について

㈠　フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から，東北農政局の評価担当者に対して，技術提案書の提出期限前に，技術提案書の添削等を依頼し，フジタ東北支店において当該添削等を踏まえて技術提案書を作成して東北農政局に提出し

㈡　フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から，東北農政局の評価担当者に対して，入札書の提出期限前に，入札参加申請者の技術評価点及び順位を問い合わせ，これらに関する情報について教示を受け

フジタ東北支店において入札していた。

ウ　フジタ東北支店は，前記イの行為により本件対象工事の入札に係る取引を妨げ，本件対象工事の技術評価点において全て１位となり，本件対象工事のうち２件（注10）の工事を落札し受注した。

（注10）５件の工事のうち４件は，２件ごとに一括審査方式（技術提案等を共通化できる複数の工事を一括して公告し，技術提案等を一括して審査を実施する方式。また，入札参加申請者が，当該複数の工事に入札参加し，先に開札された工事の落札者となった場合，後に開札された工事の入札が無効として取り扱われるもの）が適用されたことから，一つの建設業者が落札・受注できる工事は最大で３件となる。

エ　フジタは，農林水産省が東北農政局において発注した本件対象工事に係る取引において，自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。

⑷　排除措置命令の概要

ア　フジタは，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

(ｱ)　前記⑶イの行為を既に行っていないことを確認すること。

(ｲ)　今後，農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事について，前記⑶イの行為と同様の行為を行わないこと。

イ　フジタは，前記アに基づいて採った措置を，東北農政局に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ　フジタは，今後，農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事について，前記⑶イの行為と同様の行為を行ってはならない。

エ　フジタは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ｱ)　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社従業員に対する周知徹底

(ｲ)　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての，農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事の入札に関与する者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(ｳ)　独占禁止法違反行為に関与した従業員に対する処分に関する規程の改定

⑸　建設業者10社（注11）に対する注意について

ア　行為の概要

本件審査の過程において，平成28年度まで，農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について，建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が，入札前に，相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。

イ　注意の概要

公正取引委員会は，前記アの行為は独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，建設業者10社に対し，注意を行った。

（注11）「建設業者10社」とは，農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注する土木一式工事に係る競争参加資格を有する建設業者10社をいう。

⑹　農林水産省に対する申入れについて

ア　東北農政局の職員の行為について

⑺　行為の概要

本件審査の過程において，少なくとも平成24年度から平成28年度までの間に，農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について，東北農政局の職員が，同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して

ａ　入札公告日等（未公表情報）の教示

ｂ　技術提案の課題（未公表情報）の教示

ｃ　技術提案書の添削等（技術提案書の提出期限前）

ｄ　技術評価点及び順位（未公表情報）の教示

ｅ　積算金額（非公表情報）の教示

ｆ　他の入札参加者の施工済み又は施工中の工事に係る技術提案書（非公表情報）の提供

を行っていた事実が認められた。

⑴　申入れの概要

前記⑺の行為は，独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに，競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから，公正取引委員会は，農林水産省に対し，同省の発注担当職員（注12）に対して，同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

（注12）「発注担当職員」とは，入札契約段階に限らず，設計から検査，確認，評価の段階までの発注事務を担当する職員をいう。

イ　建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為について

⑺　行為の概要

本件審査の過程において，建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が，前記⑸アの行為を行っていた事実が認められた。

⑴　申入れの概要

前記⑸アの行為は，独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから，公正取引委員会は，農林水産省に対し，同省の職員が退職する場合には，当該職員に対して，退職前に，必要に応じて，同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

第３　警告等

1　警告

平成30年度において警告を行ったものの概要は，次のとおりである。

第８表　平成30年度警告事件一覧表

一連番号	件　　名	内　　容	関係法条	警告年月日
1	岩手県産㈱に対する件	次の行為により，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，取引の相手方に対して取引の対価の額を減じていた疑い。 ○　納入業者のうち，1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち，物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し，平成29年7月から平成30年9月までの間，自社の収益状況を改善するために，当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず，当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して，当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。	第19条（第2条第9項第5号ハ）	30.11.21
2	大阪瓦斯㈱に対する件	自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，取引の相手方に不利益となるように次の行為を行っている疑い。 ○　遅くとも平成25年4月以降，大阪ガスブランドのファンヒーターについて，自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し，当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして，サービスショップに対し，必要以上に自社から購入させている。	第19条（第2条第9項第5号ハ）	31.1.24
3	今治タクシー事業協同組合に対する件	組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり，組合員が行うタクシー事業に関して，次の行為により，不当に拘束する条件を付けて取引している疑い。 ⑴　遅くとも平成27年4月以降，運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。 ⑵　平成29年6月以降，乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。	第19条（一般指定第12項）	31.3.26

2　注意

平成30年度において注意・公表を行ったものの概要は，次のとおりである。

第９表　平成30年度注意・公表事件一覧

件　　名	内　　容	関係法条	注意年月日
農林水産省東北農政局が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について，建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が，入札前に，相互に入札参加の意向を確認し合っていた。このような行為は，独占禁止法違反につながるおそれがある。	第3条後段	30.6.14

３　改善措置に関する公表

平成30年度において，審査の過程において，事業者から改善措置の申出等を受け，法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から，事案の概要を公表したものの概要は，次のとおりである。

第10表　平成30年度改善措置に関する公表事案一覧

一連番号	件　　名	内　　容	公表年月日
1	みんなのペットオンライン㈱に対する件	みんなのペットオンライン㈱が，同社が運営するブリーダー（注）と一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトを利用するブリーダーに対し，同社以外が運営する仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑いがあったことから，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，同社から，改善措置を自発的に講じた旨の報告があり，その内容を検討したところ，上記の疑いを解消するものと認められたことから，本件審査を終了した。 （注）「ブリーダー」とは，販売を目的として，犬や猫等の繁殖を行う事業者をいう。	30.5.23
2	Apple Japan（同）及びアップル・インクに対する件	Apple Japan（同）が，同社とＭＮＯ（注1）3社（注2）との契約に基づき，ＭＮＯ3社の事業活動を制限している疑いがあったことから，同社の最終親会社であるアップル・インクに対し，審査を行ってきたところ，アップル・インクから，ＭＮＯ3社等が iPhone を購入する利用者に提供する端末購入補助等について，契約の一部を改定するとの申出がなされたため，これらの内容を検討したところ，上記の疑いが解消されるものと認められたこと等から，本件審査を終了した。 （注1）Mobile Network Operator（電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって，当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用しているもの）の略。 （注2）㈱ＮＴＴドコモ，ＫＤＤＩ㈱及びソフトバンク㈱。	30.7.11
3	エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan㈱に対する件	エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan㈱（以下総称して「エアビーアンドビー」という。）が，エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーの運営する，住宅を活用した宿泊サービス（以下「民泊サービス」という。）の提供及びそれを受けることを仲介するウェブサイト（以下「民泊サービス仲介サイト」という。）に同社の取引先事業者がＡＰＩを利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって，他の民泊サービス仲介サイトにＡＰＩを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより，当該取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあったことから，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，エアビーアンドビーから，上記契約の制限に係る規定を適用する権利を放棄する措置を速やかに講じるとの申出がなされたため，その内容を検討したところ，上記の疑いを解消するものと認められたことから，本件審査を終了することとした。	30.10.10

第４　告発

私的独占，カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については，排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ，これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（第96条及び第74条第１項）。

公正取引委員会は，平成17年10月，平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ，「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し，独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から，積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成30年度においては，検事総長に告発した事件はなかった。

第３章　審　判

第１　概説

平成30年度当初における審判件数は，前年度から繰り越されたもの178件（排除措置命令に係るものが89件，課徴金納付命令に係るものが89件）であった。平成30年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第３章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を15件（排除措置命令に係る審決８件，課徴金納付命令に係る審決７件）行った。この結果，平成30年度末における審判件数（令和元年度に繰り越すもの）は163件となった。

図　審判件数の推移

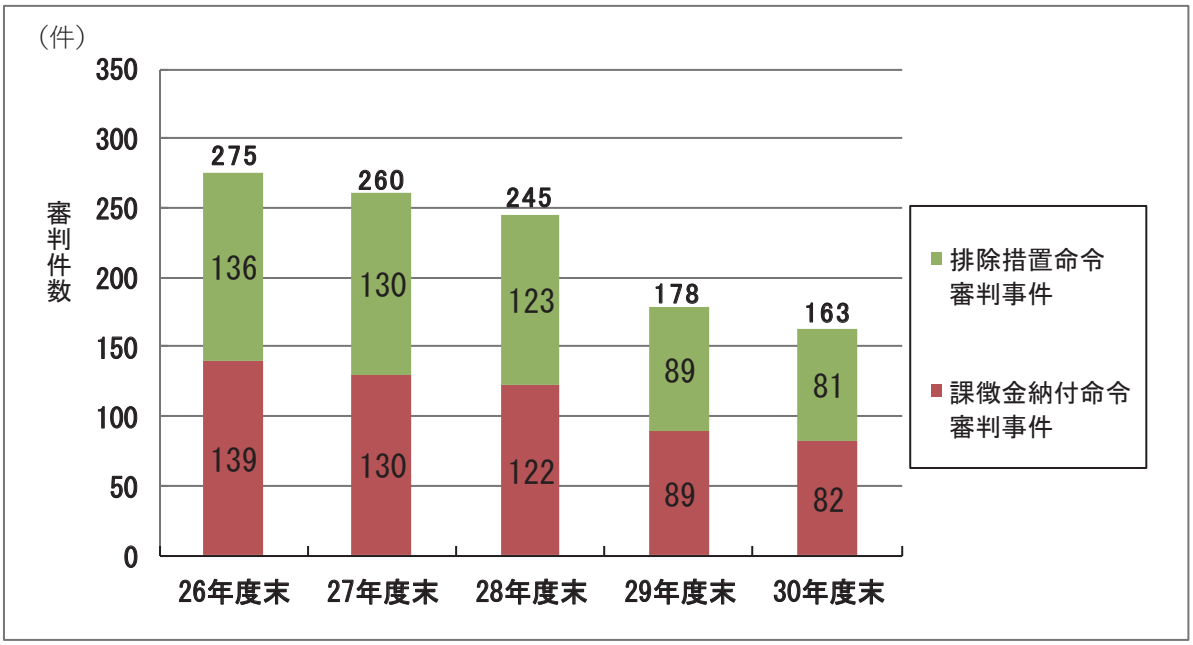

（注）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

表　平成30年度末における係属中の審判事件一覧

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（31.3.31現在）
1 ～ 12	22 （判） 17 ～ 28	三和シヤッター工業㈱ほか3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて，共同して受注予定者を決定していた。 （22（判）17ないし21につき排除措置命令審判事件，22（判）22ないし28につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22.10.4	39回開催
13 ・ 14	24 （判） 40 ・ 41	㈱エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，その費用を自社が負担することなく，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 （24（判）40につき排除措置命令審判事件，24（判）41につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法 第19条 （第2条第9項第5号（注）） 及び 第20条の6	24.4.24	29回開催
15	25 （判） 22	ＮＴＮ㈱	産業機械用軸受及び自動車用軸受について，共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	25.7.17	9回開催
16 ～ 21	25 （判） 30 ～ 35	王子コーンスターチ㈱ほか2名	段ボール用でん粉について，共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 （25（判）30ないし32につき排除措置命令審判事件，25（判）33ないし35につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.11.7	15回開催

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（31.3.31現在）
22・23	26（判）1・2	ダイレックス㈱	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，新規開店又は改装開店に際し，当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動，陳列等の作業を開店前に行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。（26（判）1につき排除措置命令審判事件，26（判）2につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注））及び第20条の6	26.8.27	7回開催
24～159	26（判）3～138	レンゴー㈱ほか36名	特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて，共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。（26（判）3ないし34，65ないし101につき排除措置命令審判事件，26（判）35ないし64，102ないし138につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	26.11.7	5回開催
160～163	26（判）139～142	レンゴー㈱ほか1名	大口需要者向け段ボールケースについて，共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。（26（判）139及び140につき排除措置命令審判事件，26（判）141及び142につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	26.11.7	5回開催

（注）平成21年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕をいう。以下同じ。）施行日前の行為については，平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第２　審決

1　㈱小糸製作所に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第11号及び第12号	25.7.17	14	30.5.30	13億8001万
平成25年（判）第13号及び第14号	25.7.17	14	30.5.30	2億7133万
平成25年（判）第15号及び第16号	25.7.17	14	30.5.30	8億 696万
平成25年（判）第17号及び第18号	25.7.17	14	30.5.30	2億2270万
平成25年（判）第19号及び第20号	25.7.17	14	30.5.30	7億4759万

⑴　被審人

名　　称	所　在　地
㈱小糸製作所	東京都港区高輪四丁目8番3号

⑵　事件の経過

本件は，平成25年３月22日，公正取引委員会が，㈱小糸製作所（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，市光工業㈱（以下「市光工業」という。）及びスタンレー電気㈱（以下「スタンレー電気」といい，被審人とスタンレー電気を併せて「２社」，被審人，市光工業及びスタンレー電気を併せて「３社」という。）のうち下表の「被審人以外の違反事業者」欄記載の者とそれぞれ共同して，同表の「自動車メーカー」欄記載の自動車メーカー５社等（注１）が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ（注２）（以下，併せて「ヘッドランプ等」という。）であって，それぞれ見積り合わせを実施して受注者を選定するもの（以下，それぞれ「日産自動車等発注の特定自動車用ランプ」（注３），「トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ」，「富士重工業発注の特定自動車用ランプ」（注４），「三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ」及び「マツダ発注の特定自動車用ランプ」といい，これらを併せて「自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプ」という。）について，遅くとも同表の「違反行為の始期」欄記載の時期以降，量産価格の低落防止等を図るため，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限していた（以下，日産自動車等発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為１」，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為２」，富士重工業発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為３」，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為４」及びマツダ発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為５」といい，これらを併せて「本件各違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，下表の「実行期間」欄記載のとおりであり，独占禁止法第７条の２の規定により算出された課徴金の額は，同表の「課徴金（円）」欄記載のとおりである。

（注１）「自動車メーカー５社等」とは，日産自動車等，トヨタ自動車，富士重工業，三菱自動車工業

及びマツダを併せたものをいう。
（注２）「ヘッドランプ」とは，自動車用ランプのうち，自動車の前面に搭載される前照灯，車幅灯，方向指示器等が組み合わされたものをいう。また，「リアコンビネーションランプ」とは，自動車用ランプのうち，自動車の後面に搭載される後退灯，尾灯，制動灯，方向指示器等が組み合わされたものをいう。
（注３）日産自動車等発注の特定自動車用ランプは，日産自動車等が発注するヘッドランプ等のうち日本国内で製造されるものである。また，同社らが見積り合わせを委託したＲＮＰＯ（日産自動車等の関連会社である Renault Nissan Purchasing Organization をいう。以下同じ。）が見積り合わせを実施して，受注者を選定している。
（注４）富士重工業発注の特定自動車用ランプは，富士重工業が自ら又は他の自動車メーカーと共同して見積り合わせを実施して受注者を選定している。

自動車メーカー（注５）	違反行為の始期	被審人以外の違反事業者	課徴金納付命令	
			実行期間	課徴金（円）
日産自動車又は日産車体（以下，これらを併せて「日産自動車等」という。）	平成15年2月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年12月23日 ～平成23年12月22日	13億8001万
トヨタ自動車	平成19年2月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年5月24日 ～平成23年5月23日	2億7133万
富士重工業（注６）	平成14年7月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年12月23日 ～平成23年12月22日	8億 696万
三菱自動車工業	平成16年6月頃	スタンレー電気	平成20年8月22日 ～平成23年8月21日	2億2270万
マツダ	平成16年6月頃	スタンレー電気	平成20年8月22日 ～平成23年8月21日	7億4759万

（注５）本文の「ア　原処分の原因となる事実」以下においては，「㈱」の記載を省略する。
（注６）平成29年４月１日に「ＳＵＢＡＲＵ」に商号を変更した。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　３社又は２社は，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについて平成25年（措）第１号ないし第５号の各排除措置命令の命令書記載の合意をしていたか（争点１）

ａ　日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて

３社は，日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，遅くとも平成15年２月頃から平成23年12月22日までの間（以下「本件対象期間１」という。）にソーシング（注７）が実施された34物件のうちの25物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値（注８）等の調整をして見積回答の提出を行うなど受注調整を行っていた。そして，３社の各営業担当者は，日産自動車等がソーシングを行って発注する日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，３社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨，おおむね一致して供述している。これらのことからすると，３社は，遅くとも平成15年２月頃以降，日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社

の要求仕様値等を調整することとしていたものと認められる。

また，量産価格の低落防止等を図るためには，受注予定者を決定して，見積回答における要求仕様値等を調整するのみならず，その後のソーシングの様々な場面において，受注予定者が受注することができるように協力する必要があり，３社においても，その旨認識していたものと認められる。そして，実際，３社は，個別物件のソーシングにおいて，必要に応じて，受注予定者は積極的にＶＥ提案（注９）による原価低減提案をし，他のサプライヤー候補（注10）は積極的にＶＥ提案による原価低減提案をしない，自動車の量産が開始された後における各年度の値引率（プロダクティビティ）について受注予定者の見積価格より低くなるように調整する，見積回答後の日産自動車等又はＲＮＰＯとの交渉においても受注予定者は積極的に提案し，他のサプライヤー候補は積極的な提案をしない，日産自動車等からの値引き要請について情報交換するなどにより，受注予定者が受注できるように協力していたことからすると，３社は，日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値等を調整するとともに，必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば，３社は，遅くとも平成15年２月頃までに，日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値等を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）旨の合意（以下「本件合意１」という。）をしたものと認められる。

（注７）「ソーシング」とは，日産自動車等が呼称する見積り合わせの手続をいう。
（注８）「要求仕様値」とは，製品単価（構成部品費，材料費，加工費等を合計したヘッドランプ等の部品費）及び型費（ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費）を合わせたものをいう。
（注９）「ＶＥ提案」とは，原価低減のための技術提案（Value Engineering 提案）をいう。
（注10）「サプライヤー候補」とは，自動車メーカー５社等が行う見積り合わせの参加者をいう。

ｂ　トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

３社は，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，遅くとも平成19年２月頃から平成23年５月23日までの間（以下「本件対象期間２」という。）に競合発注（注11）が実施された17物件のうちの16物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして，３社の各営業担当者は，トヨタ自動車が競合発注を行って納入業者を選定するトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて，３社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨，おおむね一致して供述している。これらのことからすると，３社は，遅くとも平成19年２月以降，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また，量産価格の低落防止等を図るためには，受注予定者を決定して，見積回

答における要求仕様値を調整するのみならず，その後の競合発注の様々な場面において，受注予定者が受注することができるように協力する必要があり，３社においても，その旨認識していたものと認められる。そして，実際，３社は，個別物件の競合発注において，必要に応じて，ＶＥ提案による原価低減提案を調整するなどにより，受注予定者が受注できるように協力していたことからすると，３社は，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整するとともに，必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば，３社は，遅くとも平成19年２月頃までに，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意２」という。）をしたものと認められる。

（注11）「競合発注」とは，トヨタ自動車が呼称する見積り合わせの手続をいう。

c　富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

３社は，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，遅くとも平成14年７月頃から平成23年12月22日までの間（以下「本件対象期間３」という。）に競合（注12）が実施された26物件のうちの19物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして，３社の各営業担当者は，富士重工業が競合を行って納入業者を選定する富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，３社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨，おおむね一致して供述している。これらのことからすると，３社は，遅くとも平成14年７月頃以降，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また，量産価格の低落防止等を図るためには，受注予定者を決定して，見積回答における要求仕様値を調整するのみならず，その後の競合の様々な場面において，受注予定者が受注することができるように協力する必要があり，３社においても，その旨認識していたものと認められる。そして，実際，３社は，個別物件の競合において，必要に応じて，ＶＥ提案を反映した見積価格の情報，見積回答後における富士重工業との交渉において再提出した見積価格の情報を連絡するなどにより，受注予定者が受注できるように協力していたことからすると，３社は，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整するとともに，必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば，３社は，遅くとも平成14年７月頃までに，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるよう

に３社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意３」という。）をしたものと認められる。

（注12）「競合」とは，富士重工業が呼称する見積り合わせの手続をいう。

ｄ　三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて

２社は，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，遅くとも平成16年６月頃から平成23年８月21日までの間（以下「本件対象期間４」という。）に見積り合わせが実施された13物件のうちの10物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして，２社の各営業担当者は，三菱自動車工業が見積り合わせを行って納入業者を選定する三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて，２社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨，おおむね一致して供述している。これらのことからすると，２社は，遅くとも平成16年６月頃以降，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また，量産価格の低落防止等を図るためには，受注予定者を決定して，見積回答における要求仕様値を調整するのみならず，その後の見積り合わせの様々な場面において，受注予定者が受注することができるように協力する必要があり，２社においても，その旨認識していたものと認められる。そして，実際，２社は，個別物件の見積り合わせにおいて，必要に応じて，見積回答の再提案について調整するなどにより，受注予定者が受注できるように協力していたことからすると，２社は，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整するとともに，必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば，２社は，遅くとも平成16年６月頃までに，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意４」という。）をしたものと認められる。

ｅ　マツダ発注の特定自動車用ランプについて

２社は，マツダ発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，遅くとも平成16年６月頃から平成23年８月21日までの間（以下「本件対象期間５」といい，本件対象期間１ないし本件対象期間５を併せて「本件各対象期間」という。）にコンペ（注13）が実施された18物件のうちの10物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして，２社の各営業担当者等は，マツダがコンペを行って納入業者を選定するマツダ発注の特定自動車用ランプについて，２社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた

旨，おおむね一致して供述している。これらのことからすると，２社は，遅くとも平成16年６月頃以降，マツダ発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また，量産価格の低落防止等を図るためには，受注予定者を決定して，見積回答における要求仕様値を調整するのみならず，その後のコンペの様々な場面において，受注予定者が受注することができるように協力する必要があり，２社においても，その旨認識していたものと認められる。そして，実際，２社は，個別物件のコンペにおいて，必要に応じて，見積回答後におけるマツダとの交渉において，再度の見積回答を求められても，再度の見積回答には応じない，見積回答時に調整した受注予定者の要求仕様値を下回らない範囲でしか値下げに応じないなどにより，受注予定者が受注できるように協力していたことからすると，２社は，マツダ発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整するとともに，必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば，２社は，遅くとも平成16年６月頃までに，マツダ発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように２社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意５」といい，本件合意１ないし本件合意５を併せて「本件各合意」という。）をしたものと認められる。

（注13）「コンペ」とは，マツダが呼称する見積り合わせの手続きをいう。

⑷　争点１の本件各合意は独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）に該当するか（争点２）

本件各合意は，３社又は２社が，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについて，話合い等によって受注予定者をあらかじめ決定し，受注予定者が受注することができるように協力するという内容の取決めであり，本件各合意の参加者は，本来的には自由に見積価格等を決めることができるはずのところを，このような取決めがされたときは，これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において，その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから，本件各合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。

また，本件各合意の成立により，３社又は２社の間に，前記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから，本件各合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「共同して・・・相互に」の要件も充足する。

さらに，独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい，本件各合意のような受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には，当該取決めによって，その当事者である事業者らがその意思で自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの見積り合わせの手続に係る各市場に

おける受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。

そして，本件各合意の参加者並びにその対象となった自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの取引の内容及びその範囲に加え，①本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては，そのほぼ全ての物件について，３社又は２社の中から当該発注手続のサプライヤー候補が選定されていたこと，②本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては，その大部分の物件について，３社又は２社が，本件各合意の内容に沿った受注調整を行って，受注予定者を決定し，受注予定者が受注することができるように協力していたこと，③本件各合意は，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの量産価格の低落防止等を目的とするものであったところ，３社又は２社が，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについて４年以上の期間にわたって継続的に個別物件において要求仕様値（等）（注14）を調整し受注に協力する旨の受注調整を行っていたという事実は，３社又は２社において，要求仕様値（等）を調整することで量産価格を左右できると考えていた証左といえることなどを併せ考慮すれば，本件各合意は，前記の状態をもたらし得るものであったといえる。しかも，本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては，そのほとんど全ての物件を３社又は２社のうちのいずれかが受注し，受注調整が行われた物件については，その大部分の物件を受注調整で受注予定者と決定された者が現に受注していたことからすると，本件各合意は，本件各対象期間中，自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野において，事実上の拘束力をもって有効に機能し，３社又は２社がその意思で前記各取引分野における受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたものと認めるのが相当である。

したがって，本件各合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

加えて，このような本件各合意が，独占禁止法第２条第６項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば，本件各合意は不当な取引制限に該当するものと認められる。

（注14）「要求仕様値（等）」とは，日産自動車等発注の特定自動車用ランプにおいては「要求仕様値等」をいい，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ，富士重工業発注の特定自動車用ランプ，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ及びマツダ発注の特定自動車用ランプにおいては「要求仕様値」をいう。

㈦　争点３

ａ　本件各違反行為は独占禁止法第７条の２第１項第１号にいう「商品・・・の対価に係るもの」（以下「商品の対価に係るもの」という。）に該当するか

本件各合意は，受注予定者を決定し，要求仕様値（等）を調整することによって受注予定者が受注できるように協力するというものであり，商品の価格を制限するものであるから，商品の対価に係るものに該当するものと認めるのが相当である。

ｂ　被審人が受注した審決案別紙３ないし７の各「被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み，円）」欄に金額の記載のあるヘッドランプ等（以下「審決案別紙

３ないし７の課徴金対象物件」という。）は独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」（以下「当該商品」という。）に該当するか

不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし，不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると，当該商品とは，本件においては，本件各合意の対象とされた自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプであって，本件各合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

審決案別紙３の課徴金対象物件は，日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって，本件合意１の対象商品であり，審決案別紙８及び別紙９で認定した受注調整が本件合意１の内容に沿ったものであったことからすると，前記各物件については，本件合意１に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると，審決案別紙３の課徴金対象物件は，日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって，本件合意１に基づいて受注調整が行われ，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ，当該商品に該当するものと認められる。

また，審決案別紙４ないし別紙７の課徴金対象物件についても，同様に，当該商品に該当するものと認められる。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項

2　㈱山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（食品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成23年（判）第82号及び第83号	23.10.19	14	31.2.20	1億7839万

⑴　被審人

名　　称	所　在　地
㈱山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2

⑵　事件の経過

本件は，平成23年６月22日，公正取引委員会が，㈱山陽マルナカ（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第20条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第20条の６の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して，排除措置命令を変更するとともに，課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，遅くとも平成19年１月から平成22年５月18日までの間，自己の取引上の地位が「特定納入業者」（注１）に優越していることを利用して，特定納入業者に対し，正常な商慣習に照らして不当に，①新規開店，全面改装，棚替え等に際し，特定納入業者の従業員等を派遣させ，②新規開店又は自社が主催する催事等の実施に際し，金銭を提供させ，③食品課商品（注２）のうち，被審人が独自に定めた販売期限を経過したものを返品し，④食品課商品のうち季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたもの及び食品課商品又は日配品課商品（注３）のうち全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて，取引の対価の額を減じ，⑤クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品を購入させていたものであって，以上の行為（以下「本件各行為」という。）は独占禁止法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕〔以下「旧一般指定」という。〕第14項）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下，原処分で認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の６の規定により，本件違反行為期間は平成19年５月19日から平成22年５月18日までの３年間であり，本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日以後に係るものについて，被審人の特定納入業者165社それぞれとの間における購入額（合計額は222億1605万4358円）を前提に算出された課徴金の額は２億2216万円である。

（注１）「特定納入業者」とは，納入業者（被審人が自ら販売する商品を，被審人に直接販売して納入する事業者のうち，被審人と継続的な取引関係にある者をいう。以下同じ。）のうち取引上の地位が被審人に対して劣っている者をいう。

（注２）「食品課商品」とは，被審人の食品課が取り扱っている調味料等の商品をいう。

（注３）「日配品課商品」とは，被審人の日配品課が取り扱っている牛乳等の商品をいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　本件各行為は，被審人が，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点１）

ａ　優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に同法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第１号ないし第４号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは，自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（以下「甲」という。）が，相手方（以下「乙」という。）に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり，このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえる

からである。

b　優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば，甲が乙に対し，取引上の地位が優越しているというためには，甲が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく，乙との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解される。また，甲が乙に対して優越した地位にあるとは，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって，乙の甲に対する取引依存度が大きい場合，甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合，乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合，また，甲との取引の額が大きい，甲の事業規模が拡大している，甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する，又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には，乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また，「不利益行為」（注４）を甲が行い，乙がこれを受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様によっては，それ自体，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。なぜなら，取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には，当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって，甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては，①乙の甲に対する取引依存度，②甲の市場における地位，③乙にとっての取引先変更の可能性，④その他甲と取引することの必要性，重要性を示す具体的事実のほか，乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

そして，甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には，甲が乙に不利益行為を行えば，通常は，甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越していることを利用してこれを行ったものと認められ，このような場合，乙は自由かつ自主的な判断に基づいて不利益行為を受け入れたとはいえず，甲は正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号所定の行為を行っていたものと認めるのが相当である。

（注４）「不利益行為」とは，独占禁止法第２条第９項第５号イないしハが規定する行為をいう。

c　被審人の取引上の地位が165社に対して優越しているか否か

⑷　被審人の市場における地位

被審人は，岡山県の区域内において食料品等の小売業を営む事業者として有力な地位にあったと認められる。

⑹　**被審人と165社の関係**

ｉ　165社のうち32社については，前記⑷の事実に加え，32社の被審人に対する取引依存度が大きいこと等の事実を考慮すれば，32社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，32社は，公正取引委員会からの報告命令における「被審人との取引を継続できず，被審人に代わる取引先を見つける必要が生じた場合の状況」についての設問（以下「取引先変更可能性の設問」という。）に対し，「被審人に代わる取引先を見つけること又は他の取引先との取引を増やすことで被審人との取引停止に伴う損失を補うことは困難である」との回答（以下「取引先変更困難との回答」という。）をし，被審人との取引を継続することの必要性についての設問（以下「取引継続必要性の設問」という。）に対し，これを肯定する回答等をしている。この点，前記に考慮した事実からすれば，32社には被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ，前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして，32社については，後記ｄ⑷ないし⑺に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められる。後記ｅに詳述するとおり，32社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が32社に対してその意に反するような要請等を行っても，これが甘受され得る力関係にあったことを示すものである。このことからすれば，32社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，32社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は32社に対して優越していたものと認められる。

ⅱ　165社のうち28社については，前記⑷の事実に加え，28社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，28社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，28社は，公正取引委員会からの報告命令における取引先変更可能性の設問に対し，取引先変更困難との回答をし，取引継続必要性の設問に対し，これを肯定する回答等をしている。この点，前記に考慮した事実からすれば，28社には被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ，前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして，28社についても，後記ｄ⑷ないし⑺に認定する被審人による不利

益行為を受け入れていた事実が認められるところ，後記ｅのとおり，28社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，28社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，28社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は28社に対して優越していたものと認められる。

ⅲ　165社のうち51社については，前記ⅰ又はⅱと同等の状況にはないとしても，前記⒜の事実に加え，51社において被審人との取引を主に担当している営業拠点の被審人に対する取引依存度が大きいこと，あるいは，同営業拠点の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，51社にとっては，被審人との取引の継続が困難となれば，当該営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され，岡山県の区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど，全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取できる。

また，51社は，公正取引委員会からの報告命令における取引先変更可能性の設問に対し，取引先変更困難との回答をし，取引継続必要性の設問に対し，これを肯定する回答等をしている。この点，被審人との取引の継続や被審人からの各種要請等の受入れを判断するのは，通常，被審人との取引を主に担当している営業拠点において，日常的に被審人と密接な関係を築いている当該取引の担当者であるところ，前記に考慮した各事実からすれば，51社には，当該営業拠点や当該担当者が被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ，前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして，51社についても，後記ｄ⒜ないし⒟に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められるところ，後記ｅのとおり，51社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，51社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，51社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は51社に対して優越していたものと認められる。

ⅳ　165社のうち16社については，前記ⅰないしⅲと同等の状況にはないとしても，前記⒜の事実に加え，資本金額，年間総売上高，従業員数などに照らして16社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば，被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても，なお16社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，被審人との取引に係る取引先変更可能性や取引の必要性，重要性に関する16社の公正取引委員会からの報告命令に対する回答内容等は，前記に考慮した客観的状況に沿うものといえる。

そして，16社についても，後記ｄ㈠ないし㈣に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められるところ，後記ｅのとおり，16社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，16社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，16社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は16社に対して優越していたものと認められる。

ⅴ　165社のうち38社については，審決別紙５に認定した事実をみても，前記ⅰないしⅳと同等の状況にあるとは認められない。

これらの事情を総合的に考慮すれば，前記㈠の事実を勘案しても，38社にとって，被審人との取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認められない。

また，後記ｅのような被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様を勘案しても，38社については，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すために，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったとまではなお断ずることはできない。

その他，被審人が38社に対して優越的な地位にあったと認めるに足りる的確な証拠はない。

ｄ　本件各行為は不利益行為に当たるか

㈠　本件従業員等派遣

ⅰ　従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが，このような取引についてみれば，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，買主が小売業者である場合に，買主の新規店舗の開設，既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に，買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させる作業や，接客するという作業などは，本来買主が行うべき役務であって，売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも，新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については，例外的に，①従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について，あらかじめ相手方と合意し，かつ，派遣される従業員等の人件費，交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合，②従

業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって，従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合は，不利益行為には当たらないと解される（以下「従業員等派遣例外事由」という。）。

ii　本件に係る判断

本件従業員等派遣に応じた従業員等の作業内容によれば，本件従業員等派遣は，新規店舗開設等作業のための従業員等派遣であると認められる。

また，被審人は，従業員等の業務内容等の派遣の条件について，あらかじめ146社（注５）と合意しておらず，かつ，派遣される従業員等の人件費等の派遣のために通常必要な費用を負担していなかったものであり，従業員等派遣例外事由の①には該当しない。

さらに，被審人の要請により派遣された納入業者の従業員等が行う作業は，接客を含め当該納入業者が被審人に納入する商品と他の納入業者が被審人に納入する商品とで区別なく行われたものであって，被審人は，納入業者から本件従業員等派遣を受けるに当たり，当該納入業者から購入する商品を増やす等の見返りを約束するものではなかったものであり，従業員等派遣例外事由の②には該当しない。

以上のとおり，従業員等派遣例外事由には該当せず，その他の特段の事情も認められないことから，本件従業員等派遣は，不利益行為に当たると認められる。

（注５）従業員等派遣を行った納入業者

(b)　本件金銭の提供

i　金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが，このような取引についてみれば，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，契約等に別段の定めがなく，協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは，提供した金銭がそのまま売主の損失となることから，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たる。

もっとも，例外的に，協賛金等の名目で提供した金銭について，その負担額，算出根拠及び使途等について，あらかじめ事業者が相手方に対して明らかにし，かつ，当該金銭の提供による相手方の負担が，その提供を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合は，不利益行為には当たらないと解される（以下「金銭提供例外事由」という。）。

ii　本件に係る判断

本件金銭の提供について，被審人と131社（注６）との間における契約等に別段の定めはなく，本件金銭の提供は，被審人の仕入担当者が，各自の担当する131社の担当者に対し，新規開店の際のアドバルーン代等の費用に当

てるために金銭の提供を要請し，金銭の提供を受けていたものであり，131社にとっては，本来提供する必要のないものである。

そして，被審人は，本件金銭の算出根拠及び使途等について，あらかじめ131社に対して明らかにしておらず，かつ，納入する商品の販売促進につながるなど，本件金銭の提供を通じて131社が得ることとなる直接の利益も認められないことから，金銭提供例外事由に該当するとは認められない。

以上のとおり，金銭提供例外事由には該当せず，その他の特段の事情も認められないことから，本件金銭の提供は，不利益行為に当たると認められる。

（注６）金銭の提供を行った納入業者

(c)　**本件返品及び本件減額**

ⅰ　**返品及び減額が不利益行為に当たる場合**

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが，このような取引についてみれば，売主の責めに帰すべき事由がない場合の商品の返品及び代金の減額は，一旦締結した売買契約を反故にしたり，売主に対して，売れ残りリスクや値引き販売による売上額の減少など買主が負うべき不利益を転嫁したりする行為であることから，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たると解される。

もっとも，返品に関しては，例外的に，①商品の購入に当たって，相手方との合意により返品の条件を明確に定め，その条件に従って返品する場合，②あらかじめ相手方の同意を得て，かつ，商品の返品によって相手方に通常生ずべき損失を自己が負担する場合，③相手方から商品の返品を受けたい旨の申出があり，かつ，相手方が当該商品を処分することが相手方の直接の利益となる場合は，不利益行為には当たらないと解される（ただし，前記①については，返品が相手方の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり，相手方に不利益を与えることとなる場合には，不利益行為に当たる。以下「返品例外事由」という。）。

また，減額に関しても，例外的に，①対価を減額するための要請が対価に係る交渉の一環として行われ，その額が需給関係を反映したものであると認められる場合，②相手方から値引き販売の原資とするための減額の申出があり，かつ，当該値引き販売を実施して当該商品が処分されることが相手方の直接の利益となる場合は，不利益行為には当たらないと解される（以下「減額例外事由」という。）。

ⅱ　**本件に係る判断**

(i)　**本件返品について**

・　**10社（注７）中１社を除く９社に対する返品**

本件返品のうち９社に対する返品は，被審人の定めた販売期限を経過したことを理由とするものであって，売主の責めに帰すべき事由のない返品である。

そして，９社に対する返品については，返品例外事由には該当せず，

その他の特段の事情も認められないことから，９社に対する返品は，不利益行為に当たると認められる。

・　**前記１社に対する返品**

本件返品のうち前記１社に対する返品については，賞味期限切れの商品が消費者に販売されることを防ぐために，同社において返品を受け入れたものであって，被審人の定めた販売期限の経過を理由とするものであると認めることはできず，他にこれを認めるに足りる証拠はないから，不利益行為に当たるとは認められない。

（注７）審査官により本件返品を受けたと主張されている納入業者

(ii)　本件減額について

23社（注８）に対する本件減額のうち，半額処分に伴う減額は，被審人が，買取取引で仕入れた食品課商品の入替えを行う際に半額処分を行った場合，又は売り尽くしセールに伴う減額は，被審人が，同セールの際に買取取引で仕入れた食品課商品又は日配品課商品を割引販売した場合に行われたものであって，いずれも売主である納入業者の責めに帰すべき事由のないものである。

そして，本件減額については，減額例外事由に該当せず，その他の特段の事情も認められないことから，本件減額は，不利益行為に当たると認められる。

（注８）本件減額を受け入れた納入業者

(d)　本件商品の購入

i　取引に係る商品又は役務以外の商品の購入要請が不利益行為に当たる場合

ある事業者と継続的な取引関係にある相手方が，自己の事業遂行上必要としない，又は，その購入を希望していないにもかかわらず，当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務（以下「不必要商品等」という。）をその事業者から購入することは，当該相手方にとって通常は何ら合理性のないことであり，原則として不利益行為に当たることとなる。

もっとも，例外的に，相手方に対し特定の仕様を指示して商品の製造又は役務の提供を発注する際に，当該商品又は役務の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなど合理的な必要性から，当該相手方に対して当該商品の製造に必要な原材料や当該役務の提供に必要な設備を購入させる場合は，不利益行為には当たらないと解される（以下「商品購入要請例外事由」という。）。

ii　本件に係る判断

本件商品は，一般消費者向けに販売されるものであり，被審人と17社（注９）との取引に係る商品ではなく，17社の事業遂行上必要としないものであることは明らかであり，また，被審人は，販売ノルマを設定するなど組織的かつ計画的に17社に対し，繰り返し本件商品の購入を要請するなどした結果，17社が本件商品を購入したことからすれば，17社は自発的に本件商品の購入を希望していたものとは認められず，本件商品は，17社にとって不必要

商品等であった。

そして，被審人が本件商品を17社に販売する行為については，商品購入要請例外事由には該当せず，その他の特段の事情も認められないことから，不利益行為に該当するものと認められる。

（注９）本件商品を購入した納入業者

(e)　**小括**

以上のとおり，本件各行為（前記１社に対する返品を除く。）は，いずれも不利益行為に該当するものと認められる。

e　165社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

被審人は，消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり，他方で165社は，自ら製造し，あるいは自ら仕入れた商品を，被審人に販売する納入業者であって，165社に対する前記ｄ認定の不利益行為は，このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下，前記ｄ認定の不利益行為は，165社という多数の取引の相手方に対して，遅くとも平成19年１月から平成22年５月18日までの長期間にわたり，被審人の利益を確保することなどを目的として，役員等の指示の下，組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

以上のような不利益行為を165社が受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても，一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから，前記ｃにおいて被審人の165社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり，前記ｄ認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f　優越的地位の濫用に該当するか

前記ｃのとおり，被審人の取引上の地位は127社に対して優越していたことが認められ，また，前記ｄのとおり，被審人は127社を含む165社に対して不利益行為を行っていたことが認められる。

そうだとすれば，これら被審人による不利益行為のうち，被審人の取引上の地位が優越していた127社に対する行為は，優越的地位を利用して行われたものと認められ，127社の自由かつ自主的な判断による取引を阻害したものであり，正常な商慣習に照らして不当に行われたものと認めるのが相当である。

したがって，被審人は，審査官の主張する違反行為期間中，自己の取引上の地位が127社に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号のイ，ロ及びハ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については，旧一般指定第14項第１号，第２号及び第３号）に該当する行為を行っていたものであり，当該行為は，優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方，38社については，被審人が38社に対して優越的地位を有していたことを

認めるに足りる証拠はないから，38社に対する行為は，優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

(イ) 本件各行為は，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用に該当するか（争点２）

優越的地位の濫用行為の規制趣旨に照らせば，独占禁止法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項第１号ないし第４号に該当する行為は，これが複数みられるとしても，また，複数の取引先に対して行われたものであるとしても，それが組織的，計画的に一連のものとして実行されているなど，それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

これを本件についてみるに，被審人による不利益行為がなされた経緯等については，前記(ア) ｅのとおりであり，被審人は，自己の取引上の地位が優越していると認められる127社を含む多数の取引の相手方に対して，遅くとも平成19年１月から平成22年５月18日までの長期間にわたり，自社の利益を確保することなどを目的として，役員等の指示の下，組織的かつ計画的に一連のものとして，前記の不利益行為を行ったものである。

したがって，127社に対する不利益行為は，優越的地位の濫用として一体として評価することができ，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制される。

(ウ) 本件における違反行為期間（独占禁止法第20条の６にいう「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」をいう。以下同じ。）（争点３）

優越的地位の濫用の規制趣旨（前記(ア) ａ）に照らせば，独占禁止法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項第１号ないし第４号に該当する行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになり，課徴金算定の基礎となる違反行為期間についても，それを前提にして，不利益行為が最初に行われた日を独占禁止法第20条の６にいう「当該行為をした日」とし，不利益行為がなくなったと認められる日を同条にいう「当該行為がなくなる日」とするのが相当である。

これを本件についてみると，127社に対する不利益行為は独占禁止法上一つの優越的地位の濫用に該当するものであることから（前記(イ)），本件の違反行為期間は，本件排除措置命令（注10）による違反行為の認定を基に本件課徴金納付命令（注11）が認定したとおり，平成19年５月19日から平成22年５月18日までということになる。

（注10）「本件排除措置命令」とは，平成23年６月22日付け排除措置命令（平成23年（措）第５号）をいう。

（注11）「本件課徴金納付命令」とは，平成23年６月22日付け課徴金納付命令（平成23年（納）第87号）をいう。

(エ) 本件各命令（注12）の適法性（争点４）

（注12）「本件各命令」とは本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令をいう。

ａ 本件排除措置命令書における理由の記載に不備はないか

独占禁止法第49条第１項が，排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」を示さなければならないとしているのは，排除措置命令が，その名宛人に対して当該命令の主文に従った排除措置の履行義務を

課すなど名宛人の事業活動の自由等を制限するものであることに鑑み，公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。

このような排除措置命令の性質及び排除措置命令書に前記の記載が必要とされる趣旨・目的に鑑みれば，排除措置命令書に記載すべき理由とは，違反行為に関する認定事実のほか，いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを，名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると，本件排除措置命令書には，特定納入業者に該当するかの考慮要素及び被審人が特定納入業者に対して具体的にいかなる態様の行為をどの程度行ったのかという，命令の原因となる事実と，前記の行為は，独占禁止法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法の施行前においては旧一般指定第14項）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するなどという，命令の根拠法条は示されているが，前記の行為の相手方である特定納入業者については，具体的には特定されていない。

そうすると，本件排除措置命令書のみからは，被審人において，いずれの相手方に対する自己の行為が優越的地位の濫用との評価を受けたかを具体的に知ることはできず，いずれの相手方に対する行為を違反行為として甘受し，いずれの相手方に対する行為を争うべきかを，的確に判断することが困難であって，被審人の不服申立ての便宜には適わないものともいえる。このことからすれば，本件排除措置命令書のみをみる限り，その理由の記載には不備があったものと考えられる。

しかし，本件において，公正取引委員会は，被審人に対し，独占禁止法第49条第５項等の規定に基づいて，「予定される排除措置命令の内容」等を記載した文書を送達する際に，被審人による本件違反行為の相手方とされた165社が記載された一覧表を同封しており，その後，独占禁止法第49条第２項等の規定に基づいて本件排除措置命令書の謄本を被審人に送達する際にも，前記と同内容の一覧表を同封している。

このように，被審人は，本件排除措置命令に先立ち，本件違反行為の相手方を了知し得る状態で，意見の陳述及び証拠の提出の機会である事前手続を経ていたことが明らかであり，本件排除措置命令書の謄本送達時には，本件違反行為の相手方を当然に知り得る状態にあったといえる。そうだとすれば，被審人は，本件排除措置命令において，いずれの相手方に対する自己のいかなる行為が独占禁止法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項に該当する優越的地位の濫用との評価を受け，排除措置を命じられたのかを了知し得るものでなかったとはいえない。

したがって，前記のとおり本件排除措置命令書自体には，本件違反行為の相手方を具体的に特定していないという不備はあったものの，理由の付記に取消しを免れないような不備があったとまではいえない。

ｂ　本件課徴金納付命令書における理由の記載に不備はないか

前記ａと同旨

⑷ 法令の適用

独占禁止法第66条第２項及び第３項

3 クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令に係る審決（ＣＤＭＡ携帯電話端末等に係るライセンス契約に伴う拘束条件付取引）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日
平成22年（判）第1号	22.1.5	31	31.3.13

⑴ 被審人

名　　称	所　在　地
クアルコム・インコーポレイテッド	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市モアハウス・ドライヴ5775番地

⑵ 事件の経過

本件は，平成21年９月28日，公正取引委員会が，クアルコム・インコーポレイテッド（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第20条第１項の規定に基づき排除措置命令を行ったところ，被審人は，同命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（排除措置命令を取り消す旨）の審決を行った。

⑶ 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人が，被審人等が保有し又は保有することとなるＣＤＭＡ携帯無線通信（注１）に係る知的財産権について，国内端末等製造販売業者（注２）に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり，国内端末等製造販売業者等（注３）が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ，かつ，国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており，これは，国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて，国内端末等製造販売業者と取引しているものであって，平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第２条第９項第４号（旧一般指定第13項）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下「本件違反行為」という。）。

（注１）「ＣＤＭＡ携帯無線通信」とは，携帯無線通信のうち，第三世代携帯無線通信規格（標準化機関において，我が国における第三世代の携帯無線通信の標準規格として承認されたもの）に適合するもの等をいう。なお，第三世代携帯無線通信の接続方式である符号分割多元接続方式を「ＣＤＭＡ」という。

（注２）「国内端末等製造販売業者」とは，我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者をいう。

（注３）「国内端末等製造販売業者等」とは，国内端末等製造販売業者，その親会社及び関連会社を含むものをいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　本件無償許諾条項等（注４）を規定した本件ライセンス契約の締結が，国内端末等製造販売業者の事業活動を拘束するものとして，公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）を有し，旧一般指定第13項に該当するか（争点１）

（注４）「本件無償許諾条項等」とは，「本件無償許諾条項」（国内端末等製造販売業者が，被審人に対し，被審人等によるＣＤＭＡ携帯電話端末（注５）及びＣＤＭＡ部品（注６）の製造，販売等のために，本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権の一身専属的〔譲渡禁止〕，全世界的及び非排他的な実施権を許諾する条項），「被審人等に対する非係争条項」（国内端末等製造販売業者が，被審人等によるＣＤＭＡ部品の製造，販売等又はこれに加えて被審人の顧客が被審人のＣＤＭＡ部品を自社の製品に組み込んだことについて，本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する条項）及び「被審人のライセンシーに対する非係争条項」（国内端末等製造販売業者が，被審人のライセンシーに対し，当該被審人のライセンシーによるＣＤＭＡ携帯電話端末等（注７）の製造，販売等について，本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する条項）の総称をいう。

（注５）「ＣＤＭＡ携帯電話端末」とは，ＣＤＭＡ携帯無線通信を行う携帯電話端末をいう。

（注６）「ＣＤＭＡ部品」とは，ＣＤＭＡ携帯電話端末及びＣＤＭＡ基地局（注８）に利用される半導体集積回路（チップ）その他のＣＤＭＡ携帯電話基地局用部品をいう。

（注７）「ＣＤＭＡ携帯電話端末等」とは，ＣＤＭＡ携帯電話端末，ＣＤＭＡ基地局及びＣＤＭＡ部品を併せたものをいう。

（注８）「ＣＤＭＡ基地局」とは，ＣＤＭＡ携帯無線通信を行うための基地局をいう。

ａ　不当な拘束条件付取引に該当する場合

本件違反行為が旧一般指定第13項に該当するかどうかを判断するに当たっては，被審人が国内端末等製造販売業者との間で締結した本件ライセンス契約において本件無償許諾条項等を規定することにより国内端末等製造販売業者の事業活動を拘束することが，公正な競争を阻害するおそれがあるということができるかどうかを判断する必要がある。

本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約は，基本的な契約の構造としては，被審人が保有する知的財産権の実施権を許諾するのに対し，国内端末等製造販売業者も保有する知的財産権の非独占的な実施権を許諾するというクロスライセンス契約としての性質を有し（被審人のライセンシーに対する非係争条項も，国内端末等製造販売業者と同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーが，相互に保有する知的財産権の使用を可能とするものとして，クロスライセンス契約に類似した性質を有するものと認めるのが相当である。），クロスライセンス契約を締結すること自体は原則として公正競争阻害性を有するものとは認められないことからすると，公正な競争秩序に悪影響を及ぼす可能性があると認められるためには，本件ライセンス契約について，国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するなどしている点についての証拠等に基づくある程度具体的な立証等が必要になる。

ｂ　本件無償許諾条項等の制約の程度，内容が，国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあるものと推認できる程度に不合理か否か

審査官は，①本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であること，②本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有すること，③本件無償許諾条項等が

不均衡であることから，本件無償許諾条項等の制約の程度，内容が国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であると主張するが，後記⑷ないし⑹のとおり，いずれもその根拠を欠くものといえる。

⑷　本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であるという点について

ⅰ　知的財産権の範囲

実施権の許諾等の対象となる知的財産権の範囲は，通常のものとは異なり，特に広範なものであると認めるに足りる証拠はない。

また，国内端末等製造販売業者は，一方で，被審人等に対し，国内端末等製造販売業者等が保有する知的財産権について，本件無償許諾条項等により実施権を許諾し，又は，権利主張を行わないと約束するものの，他方で，被審人から，被審人等が保有するＣＤＭＡ携帯無線通信に係る技術的必須知的財産権（注９）及び商業的必須知的財産権（注10）の実施権の許諾を受けたり，他の被審人のライセンシーから，保有する技術的必須知的財産権についての権利主張をされなかったりすることを考慮すると，これが広範なものであるとは認められない。

（注９）「技術的必須知的財産権」とは，当該知的財産権を侵害することなく，標準規格を満足する装置，機器，システム又はソフトウェアの製造，販売又は使用が技術的に不可能な工業所有権をいう。

（注10）「商業的必須知的財産権」とは，技術的必須知的財産権には該当しないものの，装置，機器，システム又はソフトウェアに競争上の優位性を与えたり，市場で合理的に要求される可能性のある機能その他の特徴を与えたりする知的財産権をいう。

ⅱ　知的財産権の取得時期（改良期間（注11））

国内端末等製造販売業者14社のうちの９社との本件ライセンス契約では，技術的必須知的財産権の改良期間が無期限と定められているが，そもそも技術的必須知的財産権は，標準規格を構成するものであり，ＣＤＭＡ携帯電話端末等の製品の差別化要素となるものではなく，しかも，被審人も，（本件ライセンス契約が存続する限り）国内端末等製造販売業者に対し，本件ライセンス契約の発効日から無期限の期間に開発又は取得することとなる知的財産権の実施権の許諾等をすることになることから，広範なものであるとは認められない。

また，国内端末等製造販売業者14社のうちの５社との本件ライセンス契約では，技術的必須知的財産権の改良期間は，契約発効日から一定の期間内と定められており，他の事業者の製品との差別化の要素となる商業的必須知的財産権については，前記の国内端末等製造販売業者14社全てとの間の本件ライセンス契約において，いずれも本件ライセンス契約の発効日から一定の期間内と定められている上，この改良期間は，被審人が国内端末等製造販売業者に対して実施権を許諾する技術的必須知的財産権及び商業的必須知的財産権の実施権と共通のものであることからすると，本件ライセンス契約の発効日以前に開発又は取得したもののみならず，本件ライセンス契約で定められた改良期間に開発又は取得することとなるものも含まれるということをもっ

て，その範囲が広範なものであるとは認められない。

（注11）「改良期間」とは，本件無償許諾条項等において実施権の許諾や権利主張をしないことの約束の対象となる権利の取得時期をいう。

iii　相手方の範囲

本件無償許諾条項に基づいて国内端末等製造販売業者が被審人に対して知的財産権の実施権を許諾することによって権利行使が制限される相手方の範囲は，被審人等のほか，被審人等からＣＤＭＡ部品を購入した者（被審人の顧客）であるが，実際に国内端末等製造販売業者が被審人の顧客に対して権利行使をすることができなくなるのは，当該被審人の顧客が被審人等のＣＤＭＡ部品に使用された知的財産権によって国内端末等製造販売業者の知的財産権を侵害する場合に限られ，被審人等のＣＤＭＡ部品を組み込まない顧客の製品の部分又は機能によって知的財産権を侵害された場合には，権利行使をすることを妨げられない。

また，被審人等に対する非係争条項は，国内端末等製造販売業者等が開発若しくは取得し，又は開発若しくは取得することとなる知的財産権の一部について，本件無償許諾条項の対象とすることを避け，国内端末等製造販売業者が権利行使を制限される範囲を具体的に定めるために規定されたものであり，本件無償許諾条項よりも権利行使が制限される相手方の範囲が狭くなるように定められている。

さらに，被審人のライセンシーに対する非係争条項については，これによって権利行使が制限される相手方の範囲が，同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーに限られる。

よって，権利行使が制限される相手方の範囲について，これが広範なものとは認められない。

iv　本件ライセンス契約の期間

本件ライセンス契約の契約期間にかかわらず，国内端末等製造販売業者は，改良期間終了後に開発又は取得することとなる知的財産権を別途行使できるから，本件ライセンス契約の契約期間が無期限あるいは長期間であるということをもって，国内端末等製造販売業者が行使できなくなる知的財産権の範囲が広範であるとは認められない。

⑹　無償ライセンスとしての性質を有するという点について

ｉ　本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項については，本件ライセンス契約において，国内端末等製造販売業者は，一方で，本件無償許諾条項等に基づき，被審人に対し，国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について，実施権を許諾し，又は，一定の範囲の相手方に対してその権利主張をしないことを約束するほか，一時金（注12）とロイヤルティ（注13）という金員を支払うものとされているものの，他方で，被審人等が保有し又は保有することとなる知的財産権の実施権の許諾を得ていることからすると，本件無償許諾条項等だけを取り出して，国内端末等製造販売業者が何らの対価も得られないままに義務付けられたものと解釈

することは，クロスライセンスとしての性質を有する本件ライセンス契約の解釈として相当ではなく，これをもって本件無償許諾条項等が対価のない無償のものであると評価することはできない。

また，本件ライセンス契約の契約書には，本件無償許諾条項について，金員の支払を定めない「royalty free」という文言がある一方で，「fully-paid」という文言があるほか，一部の国内端末等製造販売業者の本件ライセンス契約の契約書の前文には，本件無償許諾条項等を含む規定が，全体として，被審人からの知的財産権の実施権の許諾についての対価の一部を構成していることを示す記載もされていることからすると，本件ライセンス契約の契約書の文言から，本件無償許諾条項や被審人等に対する非係争条項が，対価を有しない無償のものであると認めることはできない。

（注12）「一時金」とは，契約締結時及び契約改定時に支払われる一定額の金員をいう。

（注13）「ロイヤルティ」とは，暦四半期ごとに，同期間中に国内端末等製造販売業者が販売した契約製品の数に，契約製品１台当たりの正味販売価格の所定割合（以下「ロイヤルティ料率」という。）を乗じた金員をいう。

ii　審査官は，被審人と国内端末等製造販売業者の交渉の経緯（被審人が本件無償許諾条項の対象となるライセンシーの知的財産権の価値に応じたロイヤルティ料率又はその他の契約条件の調整のプロセスを拒絶したこと）から，本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項が実質的に無償と評価することができると主張するが，本件ライセンス契約は，双方が一定の義務を負担するクロスライセンス契約としての性質を有するものであり，仮に被審人の交渉態度に問題があるといえたとしても，実質的に無償であると評価するのは困難である。

また，前記の点を措くとしても，一部の国内端末等製造販売業者は，ＣＤＭＡに係る技術的必須知的財産権を保有していなかった。そして，本件ライセンス契約の交渉において，一部の国内端末等製造販売業者は，被審人に対し，保有する知的財産権を具体的に示して，その検討，評価，調整を行うことを要求していないことからすると，被審人において，ロイヤルティ料率及びその他の契約条件を調整したりしていなかったとしても，何ら不合理なものではない。他方，一部の国内端末等製造販売業者は，自社が保有する具体的な知的財産権を示して被審人との交渉を行っているところ，被審人は，ロイヤルティ料率の調整は行わなかったものの，被審人等に対する非係争条項において権利主張をしないと約束する範囲を定める「部品」等の定義を限定する等契約条件の調整を行っていることからすると，少なくとも，このような調整がされていないことを理由として本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項が無償ライセンスとしての性質を有するという審査官の主張はその前提を欠く。

iii　被審人のライセンシーに対する非係争条項は，被審人とのライセンス契約に同様の条項を規定した被審人のライセンシー同士が，自らが保有し又は保有することとなる知的財産権に係る権利主張を相互にしないことを被審人に対して約束するというものであり，実質的にみると，被審人のライセンシー

が保有し又は保有することとなる知的財産権を相互に利用することができるようにすることを目的とした条項といえ，国内端末等製造販売業者にとっては，当該条項と同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーの知的財産権を利用できるという対価があることになるから，無償ライセンスとしての性質を有するとはいえない。

⑹　**不均衡であるという点について**

審査官は，本件無償許諾条項等により，国内端末等製造販売業者が，莫大な費用及び労力を投じて開発する広範な知的財産ポートフォリオについて，被審人に対し，無償で実施権を許諾し，又は，これに加えて被審人等や被審人の顧客及びライセンシーに対して権利主張をしないことを約束するとともに，被審人が一方的に決定したロイヤルティ料率に基づくロイヤルティを支払うことを義務付けられる一方で，被審人は，国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなるＣＤＭＡ携帯電話端末等に関する極めて広範な知的財産権を，何らの対価を支払うことなく使用して，特許権侵害訴訟の提起等によって差し止められるなどといった権利行使を受けることのない安定性を有するＣＤＭＡ部品を顧客に提供することが可能となることから，国内端末等製造販売業者と被審人との間で均衡を欠くと主張するが，本件ライセンス契約は，基本的に，クロスライセンス契約としての性質を有するものであるところ，審査官の主張は，本件無償許諾条項等を含む本件ライセンス契約の特定の条項についての国内端末等製造販売業者が負う義務と被審人が得られる権利だけを考慮し，国内端末等製造販売業者が得られる権利や被審人が負う義務を考慮しないものであり，本件ライセンス契約における本件無償許諾条項等の不均衡性の検討方法としては適切なものとはいえない。また，前記の点を措くとしても，前記⑹のとおり，本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有するとは認められないことからすると，審査官の主張は，その前提を欠く。

国内端末等製造販売業者がそれぞれ保有する知的財産権について，その価値に存在する差異が本件無償許諾条項等の規定された本件ライセンス契約の内容に何らかの差異を設けるべきほどのものであるのかは，証拠上明らかでなく，国内端末等製造販売業者の間で契約内容の差異を設けなかったことが，本件無償許諾条項等の制約の程度，内容が一部の国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であることを示すものであるとはいえない。

ｃ　国内端末等製造販売業者は本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避できなかったという審査官の主張について

審査官は，国内端末等製造販売業者は，本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約の締結を「余儀なく」されており，本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避することができなかったと主張するが，拘束条件が付された取引を「余儀なく」させたか否かは，拘束条件付取引に該当するための直接の要件となるものではない。

d　本件無償許諾条項等の具体的な効果が認められ，国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれが具体的に立証されるという審査官の主張について

審査官の主張は，実際に本件無償許諾条項等による国内端末等製造販売業者の研究開発意欲が阻害されていることを主張立証することによって，本件無償許諾条項等による研究開発意欲阻害のおそれを間接的に立証しようとするものと考えられるが，後記(a)及び(b)のとおり採用できない。

(a)　審査官は，新たな技術のための研究開発活動への再投資を妨げられたとする事由（ロイヤルティ料率の調整を受けたりすることができなかったこと，製品の差別化が実際に困難となったこと，権利行使ができなかった事例が存在すること等）を主張するが，いずれも認められない。

(b)　本件無償許諾条項等による制約が広範かつ長期にわたり，また，不均衡な内容であることを認識して研究開発を行わざるを得ないという審査官の主張についても，国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に広範，無償，不均衡で不合理なものと認めるに足りる証拠がない。

e　被審人の有力な地位が強化されるおそれ

本件ライセンス契約は基本的にクロスライセンス契約としての性質を有するものであり，均衡のとれていないものであると認めるに足りる証拠がないことからすると，本件ライセンス契約ないし本件無償許諾条項等が，保有する知的財産権の範囲を超えて，被審人の地位を一方的に強化するものであると認めることはできない。

f　公正な競争秩序への悪影響

被審人に有力な技術が集積することで，ライセンス交渉における被審人の優位性が高まり，被審人による恣意的なライセンス条件の設定が可能となると主張するが，それらは単なる可能性にとどまり，競争秩序に悪影響を及ぼすことを裏付ける証拠等がない。

(イ)　本件排除措置命令の対象範囲が，規律管轄権及び国際礼譲に関する国際法に違反するか（争点２）並びに本件排除措置命令が，独占禁止法第20条，同法第21条及び憲法第31条に違反するか（争点３）について

前記(ア)のとおり，本件無償許諾条項等により公正競争阻害性が認められるとはいえないことからすれば，その余の点について判断するまでもない。

(ウ)　まとめ

第三世代携帯無線通信規格に必須である工業所有権の被審人の保有状況等からすれば，被審人は，ＣＤＭＡ携帯電話端末等に関する技術に係る市場（本件検討対象市場）において有力な地位を有していたものと推認されるところ，このような被審人による国内端末等製造販売業者との間の本件ライセンス契約の締結に至る過程において，独占禁止法による何らかの規制を受けるべき行為が認定される余地があったとも考えられるが，前記(ア)のとおり，被審人が本件無償許諾条項等を規定した本件ライセンス契約を国内端末等製造販売業者との間で締結したことについて，本件排除措置命令が摘示する拘束条件付取引に該当するものとして公正競争阻害性を有

すると認めるに足りる証拠はなく，前記の点を根拠として，被審人に対して排除措置命令を発することはできない。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第３項

4　㈱ラルズに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（食料品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第28号及び第29号	25.10.17	12	31.3.25	12億8713万

⑴　被審人

名　　称	所　在　地
㈱ラルズ	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

⑵　事件の経過

本件は，平成25年７月３日，公正取引委員会が，㈱ラルズ（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第20条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第20条の６の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，遅くとも平成21年４月20日から平成24年３月13日までの間（以下「本件対象期間」という。），自己の取引上の地位が納入業者のうち88社（以下「88社」という。）に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，当該取引に係る商品以外の商品を購入させ，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させていたものであり，以上の行為（以下「本件各行為」という。）は独占禁止法第２条第９項第５号イ及びロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日前においては旧一般指定第14項第１号及び第２号）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下，原処分で認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の６の規定により，本件違反行為期間は平成21年４月20日から平成24年３月13日までであり，本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日以後に係るものについて，被審人と88社それぞれとの間における購入額（合計額は1287億1385万942円）を前提に算出された課徴金の額は，12億8713万円である。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　本件各行為は，被審人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点１）

ａ　優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に同法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項第１号ないし第４号）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは，自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（以下「甲」という。）が，相手方（以下「乙」という。）に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり，このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

ｂ　優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば，甲が乙に対し，取引上の地位が優越しているというためには，甲が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく，乙との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解される。また，甲が乙に対して優越した地位にあるとは，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって，乙の甲に対する取引依存度が大きい場合，甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合，乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合，また，甲との取引の額が大きい，甲の事業規模が拡大している，甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する，又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には，乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また，「不利益行為」（注１）を甲が行い，乙がこれを受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様によっては，それ自体，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。

したがって，甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては，①乙の甲に対する取引依存度，②甲の市場における地位，③乙にとっての取引先変更の可能性，④その他甲と取引することの必要性，重要性を示す具体的事実のほか，乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合，これを

受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

そして，甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には，甲が乙に不利益行為を行えば，通常は，甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越していることを利用してこれを行ったものと認められ，このような場合，乙は自由かつ自主的な判断に基づいて不利益行為を受け入れたとはいえず，甲は正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号所定の行為を行っていたものと認めるのが相当である。

（注１）「不利益行為」とは，独占禁止法第２条第９項第５号イないしハが規定する行為をいう。

c　被審人の取引上の地位が88社に対して優越しているか否か

⑷　被審人の市場における地位

被審人は，北海道の区域内において食料品等の小売業を営む事業者として，殊に食品スーパーの分野において有力な地位にあったと認められる。

⑸　被審人と88社の関係

ⅰ　88社のうち27社については，前記⑷の事実に加え，27社の被審人に対する取引依存度が大きい（高い）こと等の事実を考慮すれば，27社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，審査官からの報告命令に対する27社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

ⅱ　88社のうち34社については，前記⑷の事実に加え，34社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，34社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する34社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

ⅲ　88社のうち22社については，前記ⅰ又はⅱと同等の状況にはないとしても，前記⑷の事実に加え，22社において被審人との取引を主に担当している営業拠点の被審人に対する取引依存度が大きいこと，あるいは，同営業拠点の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，22社にとっては，被審人との取引の継続が困難となれば，当該営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され，北海道の区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど，全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取できる。

また，報告命令に対する22社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

ⅳ　88社のうち５社については，前記ⅰないしⅲと同等の状況にはないとしても，前記⑷の事実に加え，資本金額，年間総売上高，従業員数などに照らし

て５社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば，被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても，なお５社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する５社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

⑹　不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

88社については，後記ｄに認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められる。

これら不利益行為は，後記ｅに詳述するとおり，被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景とし，不特定多数の納入業者に対して，長期間にわたり，被審人の利益を確保することなどを目的として，役員等の指示の下，組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものであるところ，88社がこれら不利益行為を受け入れるに至った前記のような経緯や態様は，それ自体，被審人が88社に対してその意に反するような要請等を行っても，これが甘受され得る力関係にあったことを示すものである。

これらのことからすれば，88社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

⑺　小括

前記⑸ないし⑹の事実を総合的に考慮すれば，88社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は88社に対して優越していたものと認められる。

ｄ　本件各行為は不利益行為に当たるか

⑴　本件従業員等派遣

ｉ　従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であり，同取引において，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，買主が小売業者である場合に，買主の新規店舗の開設，既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に，買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させ，又は新たに若しくは補充として店舗の陳列棚に並べ，又は接客するなどといった作業は，本来買主が行うべき役務であることから，売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも，例外的に，①従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について，あらかじめ相手方と合意し，かつ，派遣される従業員等の人件費，交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合，②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものな

どであって，従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合（以下「従業員等派遣例外事由」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ii　本件に係る判断

本件従業員等派遣に応じた従業員等の作業内容によれば，本件従業員等派遣は，新規店舗開設等作業のための従業員等派遣であると認められる。

また，被審人は，従業員等の業務内容等の派遣の条件について，あらかじめ53社（注２）と合意しておらず，かつ，派遣される従業員等の人件費等の派遣のために通常必要な費用を負担していなかったものであり，前記従業員等派遣例外事由①に該当する事実は認められない。

さらに，納入業者の従業員等が行う本件開店準備作業等は，自社商品と他社商品とで区別なく行われたものであって，被審人は当該納入業者から購入する商品を増やす等の見返りを約束するものではなかったものであり，前記従業員等派遣例外事由②に該当する事実は認められない。

以上のとおり，本件従業員等派遣は不利益行為に該当すると認められる。

（注２）本件従業員等派遣を行った納入業者

(b)　本件協賛金の提供

i　金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であり，同取引において，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，契約等に別段の定めがなく，協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のないものである金銭を提供することは，提供した金銭がそのまま売主の損失となるものであり，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，原則として不利益行為に当たる。

もっとも，例外的に，協賛金等の名目で売主が提供する金銭について，その負担額，算出根拠及び使途等について，あらかじめ買主が売主に対して明らかにし，かつ，当該金銭の提供による売主の負担が，その提供を通じて売主が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，売主の同意の上で行われる場合（以下「金銭提供例外事由」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ii　本件に係る判断

本件協賛金のうち，オープンセール協賛金について，被審人と54社（注３）との間での契約等では別段の定めはなく，また，創業祭協賛金については，被審人と86社（注４）との間で契約等での別段の定めがあったものとは認められず，本件協賛金の提供は，各商品部の仕入担当者が，その算出根拠や使途について具体的に説明することなく各自の担当する納入業者の担当者に対して要請し，金銭の提供を受けていたものであること，さらに，その使途については，これを提供した納入業者が納入する商品の販売に結び付けて使用しておらず，納入業者に対する見返りもなかったものであることから，

54社又は86社にとっては，本来提供する必要のないものである。

そして，被審人は，あらかじめ使途，算出根拠を明らかにしておらず，納入業者が納入する商品の販売促進につながるなど，本件協賛金の提供を通じて54社又は86社が得ることとなる直接の利益もないことからすると，金銭提供例外事由は認められない。

以上によれば，本件協賛金の提供を受ける行為は不利益行為に該当すると認められる。

（注３）オープンセール協賛金の提供を行った納入業者
（注４）創業祭協賛金の提供を行った納入業者

⑹ **本件商品の購入**

ⅰ **取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を販売する行為が不利益行為に当たる場合**

ある事業者と継続的な取引関係にある相手方が，自己の事業遂行上必要としない，又は，その購入を希望していないにもかかわらず，当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務（以下「不必要商品等」という。）をその事業者から購入することは，当該相手方にとって通常は何ら合理性のないことである。

したがって，事業者が，継続的な取引関係にある相手方に対し，不必要商品等の購入を要請し，これを相手方に販売する行為は，原則として，不利益行為に当たると解される。

もっとも，例外的に，相手方に対し特定の仕様を指示して商品の製造又は役務の提供を発注する際に，当該商品又は役務の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなど合理的な必要性から，当該相手方に対して当該商品の製造に必要な原材料や当該役務の提供に必要な設備を購入させる場合（以下「商品購入要請例外事由」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ⅱ **本件に係る判断**

本件商品（紳士用スーツ等）は，一般消費者向けに販売されるものであり，被審人と18社（注５）との取引に係る商品ではなく，18社の事業遂行上必要としないものであり，また，被審人は，販売目標を設定し，販売目標の達成状況を管理するなど組織的かつ計画的に18社に対し，繰り返し本件商品の購入を要請するなどした結果，18社が本件商品を購入したことからすれば，18社は自発的に本件商品の購入を希望していたものとは認められず，本件商品は，18社にとって不必要商品等であった。

そして，被審人が本件商品を18社に販売する行為については，商品購入要請例外事由には該当せず，不利益行為に該当するものと認められる。

（注５）本件商品を購入した納入業者

⑺ **小括**

以上のとおり，本件各行為は，いずれも不利益行為に該当するものと認められる。

ｅ　88社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

被審人は，消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり，他方で88社は，自ら製造しあるいは自ら仕入れた商品を，被審人に販売する納入業者であって，88社に対する前記ｄ認定の不利益行為は，このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景として，88社という多数の取引の相手方に対して，遅くとも平成21年４月20日から平成24年３月13日までの長期間にわたり，被審人の利益を確保することなどを目的として，役員等の指示の下，組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

以上のような不利益行為を88社が受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても，一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから，前記ｃ㈥において被審人の88社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり，前記ｄ認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

ｆ　優越的地位の濫用に該当するか

前記ｃのとおり，被審人の取引上の地位は88社に対して優越していたことが認められ，また，前記ｄのとおり，被審人は88社に対して不利益行為を行っていたことが認められる。

したがって，被審人は，本件対象期間中，自己の取引上の地位が88社に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号イ及びロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については，旧一般指定第14項第１号及び第２号）に該当する行為を行っていたものであり，当該行為は，優越的地位の濫用に該当すると認められる。

㈣　本件における違反行為期間（争点２）

ａ　違反行為期間の捉え方について

本件各行為は，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されるものといえるから，違反行為期間についても，本件各行為が最初に行われた日を「当該行為をした日」（独占禁止法第20条の６），本件各行為がなくなったと認められる日を「当該行為がなくなる日」（前同）とすることになる。

ｂ　当該行為をした日

本件各行為のうち最も古いものは，平成21年４月20日に納入業者の従業員等に商品の陳列等の作業を行わせたことであり，当該行為をした日は，遅くとも，被審人が前記役務を提供させた日である平成21年４月20日である。

ｃ　当該行為がなくなる日

組織的かつ計画的に一連のものとして行われた違反行為について，①違反行為者の代表者のようにしかるべき地位にある者が，継続して行われていた違反行為に該当する行為を今後禁止する旨の意思決定を行い，かつ，役員及び従業員等に周知した場合，又は，②違反行為者の事業活動上の意思決定機関が同様の意思決

定を行い，かつ，従業員等に周知した場合に該当する事情があれば，通常は，違反行為はなくなったと判断される。

ただし，優越的地位の濫用行為は，違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行い，これに応じさせる態様を含む違反行為であるから，既に違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行っており，当該取引の相手方においてこれに応じる可能性があるような場合には，前記①又は②として違反行為がなくなったと判断されるためには，単に違反行為者の内部において不利益な要請を今後行わない旨の意思決定をし，これを違反行為者の内部に周知するだけでは足りず，さらに，既に違反行為者が行った不利益な要請に対して，当該要請の相手方においてこれに応じることがないような対策（例えば，[a]当該要請の相手方に対して，当該要請に応じる必要がない旨を周知することや，[b]自社の従業員等に対し，当該相手方が要請に応じてきた場合にはこれを受け入れてはならないことを徹底することなど）を伴う必要がある。

これを本件についてみるに，被審人の平成24年１月28日までの一連の取組からは，既に被審人が行った不利益な要請に対して，相手方である納入業者がこれに応じることがないような対策を講じていたとはうかがえない。

他方，被審人は，同年３月14日の取締役会において，被疑事実に係る行為の取りやめ及び再発防止に関する決意表明並びにその文書を取引先へ送付することに関する本件取締役会決議を行っており，同日，取引先である納入業者に対し，前記決議に係る文書を送付したことがうかがわれる。そうだとすれば，被審人としては，取締役会決議と前記文書の送付をもって，既に被審人が行った不利益な要請に対して，納入業者がこれに応じることがないような対策を講じたということができるから，取締役会決議（及びその社内周知）と納入業者に対する前記文書の送付は，前記②の事情に該当するものといえる。

したがって，本件違反行為は平成24年３月14日以降，取りやめられており，本件における独占禁止法第20条の6の「当該行為がなくなる日」は，平成24年３月13日と認めることができる。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項

第４章　訴　訟

第１　審決取消請求訴訟

１　概説

平成30年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は11件であったところ，同年度中に新たに１件の審決取消請求訴訟が提起されたため，平成30年度に係属した審決取消請求訴訟は12件となった。

平成30年度においては，これらのうち，最高裁判所が，①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが２件（うち１件は，同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして，原告が上訴したもの），②上告不受理決定をしたことにより終了したものが１件（当該訴訟は，同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして，原告が上訴したもの）あった。

また，平成30年度中に東京高等裁判所が請求を棄却した判決が９件あり，そのうち，前記②のとおり，原告の上訴に対して上告不受理決定がなされたものが１件あったほか，上訴期間の経過をもって確定したものが１件あった（その余の７件は上訴された。）。

以上のとおり，平成30年度に終了した審決取消請求訴訟は４件であり，同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は８件となった。

第１表　平成30年度係属事件一覧

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
1	積水化成品工業㈱ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，ＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，ＥＰＳブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したＥＰＳブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額　7618万円〔積水化成品工業㈱〕，649万円〔㈱積水化成品北海道〕）。	審決年月日　平成29年 2月 8日 提訴年月日　平成29年 3月10日 判決年月日　平成30年 3月23日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 4月 7日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日　平成30年12月13日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
2	カネカケンテック㈱ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，ＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，ＥＰＳブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したＥＰＳブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額　2524万円〔カネカフォームプラスチックス㈱〕，349万円〔カネカケンテック㈱〕）。	審決年月日　平成29年 2月 8日 提訴年月日　平成29年 3月10日 判決年月日　平成30年 4月20日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 5月 7日 （上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日　平成30年12月13日 （上告不受理，最高裁判所）
3	㈱飯島工事ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1237万円〔㈱飯島工事〕，926万円〔㈱藤プラント建設〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月12日 判決年月日　平成30年 9月 7日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 9月19日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
4	三森建設㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　1434万円）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月13日 判決年月日　平成30年10月26日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年11月12日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
5	㈱天川組による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　1866万円）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月13日 判決年月日　平成30年 4月27日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 5月 9日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日　平成30年10月12日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
6	天川工業㈱ほか8名による件 【上告審：岩波建設㈱ほか7名による件】	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億5922万円〔課徴金納付命令の対象である9名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月14日 判決年月日　平成30年 8月10日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 8月23日 （上告及び上告受理申立て，原審原告9名中8名）
7	㈱廣川工業所による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　2772万円）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月18日 判決年月日　平成30年 8月31日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 9月11日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
8	植野興業㈱ほか7名による件 【（一部訴え取下げにより）植野興業㈱ほか6名による件】	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額2億4973万円〔課徴金納付命令の対象である8名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月18日 原告のうち1名訴え取下げ　平成30年4月26日 判決年月日　平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年12月14日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
9	友愛工業㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　2631万円）。	審決年月日　平成29年10月 4日 提訴年月日　平成29年11月 1日 判決年月日　平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年12月17日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
10	㈱飯塚工業ほか5名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億1975万円〔課徴金納付命令の対象である5名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年10月 4日 提訴年月日　平成29年11月 2日
11	㈱中村工務店による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　3245万円）。	審決年月日　平成29年10月 4日 提訴年月日　平成29年11月 2日 判決年月日　平成30年10月26日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
12	㈱山陽マルナカによる件	被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，受領した商品を返品し，取引の対価の額を減じ，商品を購入させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である165社のうち，127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額　1億7839万円）。	審決年月日　平成31年 2月20日 提訴年月日　平成31年 3月22日

2　東京高等裁判所における判決

⑴　カネカケンテック㈱ほか１名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第４号）（第１表一連番号２）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　争点１（本件合意の不存在）について

原告らは，詳細設計に協力したＥＰＳブロック業者が物件を受注することが多いという実態が存在するのは設計協力を行ったことによる技術的・経済的優位性によるものであり，本件合意によるものではなく，また，本件合意の認定根拠はいずれも本件合意の認定根拠たり得ないか，あるいはそのような事実を認定するに足りる実質的証拠を欠いていると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　技術的・経済的優位性について

詳細設計協力業者には，他の業者と比較して，技術的・経済的優位性が事実として存在することは否定できないにせよ，詳細設計協力業者が物件を受注することが多い理由として，本件合意の存在が少なからぬ影響を及ぼしていたことは優に認めることができる。

b　認定根拠①について

物件登録（設計協力の依頼を受けた場合等の情報のデータベース化）という仕組みが実態に合わない部分が生じていたことは認められるものの，平成16年頃以降も，その背後に大枠として存在する事業者間の協調関係自体が薄れていたものではなく，物件登録下での協調関係の存在を本件合意の根拠の一つとした本件審決の推論過程には合理性がある。

c　認定根拠②について

平成16年の広報委員会において，物件登録の代替案として提案された最終図面方式につき，積水化成品工業の者からの反対意見はあったものの，大勢は賛成する意見であり，同人から改めて対案が示されることもなく同委員会が終了したことなどからすれば，出席者らは同方式が採用されたものと理解したことが認められ，積水化成品工業の者が同方式に反対意見を述べていたことは，広報委員会での合意を本件合意の認定根拠として挙げたことの妨げとなるものではない。

d　認定根拠③について

本件審決が挙げる供述は，本件合意に沿った内容の協調関係があったことを認めた上で，それを前提とする個別の調整等の事例を述べるものであり，本件合意と関係のない独自の行動を述べるにとどまるものではない。また，本件合意があれば個別調整の必要がないなどと単純にいうことはできない。

(イ)　争点２（本件合意の「不当な取引制限」該当性）について

原告らは，本件合意に関して「あるべき競争状態」を観念しようとすると，不認識物件（受注したＥＰＳブロック業者以外のＥＰＳブロック業者が当該工事の存在を認識していない工事をいう。以下同じ。）についてまで競争を強制される結果となるので不合理であり，また，詳細設計業務はＥＰＳブロックそのものと一体として商品を成しており，詳細設計協力業者以外のＥＰＳブロック業者も含めて納入段階で改めて競争することとしても，資源の効率的な分配に資するような競争促進効果は認められず，むしろプロセス全体の競争上の評価からして，本件合意は資源の効率的分配に資するものといえるので，本件合意があったとしても，「公共の利益に反し」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件が欠けるため，不当な取引制限に該当しないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　不認識物件について

ＥＰＳ工法採用工事の実態として，原告らの主張するところの不認識物件が相当数存在するであろうことは想像に難くない。しかし，本件合意に基づく本件違反行為の排除を求めたからといって，これを受けて個別のＥＰＳブロック業者の

営業判断として実際に競争を行うかどうかは，別の問題であって，排除措置命令は，原告らの主張するような「競争の強制」を何ら帰結するものではない。

ｂ　詳細設計業務との一体性及び資源の効率的分配について

ＥＰＳブロックの最終需要者である建設業者において，ＥＰＳブロックの購入価格に詳細設計業務の対価が含まれているものと認識していたとか，ＥＰＳブロック業者に対し詳細設計協力業務を行うことを取引条件に盛り込んでいた等の事情をうかがわせる証拠はなく，「詳細設計業務がＥＰＳブロックそのものと一体の商品を成す」という原告らの主張の前提は，その根拠が不明である。

無償で行われる詳細設計協力業務で負担した費用を回収するための方策は，飽くまでも公正な競争ルールを前提に，詳細設計協力業務の有償化を含めた別途の方策を通じて検討されるべき事項であり，詳細設計協力業務が無償で行われる慣行があるからといって，本件合意による受注調整を正当化する理由にはならないというべきである。

㈦　争点３（本件合意の対象外の物件の課徴金算定からの除外）について

原告らは，不認識物件まで違反の対象とする本件審決の判断は誤りであり，課徴金算定の対象から除かれるべきであり，また，《Ｄ㈱》が商流に入った物件まで違反の対象としているが，建築資材商社である《Ｄ㈱》は，同社の独自の判断により詳細設計協力業者から特定ＥＰＳブロックを購入しているのであり，本件合意と発注との間に因果関係はないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　不認識物件について

本件合意の存在ゆえに，多くのＥＰＳブロック業者は，自社が詳細設計に協力した工事とは別の案件に関心を払わず，それが不認識物件を生じさせているという側面も大きいと推認されるところであり，また，前記㈠ａで述べたところに照らして，不認識物件が対象外であるとの主張は採用することはできない。

ｂ　《Ｄ㈱》関係物件について

《Ｄ㈱》が商流に入った物件が対象外であるとの主張は，原告らに対する課徴金の対象物件の中にかかる物件が現実にあるのか，具体的にそれがどれかを特定明示していないから，主張自体失当である。また，これを措くとしても，《Ｄ㈱》が本件合意の存在を認識していたことは本件審決の認定するところであり，かつ，この認定には実質的証拠があると認められるから，いずれにせよ原告らの前記主張は採用することができない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らが上告受理申立てを行ったところ，最高裁判所は後記 **３** ⑵のとおり決定を行った。

⑵　㈱飯島工事ほか１名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第12号）（第１表一連番号３）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　争点１（本件審決における本件合意の存在の認定についてそれを立証する実質的な証拠があるか）について

原告らは，本件合意の存在を立証する実質的な証拠はないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件合意の存在の認定における実質的な証拠について

本件審決が引用する審決案に掲記の各証拠によれば，被告が①ないし⑤の事実（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を認定したことは合理的であり，前記①ないし⑤の諸事情を総合すれば，本件合意が成立していたと認定したことも合理的であるというべきであるから，本件審決による本件合意の存在の認定については，それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

ｂ　入札参加情報の集約の目的が１社入札を避けるためであるという主張について

山梨県から１社入札を避けるようにとの要請を受けたことの裏付けになる証拠はないこと，山梨県からの要請を受けたとされる１社入札を避けるとの目的で入札に参加した業者の存在が見当たらないことに照らせば，原告らの前記主張は採用することができない。

ｃ　平成19年５月11日の役員会における発言について

前記役員会が開催された事実や《Ｂ》社長が作成したメモの記載からすれば，本件審決の前記認定に沿う《ＡＨ》社長及び《Ｕ１》社長の各供述は，的確な裏付けがあるものとして信用することができ，かかる供述に基づく本件審決の前記認定は合理的であり，実質的な証拠があるものと認められる。

ｄ　44物件及び60物件の認定等について

44物件及び60物件（注：本件審決が本件合意の存在根拠の１つとした各物件）に係る本件審決の認定は合理的であり，それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。そして44物件及び60物件に係る事実のみから本件合意の存在が認定されたものではないから，循環論法であるとの原告らの指摘は当たらない。

ｅ　平均落札率について

312物件には，総合評価落札方式の工事が相当数含まれていることなどに照らせば，その平均落札率である96.3％が相当高いものであるとの認定は合理的である。

⑴　争点２（本件審決における本件対象工事が課徴金の対象となる当該役務に当たるとの認定についてそれを立証する実質的な証拠があるか）について

原告らは，本件審決が一部の工事について受注調整又はそれに関わる行為が行われたとの事実から本件合意の存在を推認し，そのことから再び戻ってその余の各工事全てについても受注調整が行われたことを推認するとしているのは循環論法であり，このような判断手法はあまりにも乱暴であるなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件審決が採用した判断方法の適否について

本件審決においては，本件土木一式工事に該当し，かつ，30社のいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であると認定されたが，本件審決が引用する審決案に掲記の各証拠によれば，被告が①ないし⑤の事実を認定したことは合理的であり，前記①ないし⑤の諸事情を総合すれば，本件審決が採用した前記推認の方法は合理的である。

ｂ　原告らのいずれかが落札した物件について

原告らのいずれかが落札した物件（注：課徴金の対象となるとは認定していない物件47を除く。）については，いずれも，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的な競争制限効果が発生したと認定されたが，これらは，本件土木一式工事に該当し，かつ，30社のいずれかが入札に参加して受注した工事であるから，本件合意に基づく受注調整が行われたものと推認することができ，本件記録を精査しても，特段の事情は認められないから，本件審決における前記各物件に係る認定は合理的であり，実質的な証拠があるものと認められる。

受注予定者を１社に絞り込むことができなかった物件（物件139，312）の入札についても，完全な自由競争の下で行われたものではなく，原告㈱藤プラント建設が参加した受注調整の結果が及んだ状態で行われたものであることを踏まえると，本件審決の決定は合理的である。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らによる上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑶　三森建設㈱による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第13号）（第１表一連番号４）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　争点１（本件合意の存在について実質的証拠があるか）

原告は，本件審決がした事実認定は，実質的な証拠に基づく認定がされているとはいえないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件合意が存在したといえるためには，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨の本件合意の内容につき，30社において意思の連絡があることが必要である。そして，意思の連絡とは，30社相互間で本件合意の内容を明示して合意することまでは必要ではなく，本件合意の内容を互いに認識，認容し，これに歩調を合わせるという意思が形成されることで足り，それは黙示的なものであっても足りる。また，意思の連絡があるとは，30社が本件合意の内容のような意思を有しており，相互に拘束する意思が形成されていることが認められればよく，その形成過程について，日時，場所等をもって具体的に特定することまでを要するものではないと解すべきである。

b　関係者の供述のうち，本件合意の主体である30社の代表者及び担当者の供述内容を総合すると，次のようにいうことができる。

⑷　30社が平成18年４月１日以降，塩山地区特定土木一式工事について，塩山支部等に入札の参加者の情報を集約していたことは，本件において明白に認められる。

⑹　30社が，塩山地区特定土木一式工事について，塩山支部等に集約した情報をもとに受注予定者を決定していたこと等に関しても，30社の約半数の代表者及び担当者が認めている。

⑺　前記の入札参加者の情報集約や受注調整が，塩山支部等において長期間にわたり組織的に行われていたことが認められる。

⑻　総合評価落札方式の工事の場合にも受注調整が行われたことについても，少なくない代表者及び担当者が認めている。

c　本件審決が説示するように，44物件については，受注調整が行われたことを裏付ける客観的証拠が存し，60物件についても，受注調整に関わる行為を裏付ける客観的な証拠があると認められること，落札率が相当に高いものであったことがそれぞれ認められる。

d　以上によれば，本件合意が存在するとの本件審決の認定判断については，実質的証拠があるというべきである。

⑷　争点２（原告が，本件合意に中途参加したことが実質的証拠をもって具体的に立証されているか）について

原告は，本件審決は，いくつかの証拠や間接事実を挙げて，原告が「本件合意」に中途参加した疑いがあることを立証したにすぎず，また，被告は「原告が本件合意に遅くとも平成19年５月15日までに中途参加した」という時的要素を証明できていないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

原告は，平成18年度はＣ等級業者であったため，塩山地区特定土木一式工事の入札に参加することはできなかったが，平成19年度からＢ等級業者になるや，同年４月19日に入札公告が行われた物件84について，落札者である大和建設との間で入札に関する資料をファクシミリで送受信していること，原告は，物件81の工事の入札公告に自社の社名を押印し，ファクシミリで送信する方法によって，入札に参加する旨を連絡したところ，物件81の入札書受付開始日は同年５月15日であったこと，原告が本件対象期間に受注した塩山地区特定土木一式工事のうち，物件116（同年７月25日入札公告）等について，本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことなどの事実が，実質的証拠をもって具体的に立証されているというべきである。

これらの事実によれば，原告は遅くとも平成19年５月15日までには，本件合意に参加したと認めることができる。

原告は，原告が本件合意に中途参加した事実の立証が不十分であると主張するが，原告が本件合意に参加したことを認定するのに，参加した日時，場所等を具体的に特定することまで要するものではないと解すべきである。

㈦　争点３（本件合意が独占禁止法第２条第６項の「不当な取引制限」に該当するか）について

原告は，本件の取引実態からすれば，土木工事，林務工事，農務工事の３種類の工事は，それぞれ発注担当部署，所管官庁が異なること等から，それぞれ異なる取引分野を形成しており，土木工事，林務工事，農務工事の３種類の工事を一体とした「塩山地区特定土木一式工事」という「一定の取引分野」が成立することはなく，本件審決は，この点において判断を誤った違法があると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

原告が主張する３種類の工事は，いずれも山梨県が土木一式工事として発注していたものであり，単に発注部署を異にするにすぎず，山梨県の有資格者名簿に登載されたＡ等級業者及びＢ等級業者は，いずれも，３種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事の全てについて施工能力を有していたものと認められる。

これらのことからすれば，30社は，３種類の工事を区別することなく受注調整の対象としていたものであり，本件における一定の取引分野は，塩山地区特定土木一式工事の取引分野であると認められる。したがって，本件合意は独占禁止法第２条第６項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものに当たり，「公共の利益に反して」の要件も充足すると解されるから，「不当な取引制限」に該当する。

㈧　争点４（原告が受注した各工事が独占禁止法第７条の２第１項の当該役務に該当するか）について

原告は，原告が落札した８件の個別工事については，すべて「地域性・継続性」のある工事であり，当該工事における具体的競争制限効果の発生を妨げる特段の事情が認められることになるから，課徴金の対象から除外されるべきであり，また，そもそも総合評価落札方式による合意は「本件合意」には含まれないというべきであり，課徴金の対象から除外されるべきであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件においては，塩山地区特定土木一式工事に該当し，かつ，30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

ａ　原告は，地域性，継続性が認められる工事においては，本件推認を妨げる事情となると主張するが，そのような工事であっても，入札参加資格を有する事業者であれば，入札に参加することは可能であり，地域性，継続性を有する事業者が競争上有利な立場にあったとしても，それが一社に限られるものではなく，その他の入札参加資格を有する事業者でも，それ以外の技術力などの要素でカバーすることによって競争に参加することは可能であるから，競争が全くなかったとまで認めることは困難である。したがって，落札者が当該工事について地域性，継続性を有するという事実は，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

ｂ　総合評価落札方式による一般競争入札には，入札価格のみで落札者が決まるわ

けではないという意味で，それ以外の競争入札と質的に異なる面はあるものの，総合評価落札方式の工事について，本件合意に基づく受注調整を行うことは十分に可能であるから，質的な相違を主張する原告の主張は理由がない。

c　以上によれば，原告が落札した８件の工事は，いずれも具体的競争制限効果が発生したと認められるから，独占禁止法第７条の２第１項の当該役務に該当するというべきである。

(ｵ)　争点５（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は，違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

原告は，独占禁止法第７条の２第１項の「実行としての事業活動がなくなる日」の解釈としては，入札談合の場合においては，「違反行為が取りやめられた日」以降は，違反行為者間の合意の相互拘束力は解消され，合意の実効性は確定的に失われる状態になっているのであるから，「実行としての事業活動がなくなる日」は「違反行為が取りやめられた日」と同一となると解すべきであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

原告は，「実行としての事業活動がなくなる日」は「本件違反行為が取りやめられた日」と同一と解すべきである旨主張するが，受注調整は，受注予定者が入札物件を落札して工事契約を締結することを目指して行われるものであるから，違反行為終了前に行われた受注調整によって落札した物件につき，落札者が当該物件の工事契約を締結することは，それが違反行為終了後にされるものであっても受注調整が目指した当然の成り行きであり，また，会計法令により，落札者を契約の相手方として落札内容どおりの契約が締結されることはほぼ確実であるから，「実行としての事業活動」といい得るものである。

(ｶ)　争点６（本件各命令発出手続の違法性）

原告は，本件排除措置命令書に記載されている「本件合意」の内容は，極めて不明確かつ抽象的であるのみならず，その方法についても，「…などにより，」とこれまた限定しておらず，このような記載では，少なくとも「本件合意」の内容が具体的に記載されているとはいえないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件各命令の発出手続に違法があったと認めることはできない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

(4)　㈱天川組による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第14号）（第１表一連番号５）

ア　主な争点及び判決の概要

(ｱ)　争点１（原告は本件合意をしたか）について

原告は，本件合意をしていないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件合意への参加について

掲記の各証拠及び間接事実から原告が本件合意に参加していたという本件審決の認定は，実質的な証拠に基づくものということができ，当該認定事実が認められる。

なお，受注調整は，受注価格の低下を防ぐために行われるのであるから，受注調整・談合が行われていれば落札率が高くなるということは否定できないと解され，落札率が高いことは本件合意の存在を推認する一つの事情ということができる。他方，「違反行為が既に消滅した」としても，本件違反行為終了後に塩山地区特定土木一式工事の入札において，原告を含む事業者間で自由かつ公正な競争を妨げる何らかの行為が行われていることもあり得るから，自由かつ公正な競争がされている事実を認定するに足る証拠がないとの説示をすることは必ずしも矛盾するものとはいえない。

ｂ　本件排除措置命令の必要性について

22社は，塩山支部に対する平成６年の勧告審決があったにもかかわらず，本件違反行為に及んでいることを考慮すると，本件排除措置命令の必要性を認めることは違法ではなく，本件排除措置命令を違法と認めることはできない。

⑷　争点２（課徴金納付命令の算定根拠）について

原告は，個別の工事につき受注調整を行っていることを認定するに足る十分な証拠がない各工事について課徴金納付命令の算定根拠に含めることは独占禁止法に違反し，また，総合評価落札方式は，いくらでも逆転が起き得るが，本件審決は，これらの点について一切顧慮しておらず，受注調整があったという合理的な説明がないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　具体的な競争制限効果の発生について

課徴金制度の趣旨に鑑みると，独占禁止法第７条の２第１項所定の課徴金の対象となる「当該・・・役務」とは，本件においては，本件合意の対象とされた工事であって，本件合意に基づく受注調整の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうことになる。

そして，原告については，平成19年３月31日から平成22年３月30日までの３年間に，10件の工事を落札し，事業活動を行い，前記10件の原告の落札率が95.7％，98.7％等であることから，本件合意による競争制限効果が発生したものと推認することができる。

実際に，３件については原告が各工事を落札する旨の受注調整がされたことが推認でき，２件につき原告が落札を希望する旨申し出て，受注調整がされた結果，原告において落札したことが推認できるなど，前記10件のうち一部については，本件合意による競争制限効果が発生したことを裏付ける客観的な証拠が存在することから，前記推認を裏付けているということができる。

ｂ　総合評価落札方式について

総合評価落札方式の場合であっても，30社は，互いの評価点を予想又は連絡し合い，受注予定者以外の者は高い入札価格で入札するほか，評価点の低い配置予

定技術者を配置したり，簡易な内容の施工計画書を提出したり，受注予定者との間で施工計画書をやり取りして内容を確認するなどして，受注調整は可能であったと認められ，実際，前記10件のうち３件は，総合評価落札方式の場合であっても，受注調整が行われたことを裏付ける客観的証拠があるということができるから，総合評価落札方式の工事の入札においても，あらかじめ受注予定者を決定し，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力し合っていたと認めることができる。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告が上告及び上告受理申立てを行ったところ，最高裁判所は後記 3 ⑶のとおり決定を行った。

⑸　天川工業㈱ほか８名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第15号）（第１表一連番号６）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　争点１（本件合意の存在について実質的証拠があるか）について

原告らは，各社代表者の供述調書には，同じ文章が使い回されているものがあるなど，審査官が事前に作文したものであることは一見して明白であり，信用性を欠くなど，原告らを含む30社の間において，本件合意が成立していたと認めることはできないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　30社のうち22社の代表者及び担当者の供述内容は相互に一致し，客観的な証拠にも裏付けられた信用性の高いものと認められるところ，これらの供述によれば，塩山地区等に所在する30社にあっては，入札に参加する事業者間で，受注予定者を決めて，受注予定者が定めた価格で受注できるように協力するという受注調整が恒常的に行われていたと認められるのであり，その後の本件審判手続において，前記供述内容を翻し，本件合意の成立や受注調整が行われた事実を否定するに至った者がいたとしても，そのことにより前記認定が左右されるものとはいえない。

b　これら30社の社長や担当者の中に，塩山支部等において入札希望者の情報を集めて入札参加者取りまとめ表を作成していたのは，１社入札を防止するという山梨県からの要請に応じるためであったなどと供述した者は一人もいなかった上，山梨県の発注担当者は，建設事業者や建設事業者団体に対して，１社入札とならないように入札参加者の数を調整してほしいと要請したことはない旨供述していること，１社入札を避けるためだけであれば，入札参加者の情報を集めて，その取りまとめ表の作成まで行う必要も，落札者の決定後に入札参加者取りまとめ表をシュレッダーにかけて廃棄する必要もないことなどからすると，原告らの主張は採用できない。

c　また，総合評価落札方式において，自社の評価点の高低を相当程度予測できることは，前記の代表者らの供述によっても裏付けられており，受注調整が行われ

たことを裏付ける客観的な証拠のある44物件の中には，総合評価落札方式によるものが多数含まれていることからすれば，総合評価落札方式による入札が行われた物件についても受注調整が行われていたと認められる。

ｄ　さらに，30社のうちの一部の事業者間の不仲や人間関係の悪さといった事柄と，それぞれの企業の利益を確保するために，純粋に経済的な観点から始まった受注調整とは次元を異にするものであり，原告ら主張の事実をもって，本件合意の成立が否定されるものではない。

⑷　争点２（本件合意が独占禁止法第２条第６項の「不当な取引制限」に該当するか）について

原告らは，本件各命令では，本件合意について，いつ，どこで，どのような方法で意思の連絡がなされたというのか，何ら具体的な特定がされておらず，また，各個別の物件について，本件合意により，どのように具体的な競争制限効果が生じたのかについての証明もないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

入札における「不当な取引制限」の前提となる，複数の事業者による不当な取引制限があるというためには，入札に先立って各事業者間で相互にその行動に事実上の拘束を生じさせ，一定の取引分野において実質的に競争を制限する効果をもたらす「意思の連絡」がされることが必要であるが，意思の連絡があるというためには，各事業者が当該意思を有しており，相互に拘束する意思の連絡が形成されていることが認められればよく，その形成過程について日時，場所等をもって具体的に特定することまでは要しないものと解されるから，本件合意に基づく受注調整にかかる事案にあっては，本件審決における特定としては十分というべきである。

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引にかかる市場が有する競争機能を損なうことをいい，本件合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な手法や手順等を取り決めることによって競争制限が行われる場合には，当該取決めによって，その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすものと解される。

これを本件についてみるに，本来，各入札参加者は，入札するか否か及び入札する際の金額を自由に決定できるはずであるのに，本件合意は，本件対象工事について，受注予定者をあらかじめ決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者が定めた価格で受注できるように協力するという合意であるから，入札参加者の自由な意思決定を制約するものであり，独占禁止法第２条第６項の不当な取引制限に当たることは明らかである。

⑸　争点３（原告らが受注した別紙６の１ないし９記載の各工事が当該役務に該当することについて実質的な証拠があるか）について

原告らは，総合評価落札方式による物件などについては，具体的競争制限効果は及んでいないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

前記⑺に説示した受注調整が塩山支部等において組織的に，かつ，長期間にわ

たって行われてきたことからすると，本件対象期間中，30社のうちのいずれかが入札に参加した工事については，受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，その結果，具体的な競争制限効果が発生したものと本件推定をすべきものといえる。

受注調整の結果，受注予定者を１社に絞れなかったとしても，受注調整により受注することを諦めた事業者が存在すれば，本来，自由に行われるべき入札の参加者が減少することになるし，受注価格についても，受注を諦めた事業者は予定価格に近い高い入札率で入札するなどして受注予定者のいずれかが受注するように協力することになるから，競争制限効果があることは明らかである。

そして，原告らが受注した個別的な工事について，本件合意に基づく受注調整がされていないと認められる特段の事情は認められない。

本件対象期間中，原告らを含む30社は，本件合意の下に受注調整をし，その結果，本件対象工事について，具体的に競争制限効果が発生するに至ったとの本件審決の認定は，実質的証拠に基づくものといえる。

㈡　争点４（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は，本件違反行為の実行期間における売上高に含まれるか）について

原告らは，本件課徴金納付命令では，平成22年３月24日以降，原告らは本件違反行為を行っていないというのであるから，課徴金の対象となっている物件のうち，同月30日又は同月31日に契約が締結された物件は課徴金の対象とされるべきものではないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

独占禁止法第７条の２第１項の「実行期間」は違反行為の対象となった商品又は役務にかかる売上額を算定するための基準であるところ，その終期である「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」についてみるに，入札方式による発注について受注調整が行われたような場合には，当該行為がされた日とこれに基づいて物件が落札され，契約が締結される日との間に一定の間隔が開くのが通常であるが，入札は，契約の受注者と受注価格を定めるための手続であって，当然，その後に入札結果を踏まえた契約が締結されるのであるから，前記基準の趣旨に従い，本件対象期間が終了する前に受注調整が行われ，入札が行われた後に落札者との間で契約が締結されたときには，契約締結時をもって「実行としての事業活動がなくなる日」と解するのが相当である。

㈢　争点５（受注者が工事を中止したことにより，本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に応じて減額された場合，減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか）について

原告らは，原告㈱渡辺建設が途中で終了した物件234の工事について当初の契約の金額（工事完了までの全体の金額）を基に課徴金を課し，当該工事の残りの部分の工事である物件297についても，工事の契約金額（原告㈱渡辺建設が途中でやめた後の部分の金額）を基にした課徴金を課すようなことがあれば，原告㈱渡辺建設が途中でやめた後の部分について，二重に課徴金を課すことになり，適正手続に違反（憲法第31条）すると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

課徴金制度は，違反行為を防止するという行政目的を達成するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり，課徴金の額は，独占禁止法が行為類型毎に定める一定の売上高等の算定基礎に，同法が定める課徴金算定率を乗じてその額を定めるものであり，前記算定基礎が現実に事業者が得る利益を超えることも当然想定されているものである。

そうすると，当初の契約で定められた代金額を基に課徴金を算定すべきであり，途中で工事が中止されたとしても，その時点での出来高を基に課徴金を算定することはできない。

㈦　争点６（本件各命令発出手続の適法性）について

原告らは，本件各命令において，本件合意が，いつ，どこで，だれによって，どのようになされたのかについて特定を欠いており，独占禁止法第49条第１項及び同法第50条第１項並びに適正手続（憲法第31条）に違反していると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件各命令書の記載内容は，原告らが，自らの違反行為等の内容を推知し得たものといえるから，本件各命令の記載に違法な点は認められない。

その他に，本件各命令の発出手続に違法があったと認めるに足りる証拠はない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らのうち８名による上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑹　㈱廣川工業所による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第16号）（第１表一連番号７）

ア　主な争点及び判決の概要

㈠　争点１（30社は，塩山地区特定土木一式工事について，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

原告は，本件審決の認定は，いずれも証拠の評価を誤るなどして事実認定を誤っているか，事実の評価を誤っており，実質的証拠を欠くものであるなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　実質的証拠の有無について

本件審決が認定した平成６年の勧告審決以降の受注調整の状況，入札参加情報の集約，受注予定者の決定方法及び入札価格等の連絡，塩山支部の役員会における協議には実質的証拠があると認められる。物件153及び同163（60物件）に係る査288，査107の10は，本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為の客観的証拠というべきであり，また，物件223（44物件）に係る査172は，本件違反行為に基づく受注調整が行われた，客観的証拠というべきである。

ｂ　平均落札率について

96.3パーセントという312物件の平均落札率は，他の証拠等と合わせてみれ

ば，本件合意の存在の認定に資するものといえるから，本件合意の存在を推認させるものということができる。

c　総合評価落札方式の工事について

30社が本件合意に基づく受注調整を行っていたとすれば，自社の評価点の予想を受注予定者の他の入札参加者に伝えることなどによって，他社の「配置予定技術者の能力」及び「施工計画」の評価点を相当程度正確に予測することは可能であったと考えられるから，総合評価落札方式と他の入札方式との間に質的な相違があるとは認められない。また，本件合意は，特定の発注方法を前提としたり，協力の方法を限定したりするものでもないから，本件合意は，総合評価落札方式が採用された時点で，同方式による工事も対象とするものになっていたと推認するのが相当である。

(イ)　争点２（本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう不当な取引制限に該当するか）について

原告は，本件における「一定の取引分野」は４種類の工事ごとに画定すべきと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

原告の主張する４種類の工事は，いずれも山梨県が「土木一式工事」として発注していたものであり，４種類の工事は発注担当部署を異にするにすぎない。また，山梨県は，「土木一式工事」の入札への参加を希望する事業者に対し，あらかじめ資格審査を行い，有資格者名簿に登載していたことからすれば，30社を含む，同名簿に登載されたＡ等級業者及びＢ等級業者は，いずれも４種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事の全てについて施工能力を有していたものと認められる。さらに，30社が，特定の種類の工事を他の種類の工事と区別して受注調整していた事実はうかがえず，むしろ30社としては，山梨県が発注する「土木一式工事」の中で30社が入札参加資格を有する全ての工事を受注調整の対象とすることで，より調整がしやすくなるし，受注価格の低落防止という本件合意の目的にもかなうことになる。

このように30社は，塩山地区特定土木一式工事について，４種類の工事を区別することなく受注調整の対象としていたものであるから，本件における「一定の取引分野」は「塩山地区特定土木一式工事」に関するものというべきである。

(ウ)　争点３（原告が受注した別紙８の各工事は，独占禁止法第７条の２第１項にいう当該役務に該当するか）について

原告は，「総合評価落札方式の工事」，「低落札率で落札した物件」，「その他，具体的競争制限効果が発生しているとの推認は働かないというべきである個別事情のある物件」及び「物証のない物件」については本件合意の対象となっていないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　総合評価落札方式について

前記のとおり，本件合意は，総合評価落札方式による工事も対象とするものになっていたということができる。

ｂ　低落札率で落札した物件について

独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい，本件合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には，当該取決めによって，その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。したがって，受注予定者を１社に絞り込むことが出来ず，２社以上で落札が争われ，その結果，低落札率になったとしても，本件合意は，それ以外の事業者が入札に参加することを制限し，これにより，入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することが出来る状態をもたらすものといえるから，具体的競争制限効果の発生を否定することはできないというべきである。

ｃ　その他，入札結果に係る反対事情について

入札参加者は，入札参加申請の際に施工計画書等の資料を提出しているのであり，前記資料の提出から入札書提出締切日までには，少なくとも数日の期間があることが明らかである。したがって，前記資料の提出時には，30社間の受注調整が終了していなかったが，入札書提出締切日までにこれが終了した場合には，原告が主張する入札結果に係る事情（反対事情②ないし④，⑥，⑦）が生じることは当然予想されることであるから，これらの事情があるからといって，具体的競争制限効果の発生を否定することはできない。

ｄ　物証がないものについて

本件合意に基づく受注調整が行われていたとすれば，その性質上，書面や電子データなどの物証は処分されるのが通常と考えられ，しかも，28社は，塩山支部に対する平成６年の勧告審決を受け，課徴金納付命令も受けていたのであるから，これらの物証を残さないようにしていたと推認することは何ら不合理ではない。

(ｴ)　争点４（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は，本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

原告は，平成22年３月16日以降，本件違反行為である入札行為をしていないから，同月24日に契約が締結された物件308を本件課徴金納付命令の対象としたのは不当であると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

独占禁止法第７条の２第１項所定の課徴金の対象となる「当該･･･役務」とは，本件においては，本件合意の対象とされた工事であって，本件合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

そして，物件308は，平成22年２月19日公告・指名通知がされ，同年３月17日に開札され，同月24日に契約が締結されたところ，同日本件立入検査がされたものであり，本件合意の対象とされた物件であることは明らかであって，本件合意に基づく受注調整の結果，原告が落札した上で契約を締結しており，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められるから，課徴金算定の対象となる工事という

べきである。

(ｶ) **争点５（本件各命令の発出手続等は適法か）について**

原告は，本件排除措置命令は，本件合意の内容について，「公正取引委員会の認定した事実」を示しているとはいえず，独占禁止法第49条第１項に違反し，本件課徴金納付命令は，「課徴金に係る違反行為」を示しているとはいえず，独占禁止法第50条第１項に反し，本件各命令は，いずれも取り消されるべきであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

独占禁止法第49条第１項が排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実」を付記すべきものとしているのは，公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。このような趣旨・目的に鑑みれば，排除措置命令書に記載すべき「事実」とは，違反行為に関する認定事実のほか，いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると，本件排除措置命令書の記載から，いかなる行為をしたことによって本件排除措置命令を発せられたのかを了知することは可能であり，同命令に対する不服申立てに十分な便宜を与える程度に記載されていると認められ，本件排除措置命令は相当であって，本件各命令は適法である。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

(7)　植野興業㈱ほか６名（注）による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第17号）（第１表一連番号８）

（注）なお，原告峡東建設㈱については，平成30年４月26日，訴えの取下げにより終了した。

ア　主な争点及び判決の概要

(ｱ) **本件合意の存在について**

原告らは，本件合意が存在したとする本件審決の認定判断は，実質的証拠を欠いており，事実誤認の違法があり，仮に，本件合意の存在が認められたとしても，総合評価落札方式による工事は，本件合意の対象とはなり得ないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件合意の存在の認定における実質的な証拠について

本件審決が認定した事実は，本件30社の代表者等の供述調書のほか，多数の客観的な証拠によって裏付けられており，前記事実に基づいて本件合意の存在を認定した本件審決の判断には実質的証拠がある。

ｂ　供述調書の信用性について

本件30社の代表者等の供述調書は，被告の審査官が供述者から聴取した内容を要約して作成したものであるから，複数の供述調書で同様の表現が用いられてい

たとしても，そのことのみをもって直ちに信用性がないとはいえない。

c　個別工事における受注調整について

原告らにおいて本件合意の内容に沿った受注調整又は受注調整に関わる行為を行っていたことは，原告らの代表者等もその供述調書において認めているほか，原告ら以外の代表者等の供述調書及びその他客観的な証拠によっても裏付けられている。

d　平均落札率について

本件審決は，平均落札率が高いことのみをもって本件合意の存在を認定したものではなく，推認の一事情として考慮し，本件合意の存在を推認できる他の事実とを総合考慮して本件合意の存在を認定したものである。

原告らは，本件立入検査後の平均落札率が本件対象期間中の平均落札率よりも高いか又は有意な差がないことからして，本件対象期間中に受注調整は行われていなかったと推認すべきであると主張するが，違反行為終了後にも違反行為の効果が残存することは珍しくなく，直ちに自由かつ公正な競争が回復するとは限らないから，原告らの前記主張は採用できない。

e　総合評価落札方式による工事について

原告らは，総合評価落札方式による工事は，本件合意の対象に含まれていないと主張する。しかし，本件合意は，塩山地区特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るため，受注予定者をあらかじめ決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるようにするという内容の取り決めであり，特定の発注方法を前提とするものではない。総合評価落札方式が導入された後も，自社及び他社の評価点を予想することが可能であれば，同方式による工事について受注調整を行うことは可能であり，実際に同方式が導入された平成19年頃以降，同方式による工事についても受注調整が行われている。したがって，原告らの前記主張は採用できない。

(ｲ)　「一定の取引分野」該当性について

原告らは，原告らが山梨県から受注する工事には，土木工事，治山工事，林道工事及び農務工事の４種類の工事があり，これら４種類の工事は，それぞれ個別の取引分野であり，これらの工事分野を超えて，「塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場」という取引分野は存在しないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件30社が山梨県から受注した工事には４種類の工事があり，発注部署や工事内容等を異にするものの，山梨県はこれらの工事を区別することなく「土木一式工事」として発注しており，本件30社は，有資格者名簿に登載され，いずれの工事についても施工能力を有していた。本件合意及びこれに基づいて行われた受注調整において，前記４種類の工事が区別されていた形跡はうかがわれないから，本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場は「一定の取引分野」に該当する。

(ｶ) 「当該役務」該当性について

原告らは，独占禁止法第７条の２第１項所定の課徴金の対象となる「当該役務」に該当するというためには，被告において，受注調整の結果，具体的に競争制限効果が発生したこと等を主張立証する必要があるところ，被告は，その主張立証を尽くしていないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　①ないし⑤の事情（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を総合すると，塩山地区特定土木一式工事に該当し，かつ本件30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的な競争制限効果が発生したと推認できるとした本件審決の認定判断は合理的である。

b　具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情の存否について

(a)　総合評価落札方式による工事

総合評価落札方式の場合には，入札価格のみによって落札者が決まるものではないことなどから，落札者の入札価格が次点の事業者よりも高いか又は同額であることをもって，具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情があるとはいえない。

(b)　２社以上で落札を争った工事

受注調整によって絞り込みが行われた場合には，仮に絞り込みが行われた受注参加者の間で競争が行われたとしても，競争が制限された状況が生じていることに変わりはないから，具体的な競争制限効果が発生しているとの推認を覆すには足りない。

(c)　落札率が90%未満の工事

落札率が90％未満の工事の中にも，本件合意に沿った受注調整が行われたことが認められる工事，落札者以外の入札参加者に受注意欲がなく，落札者に協力したことがうかがわれる工事が含まれていることに照らすと，落札率が90％未満であることをもって，当該工事において受注調整が行われていないと推認することはできない。

(d)　アウトサイダーが入札に参加した工事

本件対象工事のうち，アウトサイダーが入札に参加した工事の中に，アウトサイダーが落札したものはなく，各工事の落札率も相当高いことからすると，アウトサイダーが入札に参加していることをもって，入札に参加した事業者間で実質的な受注競争が行われていたと推認することは困難である。

(e)　その他

入札参加者の評価や入札価格が僅差であることなどは，受注調整が行われた事実と矛盾するものではなく，具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情があるとは認められない。

(ｴ) 課徴金算定の前提となる実行期間について

原告らは，独占禁止法第７条の２第１項の「実行としての事業活動がなくなる

日」とは，「実行としての事業活動がそれ以降行われないことが明確化した日」と解すべきであるなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

違反事業者に対し金銭的不利益を課すことによって違反行為を防止するという課徴金制度の趣旨に照らすと，「実行期間」の終期である「実行としての事業活動がなくなる日」とは，違反行為の終了日ではなく，違反行為者につき，それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日をいうものと解される。そうすると，原告植野興業及び同髙野建設については，違反行為終了前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約が締結された平成22年３月30日をもって「実行としての事業活動がなくなる日」（実行期間の終期）と認定するのが相当である。また，前提となる事実関係が異なる以上，事業者ごとに実行期間が異なるのは当然であり，課徴金制度の趣旨に照らしても，受注調整をしていた事業者間で統一的な処理が必要であるとはいえない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らによる上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑻　友愛工業㈱による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第32号）（第１表一連番号９）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　争点１（原告が本件合意に加わっていたことを立証する実質的証拠があるか）について

原告は，本件審決において，原告が受注調整行為に加わっていたと認定されているが，原告が入札に参加することや工事の受注を希望することなどを連絡したことはなく，執行部から入札に関する連絡を受けたこともなく，ましてや原告が受注調整行為を行っていたことはないのであって，本件審決の前記認定は，以下に述べる証拠等を正当に評価せず，恣意的な判断によるものといわざるを得ないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

ａ　本件審決が認定に用いた証拠によれば，被告が①ないし⑧の各事実（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を認定したことは合理的であり，前記①ないし⑧の諸事情を総合すると，本件合意が成立していたと認定したことも合理的であるというべきであるから，本件審決による本件合意の存在の認定については，それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

ｂ　《Ａ１》社長と原告代表者との関係が良好ではなく，平成17年に前記のような出来事があったとしても，21社の他の事業者との間までが同様の状況にあったことをうかがわせる証拠は見当たらない上，21社には受注価格の低落防止という共通の利害関係があり，少なくとも本件土木一式工事の入札に関しては協力する関係にあったとしても不合理ではない。現に，石和支部等と一定の距離を置くようにしていた等と述べる21社のうちの複数社の代表者が，本件合意の枠内で行動し

ていたことや，《E》事務員に入札への参加の予定につき連絡をしたことがあることや，他の事業者から受注予定者であるという趣旨の連絡を受けたこともあることを認めている。

しかも，㈱栗田工業の《D２》元社長は，受注調整のために連絡を取り合った相手の中に原告の営業担当がいたことを供述しており，証拠によれば，原告が石和支部等に入札の連絡をしていたことが見て取れるのであって，原告の前記主張を採用することはできない。

c　本件対象期間に発注された158物件は，いずれも21社又は21社のいずれかで構成されるＪＶが受注しており，その平均落札率が94.0％と高いことは，受注価格の低落防止という本件合意の目的が達成された結果であることをうかがわせるものであって，本件審決が，このことを他の事情とともに総合考慮することによって，本件合意の存在を推認したことは合理的であるといえる。他方，平均落札率は，21社による落札率の平均であるから，事業者ごとの平均落札率を個別にみれば，21社の中に前記の平均落札率を下回る事業者が存在することはあり得ることであって，他の事業者よりも平均落札率が低いというだけでは，直ちに，原告が本件合意に参加していたことについての推認を覆すに足りるものとはいえない。

d　本件審決が，本件合意の対象に総合評価落札方式を用いた一般競争入札の方式によって発注された工事も含まれることをその引用する証拠によって認定したことは，合理的であるというべきである。

総合評価落札方式においては，入札参加者の評価点を正確に把握することに一定の困難を伴うといえるが，過去の事例などを基にある程度の予想をすることは可能であって，これを互いに連絡し合うこと等によって受注調整を行うことは可能であるものと認められる。そして，総合評価落札方式において落札者を決める基礎とされる評価点は，標準点と加算点の和に比例し，入札価格に反比例する関係にあるから，ある程度予想された評価点を基に，前記の関係を考慮して，入札価格を決めること等によって，受注予定者による受注を可能にすることができるのであって，実際にも，総合評価落札方式を用いた一般競争入札においても受注調整が行われたことを示す客観的な証拠が存在する。

⑷　争点２（物件61，同65，同105，同138，同143及び同146の工事について課徴金の対象に含まれるか）について

原告は，本件対象工事のうち物件61，同65，同105，同138，同143及び同146については，風間建設㈱が受注調整の一切を明確に拒否していた物件68，同98及び同101と同様の事情があることに加え，原告が入札し，低価格で落札することがある程度想定される工事であったという事情があるため，前記の３物件と同様に課徴金の対象とはならないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件審決においては，独占禁止法第７条の２第１項に規定する課徴金の対象となる当該役務とは，本件においては，本件合意の対象とされた工事であって，本件合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解されるとした上で，21社は，遅くとも平成18年４月１日以降，本件土木一式

工事について，受注価格の低落防止を図るため，本件合意の下で受注調整を行っていたものであり，①ないし⑥の事情（注：本件審決が認定した事実）に照らすと，本件土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的であることを根拠として，本件土木一式工事に該当し，かつ，21社のいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるとの認定判断がされたが，被告が前記①ないし⑤の事実を認定したことは合理的であって，これらの認定事実に加えて，44物件に係る工事について，発注方法，発注担当部署，工事内容及び発注時期において特段の偏りがみられないこと及び⑥記載の者の中に本件土木一式工事に該当する特定の工事について本件合意に基づく受注調整が行われなかった旨を供述している者がいないこと等を併せ考慮すると，本件審決が採用した前記の推認方法も合理的であるというべきである。そうすると，本件審決における事実の認定については，それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

本件対象工事は，いずれも独占禁止法第７条の２第１項に規定する当該役務に該当すると認められるから，これらが本件課徴金納付命令の対象となるとした本件審決の判断に誤りはない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による上告及び上告受理申立てにつき，平成30年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑼　㈱中村工務店による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第34号）（第１表一連番号11）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　本件審決において認定した事実について

原告は，本件審決における事実の認定に供された供述証拠のうち，少なくとも峡東林務環境事務所発注物件に係る受注調整とこれに原告が関与したことが記載されている部分は，審査官の誘導により具体性のない憶測を述べたものであり，また，石和支部の《Ｅ》事務員の供述調書については，帰宅を急ぎ，あるいは，審査官に逆らったら逮捕されるかもしれない恐怖の下に供述を求められて作成されたものであって，いずれも証明力，さらには証拠能力のない証拠であることが明らかであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

確かに，一部の供述調書にはいわゆる伝聞供述が含まれているものの，審査官から誘導されたり，根拠のない憶測を述べたことはうかがわれず，むしろ，峡東林務環境事務所発注物件のうち物件60，137及び174については，受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し，物件93，143及び147についても客観的な証拠が存在する。特に，そのうち物件60，137及び174については，原告自らが保管していた客観的な証拠も存在しているのであって，かかる客観的な証拠に沿う前記各供

述調書は，証拠能力があるのはもとより，その信用性も肯定することができる。また，《E》事務員の供述調書については，同人の陳述書及び同人の参考人尋問における陳述によれば，前記供述調書の一部の表現が不正確である点と，受注を希望する業者が受注していたので執行部を中心とした話合いにより受注業者を決めていたと思う旨の記載について，かかる供述をした記憶はなく，執行部を中心とした話合いにより受注業者を決めていたとの認識もない旨を陳述しているが，前記供述調書中の石和地区で一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木工事の入札が実施される場合，業者から入札に参加し，さらには受注を希望するといった連絡を受けていた旨，これらの入札情報を入札参加者等取りまとめ表に記載していた旨や，かかる情報データの管理方法や廃棄方法などといった事実関係については，前記供述調書中の供述内容は具体的で，それを裏付ける客観的な証拠も多数存在していることからすれば，前記陳述書や参考人尋問における陳述よりも合理的で信用性が高く，実際の体験に基づく供述と認められるから，供述内容全体について，証拠能力があるのはもとより，その信用性も認められる。

また，原告ら11社のうち一部の業者の代表者等の陳述書及び代表者尋問・参考人尋問における陳述中には，各認定事実に反する部分があるが，いずれも，自身に関する客観的な証拠について，あいまい又は納得し難い不合理な説明に終始していることに照らせば，信用することができない。

さらに，前記事実の認定に供された証拠は，①同じ建設業界支部に所属し，本件違反行為若しくはこれと同様の行為に関与し若しくは関与したことのある業者の担当者又はその支部の事務職員による供述調書で，自社のみならず，その支部に所属する関係業者の不利益な事実の承認を内容とするものであるところ，かかる供述内容が本件各命令の理由とされ，自社のみならず関係業者に多大な不利益を与えるかもしれないことを承知で，あえて虚偽の事実を述べるような動機が存在したことはうかがわれず，②それらの供述に沿う客観的な証拠も多数存在していることに加え，③158物件は，いずれも関係業者21社が受注し，158物件の平均落札率が94.0パーセントとの高さであったという客観的な事実も併せると，これらの証拠が相互に補い合って信用性をより高めているということができるのであって，このような証拠に基づいて前記各事実を認定したことは合理的であり，それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

⑷　峡東林務環境事務所発注工事については受注調整自体が存在しなかったとの主張について

原告は，㈱飯塚工業及びこれと同調する会社と対立関係にあり，また，峡東林務環境事務所発注物件について，落札率が低い上，いわゆるアウトサイダーの参加する物件も多く存在するため，受注調整が行われたとすることには無理があると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　仮に，原告と㈱飯塚工業らとの関係が良好でなかったとしても，これらの業者が反目し合いながらも受注価格の低落防止といった共通の利益を図るため，本件合意の内容に従った行動を採ったり，他の業者にこれを期待したりすることはあ

り得るところであり，むしろ，物件140の橋梁工事について，原告の《Ｆ１》社長と㈱飯塚工業が話し合ってこれを㈱飯塚工業が落札したこと等が認められるのであって，これらの事実にも照らせば，前記物件を含めて原告と㈱飯塚工業らとの間で受注について話合いをすることはなかったとの主張は採用することができない。

b　一般に，落札率が低い工事が存在したとしても，受注調整によって受注予定者が１社に絞り込めず，２社以上で落札を争った結果，落札率が低下することはあるし，総合評価落札方式の工事においても，受注予定者が最も高い評価値を得ることができるよう入札価格を低めに設定した結果，落札率が低下したり，あるいは，受注調整に非協力的な業者が存在する物件について，受注予定者がこれを警戒して低めに入札価格を設定した結果，落札率が低下したりすることはあり得るところである。しかも，峡東林務環境事務所発注物件のうち物件60，93，137，143，147及び174については，受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し，そのうち物件60，137及び174については，原告自らが保管していた客観的な証拠も存在しているのであるから，前記の落札率から峡東林務環境事務所発注物件について受注調整が存在したとの認定が左右されるということはできない。また，アウトサイダーが受注した物件について受注調整が存在しなかったと認めるに足りる証拠はなく，アウトサイダーの中に低価格で入札するなど競争的な行動をとった業者が存在した形跡はうかがわれないことにも照らすと，同事務所発注物件にアウトサイダーの参加する物件が多く存在したとしても，同事務所発注物件について受注調整が存在したとの前記認定は左右されない。

したがって，原告の前記主張は，本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

㈦　原告は，平成19年３月以降に入札に参加した石和地区特定土木一式工事について，被告が主張するような受注調整に関与していなかったとの主張について

原告は，平成19年３月以降，それまでの平均落札率は５パーセント超も下落し，それまで皆無であった落札率90パーセントを下回る極めて低い落札率の物件が全体の４分の１強を占めるに及んでいるから，少なくとも同月以降は被告が主張するような受注調整が行われていないことは明白であると主張し，また，原告は，単に他の業者が原告の落札に協力し又は他の業者の落札に原告が協力したとか，地域性や継続性があるとか，落札率が高いなどの理由だけで，受注調整が存在したと推認することは許されない旨主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

a　受注調整が行われても落札率が低くなることがあること，その要因の一つである受注調整に非協力的な業者として，平成19年７月頃から平成20年秋頃までの間，風間建設㈱がその態度を明らかにしていたことから，前記の平均落札率の推移等からは直ちに前記工事について受注調整が存在したとの認定は左右されない。

b　原告が主張するような入札参加業者の思惑や行動は，石和地区特定土木一式工事について受注調整が存在し，これに原告が関与したことと相反するものとは解

されない。前記認定の各事情が認められる本件においては，石和地区特定土木一式工事に該当し，かつ，21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるところ，そのうち原告が入札に参加した物件について，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。原告の主張は，原告が入札に参加した物件について特段の事情のない限り本件合意に基づく受注調整が行われたと合理的に推認されるにもかかわらず，被告に更なる立証が必要であることを前提とするものであって，その前提自体が失当といわざるを得ない。

したがって，原告の前記主張も，本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

(ｴ) 本件合意が存在しないとの主張について

原告は，石和支部での執行部の変遷，勢力争い，発注形態の変更，平均落札率の変化等を挙げ，受注調整の存在したことを認定することができない旨主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件審決で認定した事実には，これを認定する実質的な証拠があり，その事実によれば，本件合意の存在が認められるとともに，石和地区特定土木一式工事に該当し，かつ，21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるところ，原告の主張するところは，いずれも，その大部分が受注調整が存在したとの認定を左右し得ない事情を繰り返して主張するものにすぎず，その余の主張も前記認定を左右し得ないものであって，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情とは認められない。原告の前記主張は，本件対象期間，石和地区特定土木一式工事について，本件合意に基づく受注調整が行われたと合理的に推認されるにもかかわらず，被告に更なる立証が必要であることを前提とするものであって，その前提自体が失当といわざるを得ない。

したがって，原告の前記主張も，本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，上訴期間の経過をもって確定した。

3　最高裁判所における決定

(1)　積水化成品工業㈱ほか１名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第235号，平成30年（行ヒ）第256号）（第１表一連番号１）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められな

いとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑵　カネカケンテック㈱ほか１名による審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ヒ）第312号）（第１表一連番号２）の決定の概要

最高裁判所は，本件は民事訴訟法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告不受理の決定を行った。

⑶　㈱天川組による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第275号，平成30年（行ヒ）第305号）（第１表一連番号５）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第２　排除措置命令等取消請求訴訟

１　概要

平成30年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注１）は７件であったところ，同年度中に新たに３件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち１件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

これら平成30年度の係属事件10件（注２）のうち，同年度中に原告の請求を棄却する判決が４件（うち１件は同年度中に原告が控訴，残り３件は同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，いずれも原告が控訴している。），原告の請求を一部認容する判決が１件（同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，控訴期間の経過をもって確定した。）あった。

以上のとおり，平成30年度に終了した排除措置命令等取消請求訴訟はなかったので，同年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件であった。

なお，前記執行停止の申立て１件については，平成30年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され，その後，即時抗告されたところ，同年度中に東京高等裁判所において棄却決定が出され，確定した。

（注１）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注２）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第２表　平成30年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ルビコン㈱による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　10億6774万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月23日 判決年月日　平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点　上訴期間中 （控訴年月日　平成31年4月10日）

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
2	ニチコン㈱による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　36億4018万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日　　平成28年 3月29日 提訴年月日　　平成28年 9月26日 判決年月日　　平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点　　上訴期間中 （控訴年月日　　平成31年4月12日）
3	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日　　平成28年 3月29日 提訴年月日　　平成28年 9月27日 判決年月日　　平成31年 3月28日 （請求一部認容，東京地方裁判所） 平成30年度末時点　　上訴期間中 （平成31年4月13日確定）
4	奥村組土木興業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法 第3条後段	措置年月日　　平成28年 9月 6日 提訴年月日　　平成28年 9月28日 申立年月日　　平成28年 9月29日 決定年月日　　平成28年12月14日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
5	常盤工業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（課徴金額5544万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	措置年月日　　平成28年 9月 6日 提訴年月日　　平成29年 3月 3日 判決年月日　　平成30年11月 8日 （請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日　　平成30年11月22日
6	土佐あき農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ①　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ②　支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③　支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法 第19条 （一般指定 第12項）	措置年月日　　平成29年 3月29日 提訴年月日　　平成29年 5月 2日 申立年月日　　平成29年 5月 2日 決定年月日　　平成29年 7月31日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所） 判決年月日　　平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点　　上訴期間中 （控訴年月日　　平成31年4月11日）
7	㈱富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた（課徴金額　48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日　　平成29年 2月 2日 提訴年月日　　平成29年 8月 1日

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
8	（公社）神奈川県ＬＰガス協会による件	（公社）神奈川県ＬＰガス協会は，切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し，もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより，神奈川県内のＬＰガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。（排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第8条第3号	措置年月日　平成30年 3月 9日 提訴年月日　平成30年 6月25日 申立年月日　平成30年 6月25日 決定年月日　平成30年 7月11日 （執行停止の申立てについて，却下決定，東京地方裁判所） 抗告年月日　平成30年 7月13日 決定年月日　平成30年 7月17日 （即時抗告について，棄却決定〔確定〕，東京高等裁判所）
9	㈱阪急阪神百貨店による件	近畿地区の百貨店業者は，優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた（課徴金額　6758万円）。（課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　平成30年10月 3日 提訴年月日　平成30年12月 5日
10	㈱高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は，優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた（課徴金額　5876万円）。（課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　平成30年10月 3日 提訴年月日　平成31年 3月29日

２　東京地方裁判所における判決等

⑴　常盤工業㈱による課徴金納付命令取消請求事件（平成29年（行ウ）第101号）（第２表一連番号５）

ア　主な争点及び判決の概要

㋐　本件工事が「当該商品又は役務」（法第７条の２第１項）に該当することについて

本件のように基本合意と個別調整により構成される入札談合の事案において「当該商品又は役務」とは，①基本合意の対象とされた工事であって，②基本合意に基づく受注調整等の結果，③具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解するのが相当であるところ，前記②の要件にいう受注調整手続等は，課徴金の賦課対象となる事業者が直接又は間接に関与したものであることを要するというべきである。

本件工事は本件基本合意の対象であり，原告は調整役の依頼を受け，当初予定していなかった本件工事の競争参加資格申請を行い，本件工事の受注予定者となった鹿島道路㈱と官積を交換したことなどの事情を踏まえれば，原告は，本件工事に係る１回目の入札に向けた受注調整手続に直接関与したというべきである。

加えて，１回目の入札までに行われた受注調整の結果，本件工事について，20社は自由かつ自主的な判断で入札に参加するか否か及び参加する場合の入札価格を決めることができない状況にあったこと，20社のうち本件工事につき競争参加資格申請を行った事業者は，受注予定者とされた鹿島道路㈱，同社が受注できるよう協力するとした原告及び大林道路㈱のみであることなどを考慮すれば，本件工事の入札市場においては，１回目の入札までの受注調整の結果として，具体的な競争制限効果が発生していたと認定するのが相当である。そして，受注予定者となった鹿島道路㈱が書類不備により１回目の入札が無効となり再入札となったものの，再入札の

定めにより，原告のみが再入札に参加することができたことなどが認められる。

以上によれば，再入札の時点で，１回目の入札までの受注調整の影響が消失し完全な競争状態に移行したと認めることは困難であるというべきのみならず，１回目の入札までの受注調整の結果，再入札の時点でも具体的な競争制限効果が発生していたと認定するのが相当であり，本件工事は原告が直接関与した受注調整手続の結果，具体的競争制限効果が発生したと認められるから，「当該商品又は役務」に該当する。

⑷　結論

以上によれば，本件命令は処分要件を全て満たしており適法であると認められ，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による控訴につき，平成30年度末現在，東京高等裁判所に係属中である。

⑵　ルビコン㈱ほか２名による排除措置命令等取消請求事件（平成28年（行ウ）第443号，同第447号，同第448号）（第２表一連番号１～３）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「本件アルミ合意」という。）及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「本件タンタル合意」という。）は成立したか

ａ　本件アルミ合意が成立したか

原告ルビコン，原告ニチコン，日本ケミコン㈱及び日立エーアイシー㈱（以下「アルミ４社」という。）は，①過去に同業他社との間で，値上げ活動の状況等に関する情報交換をしつつアルミ電解コンデンサの値上げ活動をしていた経緯があること，②平成22年２月頃までに，不採算製品を中心として販売価格の引上げを実施することを決定し，その決定に関する情報を各会社間で共有したこと，③その後，各会社間で継続的に，値上げ交渉の状況等につき詳細な情報交換をし，これを自社内に持ち帰って共有した上で，一貫して値上げ活動をしていることなどが認められるところ，これらの事情を総合すれば，アルミ４社は，各社が同じような時期に不採算製品を中心として販売価格の引上げをすること，各社が需要者等に提示する価格を教示したり，協議・決定したりすることを通じて，確実にアルミ電解コンデンサの製品を受注できるようにすること及びこのような販売価格の引上げ活動に他社が協力することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思が形成されており，アルミ４社相互の間には「意思の連絡」があったと認定するのが相当である。

ｂ　本件タンタル合意が成立したか

原告ニチコン，原告松尾電機，ＮＥＣトーキン㈱及びホリストンポリテック㈱（以下「タンタル４社」という。）は，①過去に同業他社との間で，需要者等への値上げ活動の状況等に関する情報交換を継続しつつタンタル電解コンデンサの

値上げ活動をしていた経緯があること，②平成22年３月頃以降同年６月までの間に，それぞれ，販売価格を引き上げる方針を固め，価格引上げに向けて交渉に着手したなどの情報を共有したこと，③その後も販売価格の引上げに関する情報交換を継続していたことなどが認められるところ，これらの事情を総合すれば，タンタル４社は，各社が同じような時期に販売価格の引上げを実施すること，各社が他社の値上げ活動に乗じて自らも販売価格を引き上げることに加えて，このような販売価格の引上げ活動に他社が協力することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思が形成されており，タンタル４社相互の間には「意思の連絡」があったと認定するのが相当である。

⑷　本件アルミ合意及び本件タンタル合意の対象商品の範囲について

ａ　本件アルミ合意が対象とした製品の範囲について

マーケット研究会においては，アルミ電解コンデンサについて，アルミ電解コンデンサ全体，リード線形，チップ形，スナップイン，ネジ端子形及び導電性アルミ電解コンデンサのそれぞれに関し，製造販売業者ごとの各月の受注状況（数量及び金額）を整理した表が配布されており，アルミ電解コンデンサのうちの特定の類型の製品に限った情報交換や特定の類型の製品を除いた情報交換がされていたわけではなかったこと，ＪＥＩＴＡの会合やＳＭ部会における情報交換や各社の営業担当者らによる個別の情報交換においても，アルミ電解コンデンサのうちの特定の類型の製品に限った情報交換や特定の類型の製品を除いた情報交換がされていたわけではなかったこと，アルミ４社は，アルミ電解コンデンサの販売価格の引上げを決定するに当たり，その対象を特定の類型のものに限ったり，特定の類型のものを除いたりはしていないことが認められるから，これらの事情を総合すれば，アルミ４社が本件アルミ合意において対象としていた製品の範囲は，アルミ電解コンデンサ全体であったと認定するのが相当である。

ｂ　本件タンタル合意が対象とした製品の範囲について

⑻　湿式タンタル電解コンデンサ

本件タンタル合意が成立した平成22年当時，タンタル４社の中では原告松尾電機しか製造販売していなかったこと，会合等や各個別の情報交換の場において明示的に湿式タンタル電解コンデンサを含めて情報交換することはなかったことなどが認められるところ，タンタル資材の調達価格の高騰を理由として本件タンタル合意がされた経緯や，原告松尾電機が他のタンタル電解コンデンサと同様，湿式タンタル電解コンデンサについても値上げ活動を行っていたことなどを考慮しても，湿式タンタル電解コンデンサは本件タンタル合意が対象とした製品の範囲に含まれるということはできない。

⑼　マンガン品

タンタル４社の営業担当者は，会合や各個別の情報交換の場において，「ポリマー品」や「マンガン品」を一括りにして情報交換することが多かったことが認められる上，①から⑥までの製品類型（①リード線形のハーメチック品，②リード線形の樹脂ディップ品，③ヒューズ内蔵型でチップ形の樹脂モールド品，④ヒューズ非内蔵型でチップ形の樹脂モールド品，⑤リード線形の樹脂

モールド品，⑥チップ形の簡易樹脂外装品）のうち特定のもののみを一貫して情報交換の対象としたり，一貫して情報交換の対象から外したりしたことを認めるに足りる証拠はない。また，タンタル４社の中では原告松尾電機のみが製造販売していた湿式タンタル電解コンデンサ及びリード線形の樹脂モールド品（前記⑤の製品類型）や，原告ニチコンのみが製造販売していたチップ形の簡易樹脂外装品（前記⑥の製品類型）についても，他のマンガン品と同様，本件タンタル合意の後，前記各社による値上げ活動が行われたことが認められる。

これらの事実からすれば，タンタル４社は，マンガン品全体について，相互に販売価格の引上げを実施することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思を有していたというべきであるから，タンタル４社が本件タンタル合意において対象とした製品の範囲は，タンタル電解コンデンサのうちのマンガン品全体であったと認定するのが相当である。

⑺　結論

以上の次第で，原告松尾電機の請求は一部認容し，その余の原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，平成30年度末時点において上訴期間中であった（その後，原告ルビコン及び原告ニチコンが控訴している。原告松尾電機による件は，上訴期間の経過をもって確定した。）。

⑶　土佐あき農業協同組合（注）による排除措置命令取消請求事件（平成29年（行ウ）第196号）（第２表一連番号６）

（注）平成31年１月１日付けで，土佐あき農業協同組合（以下「土佐あき農協」という。）を含む高知県内の12の農業協同組合が合併し，高知県農業協同組合となったことに伴い，本件の原告は，高知県農業協同組合（土佐あき農協訴訟承継人）となった。

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　土佐あき農協の「相手方」が組合員といえるかについて

一般指定第12項にいう「相手方」とは取引の相手方を意味しており，取引の相手方が誰であるかはその取引の実態に即して判断すべきである。

本件において，販売を受託するなすの授受，その販売の結果として得た金銭の授受，販売受託の実施に必要な人的物的資源や費用の提供は，いずれも農業者又は土佐あき農協ないしその職員が行っており，これらに支部園芸部ないしその職員は介在していない。また，土佐あき農協の定款には，土佐あき農協が組合員のために組合員の生産する物資の販売などの事業を行うことが定められ，販売代金の精算方法や取扱手数料の決定方法は，土佐あき農協の販売業務規程で定められた方法と一致している。

これらの実態に鑑みれば，土佐あき農協は，組合員たる農業者からなすの販売を受託していたと認めることができ，土佐あき農協にとって組合員はなすの販売受託の「相手方」（一般指定第12項）であるといえる。

⑷　土佐あき農協が組合員の事業活動を「拘束する条件をつけて」組合員と取引していたかについて

一般指定第12項にいう拘束があるというためには，必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず，それに従わない場合に何らかの不利益を伴うことにより現実にその実効性が確保されていれば足りるというべきである。

土佐あき農協管内の大半の支部園芸部は，規約において，支部員が支部園芸部の勧告を無視して系統外出荷を続けた場合には，除名又は出荷停止の処分をすることができる旨定めていた。また，土佐あき農協は，集出荷場への出荷以外の方法でなすの販売を受託し，園芸連に販売を再委託することはなかったところ，支部員が支部員資格の停止処分を受けた際に，その者が機械設備ひいては集出荷場を利用することができないようにしていた。これらによれば，土佐あき農協は，なすの販売を受託することができる組合員を支部員等に限定しており，支部園芸部から除名等された者からなすの販売を受託しないこととしていたと認められる。

系統外出荷手数料や罰金の徴収を定めていたのは，系統出荷率を可及的に増加させることを目的とした支部園芸部であるが，これが土佐あき農協の園芸販売事業の事業計画重点実施事項に沿うものであることに照らせば，土佐あき農協は，なすの販売を委託しようとする組合員（農業者）をして，系統外出荷を理由に除名されるなどした者から委託を受けないという条件，系統外出荷を行った場合に系統外出荷手数料及び罰金を収受するという条件という，組合員が土佐あき農協以外の者になすを出荷することを制限（拘束）する条件を付して，なすの販売受託をしていたというべきである。

⑸　本件行為が「不当に」拘束する条件をつけた取引に当たるかについて

一般指定第12項にいう拘束条件付取引の内容は様々であり得るから，その形態や拘束の程度等に応じて公正な競争を阻害するおそれを判断し，それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に，初めて相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものというべきである。

そして，市場における有力な事業者が，取引先事業者に対し，自己の競争者と取引しないよう拘束する条件を付けて取引するなどの行為を行うことにより，市場閉鎖効果，すなわち新規参入者や既存の競争者にとって，代替的な取引先を容易に確保することができなくなり，事業活動に要する費用が引き上げられるなどといった新規参入や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には，公正な競争を阻害するおそれがあるというべきである。市場閉鎖効果が生じるか否かの判断に当たっては，具体的行為や取引の対象，地域，態様等に応じて，当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討した上で，ブランド間及びブランド内の競争の状況，垂直的制限行為を行う事業者の市場における地位，当該行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及ぼす影響，当該取引先事業者の数及び市場における地位を総合的に考慮して判断すべきである。

本件行為によって市場閉鎖効果が生じるかを検討する際には，土佐あき農協管内

及びその周辺地域におけるなすの販売受託における市場閉鎖効果につき検討することが相当であるところ，①土佐あき農協はその管内及びその周辺地域におけるなす販売受託の取引市場において特に有力な事業者であるといえること，②高知県のなすの９割近くの圧倒的多数を生産する土佐あき農協管内のなす農家のうち相当数の者に対し，本件行為による拘束が及んでいたことに加え，商系業者において本件行為の拘束が及ばないなす農家から，これに代わる十分な量のなすを集荷することは困難と推認することができることからすると，土佐あき農協の本件行為によって，集荷するなすのほとんどを土佐あき農協管内から集荷している商系業者にとっては，取引機会が減少するような状態がもたらされるおそれ，すなわち市場閉鎖効果が生じたといわざるを得ない。

これに対し，原告は，本件行為について，産地間競争の促進等の正当な目的があるから，本件行為は正当化されるなどと主張するが，公正かつ自由な競争が促進されるためには，各取引段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であるというべきであって，産地間競争の促進のための垂直的制限行為によって，産地内競争の減少・消滅等の競争阻害効果が生じる場合があることもまた明らかであることに照らせば，産地間競争の促進という目的があることのみをもって，土佐あき農協管内又はその周辺地域におけるなすの販売受託の市場における競争を阻害することが正当化されるということはできない。

(ｴ) 結論

以上によれば，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は，平成30年度末時点において上訴期間中であった（その後，原告が控訴している。）。

(4) （公社）神奈川県ＬＰガス協会による執行停止申立事件（平成 30 年（行ク）第 260 号）の決定（第２表一連番号８）

ア 主な争点及び決定の概要

(ｱ) 本件排除措置命令により重大な損害が生じ，それを避けるため緊急の必要があるか

本件においては，次のとおり，本件排除措置命令によって申立人に重大な損害が生じ，それを避けるために緊急の必要があるとは認められない。

ａ 申立人のＬＰガス販売事業への影響について

申立人は，本件排除措置命令の風評被害により，ＬＰガス販売事業の取引が減少し，全国の業界内における申立人の立場が蔑ろにされ，消費者団体等との協議や連携ができなくなる危険性が高いなどと主張するが，申立人の主張する風評被害の内容が抽象的なものにとどまっていることに加え，同主張を認めるに足りる的確な疎明資料はない。

ｂ　結社の自由等が制限されるおそれについて

申立人は，本件排除措置命令に従い入会希望者の入会申込みを可決すると，申立人の法人目的に賛同し得ない入会希望者の入会を認めることとなり，それ自体が結社の自由等を制限する重大な損害であるなどと主張するが，同主張に係る損害は抽象的なものにとどまる上，本件排除措置命令は切替営業を行っている入会希望者の入会申込みを否決する行為を禁止するにすぎないものであり，結社の自由等を制限する重大な損害を生じさせるなどとは到底いえない。

ｃ　申立人への刑事罰等の制裁について

申立人は，入会希望者の入会申込みを否決すると，本件排除措置命令に違反したとして刑事罰等の制裁を受け，新たな風評被害が生じかねないなどと主張するが，独占禁止法第90条第３号は排除措置命令が確定した後においてこれに従わないものを処罰する規定であるところ，本件において，申立人は本案事件の訴えを提起しており，本件排除措置命令はいまだ確定していないから，申立人が同号により処罰されるなどの事態を回避する緊急の必要があるとはいえない。

(ｲ)　結論

以上によれば，本件申立ては理由がないからこれを却下することとし，主文のとおり決定する。

イ　訴訟手続の経過

本件は申立人が即時抗告を行ったところ，東京高等裁判所は後記 ３ のとおり決定を行った。

３　東京高等裁判所における決定

（公社）神奈川県ＬＰガス協会による執行停止申立却下決定に対する抗告事件（平成30年（行ス）第60号）の決定（第２表一連番号８）

東京高等裁判所は，原決定のとおり本件排除措置命令によって抗告人に重大な損害が生じ，それを避けるために緊急の必要があるとは認められないから，本件申立ては却下すべきであると判断して，抗告棄却の決定を行った。

第３　その他の公正取引委員会関係訴訟

１　概要

平成30年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は１件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この平成30年度の係属事件１件について，同年度中に原告の請求を棄却する判決（同年度中に原告が控訴）があった。

この結果，平成30年度末時点において係属中の訴訟は１件となった。

2　平成30年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

⑴　事件の表示

損害賠償等請求事件

原告　X

被告　国

提 訴 年 月 日　平成26年７月22日

一審判決年月日　平成30年12月７日（請求棄却，東京地方裁判所）

控 訴 年 月 日　平成30年12月21日（一審原告）

⑵　事案の概要

本件は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し，原告が，防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに，防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

⑶　判決の概要

東京地方裁判所は，防衛省が調査報告書等を公表（本件公表）したことが国家賠償法第１条第１項の適用上違法であるか否か（争点①）について，国家賠償法第１条第１項にいう違法とは，権利ないし法益の侵害があることを前提に，公権力の行使に当たる公務員が，その権利ないし法益を侵害され得た個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであり，当該公務員が通常尽くすべき注意義務を果たすことなく，漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り，違法の評価を受けるものと解するのが相当であるところ，本件において，防衛大臣又は防衛省の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を果たすことなく漫然と本件公表を行ったとは認められないから，本件公表は国家賠償法第１条第１項の適用上違法とは認められないとし，また，防衛省が原告に対して行った損害賠償請求（本件損害賠償請求）が国家賠償法第１条第１項の適用上違法であるか否か（争点②）について，本件損害賠償請求は，不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償請求であって，純然たる私経済作用ということができ，それが公権力の行使に当たるということはできないから，原告の主張は失当であるとし，原告の請求を全て棄却した。

⑷　訴訟手続の経過

本件は，平成30年12月７日，東京地方裁判所が請求を棄却する判決を下したため，原告は同月21日，控訴を行った。

この結果，平成30年度末現在，東京高等裁判所に係属中である。

第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成30年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は５件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

これら平成30年度の係属事件５件のうち，最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが１件，大阪高等裁判所に係属していたものについて訴えの取下げを行ったことにより終了したものが１件，神戸地方裁判所に係属していたものについて和解により終了したものが１件あった。

この結果，平成30年度末時点において係属中の訴訟は２件となった。

第３表　平成30年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁　判　所 事件番号 提訴年月日	内　　容	判　決　等
東京地方裁判所 27（ワ）9337 平成27年4月3日 ↓ 東京高等裁判所 28（ネ）5514 平成28年10月20日 ↓ 最高裁判所 30（オ）177 30（受）223 平成29年11月8日	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが，優越的地位を利用して原告に対し一方的に，10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は，優越的地位の濫用に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年10月6日 訴え却下 平成29年10月25日 控訴棄却 平成30年10月23日 上告棄却及び上告不受理
大阪地方裁判所 28（ワ）229 平成28年1月13日 ↓ 大阪高等裁判所 30（ネ）1142 平成30年4月10日	医薬部外品，化粧品の製造者である被告が，「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し，平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと，及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは，再販売価格維持行為に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年3月23日 請求棄却 平成30年6月5日 控訴取下げ
東京地方裁判所 28（ワ）20683 平成28年6月23日 ↓ 東京高等裁判所 30（ネ）2793 平成30年5月23日 ↓ 最高裁判所 31（オ）216 31（受）263 平成30年11月7日	原告は，訴外Ａとの間で，ＬＰガス供給設備を無償で施工する代わりに，本件賃貸物件に継続的，安定的にＬＰガスを供給する覚書を交わした。それにも関わらず，原告と競争関係にある被告が，建物所有者である共同被告Ｙとの合意により，供給設備を交換し，本件建物へのＬＰガス供給を始めたことは，競争者に対する取引妨害に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年5月10日 請求棄却 平成30年10月25日 控訴棄却 （係属中）
神戸地方裁判所 28（ワ）1708 平成28年9月1日	第一種旅行業者である被告が，被告との間で募集型企画旅行契約を締結する消費者に対し，当該契約締結後，優越的地位を利用して，旅行中に消費者に被害が発生した場合の被告に対する損害賠償請求権の一部免責を内容とする特約の締結をさせる行為は，優越的地位の濫用に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年8月9日 和解

裁　判　所 事件番号 提訴年月日	内　　容	判　決　等
東京地方裁判所 30（ワ）6919 平成30年3月6日	被告は，原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし，被告は，被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく，かかる行為は虚偽表示によるぎまん的顧客誘引に該当するとして，当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	（係属中）

第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成30年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟はなく，同年度中に新たに提起された事件はなかった（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は，公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。

第５章　競争環境の整備

第１　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備

1　経緯

近年，ＩＣＴやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォーマーは，革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手になっており，その恩恵は事業者の市場アクセスや消費者の便益向上につながるなど，我が国の経済や社会にとって，重要な存在となっている。

一方，複数の利用者層が存在する多面市場を担うデジタル・プラットフォーマーを巡っては，ネットワーク効果，低廉な限界費用，規模の経済等の特性を通じて拡大し，独占化・寡占化が進みやすいと指摘されており，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整えることが必要である。

こうした中，平成30年６月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために，同年中に基本原則を定め，これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，競争政策，情報政策，消費者政策等，多様な知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を同年７月10日に立ち上げた。検討会において調査・検討を進め，同年11月５日に中間論点整理（案）を公表し，当該案に対して寄せられた意見や検討会において実施した事業者ヒアリングの結果を踏まえ，同年12月12日に中間論点整理を取りまとめるとともに，これを踏まえ，当委員会，経済産業省及び総務省は，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（以下「基本原則」という。）を策定した。

その後，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，検討会の下に学識経験者や実務家からなる「透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ」及び「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」を立ち上げた。各ワーキング・グループにおける検討・整理を踏まえて，平成31年４月24日に開催された検討会において議論がなされ，「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」及び「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」が取りまとめられ，令和元年５月21日に公表した。

2　基本原則

基本原則の概要は以下のとおりである。

⑴　デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては，デジタル・プラットフォーマーは，①社会経済に不可欠な基盤を提供している，②多数の消費者（個人）や事業者が参加する場そのものを，設計し運営・管理する存在である，③そのような場は，本質的に操作性や技術的不透明性

がある，といった特性を有し得ることを考慮する。

⑵　プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え，プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について，見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進める。

⑶　デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現

①　透明性及び公正性を実現するための出発点として，大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める。

②　各府省の法執行や政策立案を下支えするための，デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向けた検討を進める。

③　例えば，一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等，透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進める。

⑷　デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば，データやイノベーションを考慮した企業結合審査や，サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等，デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討する。

⑸　データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやＡＰＩ開放といったデータの移転・開放ルールの内容・適否について，個人のデータ管理やアクセスに関する権利としてのアプローチや，イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備するためのアプローチ等，様々な観点を考慮して検討を進める。

⑹　バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮しつつ，十分かつ適切にルールの実効性を確保できるよう，自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮し，実効的なルールの構築を図る。

⑺　国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の域外適用の在り方や，実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方について検討を進める。規律の在り方を検討するに当たっては，国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

3　デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査

公正取引委員会は，基本原則において，「透明性及び公正性を実現するための出発点として，大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされているこ

となどを踏まえ，「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を開始した。当該実態調査の一環として，平成31年１月23日から，当委員会のウェブサイト上に，情報提供窓口を設置し，デジタル・プラットフォーマーについて，競争政策上問題と考えられる取引実態や利用状況に関する情報の収集・把握に努めている。また，①オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査，②アプリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査，③デジタル・プラットフォームサービスの利用者（消費者）に対するアンケート調査を実施し，同年４月17日，中間報告を取りまとめ公表した。

第２　ガイドライン等の策定・公表等

１　経緯

公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体の適切な活動に役立てるため，事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成３年７月公表），「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成５年４月公表），「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成６年７月公表），「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成７年10月公表），「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年９月公表），「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表），「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定），「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等のガイドラインを策定・公表している。

平成30年度においては，以下のガイドライン等の策定・公表等に取り組んだ。

２　「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，平成19年４月18日，農業協同組合（農業協同組合連合会及び単位農協をいう。以下同じ。）の活動に関して，独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより，農業協同組合による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに，農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てるため，「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（以下「農協ガイドライン」という。）を策定・公表し，これまで４回にわたり，引用する法令等の改正に伴う技術的な改定を行ってきた。

今般，公正取引委員会は，近時，事件処理がなされた農業協同組合関係の審査事件を踏まえ，改定前の農協ガイドラインには掲載されていない問題行為についての独占禁止法上の考え方等を追加し，平成30年12月27日に公表した。

⑵　改定内容

今般の改定では，平成30年２月に排除措置命令が行われた大分県農業協同組合に対する件及び平成29年10月に注意・公表が行われた阿寒農業協同組合に対する件を踏まえて，以下の事項を追加した。

ア　販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為

単位農協が，当該単位農協以外に出荷した組合員に対して，販売事業の利用に係る条件又は実施について，他の組合員よりも不利な取扱いをする場合には，組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに，競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。例えば，以下のような行為は，不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（一般指定第４項〔取引条件等の差別取扱い〕）。

・　単位農協が，当該単位農協以外に出荷した組合員に対して，販売事業の利用に係る条件又は実施について，他の組合員よりも不利な取扱いをする行為

イ　組合員に対する優越的地位の濫用

単位農協が，取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，自己と継続的な取引関係にある組合員に対して，自己のために金銭・役務等の経済上の利益を提供させること，自己若しくは自己の指定する事業者の販売する商品若しくは役務を購入させること，又は，その他自己と取引関係にある組合員に不利益となるように取引を実施すること等は，当該組合員の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，当該組合員はその競争事業者との関係において競争上不利となる一方で，当該単位農協はその競争事業者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。例えば，以下のような行為は，不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（注）（独占禁止法第２条第９項第５号〔優越的地位の濫用〕）。

・　単位農協が組合員に対して，取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為

（注）優越的地位の濫用として問題となるかどうかは，取引当事者間に取引上の地位の優劣があるか否か，取引上優越した地位にある事業者が当該地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的に判断される。

3　「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」の作成・公表

(1)　経緯

公正取引委員会は，地方公共団体を含む行政機関が実施する行政指導に対する独占禁止法上の考え方について，「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成６年６月30日公表。以下「行政指導ガイドライン」という。）を策定したほか，地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の問題の有無についての相談にも対応してきており，その中から地方公共団体等の施策立案の参考になると考えられる事例を「地方公共団体からの相談事例集」（平成19年６月20日公表。以下「平成19年相談事例集」という。）として取りまとめ，公表している。これらを通じて，公正取引委員会は，地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を明らかにしてきている。

平成19年相談事例集の公表から約10年が経過したが，この間も，独占禁止法のコンプライアンス意識の社会的な高まりなどもあり，地方公共団体からの公正取引委員会に対する相談は引き続き寄せられている。

そこで，平成19年相談事例集公表後10年間の事例の蓄積も踏まえ，独占禁止法及び競

争政策に関する地方公共団体の理解を一層深めるため，今般，「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」（以下「本ハンドブック」という。）を作成し，平成31年３月18日に公表した。

⑵　本ハンドブックの概要

ア　本ハンドブックのねらい

事業者が自由で自主的な判断により経済活動を行うことができ，かつ，事業者間において公正かつ自由な競争が行われるよう環境を整備することにより，事業者は創意工夫を十分に発揮でき，また，地域内外の消費者に提供する商品・サービスの質を向上させることができる。これによって，地域の住民の利益が増進するとともに，地域経済を担う事業者の競争力が向上することを通じて，地域の所得と雇用の水準が高まることになる。

このため，地域経済の活性化等を目的として地方公共団体が各種の施策・事業を実施する際には，当該施策・事業が，事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり，事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれはないかなどという観点から検討することが有益である。また，既存の施策・事業が，その後の社会構造や経済情勢の変化により，事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり，事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするものとなっていないかなどについて，不断に見直しを行うことが望ましい。

本ハンドブックは，こうした考え方を基に，地域経済の活性化の観点から地方公共団体職員が各種の施策・事業を実施する際に参照できるよう，地方公共団体の活動における独占禁止法及び競争政策の考え方を整理したものである。

独占禁止法及び競争政策の考え方を理解するためには，まずは地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握することが重要となる。本ハンドブックでは，事業者間の競争に影響を及ぼし得る行政機関の活動についての独占禁止法上及び競争政策上の考え方が示されている「競争評価」と「行政指導ガイドライン」の活用方法を，地方行政における想定事例とともに示している（第１章）。また，地方公共団体の活動における独占禁止法及び競争政策に対する理解をより深める観点から，これまで蓄積された地方公共団体からの具体的な相談事例に即して，留意すべき独占禁止法及び競争政策の考え方を示している（第２章）。

イ　第１章　地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

第１章では，条例等（以下，特段の断りがない限り，地方公共団体が制定改廃する条例，規則，規程，要綱等の成文規範を総称して「条例等」という。）の制定改廃やその運用の各過程において，留意すべき独占禁止法及び競争政策に関する事柄について，地方公共団体が条例等を制定改廃・運用する場合と，自ら事業者として事業活動を行う場合とに分けて，それぞれ考え方を整理している。

⑺　条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

ａ　条例等の制定改廃時における競争状況に及ぼす影響のセルフチェック

ⓐ　競争評価の意義

国の行政機関は，行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価の実施が義務付けられており，規制の新設又は改廃を行おうとする場合，規制の事前評価（注１）の実施が義務付けられている（政策評価法第９条）。規制の事前評価では，規制の新設又は改廃が事業者間の競争に及ぼす影響についても，「競争評価」を用いて，把握することとされている（注２）。

規制は，様々な目的を達成するために行政機関が設けるものであるが，規制の内容及び程度によっては，事業者の新規参入や事業者の活動が制限等されることで，経済的損失（事業者が提供する商品・役務の価格上昇，多様な商品・サービスの供給制限，イノベーションの創出阻害など）を発生させるおそれもある。そのため，規制の新設又は改廃を行おうとする際には，競争評価を実施し，規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握する必要がある。

（注１）国民の権利を制限し，又はこれに義務を課す規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価するものをいう。

（注２）地方公共団体は政策評価法の適用対象ではなく，競争評価の実施義務を負うものではないが，「競争評価」は，規制の新設又は改廃が競争状況に及ぼす影響を把握･分析するという点で，地方公共団体にも有効な視点を提供するものと考えられる。

ⓑ　競争評価の手法及び競争評価チェックリストの概要

国の行政機関が行う競争評価の手法については，公正取引委員会が定める手法によることとされており，公正取引委員会では，「競争評価チェックリスト」等を作成している。

規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響は様々あると考えられるが，競争評価チェックリストでは，競争状況に負の影響を及ぼすものを，①事業者の数の制限，②事業者の競争手段の制限，③事業者の競争回避的行動の誘発，④需要者が利用できる情報・選択肢の制限に大別している。そして，これら４つの観点から具体的な質問を設けており，回答者によって判断に差が生じないように，質問項目を規制の内容に基づき外形的に判断し，「はい」「いいえ」で回答することによって，当該規制が事業者間の競争状況に負の影響を及ぼす可能性があるかを把握することができるようになっている。

ⓒ　競争評価チェックリストの活用

地方公共団体において，住民の権利を制限し又は義務を課すためには条例を制定することが必要であり（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第14条第２項），このような規制的な内容を含む条例を制定改廃する場合，その制定改廃過程において事業者間の競争状況に及ぼす影響という視点から検討を行うために，「競争評価チェックリスト」を用いたセルフチェックを行うことが有効である。また，条例自体は規制的な内容を含まない場合であっても，例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的な内容を含み得る場合も考えられる。

このため，競争評価チェックリストを活用したセルフチェックの対象は，規制的な内容を含む条例に限ることなく，それ以外の成文規範についても，その制定改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握することが望ましい。

本ハンドブックでは，地方公共団体における競争評価チェックリストの活用方法について，規制的な内容を含む場合と含まない場合とに分けて，それぞれ想定事例を用いて示している。

b　条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法違反行為の誘発の防止

⑷　行政指導ガイドラインの意義

地方公共団体が条例等を運用するに当たって，行政需要への機敏な対応等のために行政指導が行われているが，行政指導の中には，その相手方の独占禁止法違反行為を誘発し得るものもある。当該相手方の行為については，たとえそれが行政指導により誘発されたものであっても，独占禁止法の適用が妨げられるものではない。このため，公正取引委員会では，このような行政指導と独占禁止法との関係について，「行政指導ガイドライン」を取りまとめて公表することにより，その考え方を示してきたところである。

その上で，行政指導ガイドラインは，飽くまで「行政指導」と独占禁止法との関係を示したものであるが，ここで示される独占禁止法上の考え方の枠組みは，行政指導に限定されるものではなく，地方公共団体が，事業者の独占禁止法違反行為を誘発させ得る条例等の法令やその運用とはどのようなものかを把握する上で，有効な視点を提供するものと考えられる。

⑸　行政指導ガイドラインの活用

「行政指導ガイドライン」では，行政指導の内容や対象に応じて，①参入・退出に関する行政指導，②価格に関する行政指導，③数量・設備に関する行政指導，④営業方法，品質・規格，広告・表示等に関する行政指導に類型分けをし，それぞれに対する独占禁止法上の考え方を示している。

本ハンドブックでは，独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等の制定改廃・運用を把握するための行政指導ガイドラインの活用方法について，前記４つの類型に即して，想定事例を用いて示している。

⑷　事業者としての事業活動を行う場合における独占禁止法上の考え方

地方公共団体は，条例等を制定改廃・運用するだけではなく，自ら事業者として事業活動を行う場合もある。独占禁止法で禁止されている行為（私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法）を行うことで，排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分等の対象となる主体は「事業者」であるところ，地方公共団体が事業活動を行うに当たっては，地方公共団体も独占禁止法の適用を受ける事業者に該当し得ることから，この点を十分留意する必要がある。事業者としての地方公共団体が事業活動を行う際に留意すべき独占禁止法上の問題について，本ハンドブックでは，当該問題を考える上で参考となる各種情報を紹介している。

ウ　第２章　地方公共団体からの相談事例集

第２章では，地方公共団体の活動における独占禁止法及び競争政策に関する理解をより深める観点から，これまで蓄積された地方公共団体からの相談事例に即して，留意すべき独占禁止法及び競争政策の考え方を示している。具体的には，災害対策，医療・福祉，運輸・交通等の今後他の地方公共団体から同様の相談が寄せられることが想定される事例など合計16事例を，行政の行為別・政策目的別にも分類することで検索性・利便性を高めた上で，掲載している。

4　「適正な電力取引についての指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から，独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

令和元年７月に旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源を投入し，新電力が年間固定価格で電気を調達するベースロード市場が創設されること等に伴い，同年５月30日に本指針を改定した。

⑵　改定内容

ア　ベースロード市場への電力投入の制限

旧一般電気事業者によるベースロード市場への不当な電力投入の制限について，独占禁止法上問題となるおそれがあること（私的独占，取引拒絶等）を新たに記載した。

イ　不当な交渉機会の義務付け

旧一般電気事業者による小売供給契約における競争制限的な行為（不当な交渉機会の義務付け（注））が独占禁止法上問題となるおそれがあること（私的独占，拘束条件付取引，排他条件付取引，取引妨害等）を新たに記載した。

（注）旧一般電気事業者と需要家との間の小売供給契約において，需要家が他の小売電気事業者との契約に切替えを希望する場合に，当該需要家との間で，自己との交渉をさせ自己が当該需要家の希望する取引条件を提示することができなかったときのみ解除が可能となる契約を締結すること

第３　実態調査等

1　携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）

⑴　経緯

携帯電話は，国民の大半が利用しており，国民生活に必要不可欠なものであるが，消費支出における移動系通信費の割合が増加傾向にあること，移動系通信の契約回線数に占めるシェアが約90％であるＭＮＯ（Mobile Network Operator）について「実質的に３グループに収斂，寡占化している」と指摘されているなど，携帯電話市場の競争が依然として十分ではない状況にあると考えられることから，その競争環境の整備は政府の重要課題である。

公正取引委員会は，ＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の新規参入の促進

の観点を中心に，携帯電話市場に関する取引慣行について，競争政策上の課題の検討を行い，平成28年８月２日に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表したが，前記のような状況を踏まえ，今般，同調査のフォローアップを含めた調査を行い，平成30年６月28日，「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（以下1において「報告書」という。）を取りまとめ，公表した（詳細は平成29年度年次報告第２部第５章第２5を参照）。

⑵　報告書公表後の取組

報告書の公表後，公正取引委員会は，報告書の内容についてＭＮＯ３社に対して説明を行い，自主的な改善を行うよう働きかけるとともに，消費者団体等に対する説明会を開催し報告書の内容の周知を行うほか，モバイル市場について事業者間の公正な競争を更に促進するための方策について検討する総務省の研究会等にオブザーバーとして参加するなど，携帯電話市場における競争の促進を通じた料金の低廉化，サービスの向上に取り組んだ。

2　消費者向けｅコマースの取引実態に関する調査

⑴　調査趣旨

近年，我が国における消費者向けｅコマースの市場規模は急速に拡大しており，また，新たなオンラインモール運営業者も出現するなど，市場環境は大きく変貌を遂げてきていると考えられる。このようなｅコマースの発展は，小売市場における競争を促進し，消費者利益の増大をもたらしていると考えられる一方で，事業者が競争事業者や取引先事業者の行動を把握しやすくなることにより，競争制限的な行為が行われやすくなることも懸念されるところである。

このような問題意識を踏まえ，メーカーと流通業者との間の取引条件，メーカーや流通業者のウェブサイトでの販売方法，オンラインモールでの取引状況といった消費者向けｅコマースに関する取引慣行全般について，実店舗での販売に関する取引慣行とも比較しつつ，メーカー，小売業者及びオンラインモール運営業者のそれぞれの行為について，競争促進効果・競争阻害効果の双方の観点から幅広く調査を実施した。また，ｅコマースに係る消費者の消費行動についても調査を実施した。

⑵　調査対象等

ア　調査対象

消費者が事業者からインターネットを介して購入する商品に関する取引について調査を行った。

イ　調査方法

調査は，平成30年１月から同年11月にかけて，次の方法により実施した。

⑺　事業者向けアンケート調査（平成30年１月～２月）

4,339名の事業者に対しアンケート調査票を送付し，1,208名（小売業者848名，

メーカー360名）から回答を得た（回答率27.8%）。

⑷　**ヒアリング調査（随時）**

延べ117社（小売業者，メーカー，オンラインモール運営業者，価格調査会社・価格自動更新ツール提供業者・価格比較サイト運営業者）に対して実施した。

⑸　**消費者向けアンケート調査（平成30年９月）**

オンラインモールで月１回以上商品を購入している一般消費者2,000名に対して，インターネット上で実施した（委託調査）。

⑶　調査結果のまとめと独占禁止法・競争政策上の評価

ア　消費者向けｅコマース市場の特徴

⑺　ｅコマースの拡大がもたらす競争への影響

ａ　調査結果

消費者向けｅコマース市場全体の市場規模は，平成24年から平成29年の５年間で73.5%拡大（９兆5130億円から16兆5054億円に拡大）している。この中で，事業者は，オンライン販売により商圏等の拡大などのメリットを享受する一方，価格，品揃え等の面で活発な競争に直面しているといえる（第１図及び第２図参照）。

他方，小売業者の中には，メーカー等からオンライン販売について制限を受けることがあるとする者が一定程度存在し，小売業者がオンライン販売を行うことで，メーカー等から販売価格や販売価格の広告・表示についての指導・要請を受けやすくなるという傾向が一定程度確認された（第３図参照）。

なお，価格自動更新ツール等が利用されることもあるが，その利用者は，一部の大規模な小売業者・メーカーにとどまっており，その主な利用目的は，競争力のある価格を設定するためであるといえる。

第１図　オンライン販売のメリットの有無（小売業者からの回答）

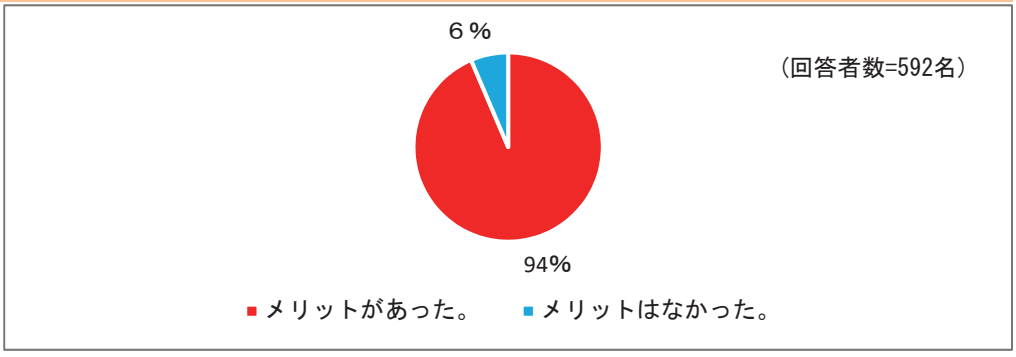

第２図　ｅコマースの発展・拡大による競争状況への影響の有無（小売業者からの回答）

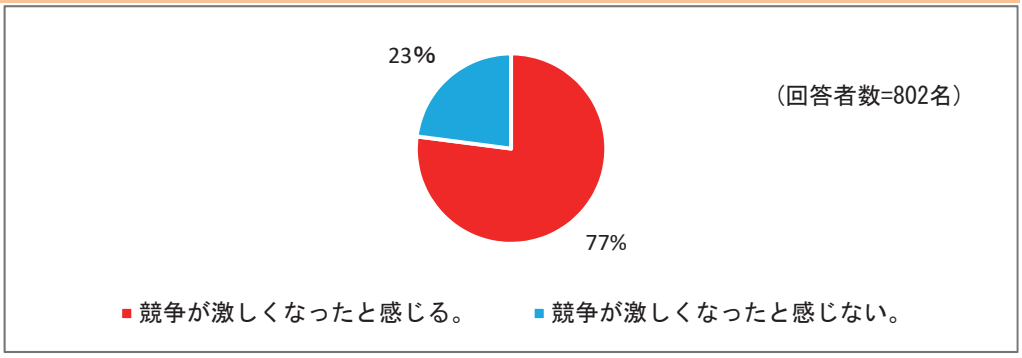

第３図　オンライン販売に関する制限の有無（小売業者からの回答）

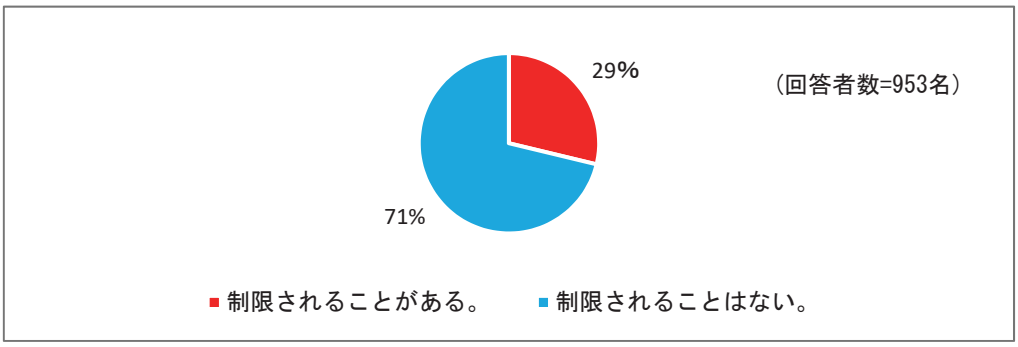

b　評価と今後の対応方針

ｅコマースには競争促進効果が認められ，事業者と消費者の双方にとって大きな利益をもたらしていると考えられる一方で，小売業者の取引の状況が他の事業者から把握されやすくなることで，メーカーによる小売価格のコントロール，メーカー間・小売業者間の協調行為などの競争阻害効果を惹起する懸念がある。

公正取引委員会は，消費者向けｅコマース取引における公正かつ自由な競争を促進していく観点から，メーカー・小売業者間で問題となる行為の独占禁止法上の考え方を後記イのとおり明らかにし，独占禁止法に違反する行為の未然防止を図るとともに，ｅコマース取引の状況について情報収集に努め，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

なお，近年，ＡＩやアルゴリズムを利用したカルテル（いわゆるデジタルカルテル）を巡る問題が注目を集めているが，我が国においては，価格自動更新ツール等の利用が競争に与える影響について，現時点では価格競争を活発にする方向に作用していると考えられる。しかし，このようなツールの利用が拡大することにより，将来的に，協調行為の助長といった競争への悪影響が生じる可能性も否定できないことから，利用実態について，引き続き注視することとする。

⑷　オンラインモールの市場における地位

ａ　調査結果

出店者及び消費者は，３つの主要なオンラインモールへ集中していることがうかがわれる（第４図及び第５図参照）。また，出店者や消費者が出店先・購入先のオンラインモールを選択するに当たっては，それぞれ消費者・取扱商品の数の多さを重視している者が多いことから，オンラインモールには間接ネットワーク効果が双方向に働いていることがうかがわれる（第６図及び第７図参照）。

また，オンラインモールでの販売については，資本金の額の小さい小売業者ほど，オンラインモールでの販売を増やしたい等と回答する割合が高く，オンラインモールは，特に中小規模の事業者にとって重要な販売ツールとなっていると考えられる。

第４図　出店先オンラインモール（小売業者からの回答，回答割合上位10位，10サイトまで回答可）

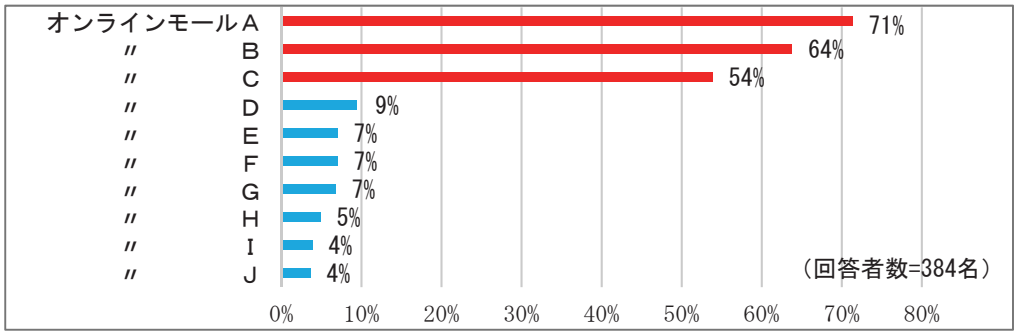

第５図　利用したことがあるオンラインモール（消費者からの回答，複数回答可）

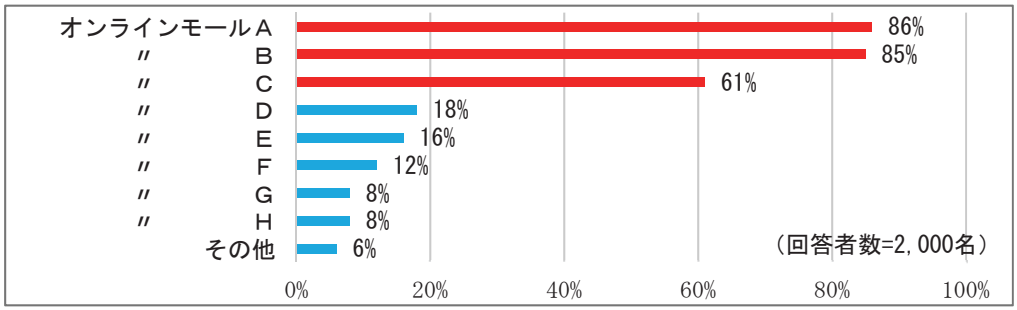

第６図　出店先オンラインモールの選択理由（小売業者からの回答，回答割合上位３位，複数回答可）

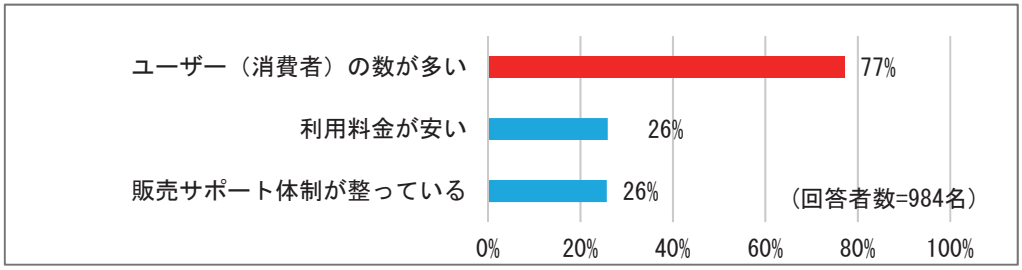

第７図　購入先オンラインモールの選択理由（消費者からの回答，回答割合上位３位，３つまで回答可）

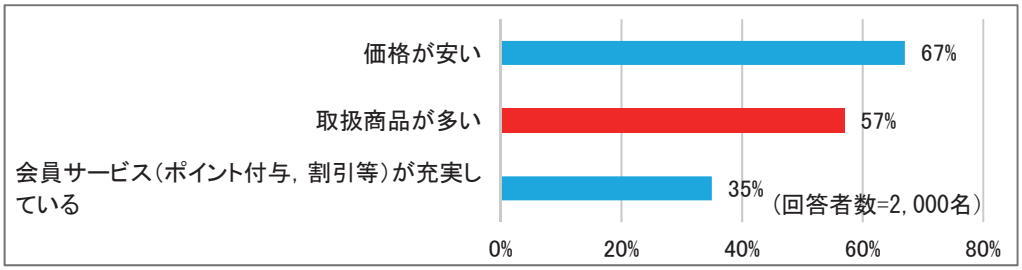

b　評価と今後の対応方針

出店者及び消費者が集中しているオンラインモールの運営業者は，オンラインモール運営分野において有力な地位を占めており，また，自己の取引上の地位が取引の相手方に対し優越した地位にある場合があると考えられる。このため，競争関係にある他のオンラインモールを排除したり，出店者に対し取引条件を一方的に不当に変更したりすれば，独占禁止法上問題となる可能性が高いものと考えられる。

また，オンラインモールは，特に中小規模の小売業者にとって重要な販売ツールとなっており，オンラインモールでの販売において公正な取引条件が確保されなければ，オンラインモールへの依存度が高い事業者の事業機会が不当に制限されたりする状況を招くなどし，ひいては，消費者向けｅコマース市場全体の公正な競争環境が損なわれることにつながりかねない。

公正取引委員会は，オンラインモール運営業者の市場における地位を踏まえ，後記ウのとおり，オンラインモール運営業者は公正な競争環境を確保する観点から出店者との間の取引条件の透明化に取り組むべきことや，オンラインモール運営業者の行為のうち独占禁止法上問題となる行為についての考え方を明らかにするとともに，オンラインモールにおける取引の状況について情報収集に努め，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

㈢　オンライン販売と実店舗での販売の代替性

a　調査結果

事業者からみた場合には，オンライン販売と実店舗での販売との間に，品揃え，価格等についてはそれほど差異がないことが確認された一方，顧客層の異同については小売業者によって見解が分かれ，競争相手や価格の参照先としては，他の小売店の同一販売形態を挙げる回答が多かった。

また，消費者からみた場合には，本調査結果のみを前提とすれば，オンラインモールとその他の購入先とで，需要者にとっての代替性が一定程度認められると考えられる。

b　評価と今後の対応方針

現時点においては，全般的に，オンライン販売と実店舗での販売について，また，オンラインモールでの販売と，実店舗及び自社サイトでの販売について，どこまでが同一の市場といえるのか，確固とした評価はできない。インターネット技術は日々進展しており，ｅコマースの利便性も向上し続けているところ，市場の状況は時間の経過とともに変化する可能性が高いため，独占禁止法の適用に当たり，これらの代替性を具体的に検討する必要がある場合には，事案に即して検討することとする。

イ　メーカー・小売業者間で問題となる行為

㈠　再販売価格維持行為等

a　調査結果

メーカーが，小売業者に対して，小売価格や販売価格の広告・表示について指導・要請する行為がみられたほか，小売業者が，メーカーに対して，他の小売業者の販売価格等について要請する行為もみられた（第８図及び第９図参照）。

また，小売業者がオンライン販売を行うことで，メーカー等から販売価格や販売価格の広告・表示についての指導・要請を受けやすくなるという傾向が一定程度確認されたほか，近年，流通業者からメーカーに対する他の小売業者の販売価格等に関する要請・意見が増加しているという傾向も一定程度確認された。

第８図　販売価格や販売価格の広告・表示に関する指導・要請の有無（小売業者からの回答）

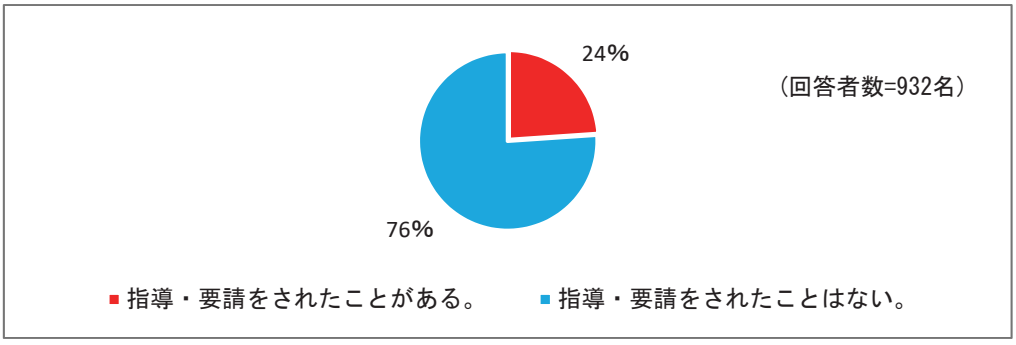

第９図　流通業者からの要請・意見の有無（メーカーからの回答）

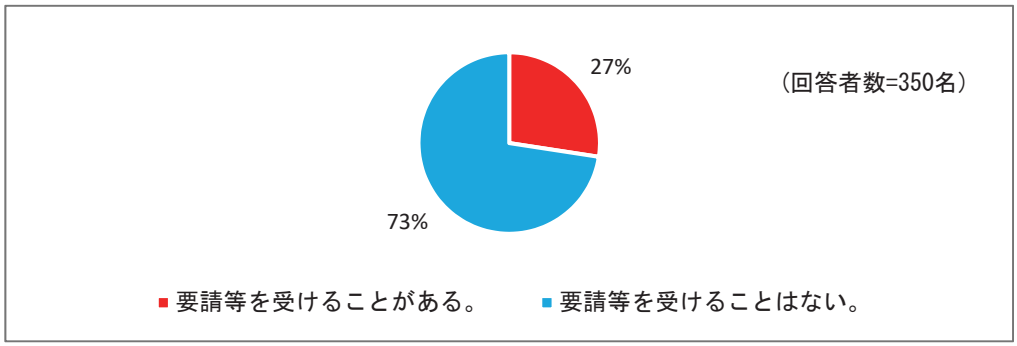

b　評価と今後の対応方針

メーカーによる小売業者の小売価格や販売価格の広告・表示に対する指導・要請については，メーカーが示した価格で販売すること等の実効性が確保されていれば，原則として違法（再販売価格の拘束，価格に関する広告・表示の制限）となる。

また，小売業者がメーカーに対して，他の小売業者の販売価格等について要請・意見する行為は，メーカーによる再販売価格維持行為を誘発するおそれがあり，また，メーカーによる同行為の実効性確保手段にもなり得るほか，メーカーを基点とした，小売業者とメーカーによる不当な取引制限として独占禁止法上問題となり得る場合もある。

公正取引委員会としては，価格監視が容易となる技術の進展状況や普及状況にも着目しつつ，メーカーが再販売価格維持行為等を行っていないか，小売業者によって当該行為が誘発されていないか，また，小売業者とメーカーによる不当な取引制限が行われていないかといった観点から，メーカーと小売業者間の取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

(ｲ)　オンライン販売の制限行為

a　調査結果

メーカーが，商品のブランドイメージ維持のために，小売業者のオンライン販売サイトのデザインを指定する行為がみられた。

また，メーカーが，小売業者に対して，ブランドイメージ維持等の目的のために，自社サイトも含めたオンライン販売を全面的に禁止する，又は，オンラインモールでの販売を禁止する行為がみられたほか，選択的流通によってオンライン販売が事実上制限されている例も確認された（第10図参照）。

第10図　メーカーによるオンライン販売制限の内容（小売業者からの回答，回答割合上位４位，複数回答可）

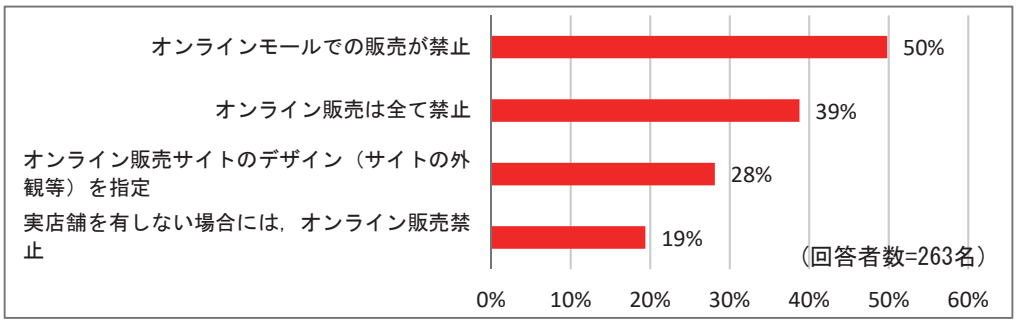

b　評価と今後の対応方針

ｅコマースには一般に競争を促進する効果があり，オンライン販売は，事業者にとって重要な販売ツールとなっており，消費者にも大きな利益をもたらしていると考えられる。ここで，オンライン販売が制限されると，小売業者の販売の機会が大きく制限されることとなるのみならず，消費者にとっても大きな不利益をもたらすおそれがあり，制限の程度が強まるほど，競争阻害効果は大きくなるものと考えられる。他方，小売業者が商品を適切に販売したり，消費者が購入した商品を適切に使用したりするためには，対面での確認，調整等が必要不可欠など，メーカーがオンライン販売の制限を行うことについて，十分な合理性がある場合もある。

このようなオンライン販売の制限について，独占禁止法上の考え方を整理すると，次のとおりである。

ⓐ　オンライン販売サイトのデザインの指定

「商品の適切な販売のためのそれなりに合理的な理由が認められ」，かつ，「他の小売業者に対しても同等の条件が課せられている」場合には，それ自体は独占禁止法上問題となるものではない（小売業者の販売方法に関する制限）。

ⓑ　オンライン販売の全面的な禁止及びオンラインモールでの販売の禁止

メーカーによるオンライン販売の全面的な禁止又はオンラインモールでの販売の禁止が，選択的流通を採用した結果として行われる場合であっても，選択的流通にはよらずに行われる場合であっても，これらの行為については，単に小売業者の販売方法が制限されるのみならず，商品を取り扱う流通業者自体が限定されるという性質等も有するものであって，単なる小売業者の販売方法の制限として行われる場合と比較して，競争阻害効果が生じる程度はより大きいものと考えられる。

この点については，当該商品の品質の保持，適切な使用の確保等，「消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ」，かつ，「他の流通業者に対しても同等の基準が適用される」場合は，「通常，問題とはならない」が，これらの基準を満たさない場合は，個別事案に即して，競争を阻害する効果に加え競争を促進する効果も考慮して，独占禁止法上問題とな

るか否かが判断される。

また，メーカーが，従来から直接取引している流通業者に対して，オンラインで安売りを行うことを理由に出荷停止を行うことは，原則として違法（安売り業者への販売禁止）となる。

公正取引委員会としては，オンライン販売を制限することに，当該商品の品質の保持，適切な使用の確保等，消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由が認められるか否かなどの基準が，インターネット技術の発展に伴い変化していくことにも留意しつつ，メーカーによって小売業者のオンライン販売が制限されていないか，メーカーと小売業者間の取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

ウ　オンラインモール運営業者による行為

⑺　オンラインモールの利用料・決済方法

a　調査結果

オンラインモールの利用料の一方的値上げや決済方法を指定されることに不満を持つ出店者がみられた（第11図及び第12図参照）。

第11図　利用料に関する不満の有無（小売業者からの回答）

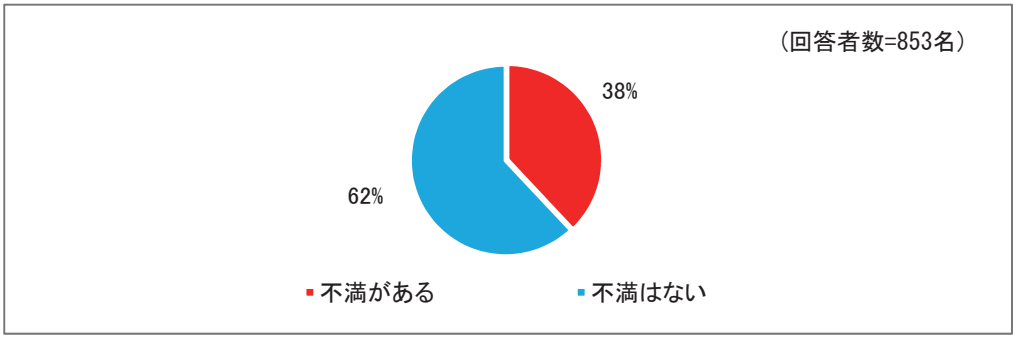

第12図　決済方法に関する不満の有無（小売業者からの回答）

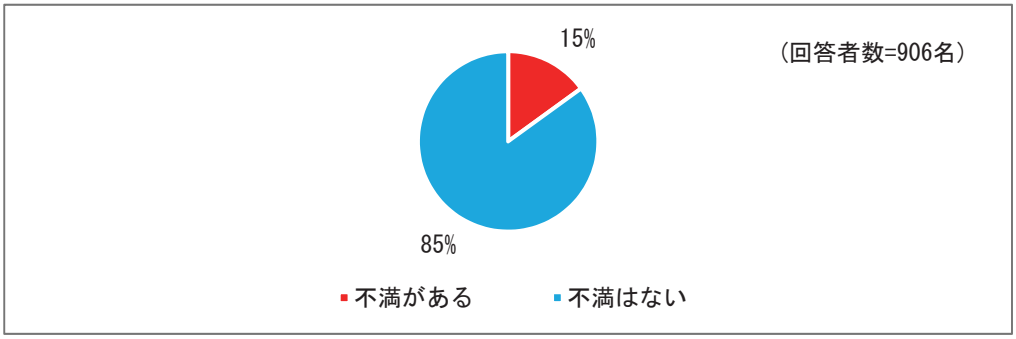

b　評価と今後の対応方針

オンラインモールへの出店者が，利用料や決済方法を一方的に変更されるといった予期しない不当な不利益を受けることのないように，オンラインモールの

利用料や決済方法について取引の条件等に係る交渉や説明が十分に行われ，予見可能性が確保されるよう，オンラインモール運営業者においては，引き続き，可能な限り出店者との取引条件の透明化に取り組むことが公正な競争環境を確保する観点から望ましい。

また，自己の取引上の地位が出店者に優越しているオンラインモール運営業者が，正常な商慣習に照らして不当に，利用料や決済方法を変更して不利益を与えるなどの場合には，独占禁止法上問題が生じるおそれがある（優越的地位の濫用）。

公正取引委員会としては，オンラインモール運営業者が，オンラインモールの利用料や決済方法を不当に変更することのないよう，オンラインモール運営業者と出店者との取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

⑷　オンラインモールへの出店・出品の審査

a　調査結果

出店者がオンラインモールに出店・出品した際の審査に当たって，「審査基準の開示が行われなかった」とする出店者がみられた（第13図参照）。

第13図　オンラインモール運営業者による審査基準の開示の有無（小売業者からの回答）

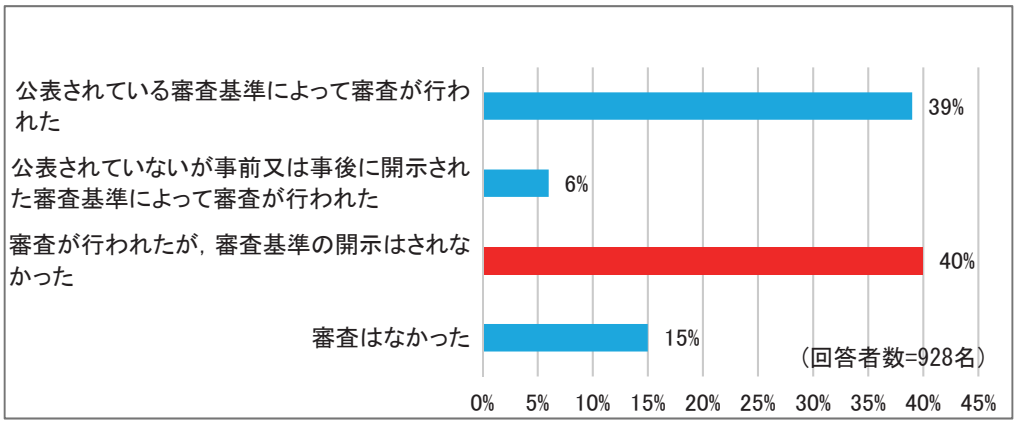

b　評価と今後の対応方針

オンラインモールへの出店者が，不明確な理由によって出店・出品を拒否されたり，退店させられたりといった予期しない不利益を受けることのないように，オンラインモールへの出店・出品の審査基準について予見可能性が確保されるよう，オンラインモール運営業者においては，引き続き，可能な限り取引条件の透明化に取り組むことが公正な競争環境を確保する観点から望ましい。

また，オンラインモール運営業者が，独占禁止法上違法な行為の実効性を確保するための手段として，出店者の出店・出品の申込みを拒否し，又は，出店者を退店させる場合や，自らも小売事業を営み，小売市場における有力な事業者であるオンラインモール運営業者が，小売市場における競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として，出店者の出店・出品

の申込みを拒否し，又は，出店者を退店させる場合には，独占禁止法上問題が生じるおそれがある（単独の直接取引拒絶等）。

公正取引委員会としては，オンラインモール運営業者が，オンラインモールへの出店・出品を不当に拒否したり，出店者を不当に退店させたりすることのないよう，オンラインモール運営業者と出店者との取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

㈢　他のオンラインモールへの出店制限

a　調査結果

出店者に対して，他のオンラインモールへの出店制限を課す行為は，本調査においては確認できなかった。

b　評価と今後の対応方針

市場における有力な事業者が行う場合には，既存の事業者の事業活動を阻害したり，参入障壁を高めたりするような状況をもたらす可能性があり，市場閉鎖効果が生じる場合には，独占禁止法上問題が生じるおそれがある（自己の競争者との取引等の制限）。

公正取引委員会としては，オンラインモール運営業者が，出店者が他のオンラインモールへ出店することを制限していないか，また，制限している場合には当該行為が市場にどのような影響を与えるのかといった観点から，オンラインモール運営業者と出店者との取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

㈣　ＭＦＮ条項（注）

（注）オンラインモール運営業者・出店者間の取引条件のうち，出店者に対して，自社サイトや他のオンラインモールで販売する際の価格と同等又は安い価格で販売することや，同等以上の品揃えで販売することを要請する内容のものをいう。

a　調査結果

出店者に対して，自社サイトや他のオンラインモールで販売を行う際の価格と同等又は安い価格で販売することや，同等以上の品揃えで販売することを要請する行為は，本調査においては確認できなかった。

b　評価と今後の対応方針

市場における有力な事業者が行う場合には，オンラインモール間や出店者間の価格や品揃え等の競争の減少がもたらされるおそれや，他のオンラインモール運営業者のイノベーション意欲や，他の事業者の新規参入の阻害をもたらすおそれがあり，こうしたおそれが生じる場合には，独占禁止法上問題が生じる（拘束条件付取引等）。

また，複数のオンラインモール運営業者が行う場合には，独占禁止法上の問題が生じる可能性が大きくなると考えられる。

公正取引委員会としては，オンラインモール運営業者が，ＭＦＮ条項を出店者との契約において設けていないか，また，設けている場合には当該ＭＦＮ条項が市場にどのような影響を与えるのかといった観点から，オンラインモール運営業者と出店者との取引の状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違

反する行為に対しては厳正に対処することとする。

㈦　オンラインモールにおける顧客情報の利用制限について

ａ　調査結果

「商品の発送以外には顧客情報を利用できない」，「オンラインモールからの退店後には顧客情報を利用できない」とする出店者がみられた（第14図参照）。

第14図　顧客情報の利用条件（小売業者からの回答）

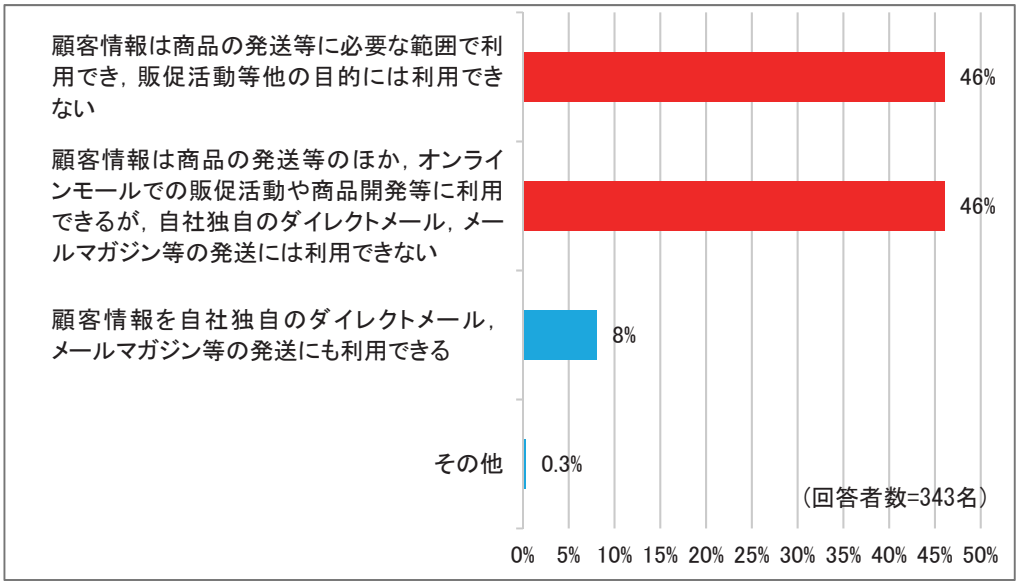

ｂ　評価と今後の対応方針

オンラインモール運営業者は，出店者が，入手可能な顧客情報やその利用条件を一方的に変更されるといった予期しない不利益を受けることのないように，顧客情報の利用条件について予見可能性が確保されるよう，引き続き，可能な限り取引条件の透明化に取り組むことが公正な競争環境を確保する観点から望ましい。

また，自ら小売事業も営むオンラインモール運営業者が，出店者による販売によって入手した顧客情報を，当該オンラインモールにおける自らの小売事業を有利に行うために利用し出店者には利用させないことにより，出店者の小売事業を不当に妨害する場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（競争者に対する取引妨害等）。

公正取引委員会としては，オンラインモール運営業者が，出店者による顧客情報の利用条件を明確にしているか，また，出店者による顧客情報の利用を不当に制限していないかといった観点から，オンラインモール運営業者と出店者との取引の状況やオンラインモール運営業者による顧客情報の活用状況について情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。

⑷　公正取引委員会の今後の対応

ｅコマースには競争促進効果が認められ，消費者と事業者の双方にとって大きなメリットをもたらしていると考えられるところ，競争制限的な行為は，消費者向けｅコマース市場の発展を阻害することとなるため，公正取引委員会としては，消費者向けｅコマース市場において，独占禁止法上問題となる行為が行われることなく，小売市場全体における競争が更に促進され，消費者が，良質で安価な商品をより簡単に入手できるようになることを期待している。

公正取引委員会は，オンラインモールが我が国の消費者向けｅコマース市場において重要な役割を果たしており，また，間接ネットワーク効果の存在などにより特定のオンラインモールが市場において優位な立場に立ちやすいことから，オンラインモール運営業者によって公正かつ自由な競争を阻害する行為が行われると消費者向けｅコマース市場全体の公正な競争環境が損なわれることにつながりかねないと考えている。

公正取引委員会としては，消費者向けｅコマース取引の動向について，特にオンラインモール運営業者による行為を中心に，情報収集に努めるとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。

3　クレジットカードに関する取引実態調査

⑴　調査趣旨

現在，我が国におけるキャッシュレス決済額の大半はクレジットカードによるものであり，また，クレジットカードによる決済額は増加傾向にある。「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定）及び「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）では，「今後10年間（2027年６月まで）に，キャッシュレス決済比率を倍増し，４割程度とすることを目指す。」とされている。したがって，クレジットカードによる決済額は今後も増えていくことが予想される。

公正取引委員会は，このような状況を踏まえ，クレジットカードに関する取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため，クレジットカードに関する取引実態調査を実施した。

⑵　調査対象等

国際ブランド５名，クレジットカード会社258名及び販売店2,000名に対し，書面調査を実施した（順に，回答者数５名，回収率100％。回答者数226名，回収率約88％。回答者数723名〔加盟店440名，非加盟店283名〕，回収率約36％）ほか，一部の者に対しては聴取調査を実施した。また，クレジットカードを保有している消費者2,000名に対し，ウェブ調査を実施した。

⑶　クレジットカード市場の概要

ア　取引主体

クレジットカードに関する取引においては，国際ブランド，クレジットカード会社，消費者及び販売店といった取引主体が存在する。クレジットカード会社による取

扱高を調査したところ，国際ブランドカードが全体に占める割合は97％であり，我が国のクレジットカードの取扱高の大半が国際ブランドカードによるものであることが分かる。

なお，国際ブランドカードの取扱高を国際ブランド別に見ると，上位３社が90％を占めていた。

イ　契約関係・競争環境

⑺　国際ブランドとクレジットカード会社との取引

国際ブランドとクレジットカード会社が，クレジットカードの発行や販売店の管理に関する「フランチャイズ契約」を行う場においては，国際ブランド間におけるクレジットカード会社の獲得競争が行われている。

⑴　消費者（カード会員）とクレジットカード会社との取引

消費者とクレジットカード会社が，クレジットカードの発行に関する「会員契約」を行う場（カード発行市場）においては，クレジットカード会社間におけるカード会員の獲得競争が行われている。

⑼　販売店（加盟店）とクレジットカード会社との取引

販売店とクレジットカード会社が，クレジットカード決済を利用可能とするための「加盟店契約」を行う場（加盟店管理市場）においては，クレジットカード会社間における加盟店の獲得競争が行われている。

⑷　クレジットカード市場における公正な競争の促進

ア　国際ブランドの取引上の地位

国際ブランドとクレジットカード会社との取引において，国際ブランドが取引上優越した地位にある場合とは，クレジットカード会社にとって，国際ブランドとの取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，国際ブランドの要請が自己にとって著しく不利益なものであっても，これを受け入れざるを得ないような場合である。その判断に当たっては，クレジットカード会社の国際ブランドに対する取引依存度，国際ブランドの市場における地位，クレジットカード会社の取引先の変更可能性等を示す具体的事実を総合的に考慮することとなる。

国際ブランドの取引上の地位は，個々の取引環境によって異なるため，一概に判断することはできない。しかし，国際ブランドとの取引について，クレジットカード会社に対して調査を行ったところ，特定の国際ブランドの取扱高が自社取扱高の60％以上となるクレジットカード会社（取扱いのある国際ブランドが１つである場合を含む。）は73％と半数以上であり，取引先である国際ブランドとの関係において，取引先の変更は困難と認識しているクレジットカード会社は84％と多数存在していた。その理由としては，カード会員の番号変更やシステムの改修が必要となり，容易でないという意見や，加盟店管理業務では，特定の国際ブランドの取扱いがない場合，販売店に取引先として選んでもらえないため，特定の国際ブランドとの取引中止は選択肢にないなどの意見が挙げられた。これらを踏まえれば，特定の国際ブランドにあって

は，取引上の地位がクレジットカード会社に対し優越している蓋然性が高いと考えられる。

イ　間接ネットワーク効果

国際ブランドやクレジットカード会社は，カード会員と加盟店といった異なる２つの利用者グループを組み合わせ，それぞれのグループの利用の程度が互いに影響を与え合うような，いわゆるプラットフォームを提供する事業者である。クレジットカード市場では，あるブランドのクレジットカードの発行量が増えれば増えるほど販売店にとっての当該ブランドの加盟店になるインセンティブが高まり，当該ブランドの加盟店が増えれば増えるほど消費者にとっての当該ブランドのカード会員になるインセンティブが高まる関係にあると考えられる。

ウ　調査結果及び独占禁止法・競争政策上の考え方

⑺　契約内容の一方的改定

ａ　調査結果

国際ブランドとクレジットカード会社間の契約において，契約内容の改定に関する包括同意条項が存在するとの回答（33％）や，国際ブランドとクレジットカード会社との取引において，契約内容の一方的な改定が行われたとの回答（43％）がクレジットカード会社から確認された。また，そのような契約条項や取引慣行によって，手数料の料率や金額の上昇といった不利益（85％）等を被るおそれがあるとするクレジットカード会社が多数存在した。

これに対して国際ブランドからは，各国の法令改正への対応やセキュリティ水準確保等のため，随時ルールを改定する必要があり，その都度，クレジットカード会社の同意を得ていては，決済ネットワークとして機能しなくなってしまうおそれがあるなどの意見があった。

ｂ　独占禁止法・競争政策上の考え方

国際ブランドとクレジットカード会社間の契約において，契約内容の改定に関する包括同意条項を設けること自体が，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし，前記アのとおり，特定の国際ブランドにあっては取引上の地位がクレジットカード会社に対して優越している蓋然性が高いと考えられるところ，そのような国際ブランドが，クレジットカード会社の意見を十分考慮することなく契約内容を一方的に改定する行為によって，クレジットカード会社に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

国際ブランドの行為が，独占禁止法上問題となるかどうかは，個別具体的に判断されることとなるが，手数料の設定方法や費用負担の在り方に関していえば，例えば，①国際ブランドが提供するサービスとは無関係な取引によって生じた取扱高を，手数料が発生する取扱高の対象に含めていないか，②クレジットカード会社にとって全く利益とならないサービスの利用を強制し，その対価を徴収していないか，③国際ブランドが提供するサービスとクレジットカード会社が得られ

る利益を比較した場合，著しくかけ離れた手数料や費用負担をクレジットカード会社に求めていないかといった点を考慮することとなる。

国際ブランドは，独占禁止法違反行為を未然に防止する観点から，前記考慮事項に留意した上で，契約内容の改定を行う理由等について，根拠を示して十分な説明を行うとともに，契約内容の改定に関して，クレジットカード会社から意見が寄せられた場合には，当該意見をできる限り考慮することが望ましい。

⑷　非接触型決済手段の搭載義務化に伴う費用負担

ａ　調査結果

国際ブランドのマークが付いたクレジットカードを発行する場合に，当該国際ブランドが提供する非接触型決済手段を搭載しなければならない旨，又は，今後，搭載しなければならない旨の通知を国際ブランドから受けたとするクレジットカード会社が30％存在した。このような制限について，国際ブランドからは，決済処理時間の短縮や取引の安全性の向上に資する取組であり，非常に重要であるという意見や，クレジットカードの価値を上げ，将来的にはクレジットカード会社も利益を得ることとなるなどの意見があった。

また，クレジットカード会社に対し，国際ブランドが提供する非接触型決済手段を搭載した場合としていない場合とを比較して，年間でどの程度の費用増加になるか質問したところ，変わらないと答えたクレジットカード会社は６％であり，多くのクレジットカード会社が一定金額の費用を負担していた。そして，当該費用の増加と自社に生じるメリットの関係について，今も見合っておらず，将来的にも見合うことはないと思うとするクレジットカード会社は，36％存在した。

国際ブランドからは，一般的に，カード発行費用はクレジットカード会社が負担すべきとの意見があった一方で，国際ブランドがカード発行費用の一部を負担する契約を締結するなどクレジットカード会社に生じる負担の軽減に努めているといった意見もあった。

ｂ　独占禁止法・競争政策上の考え方

国際ブランドがクレジットカード会社に対し，自社が提供する非接触型決済手段をクレジットカードに搭載させる行為自体は，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし，前記アのとおり，特定の国際ブランドにあっては取引上の地位がクレジットカード会社に対して優越している蓋然性が高いと考えられるところ，そのような国際ブランドが，当該搭載費用が利益に見合わないとするクレジットカード会社が少なからず存在する状況において，クレジットカード会社の意見を十分考慮することなく一方的に，当該搭載に伴い発生する相当程度の費用の全てをクレジットカード会社に負担させるなどの行為によって，クレジットカード会社に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

現に存在している商慣習において，一般的に，カード発行費用はクレジットカード会社が負担すべきとされていたとしても，直ちにその行為が正当化される

ことにはならないことには留意が必要である。

㈦　クレジットカードへの複数の非接触型決済手段の搭載制限

a　調査結果

国際ブランドが提供する非接触型決済手段をクレジットカードに搭載する場合，他の非接触型決済手段（例：電子マネー）の搭載を禁止されたこと，又は，今後，禁止する旨の通知を国際ブランドから受けたことがあるとするクレジットカード会社が７％と一定数存在した。このような制限について，国際ブランドからは，カード会員の混乱回避や技術上の理由から，原則競合他社の決済手段は同時搭載しないが，電子マネーの追加搭載については，例外的な措置が適切なケースでは柔軟に対応しているとの意見があった。

b　独占禁止法・競争政策上の考え方

国際ブランドがクレジットカード会社に対し，自社のブランドマークの付されたクレジットカードに競合する国際ブランドの決済手段の搭載を制限する行為自体は，独占禁止法上問題となるものではない。しかし，自社が提供する非接触型決済手段を搭載したクレジットカードに，競合する国際ブランド以外が提供する電子マネーの搭載を制限する行為は，電子マネーによる決済サービス提供事業者が，クレジットカード会社との取引を通じて，当該サービスを消費者に提供する機会を減少させるものである。当該行為によって，市場閉鎖効果が生じる場合には，独占禁止法上問題（排他条件付取引等）となるおそれがある。

㈧　ＭＦＮ条項

a　調査結果

国際ブランドとクレジットカード会社間の契約において，ＭＦＮ条項（注）があるとするクレジットカード会社が６％存在した。制限の内容としては，会員募集ページや広告における取扱いや，新規入会時又は決済額に応じてクレジットカード会員に付与するポイントに関する取扱いが挙げられた。このような制限について，国際ブランドからは，ブランドイメージを確保することで，国際ブランド及びクレジットカード会社双方の利益になる場合もあるなどの意見があった。一方で，クレジットカード会社からは，このような制限がなければ，特定の国際ブランドだけポイントアップするようなキャンペーンを行いたいと考えているとの意見もあった。

（注）Most Favored Nation 条項。例えば，クレジットカード会社が他の国際ブランドも取り扱う場合に，自社ブランドの取扱条件について，他の国際ブランドと同等以上の取扱いとしなければならないとする条項をいう。

b　独占禁止法・競争政策上の考え方

複数の国際ブランドを取り扱うクレジットカード会社が，国際ブランドとの取引条件に応じ，カード会員獲得等に際して国際ブランドごとに差別化を図ることは，クレジットカード会社を通じた国際ブランド間の競争に資する行為であるところ，ＭＦＮ条項は，当該行為を制限し得るものである。また，このようなクレジットカード会社による特定国際ブランドのカード会員獲得促進策等の実施を抑

制することは，当該国際ブランド内におけるクレジットカード会社間の競争を阻害する効果を併せ持つものである。このように，ＭＦＮ条項は，クレジットカード会社を通じた国際ブランド間及びブランド内の競争を阻害し得るものであり，ＭＦＮ条項によって，市場閉鎖効果又は価格維持効果が生じる場合には，独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。

㈦　外貨建て決済サービス

ａ　調査結果

カード会員が外国でクレジットカードを使用する場合，通常は，国際ブランドが清算業務の際に通貨換算を行うが，外貨建て決済サービスが利用される場合，クレジットカード会社が両替業者と提携するなどして通貨換算を行うこととなる。クレジットカード会社からは，当該サービスを提供した場合に国際ブランドに対して支払う手数料が，当該サービスを提供しなかった場合に比して高額に設定されており，その理由は不明といった旨の意見があった。他方，国際ブランドからは，カード会員の当該サービスの利用が，決済プロセスに正しく反映されるようにシステム調整等を行っているという意見や，国際ブランドの決済ネットワークの利用により，当該サービスの提供が可能であり，これが当該決済ネットワークの付加価値といえるなどの意見があった。

ｂ　独占禁止法・競争政策上の考え方

国際ブランドがクレジットカード会社から徴収する手数料等をどのように設定するかは基本的に自由である。しかし，前記㈠ｂのとおり，国際ブランドは，自らが提供するサービスとクレジットカード会社が得られる利益を比較して，著しくかけ離れた手数料等をクレジットカード会社に求めていないかに留意する必要がある。国際ブランドは，クレジットカード会社が外貨建て決済サービスを提供した場合に国際ブランドへ支払う手数料について，当該サービスを提供しなかった場合の手数料に比して高額に設定する場合には，この点に留意した上で，理由等についてクレジットカード会社に根拠を示して十分な説明を行い，クレジットカード会社の意見もできる限り考慮することが望ましい。

外貨建て決済サービスは，カード会員に対して商品購入時に自国通貨建てでの決済額を確定できるという新たな選択肢を提供するものであり，加盟店にとっては顧客サービスの向上となり得るものである。クレジットカード会社による当該サービスの提供は，加盟店獲得における競争手段の多様化に資するものであり，加盟店管理市場における競争を促進させる効果があるといえる。以上を踏まえ，国際ブランドが，当該サービスを提供したクレジットカード会社から徴収する手数料を高額に設定することなどによって，クレジットカード会社が当該サービスの提供を取りやめることとなる場合には，独占禁止法上問題（取引拒絶等）となるおそれがある。

㈧　インターチェンジフィー

ａ　調査結果

国際ブランドがインターチェンジフィーの標準料率を定めている場合に，カー

ド発行会社と加盟店管理会社が当事者間でインターチェンジフィーの料率を定めている具体的な事例は確認できず，国際ブランドが定めた標準料率が適用されることが一般的であった。その理由として，クレジットカード会社からは，カード発行会社と加盟店管理会社は，インターチェンジフィーを支払う側と受け取る側といった対立関係にあるため，国際ブランドが設定した標準料率とは異なる料率を設定しようとしても，合意できるかという問題があるとの意見があった。

また，クレジットカード会社からは，基本的には，インターチェンジフィーの標準料率を基準にして，赤字にならない範囲で加盟店手数料を決定しているとの意見があり，インターチェンジフィーが加盟店手数料に一定の影響を及ぼしていることがうかがわれた。

また，インターチェンジフィーの標準料率については，既に多くの国・地域において，国際ブランドによって公開されているものの，我が国においては公開されていない。この点について，国際ブランドからは，インターチェンジフィーの標準料率は，多大なリソースを割いて決定する当社の機密情報であり，公開には適さないとの意見がある一方で，世界の他の市場で行っているように，国内取引に適用されるインターチェンジフィーの標準料率を公開することは可能との意見もあった。

b　独占禁止法・競争政策上の考え方

⑷　インターチェンジフィーの料率設定に係る留意点

国際ブランドが単独でインターチェンジフィーの標準料率を定める行為自体は，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし，国際ブランドとクレジットカード会社が共同して標準料率を決定する場合や，クレジットカード会社が共同して，国際ブランドが定める標準料率を用いることを決定する場合には，これらの行為が独占禁止法上問題（不当な取引制限）となるおそれがある。

⑸　インターチェンジフィーの標準料率の公開

加盟店管理会社にとって，インターチェンジフィーは重要な費用の一つであるため，インターチェンジフィーの料率の上昇は，加盟店手数料の増加といった影響を生じさせ得るものである。さらに，加盟店手数料の増加は，商品代金の上昇にもつながり得るものである。他方，カード発行会社にとって，インターチェンジフィーは重要な収入の一つであるため，インターチェンジフィーの料率の低下は，カード会員に付与されるポイントの減少やカード会員が支払う年会費の増加といった影響を生じさせ得るものである。

現状，多くの国・地域においては，標準料率が公開されているため，クレジットカード会社に加え，そのような影響を受けるカード会員や加盟店も，インターチェンジフィーの標準料率を知ることができるようになっているが，我が国にあっては，カード会員や加盟店がその水準を知り得ない状況となっている。

仮に，インターチェンジフィーの標準料率が公開されれば，市場の透明性が

高まり，カード会員による国際ブランドやクレジットカード会社の選択や，加盟店による加盟店手数料の交渉に変化が生じ，カード発行市場と加盟店管理市場の双方における競争がより活発になり，これが標準料率に反映されることによって，標準料率はより適切なものになると考えられる。そのため，標準料率を定めている国際ブランドにあっては，我が国においても，標準料率を公開することが望ましく，既に多くの国・地域において公開されている以上，我が国において公開されることに問題はないと考えられる。

⑸　公正取引委員会の今後の取組

現在，我が国におけるクレジットカード決済額は増加傾向にあり，今後も増えていくことが予想される。クレジットカードは，多くの消費者が日常生活における決済手段として利用していることから，国民生活に与える影響は大きい。また，クレジットカード決済額の増加に伴い，クレジットカード市場の動向が事業活動に与える影響は更に大きくなっていくと考えられる。そのため，クレジットカード市場において公正かつ自由な競争が行われることの重要性は，今後も増していくことになると考えられる。

公正取引委員会としては，国際ブランド及びクレジットカード会社が，本報告書を独占禁止法違反行為の未然防止に役立て，競争促進的な取組を行うことにより，クレジットカード市場における競争が促進され，消費者利益の向上が図られることを期待している。

また，公正取引委員会は，引き続き，クレジットカード市場の動向について注視するとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。

4　人材獲得競争に関する取組

⑴　「人材と競争政策に関する検討会」報告書の周知活動

公正取引委員会は，競争政策研究センター（ＣＰＲＣ。ＣＰＲＣについては後記第６章参照）において「人材と競争政策に関する検討会」を開催し，個人が個人として働きやすい環境を実現するために，人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するための検討を行い，平成30年２月15日，「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

公正取引委員会では，同報告書を踏まえ，人材の獲得を巡る競争が独占禁止法の適用対象となり得ることや競争を制限することとなる具体的行為についての普及・啓発を行っており，平成30年度においては，全国９都市において延べ10回の当委員会主催説明会を実施したほか，事業者団体等の要請に対応して，講演会・研修会等に職員を32回派遣した。

⑵　スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について

ア　経緯・背景

「人材と競争政策に関する検討会報告書」の公表以降，公正取引委員会では，前記⑴のとおり周知活動を行うとともに，独占禁止法上問題となり得る具体的行為や慣行

が存在するかどうかについて実態把握に努めている。

こうした取組の過程において，スポーツ事業分野では，スポーツ統括団体（注１）が移籍制限ルール（注２）を定めている事例があることが認められた。

このため，公正取引委員会では，平成30年12月21日，スポーツ事業分野における移籍制限ルールの実態について関係者からの情報提供を呼び掛けるとともに，スポーツ統括団体等からのヒアリング等を通じて，実態把握を行ってきた。

この結果，スポーツ事業分野における移籍制限ルールについては，人材（選手）の獲得を巡る公正かつ自由な競争という観点からみた場合に，その合理性や必要性について十分に検討した上で設定されたとは言い難いものが多く存在することが認められた。また，スポーツ事業分野では，その活動全般について独占禁止法に対する意識や理解が必ずしも十分でないという実態にあることもうかがわれた。

このため，公正取引委員会では，こうした状況を踏まえ，スポーツ事業分野における移籍制限ルールについて，後記イのとおり，独占禁止法上の考え方を取りまとめた。

（注１）スポーツリーグの運営，競技会の主催等を行っている団体をいう。

（注２）チーム（注３）間における選手の移籍や転職について一定の制約や条件を課すルールをいう。移籍制限ルールには，移籍や転職自体は可能であっても，スポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を認めないなどにより，実質的に移籍や転職を制限する効果を有するものを含み，また，規程等によって明文化されずに，慣習的に行われている事実上のルールも含む。

また，移籍制限ルールは，スポーツ統括団体の下部団体や地域団体が独自に定めている場合や，チーム（事業者）が共同して取り決めている場合も想定される。

（注３）チームが属する会社等を含む。

イ　スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方

独占禁止法は，公正かつ自由な競争を維持・促進することにより，消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは，スポーツ事業分野についても同様であり，選手獲得におけるチームの自由な活動等が適切に確保されることによって，スポーツファンのみならず消費者全般の利益が達成されるということに留意する必要がある。

その観点からみて，スポーツ統括団体等が定める移籍制限ルールについては，独占禁止法上，以下のように考えることができる。

⑺　チームは，スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っている側面があり，独占禁止法上の事業者として互いに競争している。

⑴　一般に，競争関係にある複数の事業者が，共同して，人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは，原則として独占禁止法違反となる（注４）。また，事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様である（注５）。

スポーツ事業分野において移籍制限ルールが取り決められる場合は，チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに，その結果，選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も停止・抑制され，また，事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ得ることとなる。

（注４）独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）。

（注５）独占禁止法第８条第１号（事業者団体による競争の実質的制限の禁止）。なお，競争が実質的

に制限されるに至らない場合であっても，構成事業者の機能又は活動を不当に制限する場合は，同条第４号に違反することとなる。

(ｳ)　他方，スポーツ事業分野において移籍制限ルールを設ける目的には，主に以下の２点があるとされている。

ａ　選手の育成費用の回収可能性を確保することにより，選手育成インセンティブを向上させること

ｂ　チームの戦力を均衡させることにより，競技（スポーツリーグ，競技会等）としての魅力を維持・向上させること

この点，スポーツ統括団体が（又はチームが共同して）定める移籍制限ルールは，前記ａ又はｂの面で競争を促進する効果を有する場合もあり得る。このため，独占禁止法上，移籍制限ルールについては，前記(ｲ)記載の弊害が生じるからといって直ちに違反と判断されるのではなく，それによって達成しようとする目的が競争を促進する観点からみても合理的か，その目的を達成するための手段として相当かという観点から，様々な要素を総合的に考慮し，移籍制限ルールの合理性・必要性が個別に判断されることとなる。

これらの目的のそれぞれについて，考慮すべき要素及び具体的な着眼点を整理すれば，以下の第１表のとおりとなる。

第１表　移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素

		＜目的ａ＞ 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより，選手育成インセンティブを向上させること	＜目的ｂ＞ チームの戦力を均衡させることにより，競技としての魅力を維持・向上させること
達成しようとする目的の合理性		○　移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性 ○　設定された目的の達成水準の妥当性	
	具体的着眼点の例	➢　育成費用の回収可能性を確保することが，スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢　回収を想定している費用の額は，育成インセンティブを確保するために必要な水準を超えていないか？	➢　競技としての魅力を維持・向上するためには，必ず戦力が均衡していなければならないか？ ➢　戦力を均衡させることが，スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢　達成しようとする戦力均衡の程度は，競技としての魅力を維持・向上するために必要な水準を超えていないか？
目的を達成する手段としての相当性		○　移籍制限ルールと達成しようとする目的との関連性 ○　移籍制限ルールが課す制限・制約が，合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか。 ○　目的を達成し得るより制約的でない他の手段の可能性	
	具体的着眼点の例	➢　例えば，移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や，移籍が制限・制約される期間・条件等（注６）は，育成費用の回収可能性の確保という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➢　目的を達成する手段として，より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？	➢　移籍制限ルールによって，弱いチームにおける戦力向上のために採り得る選択肢が狭まるなどして，むしろ戦力差が固定・拡大する可能性も考えられるところ，当該ルールが戦力均衡という目的の達成につながるといえるか？ ➢　例えば，移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や，移籍が制限・制約される期間・条件等（注６）は，戦力均衡という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➢　目的を達成する手段として，より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？

（注６）移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は，実質的に評価される必要がある。例えば，移籍を一定期間制限・制約することについては，当該期間の外形的な長さのみならず，競技の実態（例：選手寿命の長さ，移籍・獲得ニーズの多寡，当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度）を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

㈡　スポーツ事業分野における移籍制限ルールは多種多様であり，独占禁止法上問題となるかどうかについては，具体的なルールの内容や実態に即して個別に判断されるものである。

しかしながら，少なくとも，移籍や転職を無期限に制限・制約するルール（例：移籍を一切禁止するもの，現所属チームの了承がない限り移籍を無期限に認めないもの，移籍自体は可能であってもスポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を無期限に認めないもの）については，前記㈠記載の考慮要素に照らして，その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難いと考えられる。

ウ　スポーツ統括団体等における自主的な取組

公正取引委員会では，独占禁止法違反行為の未然防止及び独占禁止法に対する意識や理解の向上に資する観点から，各スポーツ統括団体等において，現行又は検討中の移籍制限ルールについて自主的な見直しを行い，必要に応じて改定を行うなどの取組を期待する。

公正取引委員会としては，スポーツ事業分野に限らず，様々な分野で行われている人材獲得競争等に関し，引き続き，独占禁止法上の考え方についての関係各方面への周知や，競争制限的な行為や慣行の実態把握に努めていくこととする。また，独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処することとする。

第４　独占禁止法適用除外の見直し等

１　独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は，市場における公正かつ自由な競争を促進することにより，一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし，これを達成するために，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等を禁止している。他方，他の政策目的を達成する観点から，特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は，その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

⑴　独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は，知的財産権の行使行為（同法第21条），一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

⑵　個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において，特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては，平成30年度末現在，保険業法等16の法律がある。

２　適用除外の見直し等

⑴　これまでの見直し等

適用除外の多くは，昭和20年代から昭和30年代にかけて，産業の育成・強化，国際競争力強化のための企業経営の安定，合理化等を達成するため，各産業分野において創設されてきたが，個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず，事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから，その見直しが行われてきた。

平成９年７月20日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成９年法律第96号）が施行され，個別法に基づく適用除外の

うち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで，平成11年７月23日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され，不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに，平成12年６月19日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され，自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては，平成25年10月１日，消費税転嫁対策特別措置法が施行され，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また，平成26年１月27日，特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され，認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により，平成７年度末において30法律89制度存在した適用除外は，平成30年度末現在，17法律24制度となっている。

(2) 規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年７月22日閣議決定）において，「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ，「国土交通省は，諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し，我が国の同制度の在り方について，公正取引委員会と協議しつつ，引き続き検討を行う。＜平成24年度検討＞」とされており，平成26年度末に国土交通省に対し，当委員会と協議しつつ，引き続き検討を行うよう要請し，また，平成28年８月以降，国土交通省との間で協議に向けた検討を進めるための論点整理等を行ってきた。

上記の検討の参考とするため，平成30年１月以降，公正取引委員会は，提携深化協定（注）による競争への影響を確認することを目的として，国際航空のユーザーである旅行会社等へのヒアリングを実施するなどし，その結果を踏まえ，令和元年６月，独占禁止法適用除外制度による競争への弊害の懸念について，国土交通省に伝達した。

公正取引委員会は，今後も，提携深化協定についてフォローアップを行うことにより，競争への影響について確認するとともに，その結果を踏まえ，必要に応じ，国際航空に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについて，国土交通省と協議を行っていく。

（注）協定に参加する航空会社間において，収入プール，共同運賃の設定，運航スケジュールの調整等の包括的な協力を実施することを目的とした協定であり，航空法（昭和27年法律第231号）に基づき，国土交通大臣の認可を受けることにより，独占禁止法の適用除外とされる。

3 適用除外カルテル

(1) 概要

独占禁止法は，公正かつ自由な競争を妨げるものとして，価格，数量，販路等のカルテルを禁止しているが，その一方で，他の政策目的を達成するなどの観点から，個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で，特定のカルテルが例外的に許容さ

れる場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは，当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成７年法律第105号〕に基づく保険カルテル），地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等に基づく運輸カルテル）など，様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては，一般に，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行って，主務大臣が認可を行うこととなっている。

また，適用除外カルテルの認可に当たっては，一般に，当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか，当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう，カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと，不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに，このような適用除外カルテルについては，不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする，いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し，又は当委員会の同意を得，若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は，昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように，同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に，同一業種についてのカルテルを１件として算定すると，件数は415件）をピークに減少傾向にあり，また，適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり，平成30年度末現在，55件となっている（内訳は附属資料３－２表を参照）。

⑵　個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成30年度において，個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は，第２表のとおりである。

第２表　平成30年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結　果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項第1号，第102条	第101条	同意（第105条第1項）	0	所要の検討を行った結果，同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				0	
		地震保険				1（変更1）	
		船舶保険	第101条第1項			0	

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結　果
		外航貨物保険	第2号，第102条			0	
		自動車保険（対人賠償保険部分）				0	
		自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料率算出団体に関する法律	基準料率の算出	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項第2号，第9条の3	第7条の3	通知（第9条の3第3項）	0	ー
		地震保険				0	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設，容器その他の販売方法の規制		第42条第5号，第43条	第93条	協議（第94条第1項）	0	ー
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条，第95条の3，第97条，第97条の3	第95条	通知（施行令第49条の2第2項）	10	ー
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金，価格，営業方法の制限		第8条，第9条	第10条	協議（第13条第1項）	0	ー
輸出入取引法	輸出取引における価格，数量，品質，意匠その他の協定等		第5条，第11条第2項，	第33条	通知（第34条第1項）	0	ー
道路運送法	生活路線確保のための共同経営，旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営		第18条，第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	3（締結3）	所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。
航空法	＜国内＞生活路線確保のための共同経営		第110条第1号，第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	ー
	＜国際＞公衆の利便を増進するための連絡運輸，運賃その他の運輸に関する協定		第110条第2号，第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	2（変更2）	ー
海上運送法	＜内航＞生活航路確保のための共同経営，利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営		第28条第1～3号，第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	5（締結4）（変更1）	所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結　果
	＜外航＞運賃，料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号，第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	223（締結29）（変更194）	－
内航海運組合法	運賃，料金，運送条件，配船船腹，保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号，第10条，第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	－
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	5（計画の作成5）	－

ア　保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

①　航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

②　①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為

を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成30年度において，金融庁長官から同意を求められたものは１件であった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは９件である。

イ　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は，自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成30年度において，金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは２件である。

ウ　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については，毎年，その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており，指定団体

は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成30年度において，文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ　道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため，一般乗合旅客自動車運送事業者は，他の一般乗合旅客自動車運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から協議を受けたものは３件であった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは３件である。

オ　航空法に基づくカルテル

⑺　国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，本邦航空運送事業者は，他の航空運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルはない。

⑴　国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため，本邦航空運送事業者は，他の航空運送事業者と，連絡運輸に関する契約，運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは２件であった。

カ　海上運送法に基づくカルテル

⑺　内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において，地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため，又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため，定期航路事業者は，他の定期航路事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から協議を受けたものは５件であった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは５件である。

⑷　**外航海運カルテル**

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において，船舶運航事業者は，他の船舶運航事業者と，運賃及び料金その他の運送条件，航路，配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは223件であった。

キ　内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には，調整規程又は団体協約を設定し，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは１件である。

ク　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において，一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は，当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し，当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い，供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成30年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは５件であった。また，平成30年度末における同法に基づくカルテルは25件である。

4　協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は，「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第１号）等同条各号に掲げる要件を備え，かつ，法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について，不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き，同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は，その組合員た

る事業者が，①資本金の額又は出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円，卸売業を主たる事業とする事業者については１億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人，卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合，独占禁止法の適用に際しては，同法第22条第１号の要件を備える組合とみなされる（中協法第７条第１項）。

一方，協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には，公正取引委員会は，その協同組合が独占禁止法第22条第１号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第７条第２項），これらの協同組合に対し，当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第７条第３項）。

この中協法第７条第３項の規定に基づく届出件数は，平成30年度において，294件であった（第３表及び附属資料３－10表参照）。

第３表　協同組合届出件数の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
協同組合届出件数	154	142	141	184	187	227	235	273	240	294

５　著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し，これを遵守させることは，原則として，独占禁止法第２条第９項第４号（再販売価格の拘束）に該当し，同法第19条に違反するものであるが，同法第23条第４項の規定に基づき，著作物６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤをいう。以下同じ。）については，例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外の取扱いについて，国民各層から意見を求めるなどして検討を進め，平成13年３月，当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えるとの結論を得るに至った（第４表参照）。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう，著作物６品目の流通・取引慣行の実態を調査し，関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに，関係業界における運用の弾力化の取組等，著作物６品目の流通についての意見交換を行うため，当委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け，平成13年12月から平成20年６月までの間に８回の会合を開催した。平成22年度からは，著作物再販協議会に代わって，関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し，関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第４表　著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年３月23日）

⑴　著作物再販制度は，独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり，競争政策の観点からは同制度を廃止し，著作物の流通において競争が促進されるべきであると考える。

しかしながら，国民各層から寄せられた意見をみると，著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面，文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし，同制度の廃止に反対する意見も多く，なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって，現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず，当面同制度を存置することが相当であると考える。

⑵　著作物再販制度の下においても，可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう，関係業界に対し，非再販商品の発行・流通の拡大，各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し，その実施を要請する。また，これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し，より効果的な方途を検討するなど，著作物の流通について意見交換をする場として，公正取引委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては，今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに，当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

⑶　また，著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については，従来公正取引委員会が解釈・運用してきた６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤ）に限ることとする。

第５　競争評価に関する取組

1　競争評価の本格的実施

平成19年10月以後，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，規制の事前評価において，競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されてきた。

平成29年７月28日，「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され，競争評価については，公正取引委員会が定める手法により把握すること，また，競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には，その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け，当委員会は，競争評価の手法として，同年７月

31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し，公表した。また，これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年９月26日に公表し，その後令和元年６月27日に，各府省における競争評価の実施状況を踏まえ，説明を追加する等の改訂を行った。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月１日に施行されたことに伴い，競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において，各府省は，競争評価チェックリストを作成し，規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し，総務省は，受領した競争評価チェックリストを当委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は，平成30年度においては，総務省から競争評価チェックリストを96件受領し，その内容を精査した。また，平成29年度下半期に作成された競争評価チェックリストの分析を行った結果を各府省に送付した。

2　競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は，競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について，随時，相談を受け付けている。

第６　入札談合の防止への取組

1　概説

公正取引委員会は，以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか，平成６年７月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し，入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって，入札談合の防止の徹底を図っている。

また，入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，独占禁止法違反の可能性のある行為に関し，発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう，各発注官庁等において，公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は，連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため，平成５年度以降，「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成30年度においては，国の本省庁との連絡担当官会議を平成30年11月13日に開催するとともに，国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国９か所で開催した。

また，公正取引委員会は，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成30年度においては，研修会を全国で34回開催するとともに，国，地方公共団体及び特定法人（注）に対して299件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち，国又は地方公共団体が法律により，常時，発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に

当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

2　官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査

⑴　調査趣旨

公正取引委員会は，これまで入札談合や発注機関の職員による入札談合等関与行為を防止するためには発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から，発注機関における入札談合等防止のための取組等について調査を実施し，現状の問題点や課題を明らかにするとともに，問題点を解決する施策等について，報告書に取りまとめ・公表を行うなどしている。

しかし，依然として，発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が多くみられる状況にあり，また，そうした事件が発生している発注機関は国の機関，地方公共団体及び政府出資法人と様々である。特に，地方公共団体においては，そうした事件が人口５万人未満の中小規模の市町村においても発生している。

平成30年度においては，このような現状を踏まえ，発注機関におけるコンプライアンスの向上に資することを目的として，発注機関における官製談合防止に向けた取組について調査を実施し，平成30年６月13日に公表した。

⑵　調査対象等

ア　調査対象

入札談合等関与行為防止法の適用対象となる国の機関，地方公共団体及び政府出資法人を対象とした。

なお，地方公共団体については，その全てを対象としている。

イ　調査方法

㋐　アンケート調査

発注機関2,018機関に対してアンケート調査を実施した（回答数1,768機関，回収率87.6％）。

㋑　ヒアリング調査

アンケート調査の記述式回答において，他の発注機関にも参考となると思われる取組例を回答した発注機関130機関に対して，電話又は面談の方法によるヒアリング調査を実施した。

⑶　入札談合等関与行為等の防止に向けて

調査の結果，小規模な発注機関ほど取組が進んでいない結果が明らかになった。職員が入札談合等に関与した事件が一たび発生した場合に必要とされる組織の対応については，発注機関の規模の大小によって大きく異なるわけではない。小規模な発注機関においても，可能な取組から実施することが必要である。

また，国の機関や都道府県及び政令指定都市等の大規模な発注機関においても，必ずしも十分とはいえない状況も依然みられた。

職員に入札談合等に関与させないための発注機関の取組の大きな柱としては，①入札等の手続に関し，発注機関の職員が守るべきルールを定めてその旨を明文化すること（規定の整備），②入札等に関して定めたルールが守られているかを（内部・外部を問わず）チェックする体制を作ること（体制の整備），③入札等の手続に関して定めたルール等を職員に正しく把握させる機会を設けること（研修の実施）が挙げられる。発注機関には，これらの構築に取り組むとともに，取組内容を定期的に見直し，より充実したものに改善していくことが求められる。具体的には以下のとおりである。

ア　職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備

発注機関の職員が守るべきルールを定めて明文化する取組は，発注機関の規模にかかわらず必要であると思われ，また，これらのルールをまとめたマニュアルは一度作成し，職員に周知しておくと，職員による入札談合等の関与についての未然防止効果があると考えられる。

⑺　規定の作成・見直し

職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられる規定の整備については，以下の取組がある。これらについては，規定を整備するだけでなく職員に周知等を行うことが求められる。

- 入札等に係る秘密情報の管理
- 外部からの働きかけに対する対応

⑴　組織としての意思の明確化

発注機関は，組織としていかなる理由があろうとも，職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意思を明確化しておくことが必要であり，それにより職員による入札談合等関与行為の抑止にもつながると考えられる。組織としての明確化の方法には，懲戒規定に入札談合等関与行為等を懲戒処分の対象にすることの明記，発注機関の長等による訓示，会議や研修等の場を利用したコミットメント等が挙げられる。

⑼　コンプライアンス・マニュアルの作成及び見直し

入札談合等関与行為に限らず，各種の不祥事を防ぐためには，職員が遵守すべき法令・条例等の内容を理解していることが前提であり，職員に効果的・効率的に知識を習得させるため，発注機関は法令・条例等をより具体化したコンプライアンス・マニュアルを作成・整備しておくことが望まれる。また，発注機関においては，作成したコンプライアンス・マニュアルをよりわかりやすく使いやすいものとするため，発注機関において定期的な改定を行うことが望ましい。

イ　職員に入札談合等に関与させないための体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには，法令遵守を推進するための体制の整備が必要である。その際には，発注機関の内部における体制整備だけでなく，外部機関を利用し，客観的な分析・検証等を随時行うための体制整備についても行うことが望ましい。

⑺　**発注機関内部における体制面の整備**

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには，発注機関自身が組織として包括的に取り組んでいくことが必要である。そのためには，体制面において，入札談合等関与行為等の発生リスクを低減させる機能を組み込んでおくことが重要である。具体的には以下の項目が考えられるが，発注機関の規模によっては全てを整えることが難しい場合もあると考えられる。例えば，契約担当部課室と発注部課室の分離が困難な発注機関においては，長期配属を行わないなどの人事上の配慮を行う又は仕様書のチェック等は複数の部課室で行うなどが重要である。

・　コンプライアンス専担部課室の設置
・　入札手続等に係る事前チェック体制の整備（発注担当部課室と契約担当部課室の分離，仕様書等のチェック）
・　入札手続等に係る事後チェック体制の整備（不自然な結果の検証）
・　公益通報窓口の設置
・　人事上の配慮

⑴　**外部機関（第三者機関）の活用**

入札談合等関与行為等の未然防止のために，内部体制を充実させることは重要な取組であるが，内部によるチェックではその視点が固定化されてしまうなど，チェックにも限界があると思われることから，外部機関を積極的に活用する取組も重要である。また，リソースの関係から単独で外部機関を設置することが困難な発注機関においては，他の発注機関と共同で設置することも有効である。

第三者機関における審議の対象は，官製談合事件は工事以外でも発生していることも踏まえ，「物品・業務」の入札も対象とするなど，可能な範囲で対象を拡大することが望まれる。

ウ　職員等に対する研修の実施

職員の入札談合等関与行為等を未然に防止するためには，遵守すべき内容を知識として習得する機会を設けることが重要である。また，研修は単に機会を設けるだけでなく，以下の点に留意し，未然防止に向けた取組に資するように，実践的かつ実効性のあるものとすることが求められる。

⑺　**定期的・継続的な研修の実施**

発注機関が単独で定期的に研修を開催することが困難である場合もあると考えられるが，他の発注機関と連携して研修を開催している例もみられることから，こうした取組も参考になる。

⑴　**対象者の選定**

これまで公正取引委員会が発注機関に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った事件においては，全て幹部・管理職による関与が認められていることから，一般職員に限らず幹部・管理職も研修の対象とすることが求められる。

㈣　柔軟な周知や研修内容の見直し

一たび職員の入札談合等関与行為が認められた場合の発注機関のリスクの高さを考慮すると，研修という形式を取るかどうかは別にしても職員に対する定期的な周知や意識付けは必要である。

また，発注機関の中には，定期的・継続的に職員に研修を実施しているにもかかわらず，職員が入札談合等に関与する事件が発生しているケースもみられる。研修の機会を設けていても，職員が受講していなかったり，受講しても正しく理解していなかったりすれば効果的な取組とはいえないことから，職員には研修を受講させるのみならず，職員の理解度を測るような取組も必要と思われる。

エ　職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組

㈠　発注関係事務の外部委託先に対する取組

設計，積算，業者選定，監督，検査等の発注関係事務は，高い割合で外部に委託がされているものの，発注機関から委託先に対して入札談合等の未然防止に関する取組は十分には行われていない。取組を行っていると回答した発注機関においても，その内容をみると，契約書等に秘密情報の漏えい禁止を記載しているにとどまっている回答が多い。

委託先との契約書において秘密情報の漏えい禁止を明記したにもかかわらず，当該委託先から事業者に入札等の情報が漏えいされ，当該漏えいが入札談合につながった事件も発生していることからも，単に記載するのみでは十分とはいえず，更なる取組が求められる。

㈡　ＯＢの再就職の把握等

ＯＢの再就職については，国家公務員法又は地方公務員法においても規制がされているが，期間等の限定がなされていることから，特に長期配属の人事上の配慮を行っていない発注機関においては，再就職先を把握しているＯＢに対して取組を行うことが望ましい。また，ＯＢが関与した事件も発生していることから，近いうちに退職して入札参加事業者等に再就職する予定の職員も研修の対象とすることが望ましい。

オ　公正取引委員会の対応

本調査では，発注機関における官製談合防止に向けた取組について，平成23年の同様の調査と比べ，調査対象を大幅に拡大して調査を行った。この結果に基づき，本報告書では，発注機関にとって参考となると思われる入札談合等関与行為等の未然防止のための取組を多く紹介するとともに，多くの発注機関から研修等において使用可能な支援ツールの作成について要望があったこと，計量分析からも研修の実施が未然防止に効果があるとの結果が得られたことから，「１分で分かる官談法」，「理解度チェックテスト」等の支援ツールを作成した。

公正取引委員会としては，入札談合等に関して厳正に対処するとともに，本調査結果を踏まえながら，先に述べた支援ツール等の作成にとどまらず，今後も各種研修会

や情報発信等を通じて発注機関のコンプライアンス活動を支援する取組を引き続き積極的に行っていく。

第７　独占的状態調査

独占禁止法第８条の４は，独占的状態に対する措置について定めている。公正取引委員会は，同条の規定の適切な運用を図るため，「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局。以下「独占的状態ガイドライン」という。）を作成・公表し，その別表（以下「別表」という。）において独占禁止法第２条第７項に規定する独占的状態に係る要件のうち市場構造要件（国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件）に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野を明らかにし，国内向け供給価額及び供給量に関する独自調査の結果等に応じ逐次改定してきた。

今般，公正取引委員会は，統計調査に係る報告者負担の軽減と業務の見直し・効率化を図るとの政府方針（統計改革推進会議最終取りまとめ〔平成29年５月19日統計改革推進会議決定〕）も踏まえ，従来からの前記独自調査を実施せず，別表の作成・公表を行わないこととし，独占的状態ガイドラインを一部改正し，平成30年11月13日に公表した。

また，別表の作成・公表は，独占禁止法第２条第７項に規定する独占的状態に係る要件のうち市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野を明らかにすることにより，別表に掲載されていない事業分野については，公正取引委員会が直ちに独占的状態に対する措置を採ることはないという事業者の予見可能性の確保を目的としていた。この点，当委員会では，必要に応じて，経済実態を把握するための調査を行ってきているところ，今後は，これらの調査を行う中で前記事項への該当性が認められる場合には，その旨も公表することにより，引き続き，事業者の予見可能性を確保していくこととする。

第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1　はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成 15 年６月，事務総局内に「競争政策研究センター」を発足させた。同センターでは，中長期的観点から，独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため，独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て，研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2　検討会の開催

公正取引委員会は，競争政策研究センター内において，競争政策上の課題について議論を行うため，検討会委員として有識者等の参画を得て，検討会を開催している。平成 30 年度においては，「業務提携に関する検討会」を開催し（検討会委員等は第１表参照），業務提携に関する既存の考え方や現行の運用実務について整理し，また，現下の社会経済環境の変化を踏まえた新しい課題を含め，新たな関連諸課題等に係る有識者の知見に基づき，業務提携に関する独占禁止法上の考え方に関して分析・研究を行うこととした。同検討会では，平成 30 年 12 月以降，９回にわたって検討が行われ，報告書が取りまとめられた（令和元年７月 10 日公表。詳細は後記 3 参照）。

第１表　検討会委員等（平成30年度開催）

［検討会委員］
池田　毅　　池田・染谷法律事務所　弁護士
石垣　浩晶　ＮＥＲＡエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
齊藤　高広　南山大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）
多田　敏明　日比谷総合法律事務所　弁護士
【座長】根岸　哲　　神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
宮井　雅明　立命館大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）
山田　英司　㈱日本総合研究所 理事
［オブザーバー］
競争政策研究センター所長及び主任研究官
［事務局］
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室
（注）検討会委員の役職は令和元年６月 14 日時点のものである。

３　「業務提携に関する検討会」報告書

⑴　はじめに

ア　業務提携の現況

我が国は，近年，デジタルエコノミーやＩｏＴ（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展，急速な高齢化や人口減少・労働力減少，市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため，各事業者は，事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでいる。その際，迅速な事業遂行やコスト削減といった利点から，事業戦略上の手法の一つとして，他の事業者との関係を強化し共同で業務を遂行する「業務提携」が広く活用されている。

従来，同一業務の共同実施によるコスト削減や時間短縮，不足する業務や技術等の相互補完，経営資源の集中に向けた業務の外部委託といった事業効率化等を追求し，同業者間や取引関係にある事業者間を中心に業務提携が行われてきたところ，社会経済環境の変化を受けて，そうした取組が一層推進されている。また，近年は，成熟した社会経済において都市や交通等が抱える様々な社会課題の解決や，新たな経済活動の創出といったこれまでにない価値等を追求するなどの目的から，業種や業界の垣根を越えた業務提携も多く行われるようになっている。このように，業務提携は，事業者がより効率性の高い事業活動を行うに当たり，重要な役割を担うようになっている。

イ　本検討の目的

事業者が，新商品等の開発やコスト削減等を目的に，他の事業者との関係を強化する手段は，合併，部分的資本提携（共同出資会社の設立等），契約のみに基づくものなど様々なものがある。

このうち企業結合に関しては，競争への影響評価に係る体系的な考え方として，「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成 16 年５月 31 日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）が公正取引委員会から示されている。一方，企業結合には当たらない業務提携に関しては，独占禁止法第３条等の行為規制の対象となる。公正取引委員会は，業務提携に関する独占禁止法上の考え方として，平成 14 年に業務提携に関する実態調査（注１）を通じて基本的な整理を行っているが，その後，独占禁止法の運用実務における理論的進展や事例の蓄積等がみられる。また，各種ガイドラインや相談事例集（注２）における個別事例の評価の中でも考え方を明らかにしているが，それらの考え方は各種業務提携の局面や論点ごとに散在している状況にある。

そもそも業務提携は，事業活動の効率化等を目的に行われるものであって，多くの場合は競争促進的な効果が期待されるものと考えられる。一方で，独立した複数の事業者が共同で業務を行うこと等に鑑みると，その態様によっては，競争制限的な効果を持つ場合もあるという性格を有するものである。業務提携による事業効率化やイノベーションが十全に実現されるためには，業務提携が多くの場合に競争促進的な効果が期待

されるものであって，独占禁止法もそのような事業上の創意の発揮を妨げるものではないことを確認するとともに，独占禁止法上の問題が生じ得る場合の考え方を明らかにしておくことが非常に重要である。

このような観点から，本検討会は，業務提携に関する独占禁止法上の考え方について，既存の考え方や近年の運用実務を反映しつつ，体系的な考え方や個別類型に応じた具体的な考え方を整理するとともに，新たな関連諸課題等に関する検討を行ったものである（注３）。これにより，業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上に資するとともに，もって，独占禁止法違反行為の未然防止につながるものと考えられる。

（注１）業務提携と企業間競争に関する実態調査報告書（平成 14 年２月公正取引委員会）

（注２）公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止等の観点から，事業者等が実施しようとする具体的な行為に関し個別相談に対応しているところ，事業者等の同法に関する理解を一層深めるため，相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ相談事例集として毎年公表している（https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html）。

（注３）これまで業務提携に関する体系的な考え方が必ずしも明確でなかったことを踏まえ，本検討会では，独占禁止法に基づき業務提携が競争に与える影響を評価する際の基本的な評価枠組みや，その際に検討される種々の判断要素がどのようなメカニズム・過程により競争への影響を生じさせることとなるかについて明らかにすることを主たる議論の対象とした。

⑵　業務提携と企業結合の異同に係る検討（事業活動の一体化の観点から）

ア　業務提携と企業結合の類似性

業務提携は，必要な範囲の業務に限定して行われることが多く，また，契約の満了や解除などにより比較的容易に解消され得るため，提携当事者間での事業活動の一体化の程度は一般に企業結合（事業者〔又はその事業活動上の意思決定〕が完全に一体となる合併や全株式取得のようなものをいう。）ほどではないと考えられる。しかし，業務提携においても，一定程度，事業者同士の意思決定及びそれに伴う行動が一体化するため，水平的な業務提携であれば，提携当事者間の競争が失われる可能性がある。このため，一体化して行動することによる市場への影響については，企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり，市場における（提携当事者以外の者との）協調的な行動の可能性が高まることについても，同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

また，垂直的な業務提携であれば，同様に，市場の閉鎖性・排他性については，企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり，提携当事者以外の者との協調的な行動の可能性についても，同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

イ　企業結合とは異なる業務提携特有の性質

業務提携特有の問題として，①企業結合のように会社の結合ではなく，一定の具体的な行為を行うものであること（独占禁止法では，企業結合規制について規定する第四章

ではなく，私的独占や不当な取引制限を禁じる第３条等の行為規制の対象であること），②完全に一体化するわけではないため，提携当事者間に引き続き独立して行動する余地（例えば，水平的な生産提携であれば，販売活動での競争関係）が残されていること，という点が挙げられる。

⑶　業務提携に係る個別論点の検討

後記⑷において業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを体系的に整理するに当たり，まず，競争に与える影響について検討する際の重要な判断要素に係る論点等を整理する。

ア　業務提携に伴う情報交換・共有について

情報交換・共有を通じて市場の透明性が高まり，提携当事者が相互の行動を予測しやすくなると，まず，提携当事者間で協調的な行動を採ることができる条件（互いにどのような取引条件〔価格設定等〕であれば協調的な行動を採ることができるか等）について共通認識を持つようになる可能性がある。また，提携当事者が互いに協調的な行動からの逸脱があったかどうかを監視することができるようになり，逸脱行動があった場合に，それに対する報復を適時に行うことが容易になる。このような状況下において，提携当事者が長期的視点で利益を確保していこうとするときは，通常，単独で自己の利益の最大化を図るよりも，互いに協調して行動することにより共同の利益を最大化し，その利益を分け合った方が得られる利益が大きくなるため，協調的な行動が助長されやすくなるとされている。

業務提携を行う際には，提携当事者間で一定の情報交換・共有が行われるのが通常であるところ，これにより，円滑な業務提携が行われ，競争促進的な効果を得られることが見込まれる一方で，協調的な行動のリスクが高まるという側面も同時に存在する。そのため，事業者においては，業務提携を行うに際し交換・共有される情報が当該業務提携の実施に必要な範囲のものとなっているか（生産提携において販売価格の情報まで共有することになっていないか等）を検討するとともに，競争上重要な意味を持つ情報を交換・共有する必要がある場合には，情報遮断措置を含めた情報の取扱方法も検討する必要がある。

イ　コスト構造の共通化について

生産や購入，物流等の業務において提携を行う場合，提携により規模の経済が働くなどして，効率化が図られることが期待される。その反面，これらの業務提携により，製品の製造コストの構造が各提携当事者間で一定程度共通化されることとなる。

提携当事者間でコスト構造が共通化されると，提携当事者間で相互にコスト情報が共有されることとなり，これにより，通常，提携当事者間において協調的な行動が助長されやすくなるという問題がある。

また，コスト構造の共通化は，提携当事者間でのコストの一定部分の同一化を意味するところ，提携当事者双方のコスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定について，これらが一体化することにもなる。

他方，コスト共通化割合は，前記のように，協調的な行動を助長しやすくする要素及び重要な競争手段に係る意思決定を一体化し得る要素の一つであるといえるが，その高低のみから当該業務提携の独占禁止法上の問題の有無を判断することは適当でなく，他の要素（市場の状況，情報交換の頻度等の情報交換・共有の態様等）と併せて，総合的に考慮されることになる。

ウ　イノベーションに与える影響について

イノベーションを起こす際に，迅速な事業遂行やコスト低減，リスク分散といった観点から，事業戦略上の手法の一つとして業務提携が活用されており，業務提携に関する独占禁止法上の考え方を整理する際には，業務提携がイノベーションに与える影響を検討することも重要であると考えられる。この点，共同研究開発は，一般的には，提携を通じて研究開発活動を活発で効率的なものとし，技術革新を促進するものと考えられるが，個別の状況によっては，提携当事者又は他の事業者のイノベーションを阻害する場合もあり得る。すなわち，一般に，研究開発に係る業務提携はイノベーションや効率性の達成に資すると考えられ，多くの場合，独占禁止法上問題を生じることとはならないと考えられる。他方で，例えば，提携当事者間で，共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を合理的理由なく制限したり，共同研究開発の成果（技術）を利用した別途の研究開発を制限したりする場合には，研究開発活動を不当に拘束し，イノベーションに悪影響を与えることとなる。

独占禁止法では，公正かつ自由な競争の促進により，「事業者の創意を発揮させ」ることに価値を認めており，事業活動において重要な要素である研究開発活動や，それによって促進されるイノベーションが阻害される場合には，独占禁止法上問題となり得る。また，海外では，近年，企業結合がイノベーションを阻害することとなるかどうかに着目し，そのような懸念がある場合には，当事会社に対し一定の適切な措置（問題解消措置）を採らせる事例が複数みられるようになってきている。

この点，一定の取引分野における競争の実質的制限や公正競争阻害性の有無を検討するためには，業務提携により影響が生じる市場がどこであるかを考えなければならない。「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 19 年９月 28 日公正取引委員会。以下「知的財産ガイドライン」という。）においては，「なお，技術の利用に係る制限行為が，技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが，研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから，技術開発競争への影響は，研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」とされている。

業務提携（という行為）を行うことでイノベーションが阻害された場合に，それにより影響を受ける製品や技術がどのようなものであるか不明なものもあれば，それまでの提携当事者の研究開発活動，既に保有している技術や生産している製品等から推測可能なものや，相当な確度で具体的に市場への投入が見込まれるため市場化されたとみなせるものまで，様々あると考えられる。これまで，そして現に提携当事者が行っている研究開発活動，保有している技術や生産している製品，現に活動している市場における他の事業者の研究開発活動等の状況などから，当該業務提携によって提携当事者や他の事業者の研究開発活動の意欲が減退するなどした場合に，どのような技術や製品について，どのような悪影響が生じるかを相当程度具体的に予見できるときは，競争に与える影響の評価において，これを考慮することができると考えられる。

他方で，将来生み出される商品やサービスが具体的に予見できるとまではいえない状態であっても，事業者間で活発な研究開発活動が行われている場合もある。そのような状況において，業務提携の内容が研究開発の意欲を減退させ，イノベーションに悪影響を与えるようなものであるときには，独占禁止法上問題にすべきとも考えられる（この場合，現に生じている取引や市場における競争に与える影響によって評価するという従来の独占禁止法上の解釈との整理が必要となる。）。

⑷　業務提携に関する独占禁止法上の考え方

以上を参考にすると，業務提携に関する独占禁止法上の一般的な考え方は，提携当事者の事業活動の一体化という企業結合に類似した観点からは，大きな枠組みとして，企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ，提携当事者が独立して行動する余地がどの程度あるか，換言すれば，提携当事者の事業活動の一体化の程度がどこまで進むかといった業務提携特有の性質も取り入れて考えるのが適当と考えられる。

このような業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを，各判断要素を含めて体系的に整理すると，概要，以下のようになる（注４）。

（注４）本報告書では，こうした一般的・通則的な考え方に基づき，業務提携を７つの類型（生産提携，販売提携，購入提携，物流提携，研究開発提携，技術提携及び標準化提携）に大別した上で，本報告書で整理・分析した特徴・傾向も踏まえつつ，これら類型ごとに，より具体的な考え方や事業者が特に留意すべき点もまとめている。

ア　検討対象市場

業務提携では，提携する事業に関連する様々な市場（例えば，販売市場，購入市場，技術市場）への影響が考えられるところ，競争に与える影響を検討すべき市場として取り上げる市場については，具体的な業務提携の態様をみて定めることとなる。

イ　ハードコア・カルテルとの区別

業務提携においては，各提携当事者が引き続き独立して事業活動を行うこととなり，業務提携により達成されるコスト削減等の効率化を通じて競争促進的な効果が期待さ

れるものである。しかし，業務提携は必然的に複数の事業者間で事業活動を一定程度共同化するものであることを踏まえると，価格の維持や引上げ，販売数量の制限等，競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないようなものは，通常，単なるハードコア・カルテルと捉えられる。

ウ　競争への影響評価

⑺　水平的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で，更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し，競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には，独占禁止法上問題となり得る。

水平的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと，以下の第１図のとおりとなる。

第１図　水平的な業務提携における競争への影響評価

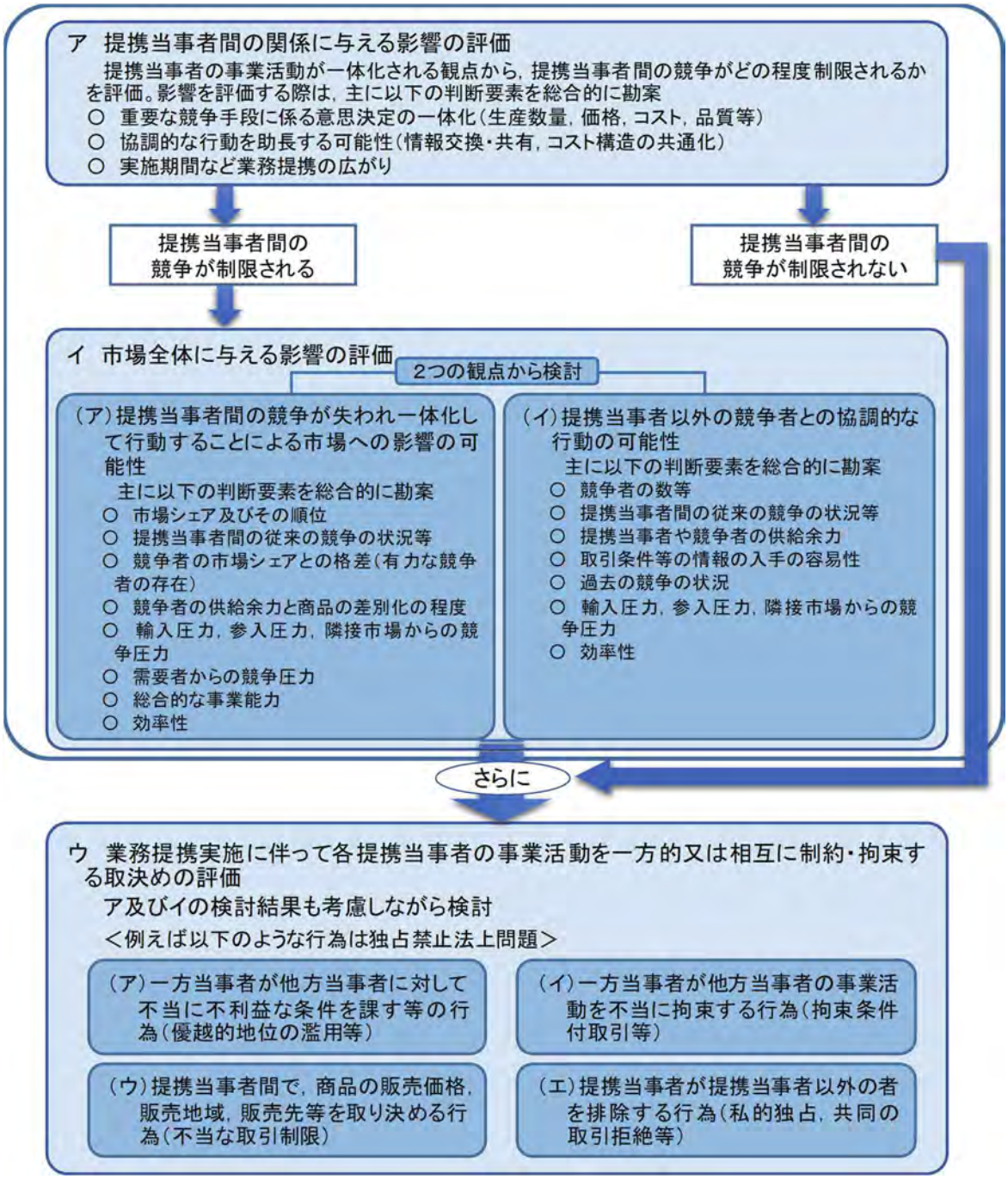

⑷　垂直的・混合的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で，更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し，競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には，独占禁止法上問題となり得る。

垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと，以下の第２図のとおりとなる。

第２図　垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価

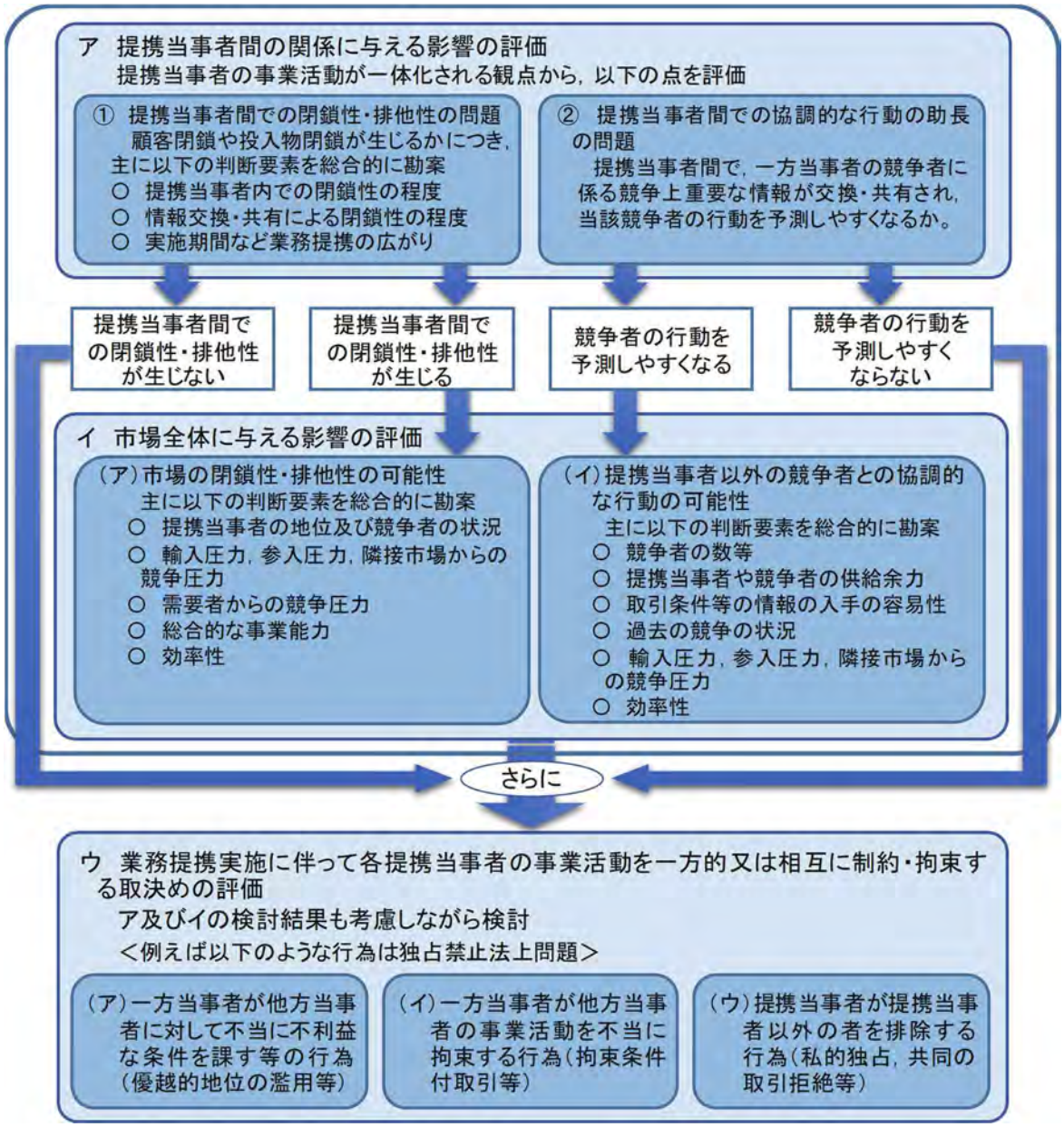

⑸　業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

ア　問題の所在

我が国では，前記⑴ア記載の大きな社会経済環境の変化や様々な社会課題等に対応する手法の一つとして，業務提携が活用されるようになってきている。また，いわゆる社会課題解決型ビジネスに代表されるように，様々な商品・サービス要素を複合化したサービスを提供するため，業種や業界の垣根を越えた連携も活発に行われるようになっている。さらに，近年は，デジタルエコノミーやＩｏＴ化の進展，ＡＩ等のデータ解析技術の高度化等を背景として，データを総合的に分析し，新事業の創出，新商品・サービス開発や品質改良，マーケティング強化などに役立てる形態の事業（以下「データ駆動型ビジネス」という。）が注目を集めているが，こうした事業では，多様なデータを共同で収集・利活用するために様々な事業者が関わっていることも多い。

データの収集・利活用に係る業務提携は，多くの場合，競争促進的な効果が期待されるものといえる。一方で，データの収集・利活用については，現在，その競争法・競争政策上の懸念が世界的に議論・指摘されており，「データと競争政策に関する検討会報告書」（平成 29 年６月６日公正取引委員会競争政策研究センター）においても，例えばデータの不当な収集や不当な囲い込みにおける独占禁止法上の問題が指摘されている。このため，以下では，業種や業界の垣根を越えた事業者間の業務提携を通じたデータの収集・利活用について，独占禁止法上の問題を検討する。

イ　業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の論点の所在

データを共同して収集・利活用することを目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携（以下「業種横断的データ連携型業務提携」という。）がデータの共同収集及び共同利活用によって新しいビジネスの開発・創出を主な目的としていることに着目すれば，こうした業務提携は共同研究開発に似た性格を有しているということができる。このため，業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の問題を検討する上では，「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成５年４月 20 日公正取引委員会）等における考え方が参考になると考えられる。

また，データ駆動型ビジネスについては，独占化・寡占化が進みやすく，また，利用者のスイッチングコストが高まることもあり，後発事業者が先行事業者と比肩し得るだけのデータを収集・蓄積することが難しく，新規参入が困難となり，独占・寡占が維持されやすい可能性があると考えられる。こうした特性を踏まえると，業種横断的データ連携型業務提携については，提携当事者が現に市場支配力を有している場合の問題もさることながら，業務提携によるデータの収集・集積を通じて市場支配力を有するに至る過程にも着目し，その適切性を確保することも独占禁止法上重要な論点といえる。

すなわち，データの収集・集積に際し，例えば，データ駆動型ビジネスの特性であるネットワーク効果等の発生やその仕組みについて，市場支配力の形成・維持・強化とい

う観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為を通じて不当に操作・増幅することにより市場支配力を形成することについては，独占禁止法上問題となり得る（私的独占）と考えられる。

以上を踏まえると，業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況としては，主に，以下の場合が想定される。

(ｱ) 提携当事者が現に市場支配力を有している（又は，少なくとも市場における有力な事業者がいる）場合において，その力を用いて他の事業者の事業活動を排除するなどの行為を行ったり，提携当事者間で競争制限的な合意を行ったりする場合

(ｲ) データを収集・集積する過程において，正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて市場支配力を形成する場合

第３図　独占禁止法上問題となり得る状況（概念図）

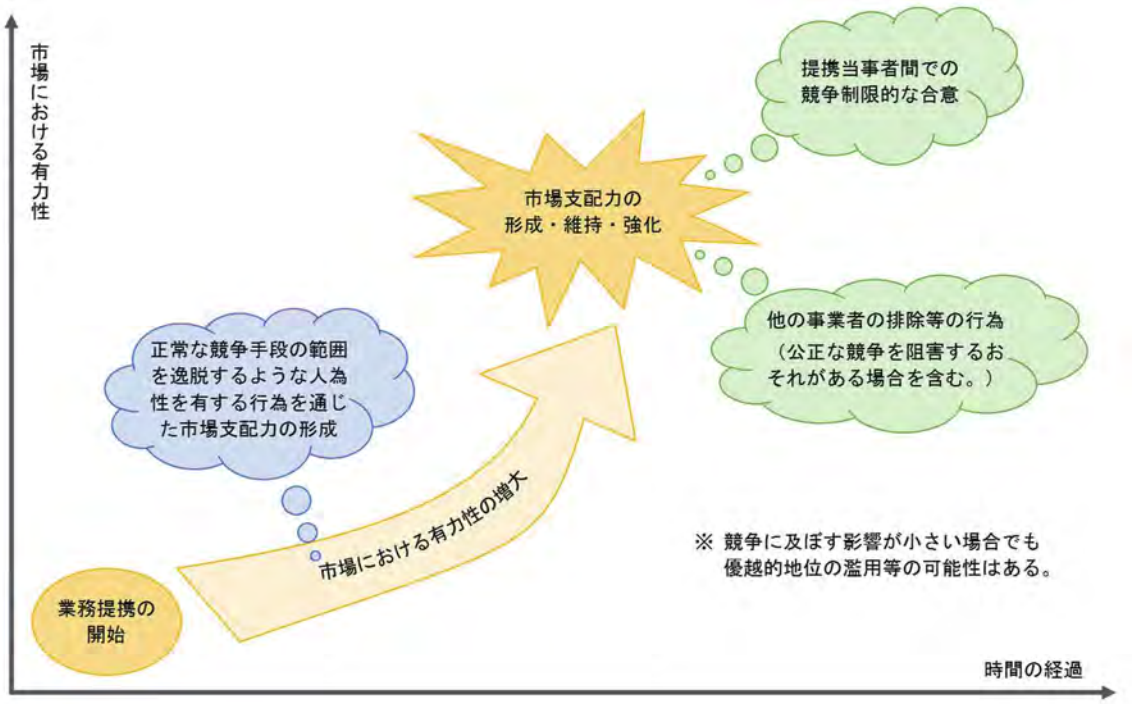

ウ　独占禁止法上の評価を行う際の個別的論点

以下では，業種横断的データ連携型業務提携について独占禁止法上の評価を行う際に必要となると考えられる個別的論点について，それぞれ考え方の整理を行う。

(ｱ) データに係る権利義務関係

データは無体物であり，民法上の物権（所有権，占有権等）を観念することができないということもあって，データの帰属・所有権の在り方（いわゆるデータオーナーシップ）についての考え方は，いまだに確立していない状況にある。現状では，以下のような取扱いに基づき独占禁止法上の判断を行えばよいと考えられる。

ａ　知的財産権として排他的利用等が法的に保護されるデータについては，知的財産ガイドライン記載の独占禁止法と知的財産法に係る考え方に基づき取り扱われる。

ｂ　当事者間でのデータの利用について，契約等に基づく権利義務関係が定められている場合については，通常の場合と同様，当該契約等に基づく行為や制約が競争を阻害する場合には，強行法規としての独占禁止法の介入により，当該契約等の破棄等が行われる。

ｃ　（データを保管する設備に係る所有権等を通じて）事実上の地位から派生する制約等については，独占禁止法上の検討に当たって基本的に特段の考慮を要しないと考えられ，当該制約等による影響がないものとしてデータの取扱いが評価される。

⑷　データの財としての特性とその考慮

データの財としての特性については，検討対象となるデータの具体的態様に応じて，個別に判断していくことが必要となる。その上で，競争に与える影響を評価するに当たっては，データの財としての特性を踏まえ，例えば，異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果，同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度，当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ，新規参入者が同程度の利用価値のあるデータ集積を実現することが技術的又は経済的に可能かどうかを考慮することとなると考えられる。また，当該データが商品・サービスの提供において重要な投入財であるかどうか，ネットワーク効果等によりデータ収集・集積と機能向上の循環が強化されているかどうかも考慮され得る。

⑸　正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する具体的行為の検討

市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為がどのようなものであるかは，基本的には，具体的な事案に応じて個別に判断されるべきものであり，定性的な整理を行うことは困難である。

しかしながら，少なくとも，過去の事例等においてその手法自体が独占禁止法上是認し得ない不当なものであれば，当該行為には正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性が認められるといえる。例えば，以下のようなものは該当し得ると考えられる。

なお，当該行為自体も独占禁止法上問題となり得るものである（不公正な取引方法等）。

ａ　以下のような不当な手法により，ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為が想定される。

○　関連・隣接市場における市場支配力を用いた不当なレバレッジ（てこ）効果によりデータ収集源を自らに集中させる手法

○　プラットフォーム型ビジネスにおいて，プラットフォーム上の各顧客群間でのコスト分配上の諸条件（対価，利用，権利義務に係る条件等）に関し，一方の顧客群に対する優越的な地位を濫用して得た利益を原資として，間接ネットワーク効果等の増幅経路の起点となる他の顧客群を本来以上に優遇・誘引する手法

○　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に照らして不当な方法により，又は，顧客の認知・行動上のバイアスやリテラシーの限界を悪用して，本来であれば当該顧客は提供しないデータを収集する手法

○　顧客に対し，ネットワーク外部性に基づく利便性の高さを誤認させ，誘引するようなぎまん的手法

b　以下のような不当な手法により，顧客や提携当事者をロックインし，データ収集源を自らに一極化する行為が想定される。

○　競合するサービス等の利用を不当に制限する手法（事実上利用が制限される間接的なものを含む。）

○　合理的でないサンクコスト（埋没費用）を意図的に創出し，スイッチングコストを著しく上昇させる手法

(ｴ)　競争が行われる市場の重畳性

業種横断的データ連携型業務提携では，多くの場合，競争関係にある事業者にとどまらず，垂直的な取引関係にある事業者や全くの異業種に属する事業者同士が参加することとなる。水平的な業務提携や垂直的・混合的な業務提携（業種横断的データ連携型業務提携はこれに属する。）においても，例えば技術市場と製品市場，投入財購入市場等と製品販売市場のように，研究開発から調達，製造，販売に至るまでの各段階で市場が多段階的に存在するところである。しかし，さらに，業種横断的データ連携型業務提携では，例えば商品の販売段階をみても，複数の販売市場（同一の事業者が販売主体となるものもある。）が併存するといった傾向が強まると考えられる。

すなわち，業種横断的データ連携型業務提携の当事者は，それぞれ，業務提携により得られた成果を用いて各自の事業活動を行うため，それぞれの行う事業ごとに市場が成立し得る。また，当該業務提携の中には，提携当事者が業務提携の枠組みにより，新製品・技術等の開発を行うコンソーシアムやプロジェクトを組成するもの，各提携当事者がそれぞれ有する様々な商品・サービス要素を複合化して一体的な提供を行うもの（社会課題解決型サービス等），多面的な市場を有するプラットフォーム（基盤）を構築・提供するものなどがあり，その場合は，前記各提携当事者固有の各市場に加えて，これらコンソーシアム等もそれと競合するものとの間で競争する市場も存在することとなる。

このため，業種横断的データ連携型業務提携が競争に与える影響を検討する際には，こうした重畳的に生じている競争関係が，どの事業者の間で，どこで，どのよう

に生じているかを把握・分析し，影響が及び得る市場を洗い出していくことが一層重要になると考えられる。

エ　業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方（総論）

ここでは，前記⑷の整理を踏まえつつ，業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方について，主にデータの取扱いに焦点を当てて検討する（注５）。

なお，当該業務提携に係る提携当事者の具体的な事業活動は，典型的には，①データ連携に向けた標準化活動，②データ共有（データの共同収集を含む。）を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動，③得られた創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動の３段階に分けられることから，以下では，これらの段階に沿って考え方を整理する。

（注５）なお，業種横断的データ連携型業務提携のうち，近時広く活用されている主な形態をいくつか取り上げ，ここで整理された考え方に照らし，各形態において特に生じやすいと考えられる問題となり得る行為やその留意点等も整理している。

⑺　データ連携に向けた標準化活動

当該標準化活動は，提携当事者の事業活動に一定の制限を課すものではあるが，データ連携を通じて新たに創出されるサービス等の市場の迅速な立上げや需要の拡大，消費者の利便性の向上を通じた競争促進的な効果が期待される面があるため，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

ａ　標準化の範囲の不当な拡張

ｂ　技術提案等の不当な排除

ｃ　標準化活動への参加制限

ｄ　標準化活動を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

ｅ　標準化活動に伴うその他の行為

⑴　データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動

各提携当事者がデータを共有・共同収集し，これを集積・解析することにより新たな付加価値を有するデータを創出することは，データ収集等に係るコスト軽減，リスク分散又は期間短縮やデータの相互補完等により，新技術・製品の創出等の活発化・効率化や技術革新の促進等を通じた競争促進的な効果が期待されるものであり，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

ａ　必要な範囲を超えたデータ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化

ｂ　正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成

ｃ　データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出活動への参加制限

ｄ　共有・共同収集されたデータの一方的帰属・利用に係る制約

e　データ共有等を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

㈦　創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動

創出されたデータへの他の事業者からのアクセスを認めるか，認める場合にどのような条件を設定するかは，基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり，これを認めなかったとしても直ちに独占禁止法上問題となるものではない。また，提携当事者間で創出データの取扱いについて何らかの制約等を付すことについても，直ちに独占禁止法上問題となるわけではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

a　創出データへの共同のアクセス拒絶

b　創出データへの単独のアクセス拒絶

c　創出データの一方的帰属・利用に係る制約

d　創出データの利活用における共同行為（スピルオーバー問題）

⑹　おわりに

冒頭で述べたとおり，我が国においては，同業者間等を中心に従来行われている事業効率化等を目的とした業務提携や業種横断的データ連携型業務提携を含めて，事業者の事業戦略上の重要な手法の一つとして今後とも業務提携の活用が進んでいくものと考えられる。

本報告書は，本検討会における議論を踏まえ，近年の運用実務も反映しつつ，業務提携一般に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理するとともに，業務提携の各種類型ごとに具体的な考え方を検討し，取りまとめたものである。

業務提携は，その形態が多種多様であることもあり，これまで独占禁止法上の考え方が体系的に示される機会がなかったが，今回の検討に当たっては，とりわけ業務提携が競争に与える影響の全体像やそのメカニズムの特定に着目しながら基本的な評価枠組み等の整理を行った。また，今回の検討では，業務提携と企業結合の競争に与える影響の類似性等を理論的に確認し，行為規制と企業結合規制における競争評価上の異同を明らかにしている。

他方，本報告書では，例えば，業種横断的データ連携型業務提携に関して，当該ビジネスモデルの特性を踏まえ，データ収集・集積過程において，正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じた市場支配力の形成が独占禁止法上問題となり得ることを指摘するとともに，当該行為の具体的手法もいくつか特定したが，これらは，あくまでも最低限問題となり得るものとして列挙したものであり，これに当てはまらない手法も十分想定される。このため，今後，その他の行為類型も含めて，独占禁止法上問題となり得るものの外延の明確化に向けた理論的・実務的蓄積が進むことが望まれる。

また，必ずしも業務提携特有の論点ではないものの，現下の経済活動におけるイノベー

ション活性化の重要性に鑑みれば，イノベーションに与える影響の問題について独占禁止法上どのように対応し得るかという点に関しても，従来の独占禁止法上の解釈との整合性にも留意しつつ，議論を深めていくことが重要である。

本報告書が，業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上を通じて，違反行為の未然防止に資するとともに，競争促進的な業務提携が一層活性化することにより我が国の経済発展や社会課題の解決の一助となることを期待したい。

4　ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは，競争政策上の先端的な課題について，学識経験者等が，公正取引委員会の担当部局と議論しながら，執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。平成 30 年度においては，４本のディスカッション・ペーパーを公表した（第２表参照）。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト（https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html）上に全文が掲載されている。

第２表　ディスカッション・ペーパー（平成30年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	30. 5.17	「深化する経済学と競争政策の相互作用―概論と日本における実例―」 小田切　宏之（一橋大学名誉教授・競争政策研究センター研究顧問）
2	30. 8.15	「標準必須特許のライセンスに関する欧米調査報告及び我が国への示唆」 ロノ町　達朗（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課相談指導室・競争政策研究センター研究員）
3	30.11.16	「An Introduction to Economic Approaches to Damages in a Japanese Context, Series 1／日本への損害賠償金算出の経済学的アプローチの適用可能性 Series 1」 Xiaoling L. Ang（Associate Director, NERA Economic Consulting） 泉　敦子（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 籔内　俊輔（北浜法律事務所パートナー弁護士・競争政策研究センター客員研究員）
4	31.2.25	「企業結合に関する事後検証～新日本石油と九州石油の合併についての差分の差分分析～」 小松原　崇史（上武大学ビジネス情報学部准教授・競争政策研究センター客員研究員）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

5　国際シンポジウム等

(1)　国際シンポジウム

競争政策研究センターでは，競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため，海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。平成 30 年度においては，３件の国際シンポジウムを開催した（第３表参照）。

第３表　国際シンポジウムの開催状況（平成30年度）

	開催年月日	主催者・共催者	テーマ・講演者等
1	30. 5.18	［主催者］ 公正取引委員会 ［共催者］ （公財）公正取引協会，㈱日本経済新聞社	第 15 回国際シンポジウム「ビッグデータと AI の活用がもたらす新しいビジネスと競争政策」 ［講演者］ Joshua Gans（トロント大学教授） Svend Albaek（欧州委員会競争総局副チーフエコノミスト） Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） ［コメンテーター］ 後藤　晃（東京大学名誉教授・競争政策研究センター研究顧問）
2	30.11. 9	［主催者］ 公正取引委員会	第 16 回国際シンポジウム「企業結合と業務提携」 ［報告者］ Michael Han（方達法律事務所弁護士） Herbert Fung（シンガポール競争委員会 Director〔Business and Economics〕） 深町　正徳（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長） William R. Vigdor（Vinson & Elkins LLP 弁護士） Kyriakos Fountoukakos（Herbert Smith Freehills LLP 弁護士） ［コメンテーター］ 大軒　敬子（ホワイト＆ケース法律事務所／ホワイト＆ケース外国法事務弁護士事務所〔外国法共同事業〕弁護士）
3	30.12. 7	［主催者］ 公正取引委員会 ［共催者］ 大阪弁護士会，(公社)関西経済連合会，大阪商工会議所，（一社）電子情報技術産業協会，神戸大学	第２回大阪国際シンポジウム「デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム＆個人情報保護～」 ［報告者］ 泉水　文雄（神戸大学教授） Liyang Hou（上海交通大学教授） Anne-Sophie Choné-Grimaldi（パリ・ナンテール大学教授） 佐脇　紀代志（個人情報保護委員会事務局参事官） 杉本　武重（バード＆バード法律事務所ブリュッセルオフィス・パートナー弁護士） 板倉　陽一郎（ひかり総合法律事務所弁護士・理研 AIP センター客員主管研究員） ［コメンテーター］ Antonio Capobianco（OECD 競争課 Senior Competition Expert） 根岸　哲（神戸大学特命教授）

（注）講演者等の役職等は開催時点のものである。

⑵　競争政策研究センター設立 15 周年記念ＣＰＲＣセミナー

競争政策研究センターは，平成 30 年 10 月 26 日，「競争政策研究センター設立 15 周年記念ＣＰＲＣセミナー」を開催した。同セミナーでは，鈴村興太郎一橋大学名誉教授・早稲田大学栄誉フェロー・日本学士院会員・競争政策研究センター研究顧問による基調講演の後，鈴村名誉教授のほか，小田切宏之一橋大学名誉教授・競争政策研究センター研究顧問及び岡田羊祐一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター所長をパネリストとするパネル・ディスカッションが行われた。

⑶　ＣＰＲＣセミナー

競争政策研究センターは，競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために，有識者による講演（ＣＰＲＣセミナー）を随時開催している。

⑷　ＢＢＬ（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について，昼食時間等を利用して，有識者による講演（ＢＢＬミーティング）を随時開催している。

第７章　株式取得，合併等に関する業務

第１　概説

独占禁止法第４章は，事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第９条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は，これらの規定に従い，企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また，公正取引委員会は，いわゆる第２次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について，当該審査結果を公表するほか，届出を受理した事案等のうち，企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については，一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し，その内容を公表している。

第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出

独占禁止法第９条第１項及び第２項の規定は，他の国内の会社の株式を取得し，又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており，当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が，①持株会社については6000億円，②銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については８兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については２兆円を超える場合には，(i)毎事業年度終了後３か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同法第９条第４項），(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同法第９条第７項）と義務付けている。

平成30年度において，同法第９条第４項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は107件であり，同法第９条第７項の規定に基づく会社設立届出書の提出は２件であった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において，会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は，当該会社の子会社とみなす。

第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第１項の規定では，銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の５％（保険会社は10％）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし，あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満

たした場合は，同項の規定の適用を受けない（同条第１項ただし書，第２項）。

平成30年度において，公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は12件であった。このうち，同法第11条第１項ただし書の規定に基づくものが10件，同法第11条第２項の規定に基づくものが２件であり，いずれも銀行業を営む会社に係るものであった。また，外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は，附属資料４－１表参照）。

第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1　概要

⑴　一定の条件を満たす会社が，株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には，それぞれ独占禁止法第10条第２項，第15条第２項，第15条の２第２項及び第３項，第15条の３第２項又は第16条第２項の規定により，公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし，合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は，具体的には次のとおりである。

ア　株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が，他の会社であって，その国内売上高と子会社（注１）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において，当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20％又は50％を超えることとなる場合（注２）

（注１）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注２）ただし，あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は，届出が不要である。

イ　合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ　共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ　吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ　共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ　事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

⑵　平成30年度において，独占禁止法第10条第２項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は321件であった。

⑶　公正取引委員会は，企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成30年度に届出を受理した321件のうち，届出受理の日から独占禁止法第10条第９項（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第１次審査で終了した件数は315件，第１次審査終了前に取下げがあった件数は４件，報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第２次審査に移行した件数は２件であった。

平成30年度に届出を受理した321件のうち，同法第10条第８項ただし書（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき，企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は240件であった。

⑷　平成30年度において，独占禁止法第10条第１項，第15条第１項，第15条の２第１項，第15条の３第１項又は第16条第１項の規定に違反するとして，同法第17条の２第１項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

⑸　平成30年度において，第２次審査が終了したもののうち届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものは２件であった。

⑹　平成30年度において，産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第27条第１項の規定に基づく協議を受けた件数は４件であった。

第１表　過去３年度に受理した届出の処理状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
届出件数	319	306	321
第1次審査で終了したもの	308	299	315
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(171)	(193)	(240)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	8	6	4
第2次審査に移行したもの	3	1	2

第２表　過去３年度における第２次審査の処理状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第2次審査で終了した件数	3	1	3
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	3	0	2
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず，当該年度において処理したものについて記載している。

２　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成30年度における株式取得の届出受理件数は，259件であり，前年度の届出受理件数259件と同じであった。

平成30年度における合併の届出受理件数は，16件であり，前年度の届出受理件数９件に比べ増加している（対前年度比77.8％増）。

平成30年度における分割の届出受理件数は，15件であり，前年度の届出受理件数13件に比べ増加している（対前年度比15.4％増）。

平成30年度における共同株式移転の届出受理件数は，２件であり，前年度の届出受理件数３件に比べ減少している（対前年度比33.3％減）。

平成30年度における事業譲受け等の届出受理件数は，29件であり，前年度の届出受理件数22件に比べ増加している（対前年度比31.8％増）。

平成30年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別，議決権取得割合別・態様別，業種別及び形態別でみると，次のとおりである（第３表から第10表。企業結合の詳細な統計については，附属資料４－２以下参照）。

⑴　国内売上高合計額別

平成30年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ国内売上高合計額別にみると，次のとおりである。

ア　株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第３表参照）。

イ　合併

存続会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による合併が過半を占めている（第４表参照）。

ウ　分割

⑺　共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

⑴　吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円未満のものが過半を占めている（第５表参照）。

エ　共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が５兆円未満の会社による共同株式移転が全てである（第６表参照）。

オ　事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第７表参照）。

⑵　議決権取得割合別・態様別

ア　議決権取得割合別（注１）

平成30年度の株式取得に関する計画の届出受理件数を議決権取得割合別にみると，総数259件のうち，20％超50％以下が66件（全体の25.5％），50％超が193件（同74.5％）であった（第８表参照）。

（注１）議決権取得割合とは，株式発行会社の株式を取得しようとする場合において，届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

イ　態様別

平成30年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると，合併については，総数16件の全てが吸収合併であった。分割については，総数15件の全てが吸収分割であった。また，事業譲受け等については，総数29件のうち，25件が事業の譲受け（全体の86.2％），４件が事業上の固定資産の譲受け（同13.8％）であった。

⑶　業種別

平成30年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると，次のとおりである（第９表参照）。

ア　株式取得

その他を除けば，製造業が49件（全体の18.9％）と最も多く，以下，卸・小売業が30件（同11.6％），運輸・通信・倉庫業が19件（同7.3％）と続いている。

製造業の中では，機械業が17件と多くなっている。

イ　合併

卸・小売業が５件（全体の31.3％）と最も多く，以下，製造業及び運輸・通信・倉庫業が各３件（同18.8％）と続いている。

製造業の中では，機械業が２件と多くなっている。

ウ　分割

その他を除けば，製造業，卸・小売業及びサービス業が各３件（全体の20.0％）と最も多く，以下，建設業及び運輸・通信・倉庫業が各１件（同6.7％）と続いている。

エ　共同株式移転

製造業及び卸・小売業が各１件（全体の50.0％）であった。

オ　事業譲受け等

その他を除けば，製造業が15件（全体の51.7％）と最も多く，以下，卸・小売業が５件（同17.2％）と続いている。

製造業の中では，化学・石油・石炭業が９件と多くなっている。

⑷　形態別

平成30年度の企業結合の形態別（注２）の件数は，次のとおりである（第10表参照）。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注２）企業結合の形態の定義については，附属資料４－２⑶参照。

ア　株式取得

水平関係が135件（全体の52.1％）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が68件（同26.3％），垂直関係（後進）が61件（同23.6％）と続いている。

イ　合併

水平関係が10件（全体の62.5％）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が４件（同25.0％），混合関係(地域拡大)が３件（同18.8％）と続いている。

ウ　分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については，水平関係が10件（全体の66.7%）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が５件（同33.3%），混合関係（地域拡大）が４件（同26.7%）と続いている。

エ　共同株式移転

２件全てが水平関係であった。

オ　事業譲受け等

水平関係が22件（全体の75.9%）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が５件（同17.2%），垂直関係（後進）が４件（同13.8%）と続いている。

第３表　国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の国内売上高合計額 ＼ 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	30	11	7	0	0	48
500億円以上1000億円未満	21	5	3	1	0	30
1000億円以上5000億円未満	57	22	12	3	0	94
5000億円以上1兆円未満	19	7	5	2	1	34
1兆円以上5兆円未満	16	11	5	11	4	47
5兆円以上	5	0	1	0	0	6
合計	148	56	33	17	5	259

第４表　国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の国内売上高合計額 ＼ 存続会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満	0	2	1	0	1	4
200億円以上500億円未満	0	2	1	1	0	4
500億円以上1000億円未満	2	0	1	0	1	4
1000億円以上5000億円未満	0	0	0	1	0	1
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	0	2	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	2	4	3	3	4	16

（注）３社以上の合併，すなわち消滅会社が２社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第５表　国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高）／承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上500億円未満	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
500億円以上1000億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1000億円以上5000億円未満	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
5000億円以上1兆円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1兆円以上5兆円未満	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
5兆円以上	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合計	3 (11)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (12)

（注）（　）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり，（　）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第６表　国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の国内売上高合計額 / 株式移転会社1の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	1	0	0	0	0	1
500億円以上1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	1	0	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0	2

（注）共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第７表　国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分に係る国内売上高 / 譲受会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	5	0	0	0	0	5
500億円以上1000億円未満	5	0	0	0	0	5
1000億円以上5000億円未満	8	0	0	0	0	8
5000億円以上1兆円未満	4	1	0	0	0	5
1兆円以上5兆円未満	2	2	0	0	0	4
5兆円以上	2	0	0	0	0	2
合計	26	3	0	0	0	29

（注）２社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が２社以上である場合には，譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第８表　議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合 計
66	193	259

第９表　業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	4	0	1	0	0	5
製造業	49	3	3	1	15	71
食料品	7	0	0	0	0	7
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	2	0	0	0	0	2
化学・石油・石炭	11	1	2	0	9	23
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	1	0	1
鉄鋼	4	0	0	0	1	5
非鉄金属	2	0	0	0	1	3
金属製品	1	0	0	0	0	1
機械	17	2	1	0	3	23
その他製造業	4	0	0	0	1	5
卸・小売業	30	5	3	1	5	44
不動産業	10	0	0	0	0	10
運輸・通信・倉庫業	19	3	1	0	0	23
サービス業	18	2	3	0	0	23
金融・保険業	11	1	0	0	1	13
電気・ガス 熱供給・水道業	6	0	0	0	0	6
その他	112	2	4	0	8	126
合　計	259	16	15	2	29	321

（注）業種は，株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に，合併の場合には合併後の存続会社の業種に，分割の場合には事業を承継した会社の業種に，共同株式移転の場合には新設会社の業種に，事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第10表　形態別届出受理件数

形　態　別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		135	10	0	10	2	22
垂直関係	前進	68	4	0	5	0	5
	後進	61	2	0	2	0	4
混合関係	地域拡大	42	3	0	4	0	2
	商品拡大	29	0	0	1	0	0
	純粋	40	1	0	1	0	0
届出受理件数		259	16	0	15	2	29

（注）形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，形態別の件数の合計は，届出受理件数と必ずしも一致しない。

第５　主要な事例

公正取引委員会は，平成30年８月に㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得について，同年12月に王子ホールディングス㈱による三菱製紙㈱の株式取得について，平成31年１月に新日鐵住金㈱による山陽特殊製鋼㈱の株式取得について，審査結果を公表している。

㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得は，平成28年度中に届出を受理し，かつ，第２次審査に移行したものである。王子ホールディングス㈱による三菱製紙㈱の株式取得及び新日鐵住金㈱による山陽特殊製鋼㈱の株式取得は，平成30年度中に届出を受理し，かつ，第２次審査に移行したものである。

各事例の概要等は以下のとおりである。

事例１　㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得

１　当事会社

㈱ふくおかフィナンシャルグループ（以下「ＦＦＧ」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「ＦＦＧグループ」という。）は，福岡県に本店を置き銀行業等を営む子会社の経営管理等を行う会社である。また，ＦＦＧの子会社である㈱親和銀行（以下「親和銀行」という。）及び㈱十八銀行（以下「十八銀行」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「十八銀行グループ」という。また，ＦＦＧ及び十八銀行を併せて「当事会社」，ＦＦＧグループ及び十八銀行グループを併せて「当事会社グループ」という。）は，長崎県に本店を置き銀行業を営む会社である。

２　本件の概要及び関係法条

本件は，ＦＦＧが，十八銀行の株式に係る議決権を50％を超えて取得すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

3　本件審査の経緯等

⑴　本件審査の経緯

当事会社は，平成28年２月に，本件統合の計画について公表したが，それ以前から，本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また，平成28年２月に当事会社が本件統合の計画について公表して以降，当委員会は，競争事業者等に対するヒアリングや需要者に対するアンケート（注１）（以下，当該アンケートを「需要者アンケート①」という。）を実施した。その後，同年６月８日にＦＦＧから，独占禁止法の規定に基づき本件統合に係る株式取得に関する計画届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，前記計画届出書その他の当事会社から提出された資料のほか，競争事業者，需要者等に対するヒアリング等の結果を踏まえつつ，第１次審査を進めた結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，同年７月８日にＦＦＧに対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査の初期の段階において，それまでの審査結果に基づき，当委員会は当事会社に対し論点等の説明を行い，本件統合により競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。当委員会の指摘を受けて，当事会社から主張等が提出され，当該主張等について検討を行うため，当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また，第２次審査において，当委員会は，当事会社から順次報告等の提出を受け，競争事業者，需要者等に対するヒアリング等を行ったほか，当事会社からの求めに応じ，再度需要者に対するアンケート（注２）（以下，当該アンケートを「需要者アンケート②」という。）を実施し，これらの結果も踏まえ，再度，本件統合により競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

当事会社は，平成30年５月以降，債権譲渡等の問題解消措置を講じる旨を対外的に公表し，同年８月，当事会社から変更報告書の提出により問題解消措置の申出が行われた。

なお，当事会社に対する報告等の要請については，同月15日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

（注１）長崎県における需要者の実際の借入状況や金融機関の利用に関する認識等を広く把握するため，平成28年５月に，長崎県内に所在する需要者のうち約3,000名に対しアンケートを実施した（有効回答率は約20％）。

（注２）需要者アンケート①と同様の観点から，平成30年２月から同年３月に，長崎県内に所在する需要者のうち約4,400名に対しアンケートを実施した（有効回答率は約40％）。

⑵　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち，非事業性貸出し，預金，為替，投資信託販売，公共債販売，保険代理店及びクレジットカードに係る取引分野については，競争事業者からの圧力が認められる等の事情があること

から，いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

一方，特に，本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる事業性貸出しに係る取引分野については，本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり，競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から，重点的に審査を行った。その結果，後記４及び５に詳述のとおり，本件統合により長崎県等における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められるが，後記６及び７に詳述のとおり，当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

４　事業性貸出しに係る一定の取引分野

⑴　役務範囲

ア　事業性貸出し及び非事業性貸出し

当事会社グループを含む金融機関が行う資金の貸付け等のいわゆる貸出業務は，事業者を対象とする事業性貸出しと一般消費者を対象とする非事業性貸出しとに大別される。事業性貸出しは事業者が運転資金や設備資金等の事業に必要な資金を調達するものであるのに対し，非事業性貸出しは一般消費者が住宅や教育等の消費生活に必要な資金を調達するものであり，両者は需要者が異なるとともに用途が異なる。このため，両者は需要者にとっての代替性が認められない。

また，事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出条件を設定する必要があるため，金融機関には，定期的に事業者を訪問しながら信用状況に係る情報等を収集，評価し，貸出条件に反映させるための専門性のほか，拠点となる店舗や一定規模の営業人員が必要となる。一方，非事業性貸出しはあらかじめ一定の貸出条件が設定され，貸出審査を保証会社による審査に依拠する場合も多いため，事業性貸出しに求められるような専門性や店舗，人員等の体制までは必要とならない。このため，両者は供給者にとっての代替性も限定的である。

したがって，「事業性貸出し」及び「非事業性貸出し」は，それぞれ別の役務範囲として，競争の実質的制限についての検討を行った。

イ　事業性貸出しの役務範囲

当事会社グループは，大企業・中堅企業，中小企業（注３）及び地方公共団体に対して事業性貸出しを行っているが，これらの需要者は，その事業規模，事業を展開する範囲，事業の性質等が異なるため，借入金額や取引方法等が異なる。また，借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限が異なることから，取引を行う金融機関が異なる。このように，事業性貸出しについては，取引の相手方によって取引の実態が異なっているため，「大企業・中堅企業向け貸出し」，「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」をそれぞれ別の役務範囲として競争の実質的制限についての検討を行った。

長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場規模は１千億円強，中小企業向け貸出しの市場規模は１兆３千億円弱，地方公共団体向け貸出しの市場規模は５千億円強である。

前記３つの役務範囲のうち，地方公共団体向け貸出しについては，長崎県においては基本的に指定金融機関等から借入れが行われることが多く，本件統合の前後で競争状況に特段の変化は生じないと認められることから，本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

したがって，以下では，大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しについて詳述する。

（注３）中小企業基本法第２条第１項の規定を踏まえ，製造業等については資本金の額等が３億円以下又は従業員数が300人以下，卸売業については資本金の額等が１億円以下又は従業員数が100人以下，サービス業については資本金の額等が５千万円以下又は従業員数が100人以下，小売業については資本金の額等が５千万円以下又は従業員数が50人以下の会社等を「中小企業」とし，これに該当しない会社等を「大企業・中堅企業」とした。

ウ　競争事業者の範囲

⑺　大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は，事業規模が比較的大きく，多額の資金を必要とすることから，借入金額が比較的大きい傾向にある。この点，銀行については，貸出対象者の規模，業種等に関する法令上の制限がなく，大口信用供与規制による貸出限度額も大きいため，大企業・中堅企業は，各銀行を代替的な借入先とすることが可能である（注４）。

一方，㈱日本政策投資銀行（以下「ＤＢＪ」という。）については，長期かつ多額の資金を必要とする場合に，民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため，大企業・中堅企業が，ＤＢＪを代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

信用金庫，信用組合，㈱商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び㈱日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）については，法令等により，貸出対象者が基本的に中小企業に限られていることから，大企業・中堅企業は，これらの金融機関を代替的な借入先とすることができない。また，農業協同組合等（以下「農協等」という。）については，法令等により，基本的に貸出対象者が農業者等に限られているほか，長崎県においては，大企業・中堅企業向け貸出しの実績がほとんどない。

さらに，後記⑴の中小企業向け貸出しを含め，いわゆるフィンテックを用いた，従来の金融機関からの借入れ以外の新たな方法（いわゆるソーシャルレンディングやクラウドファンディング等を含む。）による借入れの実績は確認できず，当面競争圧力として働くほど増加することも見込まれない。

したがって，大企業・中堅企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては，銀行については競争事業者からの競争圧力，ＤＢＪについては隣接市場からの競争圧力と整理して検討を行った。

（注４）長崎県においては，インターネットや電話などの通信端末を介した取引を中心とする，いわゆるネット銀行による事業性貸出し（後記(ｲ)の中小企業向け貸出しを含む。）の実績は確認できなかった。

(ｲ)　**中小企業向け貸出し**

中小企業は，事業規模が比較的小さく，借入金額も比較的小さい傾向にある。この点，銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため，中小企業は，銀行，信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方，農協等は，前記(ｱ)のとおり，基本的に貸出対象者が農業者等に限られている。また，商工中金及び日本公庫は，政府系金融機関として，法令等に基づき，基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象者としており，需要者も，資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため，中小企業が，農協等，商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

したがって，中小企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては，銀行，信用金庫及び信用組合については競争事業者からの競争圧力，農協等，商工中金及び日本公庫については隣接市場からの競争圧力と整理して検討を行った。

⑵　地理的範囲

当事会社は，大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しを分けることなく，地理的範囲を少なくとも「長崎県」とすることが適当であり，「九州全域」と考えることも可能と主張し，より詳細に地域を分けて審査を行う場合には，「県南」，「県北」及び「県央」という経済圏のほか，離島地域という経済圏（注５）に分けることも考えられると説明した。この点について，公正取引委員会は，事業性貸出しの需要者である事業者が借入れを行う範囲や供給者である銀行等の営業範囲等の実態を踏まえて，大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しのそれぞれについて，以下のとおり地理的範囲を整理して競争の実質的制限についての検討を行った。

（注５）離島地域については，地理的分布状況から「対馬」，「壱岐」，「五島」，「小値賀」及び「新上五島」に分かれると認められることから，以下では，離島地域を当該５の経済圏に分けて検討を行う。

ア　大企業・中堅企業向け貸出し

需要者アンケート①及び②によれば，７割程度の大企業・中堅企業が，長崎県内に所在する銀行の店舗からのみ借入れを行っている。また，供給者である銀行は，長崎県全域において大企業・中堅企業向け貸出しを行うことができる体制や能力を有しており，大企業・中堅企業向け貸出しについては，長崎県全域を営業範囲としている。

したがって，大企業・中堅企業向け貸出しに係る競争の実質的制限についての検討を行うに際しては「長崎県」を地理的範囲とし，長崎県内に店舗を有する銀行であれば，長崎県外に本店を置く銀行を含めて，競争事業者からの競争圧力として検討を行った。また，長崎県内に店舗を有しない銀行については，隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

イ　中小企業向け貸出し

需要者アンケート①及び②によれば，自己が所在する経済圏（下表）外に所在する銀行，信用金庫又は信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は１割前後にすぎないが，現在借入れを行っている金融機関の貸出条件が悪化し，他の金融機関からの借入れを考える場合，新たな借入先を探す地域は，長崎県全域等，自己が所在する経済圏よりも広い範囲とする者が５割前後存在する。このことから，中小企業向け貸出しについても，前記アの大企業・中堅企業向け貸出しと同様に，まずは「長崎県」を地理的範囲とし，長崎県内に店舗を有する銀行，信用金庫及び信用組合であれば，長崎県外に本店を置く銀行，信用金庫及び信用組合を含めて，競争事業者からの競争圧力として検討を行い，長崎県内に店舗を有しない銀行，信用金庫及び信用組合については隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

一方，需要者アンケート①及び②によれば，９割前後の中小企業が，自己が所在する経済圏内に所在する銀行，信用金庫又は信用組合の店舗からのみ借入れを行っており，また，供給者である銀行，信用金庫及び信用組合は，貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては，営業，与信管理等にかかるコストの観点から，その店舗の所在地を中心として貸出しを行っている。

したがって，中小企業向け貸出しについては，本件統合による競争上の影響が地域によって異ならないか審査を行うため，前記の「長崎県」に加え，下表の経済圏ごとにも，競争の実質的制限についての検討を行った。

	経済圏	経済圏に含まれる市町
1	県南経済圏	長崎市，長与町及び時津町
2	県北経済圏	佐世保市，平戸市，松浦市，西海市，東彼杵町，川棚町，波佐見町及び佐々町
3	県央経済圏	島原市，諫早市，大村市，雲仙市及び南島原市
4	対馬経済圏	対馬市
5	壱岐経済圏	壱岐市
6	五島経済圏	五島市
7	小値賀経済圏	小値賀町
8	新上五島経済圏	新上五島町

５　事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

⑴　大企業・中堅企業向け貸出し

ア　当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成30年１月末の長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェアの状況等は下表のとおりであり，本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名（注6）	市場シェア（注7）
1	ＦＦＧグループ	約40％
2	十八銀行	約30％
3	Ａ	約15％
4	Ｂ	約5％
5	Ｃ	約5％
	その他	約10％
合計		100％
合算市場シェア・順位：約70％・第1位		
市場シェアの増分：約30％		
統合後のＨＨＩ（注8）：約5,200		
ＨＨＩの増分：約2,400		

（注６）競争事業者については，匿名とするため任意のアルファベットを用いており，市場シェアが約５％以上となる者（順位が第５位までの者に限る。）を表に記載している。以下同じ。
（注７）37.5％以上42.5％未満を「約40％」とするなど，５％単位で記載している。以下同じ。
（注８）ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指数で，一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

ＦＦＧグループの市場シェアは約40％・第１位であり，本件統合により当事会社グループの合算市場シェアは約70％となり，市場シェアの増分は約30％に達する。

当事会社グループの競争事業者として，約15％の市場シェアを有するＡのほか，約５％の市場シェアを有するＢやＣが存在する。需要者アンケート①及び②によれば，当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識している大企業・中堅企業は６割程度であるが，大企業・中堅企業の５割程度が当事会社グループと代替的な借入先であると認識している競争事業者も存在する。

また，競争事業者は，資金面において十分な供給余力を有しているほか，競争事業者に対するヒアリングによれば，大企業・中堅企業に対しては長崎県内全域を営業範囲として遠方の需要者にも訪問を行うなど，体制面でも問題ないとのことである。このことから，競争事業者は，資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

さらに，長崎県においては，多くの大企業・中堅企業が，銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者であり，競争事業者に対するヒアリングに

よれば，大企業・中堅企業向け貸出しについては，当事会社グループと競争事業者が競合する機会が一定程度存在するとのことである。このことから，大企業・中堅企業向け貸出しについては，当事会社グループの間だけでなく，競争事業者との間においても競争が一定程度活発に行われていると認められる。

以上から，競争事業者からの競争圧力が一定程度認められる。

イ　隣接市場からの競争圧力

⑺　ＤＢＪからの競争圧力

ＤＢＪは，長期かつ多額の資金を必要とする場合に，民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため，ＤＢＪからの競争圧力は限定的であると認められる。

⑴　地理的隣接市場からの競争圧力

需要者アンケート①及び②によれば，長崎県外に所在する銀行の店舗からも借入れを行っている大企業・中堅企業が３割前後存在するほか，６割前後の大企業・中堅企業が，現在借入れを行っている金融機関の貸出条件が悪化し，他の金融機関からの借入れを考える場合には，長崎県外も含めて新たな借入先を探すとしている。また，前記アのとおり，大企業・中堅企業については，銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者が多い。

したがって，長崎県内に店舗を有しない銀行からの競争圧力が一定程度認められる。

⑵　小括

以上から，隣接市場からの競争圧力が一定程度認められる。

ウ　参入

制度上の参入障壁は存在しないが，競争事業者に対するヒアリングによれば，過去５年間に長崎県内に新たに店舗を設置した競争事業者は，１店舗を設置した者が１名存在するのみであり，銀行等が店舗等の合理化を進める中で，今後新たに店舗を設置することを予定している者も存在しないことから，参入圧力は認められない。

エ　需要者にとっての取引先変更（注９）の容易性

需要者アンケート①及び②によれば，本件統合後に当事会社グループが一定程度の金利の引上げを行った場合に当事会社グループ以外の金融機関からの借入れを検討するとした大企業・中堅企業は５割強である。

この点，需要者アンケート①及び②によれば，当事会社グループから借入れを行っている大企業・中堅企業のうち競争事業者からも借入れを行っている者が５割前後存在するが，特にそのような大企業・中堅企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。また，前記アのとおり，大企業・中堅企業については，銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者が多いほか，競争事業者は十分な供給余力を有する。

したがって，大企業・中堅企業は，借入先を容易に変更することができると認められる。

（注９）当事会社グループからの借入れを減らし，その減らした分について，現に借入実績のある競争事業者からの借入れを増やす場合のほか，現に借入実績のない競争事業者から新たに借り入れる場合を含む。以下同じ。

オ　総括

以上から，需要者にとっての取引先変更の容易性が認められる中，競争事業者からの競争圧力のほか，隣接市場からの競争圧力が一定程度認められることから，本件統合により，大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく，当事会社グループが，単独行動によって，長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また，前記４⑴アのとおり，事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており，競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから，本件統合により，当事会社グループと競争事業者との協調的行動によって，長崎県における大企業・中堅企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

⑵　中小企業向け貸出し

ア　長崎県

㋐　当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成30年１月末の長崎県における中小企業向け貸出しの市場シェアの状況等は下表のとおりであり，本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【中小企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名	市場シェア
1	ＦＦＧグループ	約40％
2	十八銀行	約35％
3	D	約10％
4	E	約5％
5	F	約5％
	その他	約10％
合計		100％
合算市場シェア・順位：約75％・第1位		
市場シェアの増分：約35％		
統合後のＨＨＩ：約5,400		
ＨＨＩの増分：約2,600		

ＦＦＧグループの市場シェアは約40％・第１位であり，本件統合により当事会社グループの合算市場シェアは約75％となり，市場シェアの増分は約35％に達する。また，一方の当事会社グループが，他方の当事会社グループの貸出債権の返済資金を貸し出すことによる借換え（いわゆる肩代わり）を促すなど，中小企業向け貸出しにおいては，専ら当事会社グループの間で競争が活発に行われていると認められる。

当事会社グループの競争事業者として，約10％の市場シェアを有するＤのほか，約５％の市場シェアを有するＥやＦが存在する。需要者アンケート①によれば，いずれの競争事業者についても，過去３年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとする中小企業は１割に満たなかったが，需要者アンケート②によれば，過去３年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとする中小企業の割合は競争事業者により１割から４割と増えており，本件統合の計画の公表後に競争事業者の勧誘活動は一定程度活発化していると認められる。しかし，需要者アンケート①及び②によれば，当事会社グループを相互に代替的な借入先であると認識している中小企業は６割程度である一方，これらの競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は，多くとも２割強にすぎない。また，資金面では供給余力を有していると認められる競争事業者についても，体制面での供給余力は十分ではないと認められる。

以上から，競争事業者からの競争圧力は限定的であると認められる。

⑷　隣接市場からの競争圧力

ａ　農協等からの競争圧力

農協等は，農業者等以外への貸出実績が少ないため，農業者等以外の幅広い事業者を対象とする中小企業向け貸出しに対する競争圧力は限定的であると認められる。

ｂ　商工中金及び日本公庫からの競争圧力

前記４⑴ウ㈠のとおり，商工中金及び日本公庫は，政府系金融機関として，法令等に基づき，基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象者としている。また，競争事業者に対するヒアリングによれば，これらの政府系金融機関と競合するとしても，設備資金等の一部においてのみであるとのことである。

したがって，商工中金及び日本公庫からの競争圧力は限定的であると認められる。

ｃ　地理的隣接市場からの競争圧力

需要者アンケート①及び②によれば，中小企業については，長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は５％程度にすぎない。

また，前記４⑵イのとおり，銀行等は，貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては，営業，与信管理等にかかるコストの観点から，その店舗の所在地を中心として貸出しを行っているため，長崎県内に所在する中小企業が，長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行うことは容易ではないと認められる。

したがって，長崎県内に店舗を有しない銀行等からの競争圧力は限定的であると認められる。

ｄ　小括

以上から，隣接市場からの競争圧力は限定的であると認められる。

㈤　参入

前記⑴ウと同様に，参入圧力は認められない。

㈥　需要者にとっての取引先変更の容易性

需要者アンケート①及び②によれば，本件統合後に当事会社グループが一定程度の金利の引上げを行った場合に当事会社グループ以外の金融機関からの借入れを検討するとした中小企業は４割弱と一定程度存在する。また，需要者アンケート①及び②によれば，当事会社グループから借入れを行っている中小企業のうち競争事業者からも借入れを行っている者が３割前後存在するが，そのような中小企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。

他方，７割前後の中小企業は競争事業者から借入れを行っておらず，前記㈦のとおり，競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は相対的に少ないこと等から，そのような中小企業にとっては借入先を競争事業者に変更することは困難であると認められる。

㈦　総括

以上から，競争事業者及び隣接市場からの競争圧力が限定的であり，参入圧力も認められないことから，本件統合により，中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり，当事会社グループが，単独行動によって，長崎県における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

イ　各経済圏

⑺　セーフハーバー基準の該当性等

平成30年１月末の各経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェアの状況等は下表のとおりである。ＦＦＧグループのみが店舗を置いて中小企業向け貸出しを行っている小値賀経済圏は，本件統合によるＨＨＩの増分が約０であり，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

それ以外の各経済圏については，本件統合は水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないが，五島経済圏では，本件統合前のＦＦＧグループ以上の市場シェアを有し，資金面及び体制面において供給余力を有すると認められる競争事業者が存在することから，本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

したがって，以下では，小値賀経済圏及び五島経済圏以外の各経済圏について，競争の実態に応じて，県南経済圏，県北経済圏及び県央経済圏（以下，これらをまとめて「県南等３経済圏」という。）と，対馬経済圏，壱岐経済圏及び新上五島経済圏（以下，これらをまとめて「対馬等３経済圏」という。）に分けて検討する。

【県南経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約40%
2	ＦＦＧグループ	約35%
3	G	約10%
4	H	約5%
5	I	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約75%・第1位		
市場シェアの増分：約35%		
統合後のＨＨＩ：約5,600		
ＨＨＩの増分：約2,700		

【県北経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	ＦＦＧグループ	約50%
2	十八銀行	約20%
3	J	約10%
4	K	約5%
5	L	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のＨＨＩ：約5,300		
ＨＨＩの増分：約2,200		

【県央経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約40%
2	ＦＦＧグループ	約30%
3	M	約10%
4	N	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約30%		
統合後のＨＨＩ：約5,100		
ＨＨＩの増分：約2,400		

【対馬経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約75%
2	ＦＦＧグループ	約20%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約95%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のＨＨＩ：約9,500		
ＨＨＩの増分：約3,200		

【壱岐経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約60%
2	ＦＦＧグループ	約40%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約95%・第1位		
市場シェアの増分：約40%		
統合後のＨＨＩ：約9,100		
ＨＨＩの増分：約4,400		

【五島経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	十八銀行	約50%
2	O	約30%
3	ＦＦＧグループ	約20%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約70%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のＨＨＩ：約5,700		
ＨＨＩの増分：約2,000		

【小値賀経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	ＦＦＧグループ	約100%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約100%・第1位		
市場シェアの増分：約0%		
統合後のＨＨＩ：約10,000		
ＨＨＩの増分：約0		

【新上五島経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	ＦＦＧグループ	約60%
2	十八銀行	約20%
3	P	約20%
	その他	約0%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約80%・第1位		
市場シェアの増分：約20%		
統合後のＨＨＩ：約6,800		
ＨＨＩの増分：約2,600		

㈠　県南等３経済圏

県南等３経済圏では，本件統合により，当事会社グループの合算市場シェアは約70％から約75％，市場シェアの増分は約20％から約35％となる。前記ア㈠の長崎県における状況と同様，これらの経済圏では，専ら当事会社グループの間で競争が活発に行われていると認められる。

当事会社グループの競争事業者として，市場シェアが約10％又はそれ以下の金融機関が存在するが，前記ア㈠の長崎県における状況と同様，本件統合の計画の公表後に競争事業者の勧誘活動は一定程度活発化していると認められるものの，競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は相対的に少なく，また，競争事業者は体制面での供給余力は十分ではないと認められる。

以上から，競争事業者からの競争圧力は限定的であると認められる。

また，隣接市場からの競争圧力，参入圧力等については，前記ア㈠ないし㈣の長崎県における状況と同様であると認められる。

したがって，前記アの長崎県と同様，本件統合により，中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり，当事会社グループが，単独行動によって，県南等３経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

㈡　対馬等３経済圏

対馬等３経済圏では，当事会社以外に店舗を置いて貸出しを行っている競争事業者は存在せず，対馬経済圏及び壱岐経済圏では，本件統合後に当事会社グループの市場シェアは約95％となる。また，新上五島経済圏のＰは，約20％の市場シェアを有しているが，同経済圏の市場規模が極めて小さい一方，特定の中小企業に対して多額の貸出しを行ったことを反映したものにすぎない。以上から，対馬等３経済圏においては，実質的な競争事業者は存在せず，競争事業者からの競争圧力は認められない。

他方，一般的に，各事業者にとって最も効率的な供給量（最小最適規模：事業者にとって平均費用が最低となる供給量）との関係で一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく，複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れず，複数の事業者による競争を維持することが困難な場合（このような場合には，事業の譲受けにより競争事業者を創出しようにも，不採算を理由に事業の譲受先が見つからないと考えられる。）には，当該複数の事業者が企業結合を行い１社となったとしても，当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

対馬等３経済圏は，市場規模が極めて小さく（注10），当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたにもかかわらず採算が取れていない状況にあるため，複数の事業者による競争を維持することが困難であると認められる。また，競争事業者に対するヒアリングによれば，競争事業者の創出のため，仮に対馬等３経済圏の店舗が譲渡されるとしても，当該店舗の譲受けを希望しないとのことである。

以上から，対馬等３経済圏では，本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められるが，ほぼ独占状態となることから，その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。

（注10）長崎県における中小企業向け貸出しの市場規模に占める対馬等３経済圏それぞれの市場規模の割合は，約１％又はそれ以下である。

６　当事会社による問題解消措置の申出

前記５のとおり，本件統合により，当事会社グループが，単独行動によって，長崎県及び県南等３経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨，当事会社に対して指摘を行った。また，対馬等３経済圏における中小企業向け貸出しについては，本件統合によりほぼ独占状態となることから，その弊害が生じないよう所要の措置を講じることが望ましい旨の指摘を行った。これを受けて，当事会社は，以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を講じることを申し出た。

⑴　債権譲渡

当事会社グループは，県南等３経済圏における当事会社グループの事業性貸出しに係る債権のうち，貸出先が他の金融機関への借換えを希望し，他の金融機関が受入れを応諾する合計１千億円弱相当について，原則として本件統合を実施するまでに，当該他の金融機関に対する譲渡（貸出先が当事会社グループの貸出債権を返済して他の金融機関に借り換えるものを含む。以下「本件債権譲渡」という。）を行う。また，本件統合を実施するまでに債権譲渡額が当該金額に満たなかった場合には，本件統合後１年以内に追加的に当該不足額相当の債権を他の金融機関に譲渡する。

⑵　金利等のモニタリング

当事会社グループは，不当な金利の引上げが生じることがないよう，個々の貸出しを実行する前に正当な理由なく金利が上昇していないか確認し，正当な理由がない場合には金利の見直しを行う。また，いわゆる貸し渋りや貸し剥がしが生じることがないよう，第三者に委託して，需要者からの相談を受け付けるための相談窓口を設置する。加えて，中小企業向け貸出しに係る新規実行金利及び残高等について，具体的な指標を作成して事後的なモニタリングを実施する。

これらの措置（以下「本件モニタリング」という。）の実施状況については，当事会社グループ内部の委員会及び第三者委員会を設置するなどガバナンス態勢を整備してその監視を受けるとともに，金融当局が検査・監督において確認する。

また，当事会社グループは，本件統合によりほぼ独占状態となる対馬等３経済圏においても，本件統合による弊害が生じないよう，同経済圏に所在する需要者に係る金利の事前確認や同経済圏に所在する需要者からの貸し渋り等に係る相談の受付を行うなど，本件モニタリングを着実に実施する。

⑶　定期報告

当事会社は，本件債権譲渡及び本件モニタリングの実施状況について，公正取引委員会に対して定期的に報告する。

7　問題解消措置に対する評価

⑴　債権譲渡

本件債権譲渡が行われた場合，下表のとおり，当事会社グループの合算市場シェア及び市場シェアの増分は減少することから，それだけ競争に与える影響も小さくなる。また，債権譲渡を受ける競争事業者の市場シェアは大きくなり，本件統合による当事会社の市場シェアの増分（本件債権譲渡後のもの）と比較しても，一定程度の市場シェアを有する競争事業者が存在する状況になるほか，長崎県のＱ，県南経済圏のＲ及び県央経済圏のＳのように，一定程度の市場シェアを有する競争事業者が増加する。

競争事業者は，債権譲渡の対象となった中小企業に対して，債権譲渡に伴う取引関係を契機として比較的容易に追加的な貸出しを行うことができるようになるとともに，長崎県において一定の貸出実績を上げることによって，当事会社グループと代替的な借入先であると中小企業に認識されるようになり，その結果，取引のない中小企業に対しても貸出しを行いやすくなるものと考えられる。このように，競争事業者は，債権譲渡により，長崎県及び県南等３経済圏において一定の顧客基盤を構築することができると考えられる。前記５⑵ア㋐のとおり，競争事業者は，本件統合の計画の公表後に勧誘活動を一定程度活発化させており，その結果，貸出残高を一定程度増加させるとともに，前記５⑵ア㋑のとおり，一定割合の中小企業が競争事業者への借換えを検討するとしている。このような中で，前記のように競争事業者が一定の顧客基盤を構築し，当事会社グループと代替的な借入先であると認識されるようになれば，競争事業者への借換えを実行する中小企業は更に増加すると考えられる。この点，本件債権譲渡を長崎県及び県南等３経済圏において取引拡大を図る契機と捉え，今後，取引を拡大する意向を有する競争事業者が複数存在する。

また，本件債権譲渡は，債権譲渡を受ける競争事業者にとって，債権譲渡の対象となった中小企業との取引を維持，拡大するために営業人員等を増員する必要が生じるほか，前記のとおり，借換えを実行する中小企業が更に増加する場合には，その対応のため，体制を強化するインセンティブとなると考えられる。この点，本件債権譲渡への対応のほか，更なる取引先の拡大を図るため，長崎県内に所在する店舗の営業人員を増員するなど，体制を強化する競争事業者が複数存在する。

以上を踏まえれば，本件債権譲渡により，長崎県及び県南等３経済圏において，一定程度の市場シェアを有する競争事業者を中心に，当事会社グループに対して一定程度の競争圧力を有することとなるものと認められる。このため，本件債権譲渡を前提とすれば，当事会社グループが，単独行動によって，長崎県及び県南等３経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

【長崎県における中小企業向け貸出しの市場シェア】

（本件債権譲渡前）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約75％
	ＦＦＧグループ	約40％
	十八銀行	約35％
2	D	約10％
3	E	約5％
4	F	約5％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約35％
統合後のＨＨＩ		約5，400
ＨＨＩの増分		約2，600

（本件債権譲渡後）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65％
2	D	約10％
3	E	約5％
4	F	約5％
5	Q	約5％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約25％
統合後のＨＨＩ		約4，700
ＨＨＩの増分		約2，300

【県南経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

（本件債権譲渡前）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約75％
	十八銀行	約40％
	ＦＦＧグループ	約35％
2	G	約10％
3	H	約5％
4	I	約5％
	その他	約5％
合計		100％
市場シェアの増分		約35％
統合後のＨＨＩ		約5，600
ＨＨＩの増分		約2，700

（本件債権譲渡後）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65％
2	G	約15％
3	H	約5％
4	I	約5％
5	R	約5％
	その他	約5％
合計		100％
市場シェアの増分		約25％
統合後のＨＨＩ		約4，800
ＨＨＩの増分		約2，300

【県北経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

（本件債権譲渡前）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約70％
	ＦＦＧグループ	約50％
	十八銀行	約20％
2	Ｊ	約10％
3	Ｋ	約5％
4	Ｌ	約5％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約20％
統合後のＨＨＩ		約5，300
ＨＨＩの増分		約2，200

（本件債権譲渡後）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65％
2	Ｊ	約10％
3	Ｋ	約10％
4	Ｌ	約5％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約15％
統合後のＨＨＩ		約4，500
ＨＨＩの増分		約1，800

【県央経済圏における中小企業向け貸出しの市場シェア】

（本件債権譲渡前）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約70％
	十八銀行	約40％
	ＦＦＧグループ	約30％
2	Ｍ	約10％
3	Ｎ	約10％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約30％
統合後のＨＨＩ		約5，100
ＨＨＩの増分		約2，400

（本件債権譲渡後）

順位	金融機関名	市場シェア
1	当事会社合算	約65％
2	Ｍ	約10％
3	Ｎ	約10％
4	Ｓ	約5％
	その他	約10％
合計		100％
市場シェアの増分		約25％
統合後のＨＨＩ		約4，700
ＨＨＩの増分		約2，200

⑵　金利等のモニタリング

前記６⑴のとおり，本件債権譲渡は遅くとも本件統合後１年以内に完了する予定であるが，本件モニタリングは，本件債権譲渡が完了するまでの間，当事会社グループが市場支配力を行使することを防止するための措置として実効性が認められることから，適切な措置であると認められる。

また，前記５⑵イ㈠のとおり，対馬等３経済圏では，本件統合によりほぼ独占状態となることから，その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。この点，対馬等３経済圏において実施される本件モニタリングは，ほぼ独占状態とな

ることによって生じ得る不当な金利の引上げ等を防止するための措置として実効性が認められることから，適切な対応と認められる。

⑶　定期報告

本件債権譲渡及び本件モニタリングの実施状況について，公正取引委員会に対して定期的に報告することは，問題解消措置の確実な履行を担保する観点から適切な措置であると認められる。

８　結論

以上から，当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件統合により，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事例２　王子ホールディングス㈱による三菱製紙㈱の株式取得

１　当事会社

王子ホールディングス㈱（以下「王子ＨＤ」という。）は，傘下に紙・板紙を製造販売する会社を有する持株会社である（以下，王子ＨＤと既に結合関係が形成されている企業の集団を「王子ＨＤグループ」という。）。

三菱製紙㈱（以下「三菱製紙」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「三菱製紙グループ」という。）は，紙・板紙を製造販売する会社である。

以下，王子ＨＤ及び三菱製紙を併せて「当事会社」といい，王子ＨＤグループ及び三菱製紙グループを併せて「当事会社グループ」という。

２　本件の概要及び関係法条

本件は，王子ＨＤが三菱製紙の株式に係る議決権の33％を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

３　本件審査の経緯等

⑴　本件審査の経緯

当事会社は，平成30年５月以降，本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後，同年７月13日に，王子ＨＤから独占禁止法の規定に基づき本件行為に関する計画届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，前記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ，第１次審査を進めた結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，同年８月10日に王子ＨＤに対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査において，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また，王子ＨＤから順次提出

された報告等のほか，需要者，流通業者，競争事業者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて，本件行為が競争に与える影響について審査を進めた。

なお，王子ＨＤに対する報告等の要請については，同年12月６日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

⑵　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約40の取引分野について審査を行い，本件行為の結果，競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられたアート紙，壁紙原紙及びプレスボードの各取引分野については，需要者等に対するヒアリングを行うなどして重点的に審査を行った。

アート紙，壁紙原紙及びプレスボードの各取引分野については，後記５ないし７に詳述のとおり，当事会社グループの市場シェアやＨＨＩ（注１）の増分が大きいといった事情があるものの，隣接市場からの競争圧力や輸入圧力が認められる等の事情があることから，いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また，その他の各取引分野についても，競争事業者からの競争圧力が認められる等の事情があることから，いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

（注１）ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指標で，一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

４　製紙業界の概観

⑴　市場動向

平成29年の国内出荷金額は，紙が約１兆7200億円，板紙が約7400億円である。

板紙については，景気回復傾向と通販向け用途の段ボール需要の拡大等を背景に市場が拡大している一方，紙については，情報媒体のデジタル化や少子高齢化等の影響を受けて新聞用紙及び印刷・情報用紙（注２）の需要が減少していることを背景に，内需の減少傾向が継続している。このうち，印刷・情報用紙の需要は毎年３％程度の割合で減少が続いており，将来的にも需要の減少は免れないものと考えられる。

当事会社グループは，共に紙・板紙を製造販売しているが，王子ＨＤグループは紙と板紙の両方を幅広く取り扱っているのに対し，三菱製紙グループは紙，中でも印刷・情報用紙が主力生産・販売品種となっている。このため，当事会社グループの間には印刷・情報用紙を中心に競合関係が認められる。

（注２）書籍や雑誌，カタログ，チラシなどの印刷物に用いられる紙（印刷用紙）や，ＰＰＣ用紙やフォーム用紙など情報システムで用いられる紙（情報用紙）の総称。後記５で検討するアート紙や上質コート紙もこれに含まれる。

⑵　主要な製紙メーカーの供給余力

紙・板紙の生産における中心的設備は，パルプから紙を抄く抄紙機である。通常は一台の抄紙機で複数の品種の紙・板紙を生産しているが，一方で，抄紙機の種類によって生産可能な品種は限定される。

平成29年の製紙業界全体における生産設備の稼働率をみると，板紙については90％を超える水準となっているが，紙については，能力削減が進む中にあっても80％台半ばにとどまっている。

また，装置産業である製紙産業においては，生産設備の稼働率を上げ，製造原価に占める固定費負担を軽減できるか否かが営業利益率を大きく左右する。このため，製紙メーカーにおいて，印刷・情報用紙を中心に，生産した紙を輸出に振り向けることにより稼働率の維持を図っている状況が見受けられ，価格状況いかんでは，輸出分を国内出荷に振り向けることが可能である。

加えて，印刷・情報用紙を中心に，今後も紙の国内需要量の減少が続くことが予想されている。

以上の事情に鑑みると，少なくとも，印刷・情報用紙については，製紙メーカー各社は国内市場向けに高い供給余力を有していると認められる。

⑶　商流

一般的に，紙・板紙は，流通業者である代理店や卸商を通じて販売される。

このうち「代理店」は，紙・板紙の卸売販売を専門に行う流通業者であって，主に大口の需要者や，後述する卸商向けに販売している。代理店は通常複数の製紙メーカーの紙・板紙を取り扱っている。

他方，「卸商」は，主に中小需要者向けに紙・板紙の卸売販売を専門に行う流通業者であり，製紙メーカーから紙・板紙を直接調達することは少なく，代理店経由で調達した上で販売する。卸商も通常複数の製紙メーカーの紙・板紙を取り扱っており，また，複数の代理店と取引するのが一般的である。

⑷　価格動向

製紙メーカーの値上げ公表は，大手製紙メーカー間でほぼ同時期に一斉に行われること並びに値上げ幅及び値上げ時期がほぼ同一であることが特徴である。

ただし，製紙メーカーの公表したとおりに値上げが実現しているわけではなく，卸商や需要者との価格交渉を踏まえた代理店との交渉の結果，値上げ幅は公表内容よりも縮減され，値上げ時期も数か月単位で後ろ倒しとなることが多い。

また，印刷・情報用紙については，一旦値上げが実現しても，前記⑴で述べたような市場環境にあることを背景に，需要者との取引を巡って流通業者の間で活発な競争が行われており，結果的に，製紙メーカーからの出荷価格を含め，価格が下げ戻している状況が見受けられる。

５　アート紙

⑴　商品の概要

アート紙とは，印刷の発色を良くするために，紙の表面に塗料を塗布した紙（以下「塗工紙」という。）の一種であって，化学パルプを100％使用する上質紙を原紙として使用し，表面に１㎡当たり両面で50ｇ程度の塗料を塗布したものである。

塗工紙の中で塗料の塗布量が最も多いため，印刷再現性（印刷出力されたものが，現物の色や質感を正確に表現している程度）が高い。また，平滑度が高いため光沢度が高く，美しい印刷の仕上がりが得られるとともに，つや感が高級感のある印象を与えるとして，高級美術書，高価格品のカタログ，高価格帯の雑誌の表紙等に使用される。

また，アート紙は，前記で述べた印刷仕上がりの美しさ等のほか，他の品種の紙に比べてしなやかさ等の特性を有することから，飲料・調味料等の瓶容器のラベルやカップ容器の蓋材にも使用されている。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

塗工紙には，アート紙のほか，上質コート紙，中質コート紙，軽量コート紙及び微塗工印刷用紙と呼ばれる，使用する原紙や塗料の塗布量が異なる各種の紙がある。

このうち，上質コート紙は，アート紙に次いで塗料の塗布量が多く，雑誌の表紙，ポスター，カタログ，パンフレット等に使用されており，アート紙と用途が重複する部分もある。また，出版不況に伴う印刷製本費の削減や，企業における広告宣伝費の圧縮等の要請から，従来，アート紙を使用していた需要者が，アート紙よりも価格が安い上質コート紙に切り替えた事例もある。

一方，より高い印刷再現性が求められる印刷物にはアート紙が用いられており，また，アート紙と上質コート紙の価格差が小さくないにもかかわらず，アート紙を購入している需要者が存在することからすれば，アート紙と上質コート紙の間の需要の代替性は限定的と認められる。

また，アート紙を含む各種塗工紙は，塗工紙向けの標準的な生産設備において，特段の設備対応を要することなく生産することが可能であるが，品質要求の高い需要者に対応した営業体制や他の印刷・情報用紙に比べて小口の取引に対応する供給体制を整える必要があり，アート紙の出荷数量が塗工紙全体の約１％にとどまることを踏まえると，現にアート紙を生産していない製紙メーカーがそのような体制を整えることは困難である。以上により，供給の代替性も限定的である。

さらに，経済分析の結果をみても，両者の価格間の相関関係は弱く，価格比の定常性も認められない。

したがって，「アート紙」を商品範囲として画定した。

イ　地理的範囲

需要者は，製紙メーカーの製造拠点や販売拠点の所在地がいずれにあっても輸送上の問題を生ずることなくアート紙を調達することができ，地域によって販売価格が異なるといった事情も認められない。

したがって，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成29年におけるアート紙の国内市場の状況は以下のとおりであり，本件行為後の当事会社グループの市場シェアは約90％（第１位），ＨＨＩは約7,800，ＨＨＩの増分は約2,500であることから，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

競争事業者は，市場シェアが約５％の事業者が２社存在するのみである。

【平成29年におけるアート紙の市場シェア】

順位	会社名（注3）	市場シェア（注4）
1	王子ＨＤグループ	約70％
2	三菱製紙グループ	約15％
3	Ａ社	約5％
4	Ｂ社	0-5％
	合計	100％

（注３）競争事業者については，匿名とするため，任意のアルファベットを用いている。以下同じ。
（注４）67.5％以上72.5％未満を「約70％」とするなど，５％単位で記載している。以下同じ。

イ　輸入

アート紙は高級美術書等に使用されるため，需要者の品質上の要求水準が高く，輸入品が代替的に選択されている状況はみられない。仮に今後当事会社グループが価格を引き上げることにより国内価格が上昇したとしても，アート紙の輸入量が大幅に増加するとは認められない。

したがって，輸入圧力は認められない。

ウ　隣接市場からの競争圧力

アート紙と，塗工紙のうちアート紙に次いで塗料の塗布量が多い上質コート紙の間では用途が重複する部分があり，前記⑵アのとおり，需要者がアート紙から上質コート紙の使用へ切り替えた事例も見受けられる。

加えて，印刷・情報用紙の主力品種である上質コート紙においては，大手製紙メーカー間で活発な競争が行われている上，前記４⑴で述べたように情報媒体のデジタル化等により，生産能力の削減を上回る需要の減少が見込まれていることから，製紙メーカー各社の供給余力は十分に存在し，上質コート紙における活発な競争は今後も継続すると認められる。

したがって，隣接市場である上質コート紙の市場からの競争圧力が一定程度働いていると認められる。

エ　需要者からの競争圧力

アート紙の主要な需要者である出版社や印刷会社においては，アート紙の調達額よりも上質コート紙など他品種の紙の調達額の方が圧倒的に大きい。このため，

アート紙を値上げすることにより，需要者が他の印刷用紙を含めた調達先の全面的な見直しを行った場合には，製紙メーカーが受ける影響が大きいことから，需要者は価格交渉力を有しており，製紙メーカーがアート紙の価格を引き上げることは困難であるため，需要者からの競争圧力が認められる。

また，従前に比べ，雑誌などの定期刊行物にアート紙が使われるケースは大幅に少なくなっており，現状，アート紙が使われるのは，単発で発行される出版物や，カタログ，パンフレット等の商業印刷物が中心となっている。これらの印刷物向けのアート紙の取引は，印刷物の企画の都度行われるが，引き合いを受けた取引が「上質コート紙等を代替的に使用可能」か，「アート紙のみしか選択肢にない」かを，アート紙を販売する側が把握することは困難であるため，「アート紙のみしか選択肢にない」需要者との取引を特定して価格を引き上げることも困難である。

オ　小括

以上のとおり，隣接市場である上質コート紙の市場からの競争圧力が一定程度認められるほか，アート紙よりも市場規模の大きいアート紙以外の紙も調達している需要者からの競争圧力が働いていることから，本件行為により，当事会社グループが，単独行動又は協調的行動によって，アート紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

6　壁紙原紙

⑴　商品の概要

壁紙原紙とは，装飾性のある化粧層（壁紙表面）の裏側に張られ（裏打ち），建築物に用いられる壁紙のベースとなる紙である。

壁紙原紙には，壁に密着して化粧層を支えるための強度や，湿度・温度の変化で壁紙にしわやたるみ等が発生するのを抑えるための寸法安定性，壁に接着するための糊の浸透性，壁紙を剥がすための紙層間の剥離性などが求められる。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

壁紙原紙には，前記⑴に記載のとおり，通常の紙にはない特性が求められるため，壁紙原紙と他の品種の紙との間に需要の代替性は認められない。

また，壁紙原紙は，印刷・情報用紙等の抄造に用いられる標準的な抄紙機において，特段の設備対応を要することなく生産することが可能であるが，前記⑴で述べた壁紙原紙に求められる特性を持つ紙を製造するには一定の技術やノウハウ等が必要であることから，印刷・情報用紙等から壁紙原紙に容易に製造・販売を転換できるとは認められないため，壁紙原紙と他の品種の紙との間に供給の代替性も認められない。

したがって，「壁紙原紙」を商品範囲として画定した。

イ　地理的範囲

需要者は，製紙メーカーの製造拠点や販売拠点の所在地がいずれにあっても輸送上の問題を生ずることなく壁紙原紙を調達することができ，地域によって販売価格が異なるといった事情も認められない。

したがって，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成29年における壁紙原紙の国内市場の状況は以下のとおりであり，本件行為後の当事会社グループの市場シェアは約65％（第１位），ＨＨＩは約5,300，ＨＨＩの増分は約1,700であることから，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成29年における壁紙原紙の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	王子ＨＤグループ	約45％
2	Ｃ社	約30％
3	三菱製紙グループ	約20％
	その他	0-5％
	合計	100％

⑺　壁紙原紙の競争事業者間の競合状況

市場シェア約30％を有し，供給余力のある有力な競争事業者としてＣ社が存在しており，競争事業者からの競争圧力が働いていると認められる。

加えて，王子ＨＤグループ及びＣ社はロットの大きな取引を中心に扱っているのに対し，三菱製紙グループはロットの小さい取引が中心であり，当事会社グループ間の競合の程度は限定的である。

⑷　壁紙原紙の生産状況

壁紙原紙はそれ以外の紙と併抄されているが，壁紙原紙を抄造する抄紙機の生産量全体に対する壁紙原紙の生産量の割合は高い。

このため，製造コストの引上げにつながる設備稼働率の低下を回避するためには壁紙原紙の生産量を確保する必要があり，さらに，壁紙原紙の生産量が増加して設備稼働率が上がれば利益率を高めることが可能となることから，製紙メーカーにはできるだけ多くの量を販売するインセンティブが働いている状況にある。

イ　輸入

海外では，壁紙原紙として用いるために前記⑴で述べたような特性を付与した紙は生産されておらず，輸入圧力は認められない。

ウ　参入

壁紙原紙は，印刷・情報用紙等の抄造に用いられる標準的な抄紙機において，特段の設備対応を要することなく生産することが可能であるが，壁紙原紙を製造するには一定の技術やノウハウ等が必要である上，中長期的には国内の壁紙市場の拡大は期待できないことを踏まえると，積極的に壁紙原紙の生産に切り替えるインセンティブは低いと認められる。

したがって，参入圧力は認められない。

エ　隣接市場からの競争圧力

消費者が自身で壁紙の張り替えを行うことも多い海外では，寸法安定性が高いために張りやすく，また，剥がしやすい，不織布（フリース）を裏打ちに使用した壁紙（フリース壁紙）が普及しているが，壁紙の張り替えは専門の施工業者が行うことが一般的な日本では，フリース壁紙の特徴である張りやすさや剥がしやすさがメリットとして認知されにくい上，フリースは壁紙原紙に比べて価格が高いため，フリース壁紙はほとんど普及していない。このため，壁紙メーカーが，壁紙原紙に代えてフリースを代替的に使用することはない。

したがって，隣接市場からの競争圧力は認められない。

オ　需要者からの競争圧力

壁紙原紙の需要者である壁紙メーカーが製造した壁紙の多くは，「ブランドメーカー」と呼ばれる壁紙の販売業者のブランドの下で販売される。ブランドメーカーの数は少なく，かつ，上位のブランドメーカー３社の販売額が壁紙の国内販売額全体の大部分を占めているため，壁紙メーカーは，ブランドメーカーとの取引を巡って活発な価格競争を行っている。壁紙メーカーは，自社の壁紙の価格競争力をつけるために，壁紙の主要な原材料である壁紙原紙をできるだけ低い価格で調達しようと，より安い価格を提示した製紙メーカーからの調達割合を大幅に引き上げたり，調達割合の引上げと引換えに金銭の支払を求めたりするなどして，製紙メーカーと価格交渉を行っており，販売量を確保して製造コストを引き下げたい製紙メーカー側は，これに応じざるを得ない状況にある。

したがって，製紙メーカーに対して，壁紙メーカーからの競争圧力が働いていると認められる。

カ　小括

以上のとおり，王子ＨＤグループと三菱製紙グループの間の競合の程度が限定的であること，有力な競争事業者からの競争圧力が認められること，需要者からの競争圧力が働いていることから，本件行為により，当事会社グループが，単独行動によって，壁紙原紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また，王子ＨＤグループと三菱製紙グループの間の競合の程度が限定的であり本件行為の前後で競争状況が大きく変化するものではないことに加え，供給余力のあ

る有力な競争事業者が存在していることや，製造コストの引下げにつながる設備稼働率を維持するために，製紙メーカーにはなるべく多くの量を販売するインセンティブがあり，需要者からの競争圧力も働いていることから，本件行為により，当事会社グループと競争事業者との協調的行動によって，壁紙原紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

７　プレスボード

⑴　商品の概要

プレスボードは，パルプを積層抄紙して製造した厚紙をプレス・乾燥して製造した厚物の電気絶縁紙である。

電気絶縁性や強度，耐久性に優れ，絶縁媒体に絶縁油を用いる油入変圧器内部において，鉄心やコイルを支え，絶縁油を循環させるための通路を形成する目的で使用される。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

電気絶縁性及び強度や耐久性が必要とされるため，プレスボード以外の紙製品を代替的に使用することはできない。

同様の機能を有するものとして，ガス変圧器に用いる絶縁媒体としてアラミド繊維を主原料とする耐熱プレスボードが存在するが，耐熱プレスボードはプレスボードに比べて高額であるため，プレスボードに代えて耐熱プレスボードが使用されることはない。

したがって，プレスボードと，他の紙製品や耐熱プレスボードとの間に需要の代替性は認められない。

また，プレスボードの製造には専用の設備が必要であり，プレスボードの製造設備を持たない製紙メーカーが製造するには多大な追加的費用を要するため，他の紙からプレスボードに容易に製造・販売を転換できるとは認められず，プレスボードと他の品種の紙との間に供給の代替性も認められない。

したがって，「プレスボード」を商品範囲として画定した。

イ　地理的範囲

需要者は，製紙メーカーの製造拠点や販売拠点の所在地がいずれにあっても輸送上の問題を生ずることなくプレスボードを調達することができ，地域によって販売価格が異なるといった事情も認められない。

したがって，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

平成29年におけるプレスボードの国内市場の状況は以下のとおりであり，本件行為後の当事会社グループの市場シェアは約95％（第１位），ＨＨＩは約9,100，ＨＨ

Ⅰの増分は約3,900であることから，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

また，当事会社グループと競合関係にある事業者は，国内には存在しない。

【平成29年におけるプレスボードの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	三菱製紙グループ	約65%
2	王子HDグループ	約30%
	輸入	0-5%
	合計	100%

イ　輸入

国内のプレスボード需要量全体に占める輸入プレスボードの調達割合は５%程度にとどまっている。

しかしながら，変圧器の用途は，工場やビルなどの受電設備やメガソーラーの昇圧変圧器などの産業用と，電力会社が設置する発電所や変電所，送電設備に設置される電力用に大別されるところ，変圧器メーカーによれば，産業用変圧器の需要者には輸入プレスボードを使用することへの抵抗感はないとのことである。電力用変圧器についても，需要者である電力会社は，変圧器メーカーが輸入プレスボードを使用することは妨げないと述べている上，現に，電力会社向けに納入されている変圧器に輸入プレスボードが採用されている例もあり，変圧器メーカーが国産品に替えて輸入プレスボードを採用することは可能な環境にある。また，輸入には輸送コストがかかるため，輸入プレスボードを使用することで価格面でのメリットを得るには，まとまったロットで輸入する必要があるが，変圧器に使用されているプレスボードの板厚の種類を集約し，１品種当たりの使用量を増やして輸入を行っている変圧器メーカーの例がある。さらに，輸入されたプレスボードの全量を一旦引き取り，自らが在庫管理して小ロットで変圧器メーカーに供給している貿易商社も存在しており，輸入の際の発注ロットの大きさは輸入障壁とはならない。

したがって，輸入圧力が一定程度働いていると認められる。

ウ　参入

国内の電源インフラの整備は一巡し，今後の変圧器需要は，過去に整備した変圧器の更新需要に限られ，プレスボードについても市場拡大が期待できない状況であり，参入圧力は認められない。

エ　需要者からの競争圧力

プレスボードの需要者である国内の変圧器メーカーは，国内電力会社向けのみならず，海外電力会社向けの変圧器も国内外で製造しており，当事会社グループから価格改定の申入れがあった際には，海外の変圧器市場での受注確保のため，海外で

のプレスボードの価格を引き合いに海外向けの変圧器に使用するプレスボードの価格交渉を行っており，国内向けの変圧器に使用されるプレスボードの価格交渉では，そのようにして決まった海外向けの変圧器に使用するプレスボードの価格を引き合いに価格交渉を行っている。

このように，需要者は海外のプレスボードの価格を基に国内で製造されるプレスボードの価格交渉を行っており，価格交渉力を有していると認められ，需要者からの競争圧力が働いていると認められる。

オ　小括

以上のとおり，輸入圧力が一定程度働いていること，海外のプレスボードの市場の状況に通じている需要者からの競争圧力が働いていることから，本件行為により，当事会社グループが，単独行動によって，プレスボードの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

８　結論

本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事例３　新日鐵住金㈱による山陽特殊製鋼㈱の株式取得

１　当事会社

新日鐵住金㈱（以下「新日鐵住金」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。）及び山陽特殊製鋼㈱（以下「山陽特殊製鋼」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「山陽特殊製鋼グループ」という。また，新日鐵住金及び山陽特殊製鋼を併せて「当事会社」といい，新日鐵住金グループ及び山陽特殊製鋼グループを併せて「当事会社グループ」という。）は，鉄鋼製品の製造販売業等を営む会社である。

２　本件の概要及び関係法条

本件は，新日鐵住金が山陽特殊製鋼の株式に係る議決権の51.5％を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

３　本件審査の経緯等

⑴　本件審査の経緯

当事会社は，平成30年３月以降，本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後，同年７月20日に，新日鐵住金から，独占禁止法の規定に基づき本件行為に関する計画届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，前記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ，第１次審査を進

めた結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，同年８月17日に新日鐵住金に対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査において，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持ち，論点等の説明及び議論を行った。また，新日鐵住金から順次提出された報告等のほか，需要者，流通業者，競争事業者等に対するヒアリング，書面調査及び経済分析の結果等を踏まえて，本件行為が競争に与える影響について審査を進めた。

なお，新日鐵住金に対する報告等の要請については，平成30年12月14日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

⑵　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約10の取引分野について審査を行い，そのうち軸受用小径シームレス鋼管については，後記４から７に記載のとおり，当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば，本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また，軸受用小径シームレス鋼管以外の各取引分野については，競争事業者からの競争圧力が認められる等の事情があることから，いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

４　軸受用小径シームレス鋼管

⑴　概要

鋼管とは，鋼を圧延し，又は鋼板を接合して作られる，断面が主に円形の形をした肉厚の薄い鋼材をいう。

鋼管は，製法により，棒状の鋼材の中心に孔をあけて製造するシームレス鋼管（継ぎ目無し）と，鋼板を成形ロールにて管状に整え，両端を溶接して製造するシーム鋼管（継ぎ目あり）に分類され，また，外径のサイズにより，小径（おおむね外径175ミリメートル以下），中径（おおむね外径175ミリメートル超426ミリメートル以下）及び大径（おおむね外径426ミリメートル超）に分類される。

前記のうち，当事会社間で競合するのは，小径シームレス鋼管のみである。

また，小径シームレス鋼管は，さらに，用途により，軸受用，構造用，配管用，熱交換器用等に分類され，材質により，普通鋼，特殊鋼及びステンレス鋼に分類される（注１）。

（注１）普通鋼とは，炭素の含有量が2.14％以下であり，その他の元素の含有量が少なく，かつ，特殊な熱処理を行っていない鋼材をいい，特殊鋼とは，鉄を主成分とした普通鋼以外の鋼材をいう。ステンレス鋼は，主成分の鉄（50％以上）に10.5％以上のクロム及び1.2％以下の炭素を添加したものであり，耐食性，耐熱性等に優れていることから，他の特殊鋼とは独立した鋼材として取り扱われている。

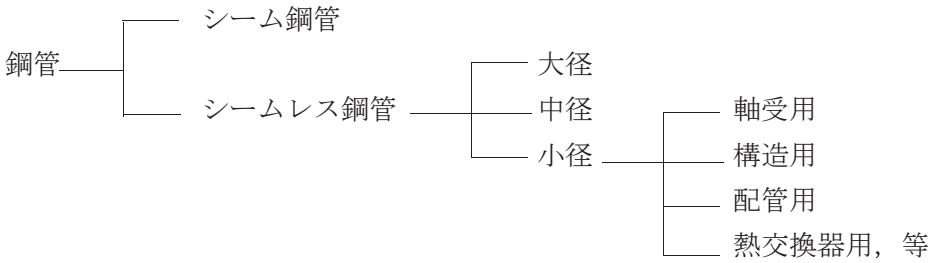

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

㋐　シームレス鋼管とシーム鋼管

シームレス鋼管は，継ぎ目からの腐食・破損の危険がないため，シーム鋼管を用いることができない高温・高圧の環境などで用いられる。また，シーム鋼管より価格が３割程度高いことから，シーム鋼管を使用できる環境下では通常用いられない。このため，シームレス鋼管とシーム鋼管との間に需要の代替性は認められない。また，シームレス鋼管とシーム鋼管は，製造設備及び製造方法が異なり，製造を転換することは容易でないことから，供給の代替性も認められない。

したがって，シームレス鋼管とシーム鋼管とは，別の商品範囲を構成する。

㋑　小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管

需要者は，使用目的に応じて，小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管を使い分けており，小径シームレス鋼管に代えて中径及び大径シームレス鋼管を使用することはできないため，これらの鋼管の間に需要の代替性は認められない。また，小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管とは，製造設備が異なり，製造を転換することは容易でないことから，供給の代替性も認められない。

したがって，小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管とは，別の商品範囲を構成する。

㋒　用途の異なる鋼管

小径シームレス鋼管は，用途ごとに成分等が異なり，これにより，耐摩耗性，強度等の程度が異なるため，通常は，需要者において，異なる用途の小径シームレス鋼管を代替的に用いることはない。また，軸受用の小径シームレス鋼管については，製造設備及び製造方法が他の用途のものと一定程度異なるため，供給の代替性は限定的である。

したがって，軸受用の小径シームレス鋼管については独立した商品範囲を構成するものと認められる（注２）（注３）。

（注２）軸受用の小径シームレス鋼管の材質はそのほとんどが特殊鋼であり，普通鋼又はステンレス鋼を材質として使用したものはごく僅かである。

（注３）用途間の代替性について，当事会社の販売実績データを用い，当事会社の分類に従い，化学成分等が異なる小径シームレス鋼管の平均価格を算出し，価格分析を行ったが，その結果，軸受用小径シームレス鋼管と軸受用以外の小径シームレス鋼管は，価格差は小さいとはいえず，価格の相関関係も弱かった。したがって，軸受用小径シームレス鋼管と軸受用以外の小径シームレス鋼管が同一の商品範囲を構成するという仮説を支持する結果は得られなかった。

(ｴ) 小括

以上のとおり，「軸受用小径シームレス鋼管」を商品範囲として画定した（注４）。

（注４）軸受用小径シームレス鋼管の市場規模は約120億円である。

イ 地理的範囲

軸受用小径シームレス鋼管は，日本国内での輸送に関し，輸送の難易性や輸送費用の点から制約があるわけではなく，供給者は日本全国において販売を行っている。また，地域により販売価格が異なるといった事情は認められない。

したがって，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

⑶ 競争の実質的制限についての検討

ア 当事会社の地位及び競争状況

当事会社は，いずれも軸受用小径シームレス鋼管を製造販売していることから，本件は，水平型企業結合に該当する。

平成28年度における軸受用小径シームレス鋼管の国内市場の状況は下表のとおりであり，本件行為後の当事会社の市場シェアは約100％（第１位），ＨＨＩ（注５）は約10,000，ＨＨＩの増分は約4,200であることから，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

（注５）ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指標で，一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

【平成28年度における軸受用小径シームレス鋼管の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア（注６）
1	山陽特殊製鋼	約70％
2	新日鐵住金	約30％
1	当事会社合計	約100％

（注６）67.5％以上72.5％未満を「約70％」とするなど，５％単位で記載している。

イ 輸入

軸受用小径シームレス鋼管の輸入数量は不明であるが，同製品の主要な需要者に輸入品の使用実績はなく，また，輸入品の調達予定もないとのことである。

したがって，輸入圧力は認められない。

ウ 参入

小径シームレス鋼管を製造販売するためには，専用の設備を備える必要があり，多額の設備投資費用を要する。日本国内において，過去10年間に小径シームレス鋼管の製造販売業に新たに参入した事例はなく，今後大きな需要の拡大も見込まれないことから，近い将来における新規参入の蓋然性は認められない。

また，既に小径シームレス鋼管を製造販売している当事会社以外の鉄鋼メーカーにとっても，軸受用小径シームレス鋼管の製造販売業に新たに参入する場合には多額の設備投資が必要となることなどから，参入の蓋然性は認められない。

したがって，参入圧力は認められない。

エ　隣接市場からの競争圧力

軸受用小径シームレス鋼管に隣接する商品市場として，特殊鋼棒鋼（注７）が存在するが，需要者である軸受メーカーは，特殊鋼棒鋼により製造可能なものは特殊鋼棒鋼で製造し，特殊鋼棒鋼では製造が困難なものは比較的高価な軸受用小径シームレス鋼管で製造するなど，既に使い分けを行っていることから，軸受用小径シームレス鋼管から特殊鋼棒鋼への切替えの可能性は限定的であると認められる（注８）。

したがって，隣接市場からの競争圧力は限定的である。

（注７）棒鋼とは，棒状に圧延された鋼材であり，材質によって，普通鋼棒鋼，特殊鋼棒鋼及びステンレス鋼棒鋼，形状によって，丸棒鋼（断面が円形），角棒鋼（断面が正方形）等がある。材質が特殊鋼である丸棒鋼を円筒状に加工することで，一部の用途について小径シームレス特殊鋼鋼管と同様に使用することが可能となる。

（注８）軸受用小径シームレス鋼管と特殊鋼棒鋼の切替えの程度について，平成28年１月にＡ社において発生した加熱炉の爆発事故により，平成28年３月までの約３か月間，軸受用の棒鋼を含む特殊鋼棒鋼の生産能力が減少した時期に，軸受用の鋼管の販売数量及び価格に影響が生じたか，自然実験の考え方に基づいた分析を行った。データの利用可能性に限界があるため結果に一定の留保は必要であるものの，Ａ社が生産能力を失っていた期間中に，当事会社の軸受用鋼管の販売数量が増えている，という仮説を支持する結果は確認できなかった。

オ　需要者からの競争圧力

軸受用小径シームレス鋼管は，当事会社のみが製造し，輸入品も選択肢にならないことから，需要者である軸受メーカーに当事会社以外の選択肢はなく，その価格交渉力は限定的である。また，一般的に，最終需要者である自動車メーカー等は，集中購買（注９）を背景とした価格交渉力を有しているものの，自動車メーカー等にとっても，軸受用小径シームレス鋼管に代わる他の選択肢はないことから，最終需要者からの競争圧力も限定的である。

したがって，需要者からの競争圧力は限定的である。

（注９）資材の調達を最終需要者が一括して行う購買方式。

⑷　独占禁止法上の評価

本件行為により，当事会社は，軸受用小径シームレス鋼管の取引分野を独占することとなり，輸入圧力及び参入圧力が認められないことに加えて，隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから，当事会社が単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し，本件行為が国内の軸受用小径シームレス鋼管の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

5　当事会社による問題解消措置の申出

当事会社に対し，前記４⑷のとおり，本件行為により軸受用小径シームレス鋼管に係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる旨の指摘を行ったところ，当事会社から，以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出があった。

⑴　設備譲渡

当事会社は，山陽特殊製鋼が所有する軸受用小径シームレス鋼管（以下軸受用小径シームレス鋼管を「本製品」という。）の圧延設備に係る一定割合の持分を㈱神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）に譲渡し，神戸製鋼所は，当該設備について年間15,000トンの使用権を有する。当事会社は，神戸製鋼所から，年間15,000トン（神戸製鋼所が希望する場合には追加で1,000トン）を上限として，本製品の操業生産を受託する。神戸製鋼所が上限数量を超える数量の操業生産の委託を希望する場合は，当事者間で誠実に協議・決定する。

当事会社は，神戸製鋼所に対して，神戸製鋼所が本製品の販売において必要とする技術・品質情報を提供するとともに，本製品の新規仕様ニーズ，製品開発ニーズ等に対する技術サービス支援を行う。

⑵　商権譲渡

本製品について，当事会社が保有する本製品に係る一部の商権（年間計約14,000トン相当）を神戸製鋼所に譲渡する。当事会社は，商権譲渡実行日から３年間，自らが商権元となる譲渡対象商権の需要者に対して，譲渡対象商権に係る取引に関して神戸製鋼所が販売する本製品の使用推奨を行う。

⑶　情報遮断

当事会社は，本製品の操業生産の受託に伴って神戸製鋼所に係るセンシティブ情報（コスト情報，営業情報，顧客情報等）が当事会社の営業部門等に開示等されることのないよう，自社内に適切な情報遮断措置を講じる。具体的な内容については，事前に公正取引委員会の承認を得る。

⑷　公正取引委員会への報告

当事会社は，公正取引委員会に対し，本件問題解消措置の実施状況に関する年１回の定期報告を，本件実行日から原則として５年間にわたり行う。また，当委員会からの求めに応じて，必要な報告等を行う。

6　本件問題解消措置に対する評価

⑴　措置内容の評価

本件問題解消措置に従って設備譲渡等を受ける第三者は，設備譲渡により，山陽特殊製鋼が所有する本製品の圧延設備の一定割合の持分及び年間15,000トンの当該設備の使用権を取得するとともに，当事会社に対して，年間15,000トン（当該第三者が希望する場合には追加で1,000トン）の本製品の操業生産の委託を行うことができる。

また，商権譲渡により，年間計約14,000トン相当の商権を取得することになる。さらに，本製品の製品開発等に関する必要な技術サービス支援を受けることができる。

したがって，かかる設備譲渡等が適切な第三者に対してなされれば，新たに最大25％の市場シェアを有する有力な事業者が市場に参入し，当該事業者からの競争圧力が働くものと認められる。

⑵　神戸製鋼所の評価

神戸製鋼所は，新日鐵住金と同じく高炉法（注10）により鉄鋼製品を製造する事業者であり，国内粗鋼生産能力では第３位に位置するほか，特殊鋼棒鋼を軸受メーカーに販売しており，既に軸受メーカー向けの商流網を確立している。

このため，本件問題解消措置に従って設備譲渡等がなされれば，神戸製鋼所は，短期間のうちに少なくとも商権譲渡分の本製品の販売が可能になると認められる。

したがって，設備譲渡等を受ける第三者として，神戸製鋼所は適切であると認められる。

（注10）鉄鉱石などの埋蔵資源を活用する製造方法。鋼材の製造方法としては，高炉法のほか，スクラップを活用する電気炉製鋼法がある。

⑶　その他

当事会社が自社内で情報遮断措置を講じ，その内容について事前に公正取引委員会の承認を得ることは，当事会社が神戸製鋼所の営業情報等を取得すること等により協調的関係が生じることを防止する観点から，また，当事会社が神戸製鋼所から取得した情報を不当に有利に利用することを防止する観点から，適切であると認められる。

また，本件問題解消措置の実施状況について，当委員会への定期報告その他必要な報告を行うことは，本件問題解消措置の履行監視の観点から適切であると認められる。

⑷　小括

以上のとおり，本件問題解消措置を前提とすれば，新たに有力な競争事業者として神戸製鋼所が市場に参入することで，本件行為以前と同程度の競争環境が維持されるものと評価できることから，本件行為により，国内の軸受用小径シームレス鋼管の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

７　結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第８章　不公正な取引方法への取組

第１　概説

独占禁止法は，第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか，事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること，事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること，会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること，会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること，会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第６条，第８条第５号，第10条第１項，第13条第２項，第14条，第15条第１項，第15条の２第１項第２号及び第16条第１項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は，公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により，これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第２条第９項第１号から第５号），新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の２から第20条の６）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては，前記規定に違反する事件の処理のほか，不公正な取引方法の指定に関する調査，不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動，不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また，不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第２　不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を供給するのではなく，採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは，独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり，公正な競争秩序に悪影響を与えるときは，不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は，以前から，不当廉売に対し，厳正かつ積極的に対処することとしている。

１　不当廉売事案への対処

⑴　処理方針

小売業における不当廉売事案については，①申告のあった事案に関しては，処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則２か月以内として迅速処理（注）することとし，繰り返し注意を受ける事業者に対しては，事案に応じて，責任者を招致した上で直接注意を行うほか，②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては，周辺の販売業者の事業活

動への影響等について個別に調査を行い，問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

⑵　処理の状況

平成30年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い，不当廉売につながるおそれがあるとして合計227件の事案に関して注意を行った（第１表参照）。

例えば，酒類について，供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した事業者の責任者に対し，直接注意した事例があった。また，石油製品について，他の事業者に対抗し，それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し，直接注意した事例があった。

また，石油製品小売業者に対してレギュラーガソリンをその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給していた石油製品卸売業者に対し，不当廉売につながるおそれがあるとして注意した事例があった。

第１表　平成30年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	22	194	0	11	227

２　規制基準の明確化

公正取引委員会は，昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し，その後，個別の業種（酒類，ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより，不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により，不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い，公正取引委員会は，不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により，法運用の透明性を一層確保し，事業者の予見可能性をより向上させるため，これらのガイドラインを改定し，平成21年12月18日に公表した。

第３　優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は，自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり，不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は，以前から，優越的地位の濫用行為に対し，厳正かつ効果的に対処す

ることとしている。

1　優越的地位の濫用への対処（優越的地位濫用事件タスクフォースによるもの）

公正取引委員会は，優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月），調査を行っているところ，平成30年度においては，同タスクフォースを活用して，１件の警告（第２章第３第８表一連番号１を参照）及び56件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第２表のとおりであり，従業員等の派遣の要請が31件，協賛金等の負担の要請が15件，減額が13件，購入・利用強制が12件，その他経済上の利益の提供の要請が11件，支払遅延が９件，不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が９件，返品が５件，取引の対価の一方的決定が３件，その他が３件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は，後記第９章第２ 3 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては，独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり，支払遅延，買いたたき及び減額の３類型が違反類型別の実体規定違反件数の８割以上を占めている。ただし，下請法の対象は，親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第９章第１参照），そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第２表　注意事案の行為類型一覧（優越的地位濫用事件タスクフォースによるもの）

（単位：件）

行為類型＼取引形態	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	卸売業者に対する納入取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	3	6	3	0	0	12
協賛金等の負担の要請	15	0	0	0	0	15
従業員等の派遣の要請	29	0	0	1	1	31
その他経済上の利益の提供の要請	3	8	0	0	0	11
返品	4	0	0	1	0	5
支払遅延	2	7	0	0	0	9
減額	3	8	0	1	1	13
取引の対価の一方的決定	1	2	0	0	0	3
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	9	0	0	0	9
その他	0	3	0	0	0	3
合計	60	43	3	3	2	111

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため，注意件数（56件）と行為類型の内訳の合計数（111件）とは一致しない。

2　中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は，独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し，厳正に対処しているほか，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，

普及・啓発に努めている。

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は，荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から，平成16年３月８日，特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第１号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し，荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成30年度においては，物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため，荷主３万名及び物流事業者４万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果，物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた571名の荷主に対して，物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成31年３月）。

当該571名の荷主のうち，業種について回答のあった566名を業種別にみると，製造業が最も多く（272名，48.1％），卸売業（111名，19.6％），建設業（53名，9.4％）がこれに続いている。また，問題となるおそれがある行為638件を類型別にみると，代金の支払遅延が最も多く（222件，34.8％），代金の減額（131件，20.5％），発注内容の変更（126件，19.7％）がこれに続いている。

3　優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成30年度においては，荷主・物流事業者向けに10回，大規模小売業者向けに７回の講習会を実施した。

4　優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

⑴　優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会は，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては，594件の相談に対応した。

⑵　中小事業者のための移動相談会の実施

公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に職員を派遣し，優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては，27か所で実施した。

5　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は，事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるととも

に，優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成30年度においては，事業者団体等へ14回講師を派遣した。

第９章　下請法に関する業務

第１　概説

下請法は，経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより，下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で，独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は，親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理，プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合，親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第３条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその２年間の保存（第５条）を義務付けているほか，親事業者の禁止事項として，①受領拒否（第４条第１項第１号），②下請代金の支払遅延（同項第２号），③下請代金の減額（同項第３号），④返品（同項第４号），⑤買いたたき（同項第５号），⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第６号），⑦報復措置（同項第７号），⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第２項第１号），⑨割引困難な手形の交付（同項第２号），⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第３号），⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第４号）を定めており，これらの行為が行われた場合には，公正取引委員会は，その親事業者に対し，当該行為を取りやめ，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第７条）。

第２　違反事件の処理

下請取引においては，親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても，その取引の性格から，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため，公正取引委員会は，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第１表及び附属資料５－１表参照）。

これらの調査の結果，違反行為が認められた親事業者に対しては，その行為を取りやめさせるほか，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第２表及び附属資料５－２表参照）。

1　書面調査

公正取引委員会は，平成30年度において，資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者６万名（製造委託等（注１）３万9175名，役務委託等（注２）２万825名）及びその下請事業者30万名（製造委託等21万1741名，役務委託等８万8259名）を対象に書面調査を実施した（第１表参照）。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表　書面調査の実施状況の推移

（単位：名）

区分 / 年度	書面調査発送件数	
	親事業者調査	下請事業者調査
30	60,000	300,000
製造委託等	39,175	211,741
役務委託等	20,825	88,259
29	60,000	300,000
製造委託等	38,680	208,513
役務委託等	21,320	91,487
28	39,150	214,500
製造委託等	25,696	151,912
役務委託等	13,454	62,588
27	39,101	214,000
製造委託等	26,559	151,499
役務委託等	12,542	62,501
26	38,982	213,690
製造委託等	25,935	152,504
役務委託等	13,047	61,186

2　違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

⑴　新規着手件数

平成30年度においては，新規に着手した下請法違反被疑事件は7,898件である。このうち，書面調査により職権探知したものは7,757件，下請事業者等からの申告によるものは141件である（第２表及び附属資料５－２表参照）。

⑵　処理件数

平成30年度においては，公正取引委員会は，8,099件の下請法違反被疑事件を処理し，このうち，7,717件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち７件について同法第７条の規定に基づき勧告を行い，いずれも公表し，7,710件について指導の措置を採るとともに，親事業者に対して，違反行為等の改善及び再発防止のために，社内研修，監査等により社内体制を整備するよう指導した（第２表，第１図及び附属資料５－２表参照）。

第２表　下請法違反被疑事件の処理状況の推移

（単位：件）

区分＼年度	新規着手件数				処理件数				
					措置				
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告	指導	小計	不問	計
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683

第１図　下請法の事件処理件数の推移

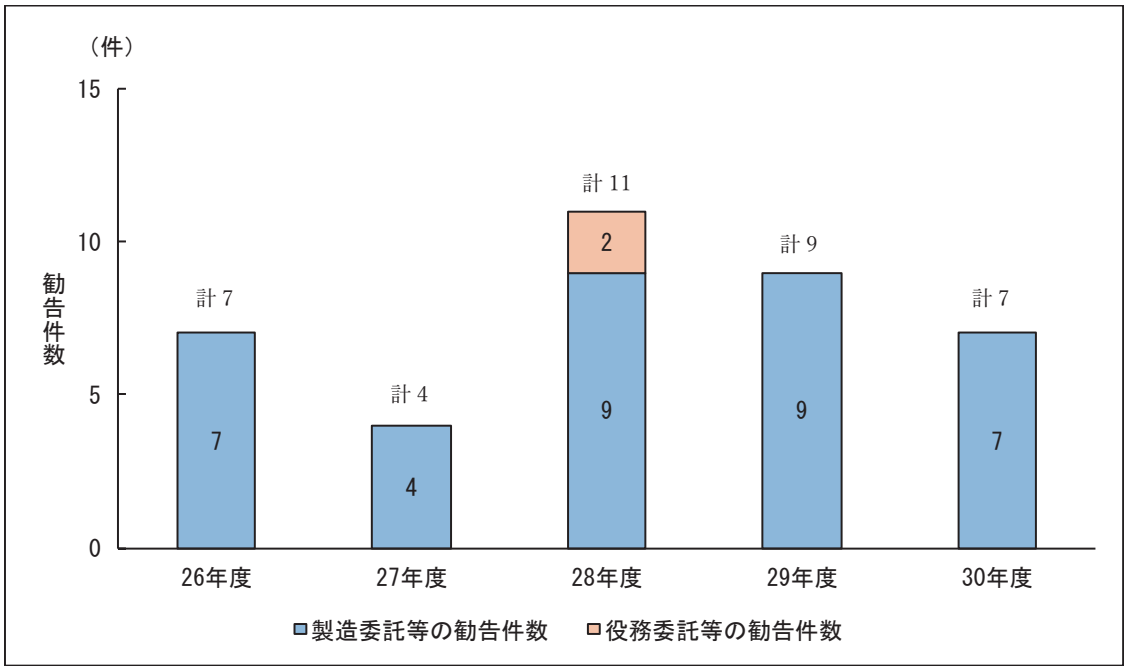

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）このほか，勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記 5 参照）。

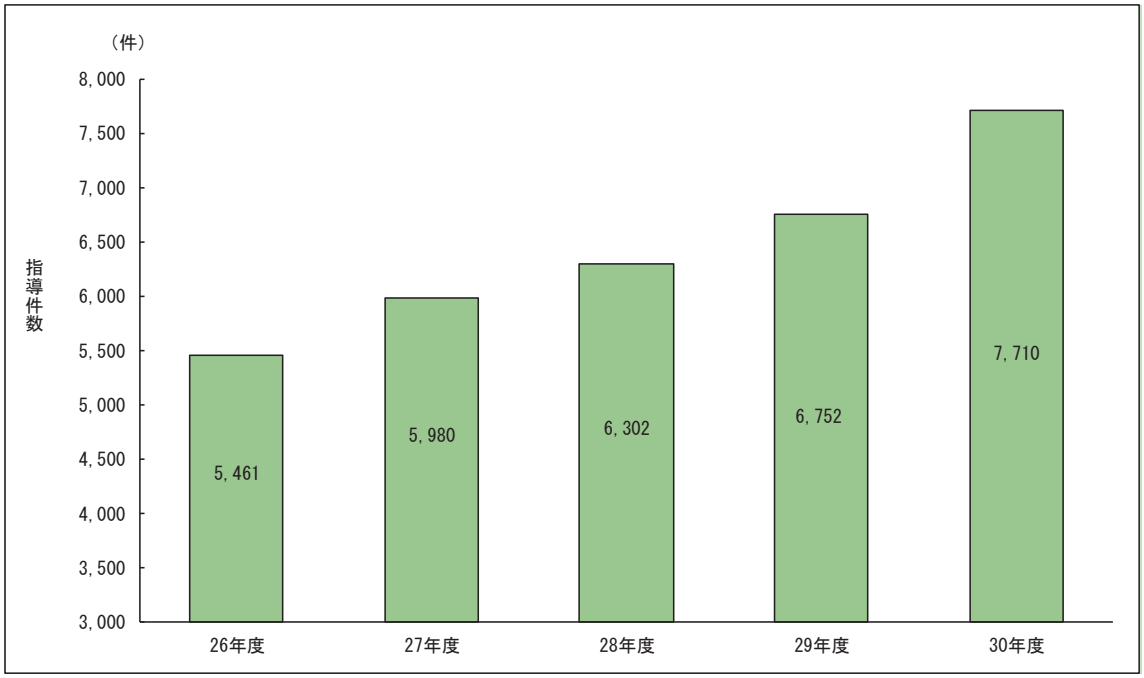

３　違反行為類型別件数

平成30年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると，手続規定違反（下請法第３条又は第５条違反）は6,742件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.7％）である。このうち，発注時に下請代金の額，支払方法等を記載した書面を交付していない，又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第３条違反）が5,964件，下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第５条違反）が778件である。また，実体規定違反（第４条違反）は，6,819件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.3％）となっており，このうち，下請代金の支払遅延（同条第１項第２号違反）が3,371件（実体規定違反件数の合計の49.4％），買いたたき（同項第５号違反）が1,487件（同21.8％），下請代金の減額（同項第３号違反）が834件（同12.2％）となっている（第３表及び附属資料５－３表参照）。

第３表　下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件，（%））

違反行為類型＼年度		30			29			28		
			製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等
実体規定違反	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	46 (0.7)	36 (0.7)	10 (0.5)	23 (0.4)	19 (0.5)	4 (0.2)	34 (0.6)	30 (0.7)	4 (0.2)
	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	3,371 (49.4)	2,051 (42.2)	1,320 (67.2)	3,129 (54.2)	1,988 (48.2)	1,141 (68.9)	3,375 (58.0)	2,184 (52.3)	1,191 (72.6)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）	834 (12.2)	642 (13.2)	192 (9.8)	611 (10.6)	461 (11.2)	150 (9.1)	489 (8.4)	393 (9.4)	96 (5.9)
	返品（第4条第1項第4号違反）	19 (0.3)	14 (0.3)	5 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.5)	1 (0.1)	15 (0.3)	14 (0.3)	1 (0.1)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）	1,487 (21.8)	1,195 (24.6)	292 (14.9)	1,179 (20.4)	932 (22.6)	247 (14.9)	1,143 (19.7)	901 (21.6)	242 (14.8)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）	90 (1.3)	61 (1.3)	29 (1.5)	94 (1.6)	62 (1.5)	32 (1.9)	78 (1.3)	46 (1.1)	32 (2.0)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）	5 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	113 (1.7)	110 (2.3)	3 (0.2)	92 (1.6)	89 (2.2)	3 (0.2)	59 (1.0)	58 (1.4)	1 (0.1)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	374 (5.5)	356 (7.3)	18 (0.9)	324 (5.6)	311 (7.5)	13 (0.8)	365 (6.3)	347 (8.3)	18 (1.1)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	348 (5.1)	291 (6.0)	57 (2.9)	261 (4.5)	212 (5.1)	49 (3.0)	208 (3.6)	168 (4.0)	40 (2.4)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	132 (1.9)	96 (2.0)	36 (1.8)	45 (0.8)	29 (0.7)	16 (1.0)	49 (0.8)	34 (0.8)	15 (0.9)
	小　　計	6,819 (100)	4,855 (100)	1,964 (100)	5,778 (100)	4,122 (100)	1,656 (100)	5,815 (100)	4,175 (100)	1,640 (100)
手続規定違反	発注書面不交付・不備（第3条違反）	5,964	4,183	1,781	5,322	3,826	1,496	4,806	3,555	1,251
	書類不保存等（第5条違反）	778	520	258	649	448	201	629	457	172
	虚偽報告等（第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小　　計	6,742	4,703	2,039	5,971	4,274	1,697	5,435	4,012	1,423
合　　計		13,561	9,558	4,003	11,749	8,396	3,353	11,250	8,187	3,063

4　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者321名から，下請事業者１万172名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額６億7068万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては，①下請代金の支払遅延事件において，親事業者は遅延利息等として総額４億2288万円を下請事業者に支払い，②下請代金の減額事件において，親事業者は総額１億8367万円を下請事業者に返還し，③有償支給原材料等の対価の早期決済事件において，親事業者は総額2088万円の負担分を下請事業者に支払い，④返品事件において，親事業者は下請事業者から総額1911万円相当の商品を引き取った（第４表及び第２図参照）。

第４表　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数（注２）	返還等を受けた下請事業者数（注２）	返還等の金額（注１）（原状回復額）
支払遅延	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
減額	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
返品	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
不当な経済上の利益の提供要請	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
買いたたき	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
購入等強制	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	－	－	－

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数（注２）	返還等を受けた下請事業者数（注２）	返還等の金額（注１）（原状回復額）
受領拒否	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	－	－	－
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
やり直し等	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	－	－	－
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	－	－	－
割引困難な手形の交付	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
合計	30年度	321名	10，172名	6億7068万円
	29年度	308名	11，025名	33億6716万円
	28年度	302名	6，514名	23億9931万円
	27年度	236名	7，760名	13億2622万円
	26年度	209名	4，142名	8億7120万円

（注１）違反行為類型ごとの返還等の金額は１万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また，平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については，返還金額が１万円未満のため，「0万円」としている。
（注２）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。
（注３）該当がない場合を「－」で示した。

第２図　原状回復の状況

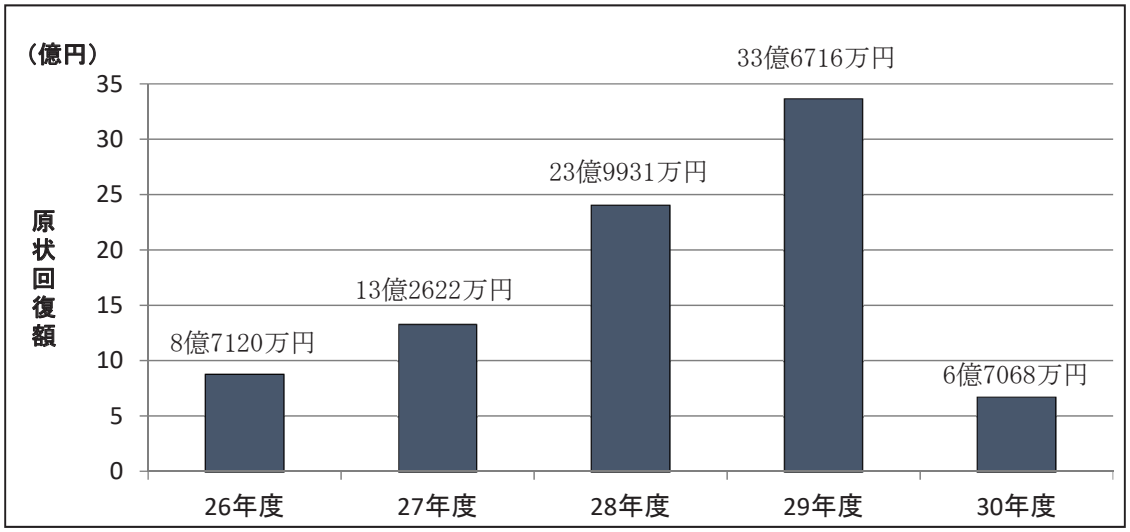

5　下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については，後記リンク先を参照）。

平成30年度においては，上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は73件であった（第５表参照）。また，同年度に処理した自発的な申出は71件であった。平成30年度においては，親事業者からの違反行為の自発的な申出により，下請事業者804名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額１億843万円相当の原状回復が行われた（注）。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記4記載の金額に含まれている。

第５表　自発的な申出の件数

（単位：件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
47	52	61	47	73

6 勧告事件及び主な指導事件

平成30年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
業務用厨房機器の製造業 (30.4.26勧告)	マル厨工業㈱は，自社が㈱マルゼン（マル厨工業㈱に全額出資する同社の親会社）から製造を請け負う業務用厨房機器の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のアからエまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　平成28年11月から平成29年12月までの間，「事務手数料及び金利」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ　平成28年11月から平成29年12月までの間，「協賛割戻金」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　前記アの「事務手数料及び金利」を㈱マルゼンの指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 エ　平成28年11月から平成30年2月までの間，下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，下請代金の額から㈱マルゼンが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は，下請事業者20名に対し，総額1680万6142円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
鋼材及び建材の卸売業等 (30.6.15勧告)	小野建㈱は，建設業者等から請け負う鋼材及び建材の製造を下請事業者に委託しているところ，平成27年8月から平成29年5月までの間，下請事業者に対し，次のア又はイの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　「割引利息」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は，下請事業者1,368名に対し，総額3641万4345円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
食料品等の卸売業等 (30.8.29勧告)	全日本食品㈱は，小売業者に販売する食料品等の製造及び小売業者から請け負うチラシ等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のアからコまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　平成28年5月から平成29年9月までの間，「年契基本」を支払わせていた。 イ　平成28年5月から平成29年11月までの間，「発注オンライン料」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　平成28年5月から同年12月までの間，「基本（商品）」を支払わせていた。 エ　平成28年6月から同年11月までの間，「販促　スポット条件」を下請代金の額から差し引いていた。 オ　平成28年8月から平成29年4月までの間，「決算協力金」を下請代金の額から差し引いていた。 カ　平成28年8月から平成29年4月までの間，「販売奨励金」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 キ　平成28年6月から平成29年3月までの間，「厳選ＰＯＰ代」を下請代金の額から差し引いていた。 ク　平成28年5月から平成29年7月までの間，「西四国業務用惣菜リベート」を下請代金の額から差し引いていた。 ケ　平成28年5月から平成29年7月までの間，「西四国アイスリベート」を下請代金の額から差し引いていた。 コ　前記アの「年契基本」，前記ウの「基本（商品）」又は前記カの「販売奨励金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 減額金額は，下請事業者21名に対し，総額1290万2475円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
住宅内装金物，家具金物等の製造業 (30.10.17勧告)	磯川産業㈱は，住宅内装金物，家具金物等の製造業者等から製造を請け負う住宅内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のアからウまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　平成29年5月から平成30年5月までの間，「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成29年5月から平成30年5月までの間，「仕入値引」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　平成29年5月から平成30年4月までの間，下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は，下請事業者33名に対し，総額1113万1440円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
キャラクター商品の企画，製造販売業等 (30.12.12勧告)	㈱サンリオは，消費者及び小売業者に販売するキャラクター商品の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次の行為を行っていた。 ①　返品 下請事業者から商品を受領した後，平成28年6月から平成29年11月までの間，下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに，受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。 ②　不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者に対し，平成28年7月から平成30年8月までの間，納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させることにより，当該下請事業者の利益を不当に害していた。 返品した商品の下請代金相当額は，下請事業者14名に対し，1067万5727円及び4317.10ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると50万2434円）であり，同社は勧告前に返品した商品を再び引き取るなどして，その下請代金相当額を支払っている。また，無償で提供させていた商品の対価は，下請事業者175名に対し，574万3335円及び9970.08ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると118万3435円）であり，同社は勧告前に提供させていた商品の対価を支払っている。	①第4条第1項第4号（返品の禁止） ②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
婦人服等の製造販売業 (31.1.23勧告)	アイア㈱は，消費者及び小売業者に販売する婦人服又は婦人服飾品雑貨，当該婦人服の原材料たる生地等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のア及びイの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　平成29年5月から平成30年5月までの間，「縫製会費」等を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成29年5月から平成30年5月までの間，「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は，下請事業者53名に対し，総額1057万3048円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
畜肉加工品，弁当，調味料等の製造販売業等 (31.2.21勧告)	㈱柿安本店は，消費者等に販売する畜肉加工品，畜肉加工品の附属品である包装用品，弁当の原材料たる畜肉等及び調味料の製造を下請事業者に委託しているところ，平成29年5月から平成30年4月までの間，下請事業者に対し，「販売協力金」を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者5名に対し，総額1515万8869円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

⑵　主な指導事件

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
封筒の印刷を下請事業者に委託しているＡ社は，自社の倉庫に空きがなく受領態勢が整っていないことを理由に，あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
配送業務を下請事業者に委託しているＢ社は，下請事業者との間で，支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に，支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
自動車の内装品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は，下請事業者に対し，「価格協力費」と称して，一定額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
衛生材料の製造を下請事業者に委託しているＤ社は，取引先の都合により不要となったことを理由に，当該衛生材料を下請事業者に返品していた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
水路保守業務を下請事業者に委託しているＥ社は，単価改定の際，自社の予算単価を基準として，下請事業者と十分な協議をすることなく，一方的に単価を定めることにより，下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
ウェブサイト用のコンテンツ制作を下請事業者に委託しているＦ社は，発注担当者等を通じて，下請事業者に対し，自社が主催するゴルフ大会の観戦チケットを購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
生洋菓子の製造を下請事業者に委託しているＧ社は，下請事業者に対し，有償で当該菓子の原材料を支給しているが，原材料の未使用分について，僅かであることを理由に，当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に，支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
段ボールの製造を下請事業者に委託しているＨ社は，下請事業者に対し，手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（155日）を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
酒類パッケージの製造を下請事業者に委託しているＩ社は，自社で行う催事のため，下請事業者に対し，「協賛金」として一定額を提供させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車及び農業機械の修理を下請事業者に委託しているＪ社は，顧客からのクレーム等があったことを理由に，下請事業者の責めに帰すべき理由なくやり直しをさせたにもかかわらず，新たに生じた費用を負担していなかった。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）

第３　下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては，違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより，違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から，公正取引委員会は，次のとおり各種の施策を実施し，違反行為の未然防止を図っている。

１　下請法等に係る講習会

⑴　基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては，58回の講習会を実施した。

⑵　下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は，下請法の普及・啓発を図るため，中小企業庁と共同して，毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め，下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成30年度においては，47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

⑶　応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として，勧告事例等の説明，事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成30年度においては，12回（うち３回は卸・小売業者向け）の講習会を実施した。

２　下請法に係る相談

⑴　下請法に係る相談

公正取引委員会では，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，下請法に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては，8,518件に対応した。

⑵　中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて，下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては，27か所で実施した。

⑶　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し，相談を受け付けている。

平成30年度においては，全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ27回講師を派遣するとともに，中小事業者向けリーフレット（「１分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は，事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに，下請法の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては，事業者団体等へ40回講師を派遣した。

4　親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては，下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，公正取引委員会及び経済産業省は，親事業者及び関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成30年度においては，親事業者約21万名及び関係事業者団体約1,000団体に対し，11月27日に要請を実施した。

5　下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は，下請法等の効果的な運用に資するため，各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成30年度においては，５月以降，下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに，その概要を公表した（「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔令和元年５月29日公表〕の別紙４「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

6　働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は，「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画しているところ，その議論も踏まえつつ，中小企業等の取引条件の改善等に向け，引き続き下請法の積極的な運用を進めている。

平成30年５月31日に，働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集を公表した。

第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第１　概説

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，平成25年６月５日に成立し，同年10月１日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており，平成26年４月１日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して，特定事業者の遵守事項として，①減額又は買いたたき（第３条第１号），②商品購入，役務利用又は利益提供の要請（第３条第２号），③本体価格での交渉の拒否（第３条第３号），④報復行為（第３条第４号）を定め，公正取引委員会は，その特定事業者に対し，これらの行為を防止し，又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第４条），また，これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第６条）。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており，事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について，独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1　転嫁拒否行為に関する情報収集

⑴　相談窓口における対応

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており，当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成30年度においては，493件の相談に対応した。

⑵　書面調査

公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけではなく，書面調査を実施し，中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成30年度においては，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また，中小企業庁と合同で，個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

⑶　事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は，平成30年度において，様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため，832名の事業者及び208の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

⑷　移動相談会

公正取引委員会は，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，全国各地で移動相談会を実施することとしており，平成30年度においては，50回実施した。

⑸　下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は，下請法の書面調査を通じて，転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し，転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には，速やかに調査を行った。

⑹　下請法との一体的な運用

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において，下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備，受領拒否，割引困難な手形の交付等）が判明した場合には，下請法に基づき速やかに調査を行った。

2　転嫁拒否行為に対する調査・措置等

⑴　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施し，転嫁拒否行為に対しては，指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また，重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに，違反行為を行った特定事業者の名称，違反行為の概要等を公表している。

平成30年度においては，５件について勧告を行い，295件について指導を行った（第１表参照）。

第１表　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

（単位：件）

	勧告	指導
平成30年度	5（ 3）	295（ 16）
平成29年度	5（ 1）	370（ 16）
累　計（注1）	48（11）	2,416（156）

（注１）平成25年10月から平成31年３月までの累計である。
（注２）（　）内の件数は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第２表　勧告及び指導件数の内訳（業種別）

（単位：件）

業種	平成30年度			平成29年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	48	48	0	54	54	4	284	288
製造業	0	78	78	0	84	84	1	631	632
情報通信業	2	16	18	1	42	43	6	210	216
運輸業（道路貨物運送業等）	0	13	13	0	12	12	1	143	144
卸売業	0	17	17	0	28	28	1	173	174
小売業	3	36	39	1	29	30	11	273	284
不動産業	0	19	19	2	21	23	8	103	111
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	11	11	0	15	15	0	125	125
学校教育・教育支援業	0	6	6	0	10	10	3	53	56
その他（注4）	0	51	51	1	75	76	13	421	434
合　計	5	295	300	5	370	375	48	2,416	2,464

（注３）平成25年10月から平成31年３月までの累計である。
（注４）「その他」は，娯楽業，医療福祉，事業サービス業（ビルメンテナンス業，警備業等）等である。
（注５）複数の業種にわたる場合は，当該事業者の主たる業種により分類している。

⑵　行為類型別件数

平成30年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると，減額（同法第３条第１号前段）が23件，買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号後段）が295件，本体価格での交渉の拒否（同法第３条第３号）が２件となっている（第３表参照）。

第３表　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	平成30年度			平成29年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	1	22	23	0	36	36	4	128	132
買いたたき	5	290	295	5	358	363	48	2,083	2,131
商品購入，役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	2	2	0	1	1	0	251	251
合計（注7）	6	314	320	5	395	400	52	2,511	2,563

（注６）平成25年10月から平成31年３月までの累計である。
（注７）１件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため，違反行為の類型別件数の合計と，第１表及び第２表に記載の件数（勧告及び指導の合計件数）とは一致しない。

⑶　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては，転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について，特定事業者273名から，特定供給事業者４万5072名に対し，総額８億1517万円の原状回復が行われた。

第４表　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成30年度	平成29年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	273名	357名	1,484名
原状回復を受けた特定供給事業者数	45,072名	21,698名	161,060名
原状回復額（注9）	8億1517万円	8億1008万円	36億4081万円

（注８）平成26年４月から平成31年３月までの累計である。
（注９）原状回復額は１万円未満を切り捨てている。

3　勧告事件及び主な指導事例

平成30年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

⑴　勧告事件

事業内容	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
小売業 （30.6.20勧告）	食品，日用品等の小売業を営む紅屋商事㈱は，納入業者の一部に対し，商品ごとの税込単価を，本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め，当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
情報通信業 （30.6.21勧告）	ア　就職・転職等のポータルサイトの運営等を営む㈱マイナビは，個人事業者又は法人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料，②著作物の使用料，③広告販売促進業務の委託料又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。 イ　雑誌，書籍等の出版業を営む㈱マイナビ出版（㈱マイナビから出版事業を承継）は，個人事業者又は法人事業者に対し，①原稿作成業務の委託料，②著作物の使用料又は③広告販売促進業務の委託料について㈱マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。 【本件は，中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い，処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）
小売業 （31.2.15勧告）	食品，衣料品及び住居関連商品の小売業を営む㈱イトーヨーカ堂は， ア　商品の納入業者の一部に対し，消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 イ　利用する駐車場の運営者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。	第3条第1号前段（減額） 第3条第1号後段（買いたたき）
小売業 （31.3.20勧告）	自動販売機による清涼飲料水等の小売業を営む㈱ジャパンビバレッジホールディングスは，自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。 【本件は，中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い，処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）

⑵　主な指導事例

業　種	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
製造業	半導体製造装置の製造業を営むＡ社は，半導体製造装置の部品類の加工を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し，あらかじめ定めた加工業務の委託代金から消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
医療業	病院の運営を行うＢは，給食材料の納入業者（特定供給事業者）に対し，あらかじめ定めた平成26年4月1日から平成30年7月31日までの給食材料の仕入代金について，消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売事業者であり，スーパーマーケットを運営するＣ社は，商品の納入業者（特定供給事業者）に対し仕入伝票ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税として支払うことで，支払ごとに商品の本体価格を合計し，消費税額を計算した場合と比べ，支払総額を1円以上減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
娯楽業	ゲームセンターの運営を行うＤ社は，ゲームセンターの運営を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月1日以後の委託代金について，消費税率引上げ前の対価よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
サービス業	地方公共団体であるＥは，法定講習の実施に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
サービス業	Ｆ農業協同組合は，葬儀の施行業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
建設業	土木・建築工事業を営むＧ社は，大工工事に係る業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
不動産業	不動産業を営むＨ社は，建設工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において，消費税抜きで見積金額の提示を受けているにもかかわらず，平成26年4月1日以後も税込価格で交渉していた。	第３条第３号（本体価格での交渉の拒否）

第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1　制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について，公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている（第12条）。

2　届出の受付等

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等において，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成30年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。），消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）のいずれも届出はなかった（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第５表，業種別届出件数は第６表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は，届出を受け付けた月ごとに取りまとめて，翌月，公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成30年度においては，12件の相談に対応した。

第５表　転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル	表示カルテル	合　計
平成30年度	0	0	0
平成29年度	7	1	8
累計（注1）	194	140	334

（注１）平成25年10月から平成31年３月までの累計である。

第６表　業種別届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成30年度	平成29年度	累計（注2）	平成30年度	平成29年度	累計（注2）
製造業	0	1	95	0	0	79
卸売業	0	0	59	0	0	49
小売業	0	1	51	0	0	45
サービス業	0	2	48	0	1	22
その他（注4）	0	3	29	0	0	10
合計	0	7	282	0	1	205

（注２）平成25年10月から平成31年３月までの累計である。
（注３）複数の業種にわたる場合の届出があるので，合計の数字は第５表に記載の届出件数と一致しない。
（注４）「その他」の業種は，運輸業，建設業等である。

３　政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では，法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は，当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず，転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第１項），公正取引委員会は，政令指定組合からの届出を受理したときは，当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第２項）。

第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係るガイドラインの改正等

(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン

公正取引委員会は，令和元年10月の消費税率引上げに向けて，①「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日当委員会ほか関係省庁連名。以下「価格設定ガイドライン」という。）の整備，②軽減税率制度の実施及び③過去の事案の蓄積を踏まえ，消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図るため，平成31年３月29日，消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインを改正し，公表した。

(2) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の更新

公正取引委員会は，当委員会のウェブサイトに掲載している「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」について，令和元年10月の消費税率引上げ等に向けて更新した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施しており，平成30年度においては，50回実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は，商工会議所，商工会，事業者団体等が開催する説明会等に，当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており，平成30年度においては，職員を20回派遣した。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを関係省庁と協力して作成している。平成30年度においては，令和元年10月の消費税率引上げに向けて，価格設定ガイドラインが整備されたこと等を受けて，本パンフレットを改訂し，平成31年３月29日，当委員会のウェブサイトに掲載したほか，全国の商工会議所，商工会，地方公共団体等に配布した。

また，消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ，公正取引委員会のウェブサイトにおいて主な違反事例について説明したパンフレットを掲載しているほか，商工会議所，商工会等に配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は，当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており，リーフレット，パンフレット等の資料，相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口），月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況，「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」

等を掲載した。

⑶　転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は，転嫁拒否行為が禁止されていること，転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため，平成31年２月に，新聞広告，雑誌広告，ラジオ広告及びインターネット広告により，事業者向け広報を集中的に実施した。平成30年度においては，平成29年度に作成したキャラクターである「消費税転嫁されてイルカのルカちゃん」を継続して使用するとともに，初めてとなる動画広告を作成し，転嫁拒否行為を分かりやすく説明した。

4　消費税転嫁対策特別措置法遵守の要請

公正取引委員会は，転嫁拒否行為が行われることのないよう，令和元年６月27日，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で，20万名の事業者を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出した。

第11章　国際関係業務

第１　独占禁止協力協定等

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定等に基づき，関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

１　独占禁止協力協定

⑴　日米独占禁止協力協定

日本国政府は，米国政府との間で，平成11年10月７日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し，同協定は同日に発効した。同協定は，両政府の競争当局間における執行活動に係る通報，協力，調整，執行活動の要請，重要な利益の考慮等を規定している。

⑵　日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は，欧州共同体との間で，平成15年７月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し，同協定は同年８月９日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお，我が国及び欧州連合（ＥＵ）の双方は，競争分野における日ＥＵ間の協力関係をより一層強化するとともに，競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており，平成29年10月19日及び20日に改正交渉第１回会合を開催して以降，改正交渉を継続して行っているところである。

⑶　日加独占禁止協力協定

日本国政府は，カナダ政府との間で，平成17年９月６日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し，同協定は同年10月６日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

２　競争当局間の協力に関する覚書等

平成28年度に署名した中国商務部及びケニア競争当局との協力に関する覚書並びにモンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め，平成29年度に署名したカナダ競争局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め及びシンガポール競争委員会との協力に関する覚書に続き，平成30年度も引き続き外国の競争当局との覚書等の署名に向けた交渉を行った。

第２　競争当局間協議

公正取引委員会は，我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成30年度における協議の開催状況は，第１表のとおりである。

第１表　平成30年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
韓国	平成30年9月12日　ソウル	韓国公正取引委員会
ＥＵ	平成30年12月13日　東京（テレビ電話会議）	欧州委員会競争総局

第３　経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して，地域貿易の強化のため，現在，多くの国が，経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は，平成 30 年度，中国・韓国，トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは，経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり，公正取引委員会は，このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち，第２表に掲げるものには，競争に関する規定が設けられ，両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第２表　我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ＡＳＥＡＮ包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 順次発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効

協定名	状況
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・ＥＵ経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効

（注１）平成19年３月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され，同年９月に発効した。競争に関する章については，実施取極において，シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。
（注２）平成20年４月に日本及び全ＡＳＥＡＮ構成国の署名が完了した。
（注３）日本とシンガポール，ラオス，ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に，ブルネイとの間では平成21年１月に，マレーシアとの間では同年２月に，タイとの間では同年６月に，カンボジアとの間では同年12月に，インドネシアとの間では平成22年３月に，フィリピンとの間では同年７月に発効した。
（注４）平成28年２月に，我が国のほか，オーストラリア，ブルネイ，カナダ，チリ，マレーシア，メキシコ，ニュージーランド，ペルー，シンガポール，米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後，米国が離脱を表明したことを受けて，平成30年３月，米国を除く11か国によりＴＰＰ11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され，同年12月に発効した。

第４　多国間関係

1　国際競争ネットワーク（ＩＣＮ：International Competition Network）

⑴　ＩＣＮの概要

ＩＣＮは，競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり，平成30年度末現在，126か国・地域から139の競争当局が加盟している。このほか，国際機関，研究者，弁護士等の非政府アドバイザー（ＮＧＡ：Non-Governmental Advisors）もＩＣＮに参加している。

ＩＣＮは，主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により，その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は，ＩＣＮの設立以来，運営委員会のメンバーとなっている。

ＩＣＮは，運営委員会の下に，テーマごとに，①カルテル作業部会，②企業結合作業部会，③単独行為作業部会，④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにＩＣＮの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては，電話会議，質問票の活用，各国競争当局からの書面提出等を通じて，それぞれの課題に対する検討が行われているほか，テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は，これらの活動に積極的に取り組んでおり，平成23年５月から平成26年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成26年

４月から平成29年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を務め，平成29年５月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また，ＩＣＮは，これらの作業部会の成果の報告，次年度のワークプランの策定等のため，年次総会を開催している。

平成30年度における主な会議の開催状況は，第３表のとおりである。

第３表　平成30年度におけるＩＣＮの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
エコノミストワークショップ	平成30年5月2日～4日	韓国・ソウル
カルテルワークショップ	平成30年10月16日～18日	イスラエル・テルアビブ
単独行為ワークショップ	平成30年11月1日及び2日	南アフリカ・ステレンボッシュ
企業結合ワークショップ	平成30年11月7日及び8日	東京
アドボカシーワークショップ	平成31年2月28日及び3月1日	ウクライナ・キエフ

⑵　各作業部会の活動状況

平成30年度における各作業部会の活動状況は，次のとおりである。

ア　カルテル作業部会

カルテル作業部会は，反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には，ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（ＳＧ１）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（ＳＧ２）が設置されている。

第17回年次総会以降，ＳＧ１においては，効果的かつ効率的なリニエンシープログラム及びその申請のための重要な要素に関する報告書が作成された。また，「リニエンシーの誘因・阻害要因」，「情報共有ゲートウェイ及び情報共有における国際的協力」，「デジタルカルテルとアルゴリズム」及び「競争当局と発注官庁の協力」をテーマとした電話セミナーが実施され，このうち「競争当局と発注官庁の協力」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか，当委員会は，アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯に２回の電話セミナーを主催し，これらの電話セミナーにおいて，当委員会事務総局の職員がモデレーター及びスピーカーを務めた。

ＳＧ２においては，公正取引委員会の主導により，平成27年に設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について，当委員会は引き続きその運用を行うとともに，同フレームワークの利用促進を目的とした加盟当局向け調査を実施した。また，平成30年10月，カルテルワークショップがイスラエル・テルアビブにおいて開催され，「カルテルを一つ一つ解明する方法」をテーマとして議論が行われ，当委員会からは，委員及び事務総局の職員７名がスピーカー等として参加した。

イ　企業結合作業部会

企業結合作業部会は，企業結合審査の効率性を高めるとともに，その手続面及び実

体面の収れんを促進し，国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降，同作業部会においては，垂直型企業結合審査事例の国際的な比較に関する報告書の作成が行われ，公正取引委員会は事例紹介に貢献した。また，当委員会は，平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について，各競争当局の活用状況を調査し，報告書及びその結果を踏まえた改善案の取りまとめを行った。このほか，「小売分野における企業結合」をテーマとした電話セミナーが世界各地域で開催され，当委員会は，同作業部会の共同議長として，アジア太平洋地域における電話セミナーを主催し，当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。さらに，平成30年11月，当委員会は，「2020年代の企業結合審査：デジタル化・グローバル化は企業結合審査を変えるか？」をテーマとした企業結合ワークショップを東京において主催した。同ワークショップにおいて，当委員会委員長がオープニング・スピーチを行ったほか，委員及び事務総局の職員が，多くのセッションにモデレーター，スピーカー等として参加した。

ウ　単独行為作業部会

単独行為作業部会は，事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降，同作業部会においては，垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として，選択的流通に係る仮想事例が作成され，競争法上の評価の視点が検討・整理されたほか，「規制セクターへの競争法の適用」，「市場支配的地位の評価における新旧の課題」及び「単独行為と知的財産／標準必須特許」をテーマとした電話セミナーが実施された。このうち「規制セクターへの競争法の適用」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また，平成30年11月，単独行為ワークショップが南アフリカ・ステレンボッシュにおいて開催され，排他的取引等に関するテーマについて議論が行われ，当委員会事務総局の職員４名がスピーカー等として参加した。

エ　アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は，競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第17回年次総会以降，同作業部会においては，効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書に基づき，推奨される慣行の策定に向けた作業が行われたほか，デジタル市場に対する各当局のアドボカシー活動に関する報告書の作成に向けた作業が行われた。また，「アドボカシーとデジタル市場」，「競争評価に向けた積極的なアプローチ－競争制限的な規制を特定する方法－」及び「アドボカシー戦略／プログラムの計画及び評価－ケーススタディー」をテーマとした電話セミナーが実施され，このうち「競争評価に向けた積極的なアプローチ－競争制限的な規制を特定する方法－」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務め

た。さらに，同作業部会は，世界銀行との共催で，各競争当局の競争唱導の成功例に関する2018-19年アドボカシーコンテストを開催した。加えて，平成31年２月及び３月，アドボカシーワークショップがウクライナ・キエフにおいて開催され，「競争唱導－競争を通じた繁栄に至るまでの障壁－」をテーマとして議論が行われ，当委員会事務総局の職員３名がスピーカー等として参加した。

オ　当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は，競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第17回年次総会以降，同作業部会においては，「審査手続に関するガイダンス」を推奨される慣行に変更するための改訂作業が行われたほか，競争当局の組織設計に関する報告書が作成された。また，「組織設計」，「非水平型企業結合」及び「市場画定における課題」をテーマとした電話セミナーが実施され，このうち「市場画定における課題」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。さらに，競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するＩＣＮトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して，新たに「制裁」，「単独行為の枠組み」，「競争と公益に係る要素の均衡」及び「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成に向けた作業が行われ，このうち当委員会は，「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成を主導した。加えて，平成30年５月，エコノミストワークショップが韓国・ソウルにおいて開催され，「競争政策に関する経済学」をテーマとして議論が行われ，当委員会事務総局の職員が参加した。

２　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）・競争委員会（ＣＯＭＰ：Competition Committee）

⑴　競争委員会は，ＯＥＣＤに設けられている各種委員会の一つであり，昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され，平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は，昭和39年のＯＥＣＤ加盟以来，その活動に参加してきており，公正取引委員会は，同年10月の会合以降，これに参加してきている。競争委員会は，本会合のほか，その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け，随時会合を行っている。また，平成30年度は，消費者政策委員会との合同会合が行われたほか，アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が開催された。同年度における会議の開催状況は，後記⑵及び⑶のとおり（第４表参照）であり，当委員会からは，委員及び事務総局の職員数名が出席し，我が国の経験を紹介するなどして，議論に貢献した。

第４表　平成30年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
平成30年6月4日～同月8日	第129回本会合，第65回第2作業部会（競争と規制），第127回第3作業部会（協力と執行）
平成30年11月26日～同月30日	第130回本会合，消費者政策委員会との合同会合，第66回第2作業部会（競

	争と規制），第128回第3作業部会（協力と執行），第17回競争に関するグローバルフォーラム，第2回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議の開催場所は，全てフランス・パリである。

⑵　平成30年６月の第129回本会合においては，①企業結合における非価格効果に係るラウンドテーブル討議，②電子商取引が競争政策に与える示唆に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年11月の第130回本会合においては，①企業結合届出による待機期間とガン・ジャンピングに係るラウンドテーブル討議，②製薬業界における高価格設定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。消費者政策委員会との合同会合では，①デジタル時代の個人別価格設定に係るラウンドテーブル討議，②無料市場における質の考慮に係るラウンドテーブル討議が行われた。

⑶　競争委員会に属する各作業部会，競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の平成30年度における主要な活動は，次のとおりである。

ア　第２作業部会では，平成30年６月の会合においては，タクシー，ライドソーシング及びライドシェアリングに係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年11月の会合においては，公的資金を受けているヘルスケア市場の設計に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

イ　第３作業部会では，平成30年６月の会合においては，①リニエンシー制度における課題及び協調に係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。また，同年11月の会合においては，①競争法審査における秘匿情報の取扱いに係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の見直しに関する討議等が行われた。

ウ　競争に関するグローバルフォーラムでは，平成30年11月の会合において，①ジェンダーと競争に係るラウンドテーブル討議，②地域的競争協定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

エ　アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では，平成30年11月の会合において，技術支援のニーズと計画に関する討議等が行われた。

3　東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は，東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は，東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し，その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより，東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては，競争法・政策の執行に係る課題，効果的・効率的な技術支援のための協力・

調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは，競争当局に加え，学界，産業界等からの出席者を交えて，競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い，東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成30年度においては，公正取引委員会は，平成30年８月にオーストラリア・シドニーにおいてオーストラリアの競争当局等との共催により，第14回東アジア競争政策トップ会合及び第11回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

４　アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）

ＡＰＥＣにおいては，ＡＰＥＣ域内における競争政策についての理解を深め，貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として，貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（ＣＰＤＧ）が平成８年に設置された。同グループは，平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（ＥＣ）の下部組織に移行し，平成20年には，競争政策・競争法グループ（ＣＰＬＧ）に改称した。公正取引委員会は，平成17年から平成24年12月までＣＰＬＧ（改称前においてはＣＰＤＧ）の議長を務め，平成28年１月からはＣＰＬＧの副議長を務めるなど，ＡＰＥＣにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成30年度において，公正取引委員会は，平成30年８月にパプアニューギニア・ポートモレスビーで開催された「ＦＴＡ／ＥＰＡ競争章に関するキャパシティービルディングのためのワークショップ」，平成31年２月にチリ・サンティアゴにおいて開催された「水平的及び非水平的企業結合における経済分析ワークショップ」等にスピーカーとして参加したほか，平成31年３月にチリ・サンティアゴにおいて開催されたＣＰＬＧ会合において，入札談合防止の取組を紹介するなど我が国の競争政策の動向について報告を行った。

５　国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）

昭和55年，ＵＮＣＴＡＤ主催による制限的商慣行国連会議において，「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに，原則と規則は，同年の第35回国連総会において，国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は，国際貿易，特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより，国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後，このような制限的商慣行についての調査研究，情報収集等を行うために，昭和56年，制限的商慣行政府間専門家会合が設置され，平成８年のＵＮＣＴＡＤ第９回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後，平成９年12月の国連総会の決議により，競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また，同会合のほか，原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が５年に１回開催されている。

平成30年度においては，平成30年７月11日から同月13日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第17回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され，公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席し，「国際協力に関するディスカッショングループによるレポート」に関するラウンドテーブル等における議論に参加した。

また，公正取引委員会は，平成30年10月から原則と規則に基づく国際協力を促進するための合意文書のドラフティングチームに参加し，各加盟国の意見を集約し，条文案を提示するなど主導的役割を果たしている。

さらに，平成28年７月からＵＮＣＴＡＤ競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員１名を派遣するなど，海外の競争当局等に対する技術支援の分野でＵＮＣＴＡＤと協力を進めている。

6　Ｇ７サミット

令和元年のＧ７サミットの議長国であるフランスから，「デジタル経済における競争政策」をＧ７サミットにおいて取り扱うテーマの１つとすることが提案された。公正取引委員会を含むＧ７各国の競争当局は，フランス競争当局を通じ，デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランスより要請されたところ，継続的に議論を行い，同年６月，「競争とデジタル経済」に関するＧ７競争当局の共通理解について合意した。

第５　海外の競争当局等に対する技術支援

近年，東アジア地域等の発展途上国において，競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い，既存の競争法制を強化する動きや，新たに競争法制を導入する動きが活発化しており，これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）を通じて，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また，平成28年９月から，ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており，我が国における研修やＡＳＥＡＮ加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は，次のとおりである。

1　ＪＩＣＡの枠組みによる技術支援

⑴　インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して，公正取引委員会は，平成28年７月から令和元年９月にかけて当委員会事務総局の職員１名をＪＩＣＡ長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し，現地における技術支援を実施している。また，当委員会は，平成30年10月16日から同月19日にかけてインドネシアの競争当局の委員等７名を我が国に招へいし，競争法・審査実務等に関する研修を実施した。

⑵　モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して，公正取引委員会は，平成30年５月24日から同月30日にかけてモンゴルの競争当局等の職員15名を我が国に招へいし，競争法・審査実務に関する研修を実

施した。

⑶　ケニアに対する技術支援

ケニアに対して，公正取引委員会は，平成30年９月10日から同月14日にかけてケニアの競争当局の職員13名を我が国に招へいし，競争法・審査実務に関する研修を実施した。

⑷　集団研修

公正取引委員会は，平成６年度以降，競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施している。平成30年度においては，発展途上国８か国から８名の参加を得て，平成30年７月23日から同年８月３日にかけて実施した。

⑸　その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は，セルビアの競争当局等との共催により，平成30年６月12日及び13日にセルビア・ベオグラードにおいてセルビアの競争当局等向けの現地セミナー及びフィリピンの競争当局との共催により，同年12月17日から同月19日にかけてフィリピン・マニラにおいてフィリピンの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

２　ＪＡＩＦを活用した技術支援

⑴　訪日研修

公正取引委員会は，平成31年３月４日から同月７日にかけてＡＳＥＡＮ加盟国の競争当局の職員等27名を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施した。

⑵　現地研修

公正取引委員会は，平成30年７月３日から同月６日にかけてインドネシア・バリにおいて開催されたインドネシア現地研修に当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

⑶　現地ワークショップ

公正取引委員会は，平成30年４月18日及び19日にインドネシア・スラバヤにおいて開催されたインドネシア現地ワークショップ及び同年８月６日及び７日にシンガポールにおいて開催されたシンガポール現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

⑷　ＡＳＥＡＮ加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は，平成31年１月以降，日本及びＡＳＥＡＮ加盟国の専門家と共同し，ＡＳＥＡＮ加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを進めている。

3　発展途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は，モンゴルの競争当局との共催により，平成31年２月11日及び12日にモンゴル・ウランバートルにおいてモンゴルの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

このほか，公正取引委員会は，発展途上国に対する技術支援として，ＯＥＣＤ等の国際機関や外国政府等が主催する東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに，当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第６　海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため，諸外国・地域の競争政策の動向，競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成30年度においては，米国，ＥＵ，その他主要なＯＥＣＤ加盟諸国やアジア各国を中心として，競争当局の政策動向，競争法関係の立法活動等について調査を行い，その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

また，平成30年度からの新たな試みとして，競争法の改正がなされた国を中心に，在外日本人商工会議所所属の事業者等に対する現地の競争法の説明会・意見交換会を開催した。具体的には，平成30年度は，ベトナム，フィリピン，インドネシア，タイ及び英国において，説明会・意見交換会を開催した。

第７　海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し，英文ウェブサイトに掲載している。平成30年度においては，前年度に引き続き，英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか，外国の競争当局，弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり，海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成 30 年度においては，平成 30 年４月に米国・ワシントンD. C. において開催されたＡＢＡ（米国法曹協会）競争法部会春季会合，同年７月から同年８月にかけて中国・北京において開催された中国競争政策年次フォーラム 2018，同年９月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学競争法研究所当局幹部ワークショップ，同月に韓国・ソウルにおいて開催された第 10 回ソウル国際競争フォーラム，同月に米国・ワシントンD. C. において開催されたジョージタウン大学国際反トラスト執行シンポジウム及び平成 31 年３月に米国・ワシントンD. C. において開催されたＡＢＡ競争法部会春季会合に，それぞれ公正取引委員会委員がスピーカー等として参加した。

また，平成30年４月に京都において開催された医薬関連経済法研究会，同年５月に東京において開催された経団連主催カンファレンス，同月にシンガポールにおいて開催されたＡＢＡグローバルセミナーシリーズ，同月に韓国・ソウルにおいて開催されたＡＢＡ主催アジアにおける反トラスト会議，同年12月に中国・香港において開催されたアジア競争フォーラム等に，公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章　広報・広聴等に関する業務

第１　広報・広聴

1　概要

公正取引委員会は，独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに，今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため，広く国民に情報提供を行い，国民各層からの意見，要望の把握，小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは，次のとおりである（海外向け広報については第11章第７参照）。

2　記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3　報道発表

公正取引委員会は，独占禁止法違反事件に対する法的措置，企業結合に係る審査結果，独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン，実態調査報告書等の内容について，幅広く報道発表を行っている。平成30年度においては，404件の報道発表を行った。

なお，特定のテーマについては，報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4　講師派遣

事業者団体等の要請に対応して，講演会，研修会等に職員を講師として派遣し，独占禁止法等について広報を行った。

5　各委員制度等及びその運用状況

⑴　独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため，平成11年度から，独占禁止政策協力委員制度を設置し，公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い，施策の実施の参考としている。平成30年度においては，各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

⑵　消費者アドバイザー

競争政策は，一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ，最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ，平成30年５月以降，主要消費者団体の推薦を得て，消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは，最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって，公正取引委員会の行政運営等に活かすこととしている。

⑶　その他の制度

公正取引委員会は，独占禁止政策協力委員制度のほか，下請取引等改善協力委員制度，独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて，事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに，意見・要望等を聴取し，施策の実施の参考としている。

6　各種懇談会等の実施

⑴　独占禁止懇話会

ア　概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年度以降，毎年開催している。

イ　開催状況

平成30年度においては，独占禁止懇話会を３回開催した。

⑵　地方有識者との懇談会

ア　概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して，競争政策についてより一層の理解を求めるとともに，幅広く意見及び要望を把握し，今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため，昭和47年度以降，毎年，全国各地において開催している。

イ　開催状況

平成30年度においては，全国９都市（北海道釧路市，盛岡市，水戸市，津市，福井市，山口市，徳島市，大分市及び那覇市）において，公正取引委員会の最近の活動状況等について，各地の主要経済団体，消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか，全国各地区において，地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を78回開催した。

⑶　弁護士会に対する懇談会等

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに，その相談・情報収集体制を強化することを目的として，平成23年度から本格的に行っている。

平成30年度においては，全国４都市において，公正取引委員会委員等による弁護士会に対する懇談会等を６回開催した。

7　一日公正取引委員会

⑴　概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，独占禁止法講演会，消費税転嫁対策特別措置法説明会，

下請法基礎講習会，入札談合等関与行為防止法研修会，消費者セミナー，独占禁止法教室，報道機関との懇談会，相談コーナーなどを１か所の会場で開催している。

⑵　開催状況

平成30年度においては，北海道釧路市，山形市，長野市，石川県白山市，福井市，鳥取市，高知市及び鹿児島市において，合計８回の一日公正取引委員会を開催した。

8　消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について，より一層の理解を深めてもらうため，対話型・参加型のイベントとして開催している。

平成30年度においては，合計83回開催した。

9　独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行った。また，大学（短期大学等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し，競争法の目的，公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成30年度においては，中学生向けに合計61回，高校生向けに合計54回，大学生等向けに合計121回開催した。

10　庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて，公正取引委員会の庁舎において，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明を行うとともに，審判廷などの職場見学に対応した。

11　広報資料の作成・配布

⑴　パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため，「知ってなっとく独占禁止法」，「知るほどなるほど下請法」等を作成し，事業者，一般消費者等に広く配布しているほか，中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し，中学校等に配布している。

⑵　広報用ＤＶＤ

独占禁止法及び下請法に関する広報用ＤＶＤを作成しており，事業者団体，消費者団体等に対してこれらの貸出しを行っている。

また，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html）に掲載し，配信している。

⑶　ウェブサイト，メールマガジン及びソーシャルメディアによる情報発信

ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しており，また，公正

取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として，平成20年３月からメールマガジンの発行を行っている。

さらに，平成26年６月からTwitter及びFacebookの運用を開始し，報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信しているほか，平成27年５月からYouTubeの運用を開始し，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第２　政策評価等

１　政策評価

公正取引委員会は，行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

平成30年度は，「取引慣行等の適正化」，「海外の競争当局等との連携の推進」及び「競争的な市場環境の創出のための提言等」の計３件の事後評価を実績評価の方法により実施し，政策評価書を公表した。

２　証拠に基づく政策立案

我が国の経済社会構造が急速に変化する中，限られた資源を有効に活用し，国民により信頼される行政を展開するためには，合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して，有効な対応策を選択し，その効果を検証することが必要である。そのため，政府全体で，証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）が推進されており，公正取引委員会においても，その実践に取り組んでいる。

平成30年度は，総務省等と協働して，広報の効果測定に係る実証的共同研究を行った。消費者セミナー，独占禁止法教室及び地方有識者と事務総局職員との懇談会については，参加者へのアンケートの改定を実施し，その結果を用いて，参加者の理解度に影響を与える要因の分析等を行った。また，違反事例の報道発表の内容と社会的注目度との関係をメディア報道量と検索エンジンの検索数を用いて分析した。

第13章　景品表示法に関する業務

第１　概説

景品表示法は，平成21年９月，消費者の利益の擁護及び増進，商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い，公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い，景品表示法の目的は，「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

景品表示法は，消費者庁移管後に既に２度の法改正が行われているが，平成26年10月24日，景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され，同年11月19日に成立し（平成26年法律第118号。以下「平成26年景品表示法改正法」という。），平成28年４月１日に施行された。

平成26年景品表示法改正法は，違反行為を防止するため，不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入するとともに，併せて一般消費者の被害回復を促進する観点から，所定の手続に沿って消費者に自主返金を行った場合に，返金相当額を課徴金額から減額する，又は返金相当額が課徴金額を上回るときは課徴金の納付を命じないことを内容とするものである。

1　景品表示法違反事件の調査

景品表示法は，不当な顧客の誘引を防止するため，景品類の提供について，必要と認められる場合に，内閣府告示（注１）により，景品類の最高額，総額，種類，提供の方法等について制限又は禁止し（第４条），また，商品又は役務の品質，規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第５条）。これらの規定に違反する行為に対し，消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い，これを是正させることができる（第７条第１項）。

また，事業者が，同法第５条の規定に違反する行為（同条第３号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは，消費者庁長官は，当該事業者に対し，当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に３％を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないが，当該事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるとき，又はその額が150万円未満であるときは，その納付を命ずることができない（第８条第１項）（注２）。

さらに，消費者庁長官は，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは，当該事業者に対し，その措置について必要な指導及び助言をすることができる（第27条）。また，消費者庁長官は，事業者が正当な理由がなくて同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは，当該事業者に対し，景品類の提供又は表示の管理上必

要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（第28条第１項），勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは，その旨を公表することができる（同条第２項）。

公正取引委員会は，消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け，景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注１）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は，経過措置により引き続き効力を有する。

（注２）平成26年景品表示法改正法の施行日である平成28年４月１日以後に行われた課徴金対象行為について適用される。

２　公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき，事業者又は事業者団体は，景品類又は表示に関する事項について，公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて，不当な顧客の誘引を防止し，一般消費者による自主的かつ合理的な選択と，事業者間の公正な競争を確保するため，協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は，協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第２　景品表示法違反事件の調査

消費者庁は，景品表示法違反事件について，違反行為者に対して措置命令を行うほか，違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成30年度において，消費者庁が措置命令を行った46件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは６件であり，消費者庁が指導を行った216件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは53件である（第１表及び第２表参照）。

また，平成30年度において，消費者庁が課徴金納付命令を行った20件（5億801万円）のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは２件（1568万円）である（第１表及び第３表参照）。

さらに，平成30年度において，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，消費者庁が行った勧告は０件であり，消費者庁が指導を行った90件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは44件である。

第１表　平成30年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	6（46）	44（193）	50（239）	2（20）	1568万円（5億801万円）
景品事件	0　（0）	9　（23）	9　（23）		
合計	6（46）	53（216）	59（262）	2（20）	1568万円（5億801万円）

（注）（　）内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第２表　平成30年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
1	平成30年5月15日（農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合）	農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合は，「ヒバーチ20g」等と称する商品4商品（以下1において「本件商品」という。）について，遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間，自らが運営するウェブサイトにおいて，「石垣島海のもの山のもの生産組合は，青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」，「甘い香りの島胡椒」，「八重山，世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。（八重山を代表するスパイス）」「マングー山の麓で獲れた素材。」「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で，古くから石垣島で自生しています。」と記載するなど，あたかも，本件商品の原材料は，石垣島産のものであるかのように示す表示をしていた。 実際には本件商品の原材料は，それぞれ，大部分が外国産のものであった。	第5条第1号
2	平成30年9月4日（㈱キリン堂）	㈱キリン堂は，「グラリスゴールド」と称する食品（以下2において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間，本件商品取扱店舗（66店舗）の店頭表示物において，太った人物が腹部を掴んでいるイラスト，細身の人物がサイズの大きなズボンを掴んでいるイラスト及び人物が腹部を指差している画像と共に，「挑戦者続出」，「食べるの大好き＆運動嫌い」，「でも燃えた!!」，「脂肪を減らしながら基礎代謝を上げる だからリバウンドしにくい」，「①脂肪分解酵素を分解 ②脂肪燃焼力を大幅 UP ③脂肪合成酵素を徹底抑制 ＋ さらに④還元型 CoQ10で燃焼力 UP↑」及び「脂肪の消費を大幅 UP」と記載することにより，あたかも，本件商品を摂取するだけで，特段の運動や食事制限をすることなく，体脂肪の分解，燃焼及び合成抑制による，外見上身体の変化を認識するまでの痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
3	平成30年10月18日（㈱ジャパネットたかた）	㈱ジャパネットたかたは， ①　エアコン4商品を一般消費者に販売するに当たり，例えば，「シャープエアコン【G-TD シリーズ】(AY-G22TD)」と称するエアコンについて，平成29年5月19日に配布した会員カタログにおいて，「ジャパネット通常税抜価格　~~79,800~~円」，「2万円引き」，「さらに！会員様限定2,000円値引き」及び「値引き後価格　会員様特価　57,800円」と記載することにより，あたかも，「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は，同社において通常販売している価格であり，「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には，「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は，同社において，最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。 ②　テレビ1商品を一般消費者に販売するに当たり，平成29年7月24日に配布したダイレクトメールにおいて，「会員様限定　3万円値引き」，「ジャパネット通常税抜価格　~~139,800~~円」及び「値引き後価格　会員様特価　109,800円」と記載することにより，あたかも，「ジャパネット通常税抜価格」と称する価額は，同社において通常販売している価格であり，「値引き後価格　会員様特価」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には，「ジャパネット通常税抜価格」と称する価額は，同社において，最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。	第5条第2号
4	平成31年1月17日（㈱はぴねすくらぶ）	㈱はぴねすくらぶは，「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状93粒入りの健康食品（以下4において「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品の各商品（以下4においてこれらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，自社ウェブサイトにおいて，例えば，93粒入りについて，遅くとも平成25年10月1日から平成29年8月3日までの間，「酵素※1酵母　乳酸菌の発酵パワーでダイエット！」，食事の画像と共に，「食べることが大好きなあなたへ！」，「『酵母と酵素 de さらスルー』は，生きた酵素と酵母，乳酸菌，さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJ をたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど，あたかも，本件2商品を摂取するだけで，特段の食事制限をすることなく，本件2商品に含まれる成分の作用により，容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社は，期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
5	平成31年3月6日（㈱ライフサポート）	㈱ライフサポートは，7種類のおせち料理（以下5において「本件7商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，「快適生活オンライン」と称する自社ウェブサイト及び「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「快適生活オンライン Yahoo!店」と称する自社ウェブサイトにおいて，例えば，「豪華三段重『和洋ファミリーおせち』鶴寿」と称する商品について，平成29年12月1日から同月13日までの間，「数量限定歳末特別価格！ 年末のおせちお急ぎください！なくなり次第終了！ 通常価格28,800円（税別） ↓↓↓ 残りわずか！！ 今なら！！8,000円お値引き 歳末特別価格20,800円 税別」と記載するなど，あたかも，「通常価格」と称する価額は，同社において本件7商品について通常販売している価格であり，「歳末特別価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には，「通常価格」と称する価額は，同社において本件7商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。	第5条第2号
6	平成31年3月29日（㈱アルトルイズム）	㈱アルトルイズムは，「黒フサ習慣 ブラックマックス S」と称する食品（以下6において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，遅くとも平成30年4月9日から同年10月23日までの間，自社ウェブサイトにおいて，例えば，黒髪の人物の写真と共に，「白髪染めはしたくない！」，「ロマンスグレーはまだ早い！」，「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ！“黒活”をスタートしましょう！」等と記載するなど，あたかも，本件商品を摂取することで，白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社は，期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

第３表　平成30年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	命令日（事業者名）	事件概要	課徴金額
1	平成30年10月5日（㈱SAKLIKIT（サクライキ））	㈱SAKLIKITは，「CC+ DOWN LEGGINGS（シーシープラス ダウンレギンス）」と称する下着（以下1において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間，自社ウェブサイトにおいて， 「何もしなくても24時間絶食状態！！ 異常なスピードで体重が落ちる！！ その威力はたった3日で-5kg減量！ 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない！？ 全身の脂肪が痩せていく！！ ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg！！ 体重-22kg減！！」 「ただレギンスを履くだけで・・・ ①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4step で 365日・・・ 脱ぎ捨てるまで痩身スパイラルが止まらない」 「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす！！ ≫14日間着用≪」と記載するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重64kg⇒43kg 体重-21kg減 体脂肪率⇒驚異の9%」 「体型が激変した体験者は 既に300名を超えています」と記載した上で「◎最低体重記録を更新しました！ 柴田茜様（29歳）3週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒43kg ≫-18kg≪ 出産を期に15kg 太ってしまいました。５年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・・CC＋ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」 などと記載することにより，あたかも，本件商品を着用するだけで，短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社は当該期間内に資料を提出しなかった。	255万円
2	平成31年3月22日（ティーライフ㈱）	ティーライフ㈱は，「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入りの食品及び4個入りの食品（以下2においてこれらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，自社ウェブサイトにおいて，例えば，平成28年5月18日から同年12月5日までの間， 「知らないうちにスタイルアップ↑に導く　まったく新しいダイエット茶」， 「苦しむことなくラクラクダイエットサポート！」， 「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣！」， 「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」， 「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」 などと記載することにより，あたかも，普段の食生活における飲料を本件商品に替えることにより，本件商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期限を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社は，当該期間内に資料を提出しなかった。	1313万円

第３　公正競争規約の認定

１　概要

平成31年３月末現在，101件（景品関係37件，表示関係64件）の公正競争規約が認定されている（附属資料６参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により，公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ，公正取引協議会等は，公正競争規約の運用上必要な事項について，公正競争規約の定めるところにより，施行規則，運用基準等を設定している。公正取引委員会は，公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い，問題があれば指導を行っている。

２　公正競争規約の変更

平成30年度においては，食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成30年５月７日認定。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第５号）のほか，レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成30年５月11日認定。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第６号），ピアノの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成30年６月６日認定。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第７号），電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成30年６月６日認定。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第８号）等を行った。

３　公正競争規約の廃止

平成30年度においては，３件の公正競争規約（合成レモンの表示に関する公正競争規約〔平成30年８月１日廃止。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第11号〕，食品のりの表示に関する公正競争規約〔平成30年９月30日廃止。平成31年公正取引委員会・消費者庁告示第１号〕，殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約〔平成30年11月30日廃止。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第17号〕）が廃止された。

第14章　相談その他の業務

第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者，事業者団体，一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては，文書又は口頭により回答している。また，ウェブサイトでも意見等の受付を行っている（https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken）。

また，平成 12 年度から申告の処理に関する疑問，苦情等の申出を受け付けるため，官房総務課（地方事務所・支所においては総務課，沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し，公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において，当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第２　事業活動に関する相談状況

１　概要

公正取引委員会は，以前から，独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し，実施しようとする行為に関して，独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

２　事前相談制度

公正取引委員会は，平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が，前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ，原則として，事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し，その内容を公表するものである。

３　独占禁止法に係る相談の概要

平成30年度に受け付けた相談件数は，事業者の行為に関するもの1,273件，事業者団体の行為に関するもの189件の計1,462件である（第１図参照）。

第１図　独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

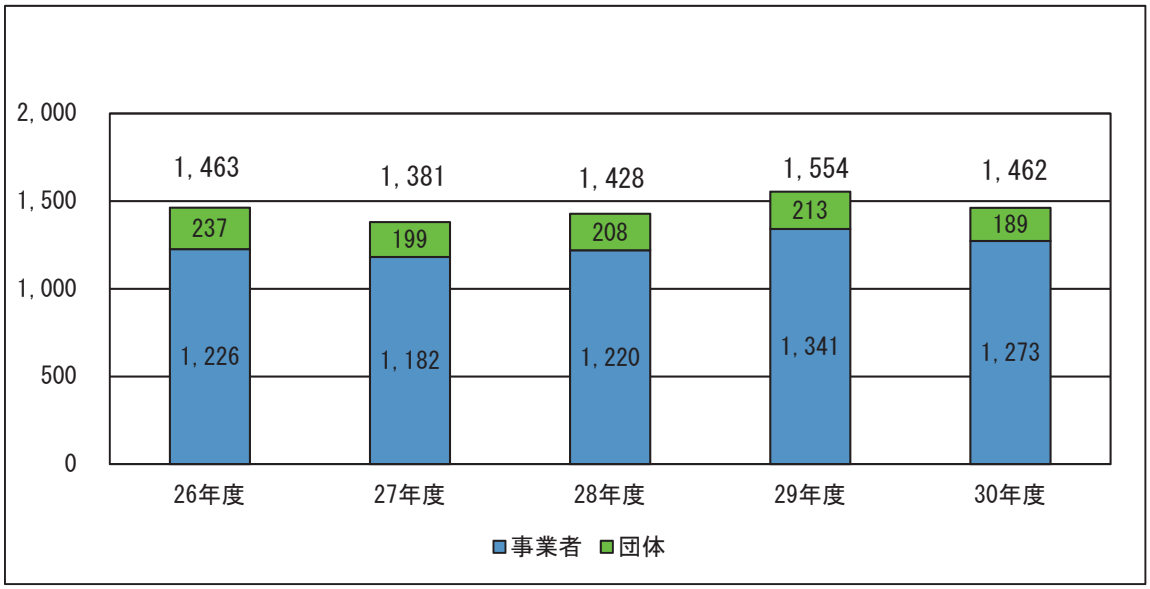

4　相談事例集

公正取引委員会は，事業者等から寄せられた相談のうち，他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ，公表している（平成29年度に寄せられた相談〔平成29年度相談事例集〕について，平成30年６月27日公表。平成30年度に寄せられた相談〔平成30年度相談事例集〕について，令和元年６月26日公表）。

平成 30 年度相談事例集に掲載された相談のうち，特徴的な内容の相談を挙げると，出資会社の競争者に対する取引拒絶，電子部品メーカーによるライセンス条件の設定，競合する運送事業者による共同輸送等に関するものがある。

5　下請法に係る相談の概要

平成30年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は，8,518件である（第２図参照）。

この中には，例えば，下請法の適用範囲に関する相談，発注書面の記載方法に関する相談，下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第２図　下請法に係る相談件数の推移

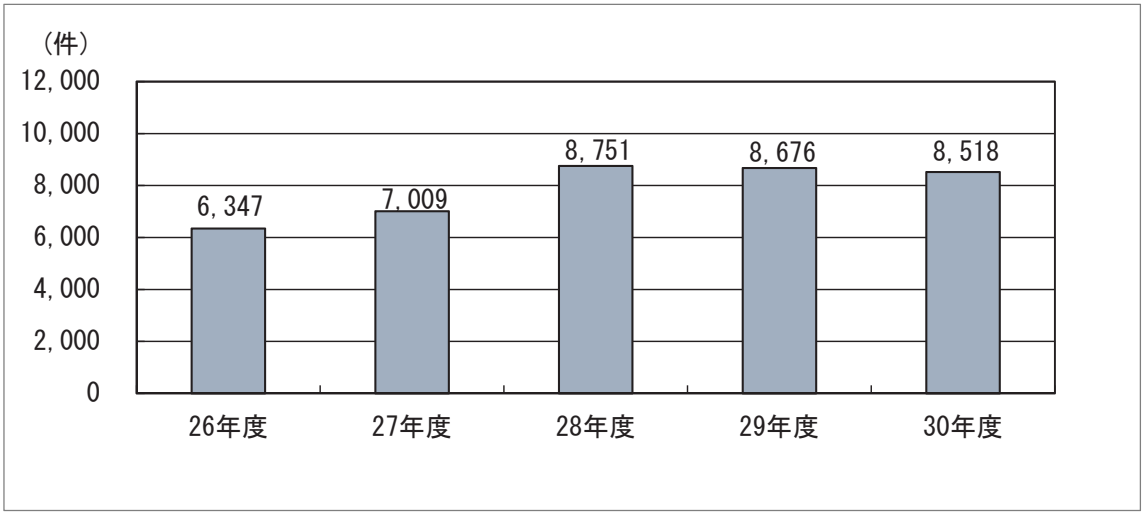

6　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し，独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また，平成30年度においては，全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布，相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

附 属 資 料

平成30年度年次報告　附属資料編の目次

1　組織・予算関係 ····· 307
1－1表　公正取引委員会の構成 ····· 307
1－2表　公正取引委員会の予算額（平成30年度補正後） ····· 307
2　審決・訴訟関係等 ····· 308
2－1表　審決一覧（平成30年度） ····· 308
2－2表　手続別審決等件数推移 ····· 312
2－3表　関係法条別審決件数推移 ····· 316
2－4表　告発事件一覧 ····· 318
2－5表　緊急停止命令一覧 ····· 327
2－6表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類 ····· 328
3　独占禁止法適用除外関係 ····· 330
3－1表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧 ····· 330
3－2表　年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移 ····· 331
3－3表　保険業法に基づくカルテル ····· 333
3－4表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル ····· 335
3－5表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め ····· 335
3－6表　道路運送法に基づくカルテル ····· 335
3－7表　海上運送法に基づくカルテル（内航） ····· 336
3－8表　内航海運組合法に基づくカルテル ····· 336
3－9表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル ····· 336
3－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数 ····· 340
4　株式取得，合併等関係 ····· 341
4－1表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧 ····· 341
4－2　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－9表）について ····· 341
4－3表　形態別・業種別件数（平成30年度） ····· 343
4－4表　合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成30年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 344
4－5表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成30年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 344
4－6表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成30年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 345
4－7表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成30年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 345
4－8表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成30年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 346

４－９表　企業結合関係の届出・報告件数 …… 347
５　下請法関係 …… 349
５－１表　書面調査発送件数の推移 …… 349
５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移 …… 350
５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移 …… 351
６　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成31年３月末現在） …… 352
７　独占禁止懇話会 …… 355
８　公正取引委員会機構図 …… 357

1　組織・予算関係

1－1表　公正取引委員会の構成

（平成30年４月１日現在）

委員長	杉本　和行
委　員	山本　和史
委　員	三村　晶子
委　員	青木　玲子
委　員	小島　吉晴

1－2表　公正取引委員会の予算額（平成30年度補正後）

（単位：千円）

事　　項	予　算　額
（組織）公正取引委員会	10,734,100
（項）公正取引委員会	10,734,100
（事項）公正取引委員会に必要な経費	9,061,234
（事項）独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	356,228
（事項）下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	232,270
（事項）競争政策の普及啓発等に必要な経費	175,073
（事項）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	909,295

２　審決・訴訟関係等

２－１表　審決一覧（平成30年度）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
1 ～ 10	25 （判） 11 ～ 20	㈱小糸製作所に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，自動車メーカー5社等がそれぞれ見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔受注調整〕） 【課徴金額に係る認定】 34億2859万円（合計） 被審人が違反行為により受注したヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条2項（3条後段，7条の2）（注）	30.5.30 （排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
11 ・ 12	23 (判) 82 ・ 83	㈱山陽マルナカに対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，受領した商品を返品し，取引の対価の額を減じ，商品を購入させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である165社のうち，127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 2億2216万円→1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条3項，66条2項（19条〔2条9項5号〕，20条の6)	31.2.20 (排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
13	22 （判） 1	クアルコム・インコーポレイテッドに対する件	【違反行為に係る認定】 　被審人が，被審人等が保有し又は保有することとなるＣＤＭＡ携帯無線通信に係る知的財産権について，国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり，国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ，かつ，国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており，国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて，国内端末等製造販売業者と取引しているとして排除措置を命じたことについて，公正競争阻害性があるとはいえず拘束条件付取引に該当しないと認定し，排除措置命令を取り消した。（不公正な取引方法〔拘束条件付取引〕）	独占禁止法66条3項（19条〔2条9項4号〕）	31.3.13 （排除措置命令を取り消す審決）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
14 ・ 15	25 （判） 28 ・ 29	㈱ラルズに対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，商品を購入させていたことについて，優越的地位の濫用行為であると認めた。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条2項（19条〔2条9項5号〕，20条の6）	31.3.25 （排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）

（注）「独占禁止法」とは，平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下，２－１表において同じ。

２－２表　手続別審決等件数推移

(1)　平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 / 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

（注１）平成25年度の審決により，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。
（注２）「分類」欄の独占禁止法第49条第２項，第65条及び第66条並びに景品表示法第９条第２項及び第10条第６項は，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。
（注３）審判審決とあるのは，過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成５年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。
（注４）（　）内の数字は，中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。
（注５）平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が１件含まれている。
（注６）平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が４件含まれている。
（注７）平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が２件含まれている。
（注８）平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第２項及び景品表示法第９条第２項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
−	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度／分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	－	－	－	135
勧告審決	－	－	－	－	－	－	－	－	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	－	－	－	212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

⑵　平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類＼年度		17（注2）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27（注5）	28（注5）	29（注5）	30（注5）	計
独占禁止法関係	排除措置命令（審判開始）（注1）	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	162 (40)
	課徴金納付命令（審判開始）（注1）	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1227 (186)
	審決　排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	86
	審決　課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	104
	審決　課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令（審判開始）（注1）	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6（注3） (0)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	174 (17)
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11	－（注4）	－	－	－	－	－	－	－	－	11

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

（注２）平成17年度における独占禁止法関係の件数については，平成18年１月４日から同年３月31日までの期間である。

（注３）平成21年８月31日までの排除命令件数である。

（注４）平成22年８月６日，㈱ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより，景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

（注５）審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが，同法の施行日（平成27年４月１日）前に，改正前の独占禁止法第49条第５項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は，なお従前の例により，審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降，前記の事前通知は行われていない。

⑶　平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類＼年度		27	28	29	30	計
排除措置命令（訴訟提起）（注1）		7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	39 (6)
課徴金納付命令（訴訟提起）（注1）		31 (4)	32（注2） (2)	32 (0)	18 (2)	113 (8)
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	3
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	1
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	1
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ，請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第１項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。

（注２）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した１名の事業者に対して，独占禁止法第63条第２項の規定に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，対象となった課徴金納付命令の件数である。

２－３表　関係法条別審決件数推移

法令＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法3条前段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3条後段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7条の2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66条1項	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
独占禁止法3条前段（旧審判手続）	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段（旧審判手続）	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4　条（旧審判手続）	1	1	3	9	4	7	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5　条（旧審判手続）	3	0	1	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6　条（旧審判手続）	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
8　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10　条（旧審判手続）	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11　条（旧審判手続）	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13　条（旧審判手続）	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14　条（旧審判手続）	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16　条（旧審判手続）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17　条（旧審判手続）	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19　条（旧審判手続）	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法（旧審判手続）	0	0	9	20	13	8	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法4　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法3　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同組合法107条（旧審判手続）	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
審決件数(注2)	5	2	14	59(注3)	18	15(注3)	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

（注１）本表において「旧審判手続」とあるのは，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
（注２）本表に掲げる数字が審決件数より多いのは，同一事件に２以上の法条を適用した場合があるからである。
（注３）昭和25年度審決のうち１件及び昭和27年度審決のうち４件は，審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	5	80
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	104
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	5
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	(注4) 7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0	641
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	26
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0	(注5) 244
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	54
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	15	1838

（注４）独占禁止法66条１項に基づく審決は，審判請求を却下する審決である。
（注５）７条の２（旧審判手続）の審決件数には，課徴金の納付を命じなかった審決が７件含まれており，また，８条の３により当該条項が準用されている審決が含まれている。
（注６）独占禁止法49条（旧審判手続）及び景品表示法９条（旧審判手続）に基づく審決は，審判手続開始請求を却下する審決である。

２－４表　告発事件一覧

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　考
農林連絡協議会ほか21名（役員）	24.4.28	25.6.16（農林連絡協議会ほか2名を起訴）	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ，購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13，第14号，第2項，第14条第1項第1号，第3項	協議会委員長，常任委員は26.3.11上告したが，前者は死亡したため，35.3.15控訴棄却，後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名（役員）	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴（講和条約による大赦のため）	解散及び清算計画書，株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法第105条，第107条，第108条，第109条，第111条，第112条	
山一証券㈱	24.11.28	26.12.28（不起訴）			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法第16条，第91条の2第6項	
㈱三愛土地ほか1名（役員）	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金，被告人に懲役1年（執行猶予3年），罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法第90条第3号，第95条第1項，景品表示法第4条第1号，第2号	
出光興産㈱ほか26名（法人及び15役員）	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金，被告人に4月から10月の懲役（執行猶予つき） 太陽石油㈱，九州石油㈱及び太陽石油㈱取締役に関する部分を破棄無罪，その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産㈱ほか11名の石油元売会社は，石油製品の販売価格を，昭和48年1月，2月，8月，10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	日本石油㈱及び同社常務は確定 昭和石油㈱常務は死亡したため55.11.19公訴棄却 丸善石油㈱専務は57.10.21及び三菱石油㈱取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　考
石油連盟ほか4名（4役員）	49.2.15	49.5.28（石油連盟ほか2名を起訴，残り2名を不起訴）	東京高裁 55.9.26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号，第89条第1項第2号，第95条第2項	
三井東圧化学㈱ほか22名（8社，役員15名）	3.11.6（3.12.19追加告発）	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金，被告人に懲役6月から1年（執行猶予2年）	三井東圧化学㈱ほか7社は，塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
トッパン・ムーア㈱ほか3名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は，社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
㈱日立製作所ほか26名（9社及び受注業務に従事していた者17名並びに発注業務に従事していた者1名）	7.3.6（7.6.7追加告発）	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月（執行猶予2年）日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月（執行猶予2年）	㈱日立製作所ほか8社は，平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第62条第1項	
㈱金門製作所ほか58名（25社及び受注業務に従事していた者34名）	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月（執行猶予2年）	㈱金門製作所ほか24社は，平成6年度，平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	富士水道工業㈱は10.1.6，㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが，いずれも12.9.25上告棄却

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11.2.4（11.3.1追加告発）	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は，平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社，個人9名）	11.10.13（11.11.9追加告発）	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金，被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は，防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する，ガソリン，軽油，灯油，重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において，各入札前に会合を開催し，前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	3社及び4名については，それぞれ16.3.31，16.4.2，16.4.5に上告したが，17.11.21上告棄却決定（17.11.26，17.11.29，17.12.20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社，個人5名）	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26（1社，個人2名） 16.4.30（2社，個人2名） 16.5.21（1社，個人1名）	被告会社に2000万円から3000万円の罰金，被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は，同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに，それぞれの所属する会社の業務に関し，東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち，口径13ミリ，同20ミリ及び同25ミリのものについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
㈱横河ブリッジほか33名（26社，個人8名）	17.5.23（17.6.15追加告発）	17.6.15	東京高裁 18.11.10（23社，個人7名及び日本道路公団元理事1名） 19.9.21（3社，個人2名）	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金，被告人に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）	26社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社，個人4名，日本道路公団元理事1名，同副総裁1名及び同理事1名）	17.6.29（17.8.1，17.8.15追加告発）	17.8.1（6社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名） 17.8.15（日本道路公団副総裁1名） 17.8.19（日本道路公団理事1名）	東京高裁 19.12.7（日本道路公団理事1名） 20.7.4（日本道路公団副総裁1名）	日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年），日本道路公団副総裁（当時）に懲役2年6月（執行猶予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は，独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事（当時）については，19.12.17に上告したが，22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁（当時）については，20.7.4に上告したが，22.9.22上告棄却決定。

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱クボタほか21名（11社，個　人　11名）	18.5.23（18.6.12追加告発）	18.6.12	大阪地裁 19.3.12（1社，個人1名） 19.3.15（1社，個人1名） 19.3.19（1社，個人1名） 19.3.22（2社，個人2名） 19.3.29（3社，個人3名） 19.4.23（2社，個人2名） 19.5.17（1社，個人1名）	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金，被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は，市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組ほか9名（5社，個人5名）	19.2.28（19.3.20追加告発）	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金，被告人に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は，名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について，受注予定の特別共同企業体を決定するとともに，受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名（4法人，個人5名，独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名）	19.5.24（19.6.13追加告発）	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金，被告人に懲役6月から8月（執行猶予2年から3年），独立行政法人緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）	4法人は，地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに，独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について，独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名（3社，個人6名）	20.11.11（20.12.8追加告発）	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役10月から1年（執行猶予3年）	3社は，不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
日本精工㈱ほか9名（3社，個人7名）	24.6.14	24.6.14	東京地裁 24.12.28 （1社，個人2名） 25.2.25 （1社，個人3名） 27.2.4 （1社，個人2名）	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金，被告人に懲役1年から1年6月（執行猶予3年）	3社等は，産業機械用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，一般軸受につき8パーセントを，大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして，軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること，並びに，具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては，販売地区及び主要な販売先ごとに３社等の従業員らが連絡，協議しながら行うことを各合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また，2社等は，自動車用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第３条後段，第89条第１項第１号，第95条第１項第１号， 刑法第60条	1社及び2名については，27.2.4に控訴したが，28.3.22控訴棄却判決。同日，上告したが，29.12.5上告棄却決定。 （29.12.12確定）

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
高砂熱学工業㈱ほか15名（8社，個人8名）	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 （1社，個人1名） 26.10.2 （2社，個人2名） 26.10.3 （1社，個人1名） 26.10.6 （1社，個人1名） 26.11.12 （1社，個人1名） 26.11.13 （1社，個人1名） 26.11.14 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	8社等は，平成23年10月以降に，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について，受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって，8社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	
㈱ＮＩＰＰＯほか20名（10社，個人11名）	28.2.29	28.2.29	東京地裁 28.9.7 （3社，個人3名） 28.9.15 （1社，個人1名） 28.10.6 （2社，個人3名） 28.10.11 （1社） 28.10.25 （個人1名） 28.10.27 （2社，個人2名） 28.11.1 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	10社等は，平成23年7月以降に，東日本高速道路㈱東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって，10社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
大成建設㈱ほか5名（4社，個人2名）	30.3.23	30.3.23	東京地裁 30.10.22（2社）	被告会社に1億8000万円から2億円の罰金	4社は，平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間，東海旅客鉄道㈱が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について，受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって4社が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条	

２－５表　緊急停止命令一覧

件名	当委員会申立年月日	東京高裁決定年月日	東京高裁決定内容	事件の内容	関係法条	処理結果		備考
						東京高裁決定年月日	決定内容	
㈱朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27（停止命令の取消し）	30.4.6	申立一部容認一部却下	㈱朝日新聞社，㈱読売新聞社，㈱毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条（旧一般指定1，7）	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10（停止命令の取消し）	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店（伊藤勲）による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	停止命令違反に対する過料（1万円）決定（30.10.12）
㈱大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	㈱大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）			同意審決（30.12.8）
㈱北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	㈱北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条（新聞業特殊指定3）	33.7.11	違反事実の自発的排除（停止命令の取消し）	被申立人による停止命令の執行免除の申立て（32.3.29申立棄却）
八幡製鉄㈱ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄㈱及び富士製鉄㈱の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が，合併期日を延期したので取下げ
㈱中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条（旧一般指定5）			同意審決（52.11.24） 被申立人は，特別抗告したが，最高裁はこれを却下（50.7.17）
㈱有線ブロードネットワークスほか１社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第３条前段，第19条（一般指定3，4）			被申立人が，申立に係る行為を取りやめたので取下げ

２－６表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	3	その他の拘束・排他条件付取引，その他
林業	1	取引妨害
水産養殖業	2	価格カルテル
鉱業，採石業，砂利採取業	2	価格カルテル
総合工事業	3	入札談合，優越的地位濫用，その他
食料品製造業	4	再販売価格の拘束，取引妨害，優越的地位濫用
繊維工業	1	再販売価格の拘束
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	再販売価格の拘束，優越的地位濫用
化学工業	3	再販売価格の拘束，優越的地位濫用
ゴム製品製造業	2	再販売価格の拘束，優越的地位濫用
窯業・土石製品製造業	2	優越的地位濫用
金属製品製造業	1	優越的地位濫用
生産用機械器具製造業	1	優越的地位濫用
情報サービス業	1	不当廉売
道路旅客運送業	1	価格カルテル
道路貨物運送業	1	優越的地位濫用
各種商品卸売業	1	優越的地位濫用
建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	3	不当廉売
機械器具卸売業	1	優越的地位濫用
その他の卸売業	1	価格カルテル
各種商品小売業	4	優越的地位濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	2	価格カルテル，再販売価格の拘束
飲食料品小売業	2	優越的地位濫用，不当廉売
機械器具小売業	1	その他
その他の小売業	31	優越的地位濫用
物品賃貸業	3	優越的地位濫用
専門サービス業（他に分類されないもの）	4	優越的地位濫用
技術サービス業（他に分類されないもの）	3	価格カルテル，その他
宿泊業	2	優越的地位濫用
飲食店	1	優越的地位濫用
その他の生活関連サービス業	1	価格カルテル
協同組合（他に分類されないもの）	2	その他の拘束・排他条件付取引，その他
廃棄物処理業	1	価格カルテル
自動車整備業	1	不当廉売

政治・経済・文化団体	1	その他の不公正取引

（注）業種は,「日本標準産業分類」を参考にしている。

3　独占禁止法適用除外関係

3－1表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧

⑴　独占禁止法に基づくもの（3制度）

（平成31年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容（根拠条項）	適用除外制度の制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

⑵　個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（平成31年3月末現在）

所管官庁	法律名（法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名（法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法（昭和27年法律第299号）	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法（昭和24年法律第187号）	海運カルテル（内航）	昭和24年
		海運カルテル（外航）	昭和24年
	道路運送法（昭和26年法律第183号）	運輸カルテル	昭和26年
	航空法（昭和27年法律第231号）	航空カルテル（国内）	昭和27年
		航空カルテル（国際）	昭和27年
	内航海運組合法（昭和32年法律第162号）	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）	供給輸送力削減カルテル	平成25年

３－２表　年次別・適用除外法令別カルテル件数（注１）の推移

（各年３月末現在）

	根　拠　法　令	適用業種等	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に係る共同行為	5	5	5	5

	根　拠　法　令	適用業種等	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
2	損害保険料率算出団体に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る基準料率及び自動車損害賠償責任保険に係る基準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		（小　計）	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め（注2）	10	12	10	10
5	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関係サービス業，販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業（注3）	3（1）	3（1）	3（1）	3（1）
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業（国内）	0	0	0	0
		航空運送事業（国際）（注4）	〔2〕	〔12〕	〔4〕	〔2〕
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル（内航）	5	5	5	5
		海運カルテル（外航）（注4）	〔660〕	〔457〕	〔381〕	〔223〕
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根　拠　法　令	適用業種等	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	0	4	20	25
合　　計			30（28）	36（34）	50（48）	55（53）

（注１）件数は，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

（注２）著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は，当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

（注３）道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが，実施主体が同じカルテルを１件として算定した場合の数を（　）で示した。

（注４）航空法に基づく航空運送事業カルテル（国際）及び海上運送法に基づく海運カルテル（外航）に関する〔　〕内の数は，各年３月末日に終了する年度において締結，変更又は廃止の通知を受けた件数であり，外数である。

３－３表　保険業法に基づくカルテル

(1)　保険業法第101条第１項第１号に基づく共同行為

（平成31年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定（注），再保険の出再割合の決定，再保険手数料率の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，海外再々保険の相手方，出再割合，料率その他条件及び再保険手数料率の決定，損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定，保険料率及びその他の条件の決定，元受保険及び受再保険の引受割合の決定，元受保険の共同処理（募集を含む。），再保険の共同処理，損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法，募集方法，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，再保険取引に関する相手方又は数量の決定，損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，損害査定方法の決定，再保険取引に関する事項の決定，地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

（注）日本航空保険プールの共同行為では，保険料率の決定は明示的に行われていないが，①出再割合を100％としていること，②再保険について，会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため，保険料率＝再保険料率となり，各社保険料率が同一となっている。

⑵　保険業法第101条第１項第２号に基づく共同行為

（平成31年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定，再保険の出再割合の決定，再保険手数料の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償保険部分）	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険者傷害保険部分）	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率の決定	平成21年4月1日	令和2年3月31日

３－４表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

（平成31年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

３－５表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

（平成31年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

３－６表　道路運送法に基づくカルテル

（平成31年３月末現在）

主　体	路　線	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北部支線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日

３－７表　海上運送法に基づくカルテル（内航）

（平成31年３月末現在）

主　　体	航　　路	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	令和3年7月1日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	令和4年2月28日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	令和3年7月26日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	令和3年6月26日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	令和3年7月18日

３－８表　内航海運組合法に基づくカルテル

（平成31年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
船　舶	日本内航海運組合総連合会	船腹の過剰に対処するための，保有船舶を解撤等する者に対する交付金の交付及び船舶の新規建造者からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

３－９表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（平成31年３月末現在）

主　体	交　通　圏	内　　容	最初の発効日	有効期限（注1）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長野交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	令和３年７月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	京浜交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月16日	平成31年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	秋田交通圏（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年1月30日	平成31年3月31日（注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	仙台市（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	令和3年5月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長崎交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	福岡交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	札幌交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月18日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	北九州交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月25日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	金沢交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月22日	平成31年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	南多摩交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月23日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大分市（特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月30日	令和3年6月30日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	広島交通圏（特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年7月26日	令和3年6月30日（注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	熊本交通圏（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年9月11日	平成31年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大阪市域交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年9月29日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	埼玉県県南中央交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年10月20日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	神戸市域交通圏（特定地域指定日：平成27年9月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年11月27日	令和3年8月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宇都宮交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年12月1日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宮崎交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年12月13日	平成31年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	鹿児島市（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	千葉交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	新潟交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年3月26日	令和3年7月31日（注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	京葉交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年3月27日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	久留米市（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年7月20日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	東葛交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年9月4日	令和元年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	富山交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成31年1月23日	令和元年6月30日

（注１）特定地域の指定期間の終了日。ただし，特定地域の指定は，原則として１回に限り延長することができる。
（注２）各期限の到来をもって，特定地域の指定が解除される予定となっている。

３－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

（平成31年３月末現在）

業種等			届出件数
事業協同組合		農業，林業，漁業	0
		鉱業，採石業，砂利採取業	0
		建設業	0
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	1
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	1
		小計	0
		電気・ガス・熱供給・水道業	0
		情報通信業	0
		運輸業，郵便業	3
		卸売業	4
		小売業	4
		金融業，保険業	1
		不動産業，物品賃貸業	0
		サービス業	22
		その他	245
		小計	0
		信用協同組合	13
		合計	294

（注１）組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は，「その他」としている。
（注２）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

4　株式取得，合併等関係

4－1表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

⑴　独占禁止法第11条第１項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
30.6.21	㈱池田泉州銀行ほか６行（注）	㈱フィンクロス・デジタル	銀行業高度化等会社の議決権取得
30.6.29	㈱三菱UFJ銀行	Alpaca Japan㈱	銀行業高度化等会社の議決権取得
30.12.25	㈱北國銀行	北國マネジメント㈱	銀行業高度化等会社の議決権取得
31.3.25	住信SBIネット銀行㈱	ネットムーブ㈱	銀行業高度化等会社の議決権取得

（注）認可は「㈱池田泉州銀行ほか６行」の各行それぞれに対して行われている。

⑵　独占禁止法第11条第２項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
31.1.15	㈱埼玉りそな銀行	サイボー㈱	自己の株式の取得に伴う議決権取得
31.3.1	㈱りそな銀行	㈱ビーグリーほか１社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4－2　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－9表）について

⑴　この統計資料は，平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，４－４表から４－８表までに記載した届出は，平成31年３月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第１号）第７条第５項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

⑵　会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

⑶　各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい，「純粋」とは，前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は，届出件数と必ずしも一致しない。

⑷　総資産の額は，原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

４－３表　形態別・業種別件数（平成30年度）

形態 ＼ 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前　進	後　進	地域拡大	商品拡大	純　粋	
農林・水産業							
鉱　業							
建　設　業	4	1	1	2			5
製　造　業	39	21	20		5	2	71
食　料　品	4	1	3				7
繊　維							
木材・木製品							
紙・パルプ	1	1	1				1
出版・印刷	1	1					2
化学・石油・石炭	16	7	3			1	23
ゴム・皮革							
窯業・土石	1						1
鉄　鋼	5	1	1				5
非鉄金属	1		1		1		3
金属製品	1						1
機　械	8	6	10		3	1	23
その他製造業	1	4	1		1		5
卸・小売業	29	10	10	11	5	1	44
不動産業	7	2	3	3			10
運輸･通信･倉庫業	12	10	9	1	2	2	23
サービス業	13	7	4	11	3	1	23
金融・保険業	4	3	1			6	13
電気・ガス 熱供給・水道業	5	3	1	1	1	1	6
その他	66	25	20	22	14	29	126
合　計	179	82	69	51	30	42	321

（注）形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，形態別の件数の合計は，届出受理件数と必ずしも一致しない。

４－４表　合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成30年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
29. 3.30	Time Warner Inc.	55,183	West Merger Sub, Inc.	0	Time Warner Inc.	55,183
30. 3.16	Rockwell Collins,Inc.	20,468	Riveter Merger Sub Corp.	0	Rockwell Collins,Inc.	20,468
30. 4.25	Microsemi Corporation	2,536	Maple Acquisition Corporation	0	Microsemi Corporation	2,536
30. 6.12	Orbotech Ltd.	1,460	Tiburon Merger Sub Technologies Ltd.	0	Orbotech Ltd.	1,460
30. 6.14	XL Group Ltd	11,170	Camelot Holdings Ltd.	0	XL Group Ltd	11,170
30. 9.28	CA, Inc.	14,176	Collie Acquisition Corp.	0	CA, Inc.	14,176

４－５表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成30年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

４－６表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成30年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後総資産	備考（承継内容等）
29. 3.17	テクノポリマー㈱	253	ユーエムジー・エービーエス㈱	285	538	ＡＢＳ，ＡＳＡ，ＡＥＳの各ポリマー及びそれらを使用するコンパウンド品並びに他の樹脂とのアロイ製品の製造，加工，販売，研究開発
30. 5.30	阪和興業㈱	7,656	ブリヂストン化工品ジャパン㈱	469	7,658	冷蔵倉庫向け防熱工事事業
30. 8.30	日立アプライアンス㈱	1,835	日立レフテクノ㈱	112	1,843	鉄鋼・非鉄金属，合成樹脂の加工・販売印刷，工事，工場管理その他
30.10.19	㈱神鋼環境ソリューション	595	㈱ＩＨＩ環境エンジニアリング	105	684	廃棄物処理施設関連事業
30.10.31	パーソルテンプスタッフ㈱	915	商船三井キャリアサポート㈱	12	915	労働者派遣事業 有料職業紹介事業
31. 1.11	アルフレッサファーマ㈱	365	第一三共㈱	14,727	480	薬価基準長期収載品30製品の製造販売に係る事業

４－７表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成30年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
29. 6. 9	㈱三重銀行	19,698	㈱第三銀行	20,094	㈱三十三フィナンシャルグループ	1,670

４－８表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成30年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後総資産	備考（譲受内容）
30. 2. 7	㈱日立製作所	40,702	三菱電機㈱	28,535	40,708	陽子又は炭素イオンシンクトロンを用いたがん治療システム及び当該がん治療システムと密接に関連する接続機器の設計，製造，販売及び保守事業（但し，当該がん治療システム用建屋付帯設備（受配電設備，空調設備，エレベータ設備等を含むが，これに限られない。）に関する事業及び研究用加速器に関する事業を除く。）
30. 3.30	マイクロンジャパン㈱	511	㈱テラプローブ	261	524	マイクロンメモリジャパン㈱向け半導体ウエハ検査事業
30.10.22	帝國製薬㈱	1,090	ファイザー㈱	3,158	1,090	下記の医療用医薬品3品目の医薬品製造販売承認および関連情報 ・セルタッチ（パップ・テープ） ・ナパゲルン（クリーム・ローション・軟膏） ・ダイアコート（軟膏・クリーム）

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも，当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

４－９表　企業結合関係の届出・報告件数

年度	第９条の事業報告書（注２）	第９条の設立届出書（注２）	株式取得届出（注３）	役員兼任届出（注４）	会社以外の者の株式所有報告書（注５）	合併届出（注６）	分割届出（注７）	共同株式移転届出（注８）	事業譲受け等届出（注９）
22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29

（注１）括弧内は認可件数である。

（注２）独占禁止法第９条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は，平成９年独占禁止法改正法により新設されたものであり，それ以前の件数はない。

なお，平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，持株会社に加え，一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

（注３）株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は，国内の会社の株式を所有する場合には，毎事業年度終了後３か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が，総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%，25%又は50%を超えて取得し，又は所有することとなる場合には，株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円を超える会社が，子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって，議決権保有割合が20%，50%（２段階）を超えるものについて，合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

（注４）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社の役員又は従業員は，国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において，いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では廃止された。

（注５）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社以外の者は，国内において相互に競争関係にある２以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では廃止された。

（注６）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社が合併しようとする場合には，全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

（注７）分割の届出は，平成12年商法改正に伴い新設されたものであり，平成12年度までの件数はない。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には，分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

（注８）共同株式移転の届出は，平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり，平成20年度までの件数はない。

（注９）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には，全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，総資産合計額が100億円を超える会社が，総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円を超える会社が，国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

5　下請法関係

5－1表　書面調査発送件数の推移

区分 / 年度	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（名）
31	304			
32	723			
33	769			
34	986			
35	1,214			
36	1,514			
37	1,803			
38	1,800			
39	2,004			
40	2,554			
41	2,631			
42	5,512			
43	6,030			
44	6,684			
45	7,214			
46	8,451			
47	8,751			
48	10,039	2,915		
49	10,045	3,808		
50	12,007	4,861		
51	12,171	6,325		
52	12,315	7,247		
53	10,973	10,663		
54	12,007	11,546		
55	13,490	21,785		
56	13,668	18,091		
57	16,026	20,532		
58	16,346	23,138		
59	15,959	66,579	16,095	
60	9,574	48,031		
61	9,559	52,105		
62	10,121	59,535		
63	13,854	70,968		
元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		
25	38,974	214,044		
26	38,982	213,690		
27	39,101	214,000		
28	39,150	214,500		
29	60,000	300,000		
30	60,000	300,000		

（注）親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース，昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また，下請事業者調査は企業ベースの数字である。

５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分／年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	（事業所・名）	（名）	（名）	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（事業所・名）	（事業所・名）
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008) 1,570	－ 31	－ 0	(3,039) 1,601	－ 0	(2,243) 1,512	－ 159	－ 1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099

（注）数字は昭和 59 年度までは事業所ベースの件数，昭和 60 年度以降は企業ベースの件数である。
　　なお，昭和 60 年度の（　）内の数字は事業所ベースの数字である。

５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移

（　）内は％

違反行為類型＼年度		事業所ベース											(注1)	企業ベース																														
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
実体規定	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	243 (45.5)	283 (37.1)	358 (42.3)	386 (43.7)	251 (40.5)	172 (38.9)	217 (34.2)	189 (31.4)	196 (29.7)	212 (29.6)	233 (24.8)	321 (22.6)	230 (21.7)	163 (19.3)	160 (17.6)	200 (19.9)	469 (29.8)	393 (29.4)	236 (28.5)	310 (30.0)	363 (27.5)	270 (26.45)	227 (24.5)	226 (25.9)	269 (31.4)	226 (32.3)	234 (33.9)	230 (31.0)	335 (35.1)	307 (35.1)	392 (44.7)	751 (57.2)	1,344 (65.0)	701 (57.7)	701 (59.7)	866 (63.0)	790 (51.5)	1,281 (65.5)	1,328 (58.1)	1,250 (56.4)	1,488 (66.1)	2,843 (62.8)	3,131 (56.7)	3,375 (58.0)	3,129 (54.2)	3,371 (49.4)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	38 (7.1)	35 (4.6)	19 (2.2)	24 (2.7)	56 (9.1)	16 (3.6)	40 (6.3)	38 (6.3)	96 (14.5)	77 (10.8)	74 (7.9)	20 (1.4)	13 (1.2)	25 (3.0)	15 (1.7)	37 (3.7)	55 (3.5)	92 (6.9)	60 (7.2)	86 (8.3)	85 (6.4)	61 (6.0)	40 (4.3)	40 (4.6)	58 (6.8)	34 (4.9)	36 (5.2)	45 (6.1)	36 (3.8)	51 (5.8)	51 (5.8)	37 (2.8)	62 (3.0)	43 (3.5)	29 (2.5)	15 (1.1)	42 (2.7)	20 (1.0)	45 (2.0)	56 (2.5)	44 (2.0)	60 (1.3)	56 (1.2)	59 (1.0)	92 (1.6)	113 (1.7)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	235 (44.0)	438 (57.4)	465 (54.9)	445 (50.4)	287 (46.4)	240 (54.3)	359 (56.6)	297 (49.4)	306 (46.3)	302 (42.2)	355 (37.8)	681 (48.0)	553 (52.1)	352 (41.6)	311 (34.3)	424 (42.1)	778 (49.5)	617 (46.1)	375 (45.3)	417 (40.3)	412 (31.3)	284 (27.7)	254 (27.4)	235 (27.0)	205 (23.9)	218 (31.2)	191 (27.7)	203 (27.3)	225 (23.6)	210 (24.0)	184 (21.0)	144 (11.0)	190 (9.2)	170 (14.0)	147 (12.5)	221 (16.1)	300 (19.5)	224 (11.5)	280 (12.2)	246 (11.1)	208 (9.2)	253 (5.6)	210 (4.5)	365 (6.3)	324 (5.6)	374 (5.5)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	10 (0.8)	10 (0.5)	5 (0.4)	26 (2.2)	19 (1.4)	49 (3.2)	47 (2.4)	52 (2.3)	57 (2.6)	29 (1.3)	135 (3.0)	161 (3.4)	208 (3.6)	261 (4.5)	348 (5.1)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	47 (3.6)	90 (4.4)	57 (4.7)	48 (4.1)	26 (1.9)	22 (1.0)	38 (1.9)	68 (3.0)	50 (2.3)	45 (2.0)	27 (0.6)	33 (0.7)	49 (0.8)	45 (0.8)	132 (1.9)
	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	18 (3.4)	7 (0.9)	5 (0.6)	28 (3.2)	25 (4.0)	14 (3.2)	18 (2.8)	0 (－)	1 (0.2)	1 (0.1)	13 (1.4)	23 (1.6)	13 (1.2)	28 (3.3)	34 (3.8)	33 (3.3)	20 (1.3)	12 (0.9)	10 (1.2)	14 (1.4)	74 (5.6)	54 (5.3)	59 (6.4)	86 (9.9)	60 (7.0)	42 (6.0)	21 (3.0)	27 (3.6)	25 (2.6)	29 (3.3)	8 (0.9)	28 (2.1)	30 (1.5)	13 (1.1)	23 (2.0)	6 (0.4)	25 (1.6)	8 (0.4)	38 (1.7)	61 (2.8)	42 (1.9)	32 (0.7)	19 (0.4)	34 (0.6)	23 (0.4)	46 (0.7)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）								73 (12.1)	55 (8.3)	116 (16.2)	201 (21.4)	277 (19.5)	188 (17.7)	157 (18.6)	198 (21.8)	160 (15.9)	153 (9.7)	130 (9.7)	67 (8.1)	89 (8.6)	165 (12.5)	177 (17.3)	165 (17.8)	123 (14.1)	121 (14.1)	97 (13.9)	132 (19.1)	135 (18.2)	168 (17.6)	137 (16.7)	134 (16.3)	142 (10.8)	211 (10.2)	134 (11.0)	112 (9.5)	97 (7.1)	107 (7.0)	176 (9.0)	189 (8.3)	284 (12.8)	228 (10.1)	383 (8.5)	373 (7.9)	489 (8.4)	611 (10.6)	834 (12.2)
	返品（第4条第1項第4号違反）								2 (0.3)	2 (0.3)	3 (0.4)	36 (3.8)	12 (0.8)	8 (0.8)	19 (2.2)	20 (2.2)	26 (2.6)	17 (1.1)	21 (1.6)	11 (1.3)	11 (1.1)	23 (1.8)	20 (2.0)	20 (2.2)	32 (3.7)	22 (2.6)	23 (3.3)	29 (4.2)	11 (1.5)	23 (2.4)	23 (2.6)	22 (2.5)	23 (1.8)	12 (0.6)	2 (0.2)	9 (0.8)	6 (0.4)	14 (0.9)	9 (0.5)	34 (1.5)	44 (2.0)	20 (0.9)	15 (0.3)	14 (0.3)	15 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.3)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）								2 (0.3)	1 (0.2)	2 (0.3)	2 (0.2)	29 (2.0)	20 (1.9)	51 (6.0)	121 (13.3)	93 (9.2)	36 (2.3)	32 (2.4)	42 (5.1)	57 (5.5)	97 (7.4)	98 (9.6)	95 (10.3)	65 (7.5)	48 (5.6)	31 (4.4)	27 (3.9)	43 (5.8)	36 (3.8)	38 (4.3)	32 (3.7)	36 (2.7)	44 (2.1)	28 (2.3)	39 (3.3)	68 (4.9)	113 (7.4)	93 (4.8)	166 (7.3)	98 (4.4)	86 (3.8)	735 (16.2)	631 (13.4)	1,143 (19.7)	1,179 (20.4)	1,487 (21.8)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）								0 (－)	4 (0.6)	3 (0.4)	24 (2.6)	55 (3.9)	36 (3.4)	51 (6.0)	47 (5.2)	33 (3.3)	44 (2.8)	39 (2.9)	27 (3.3)	50 (4.8)	99 (7.5)	60 (5.9)	66 (7.1)	64 (7.3)	74 (8.6)	28 (4.0)	20 (2.9)	49 (6.6)	106 (11.1)	79 (9.0)	53 (6.1)	95 (7.2)	75 (3.6)	62 (5.1)	41 (3.5)	50 (3.6)	67 (4.4)	59 (3.0)	86 (3.8)	72 (3.2)	60 (2.7)	46 (1.0)	69 (1.5)	78 (1.3)	94 (1.6)	90 (1.3)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）								0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	1 (0.1)	0 (－)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	5 (0.1)
	小　計	534 (100.0)	763 (100.0)	847 (100.0)	883 (100.0)	619 (100.0)	442 (100.0)	634 (100.0)	601 (100.0)	661 (100.0)	716 (100.0)	938 (100.0)	1,418 (100.0)	1,061 (100.0)	846 (100.0)	907 (100.0)	1,006 (100.0)	1,573 (100.0)	1,337 (100.0)	828 (100.0)	1,034 (100.0)	1,318 (100.0)	1,024 (100.0)	926 (100.0)	871 (100.0)	857 (100.0)	699 (100.0)	690 (100.0)	743 (100.0)	954 (100.0)	874 (100.0)	876 (100.0)	1,313 (100.0)	2,068 (100.0)	1,215 (100.0)	1,175 (100.0)	1,374 (100.0)	1,535 (100.0)	1,955 (100.0)	2,286 (100.0)	2,218 (100.0)	2,250 (100.0)	4,529 (100.0)	4,697 (100.0)	5,815 (100.0)	5,778 (100.0)	6,819 (100.0)
手続規定	発注書面不交付・不備（第3条違反）	399	346	869	1,279	876	618	686	655	702	814	667	1,381	679	719	759	1,008	1,762	1,550	1,063	1,425	1,912	1,189	1,142	1,090	1,064	1,039	826	843	1,067	1,127	1,125	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,813	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806	5,322	5,964
	書類不保存等（第5条違反）								55	87	135	114	12	10	45	71	66	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778
	虚偽報告等（第9条第1項違反）								20	11	2	6	2	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小　計	399	346	869	1,279	876	618	686	730	800	951	787	1,395	690	765	831	1,077	1,850	1,638	1,150	1,557	2,084	1,308	1,271	1,202	1,199	1,141	960	964	1,234	1,262	1,267	2,556	4,278	3,090	3,006	2,905	3,684	4,557	4,528	4,811	5,125	4,551	4,977	5,435	5,971	6,742
合　計（ほ う）		933	1,109	1,716	2,162	1,495	1,060	1,320	1,331	1,461	1,667	1,725	2,813	1,751	1,611	1,738	2,083	3,423	2,975	1,978	2,591	3,402	2,332	2,197	2,073	2,056	1,840	1,650	1,707	2,188	2,136	2,143	3,869	6,346	4,305	4,181	4,279	5,219	6,512	6,814	7,029	7,375	9,080	9,674	11,250	11,749	13,561

（注１）数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数，昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
　　なお，昭和60年度は，事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。
（注２）１件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので，違反行為類型別件数の合計欄の数字と５－２表の「措置」件数とは一致しない。
（注３）（　）内の数値は，実体規定違反全体に占める比率であり，小数点以下第２位を四捨五入したため，合計は必ずしも100.0とならない。

６　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成31年３月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	―	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	―	発酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	―	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	―	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	―	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	―	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	―	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	―	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	―	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	―	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	―
21	全国食酢公正取引協議会	―	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	―
23	果実飲料公正取引協議会	―	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	―	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	―	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	―	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	―	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	（一社）九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7　独占禁止懇話会

⑴　開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年11月以来開催しているもので，令和元年６月現在，次の学界，言論界，消費者団体，産業界，中小企業団体等の有識者24名をもって開催されている。

会長	伊　藤　元　重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	天　野　真　志	㈱読売新聞東京本社論説副委員長
	新　井　ちとせ	日本生活協同組合連合会副会長
	有　田　芳　子	主婦連合会会長
	依　田　高　典	京都大学大学院経済学研究科教授
	伊　藤　雄二郎	㈱三井住友銀行副会長
	及　川　　勝	全国中小企業団体中央会事務局長
	川　田　順　一	ＪＸＴＧホールディングス㈱取締役副社長執行役員
	川　濵　　昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川　本　裕　子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	鬼　頭　誠　司	日本生命保険相互会社専務執行役員
	河　野　康　子	（一財）日本消費者協会理事
	泉　水　文　雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高　橋　伸　子	生活経済ジャーナリスト
	竹　川　正　記	㈱毎日新聞社論説委員
	土　田　和　博	早稲田大学法学学術院教授
	野　原　佐和子	㈱イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細　田　　眞	㈱榮太樓總本鋪代表取締役社長
	三　村　優美子	青山学院大学経営学部教授
	村　上　政　博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	山　田　秀　顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由　布　節　子	弁護士
	吉　田　明　子	東洋大学経済学部教授
	ﾁｬｰﾙｽﾞ D.ﾚｲｸⅡ	アフラック生命保険㈱代表取締役会長

（役職は令和元年６月21日時点）

⑵ 開催状況

回	開催年月日	議　　題
209	30. 4.10	○　「人材と競争政策に関する検討会」報告書について ○　大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について ○　公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について
210	30. 6.19	○　平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○　平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○　平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況
211	30.12. 7	○　独占禁止法に導入される確約手続の概要 ○　携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査） ○　プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について
212	31. 4.15	○　独占禁止法改正法案の閣議決定等について ○　クレジットカードに関する取引実態調査について ○　地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて ○　プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について
213	1. 6.24	○　平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○　平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○　平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について

（注）平成30年４月から令和元年６月までの開催状況
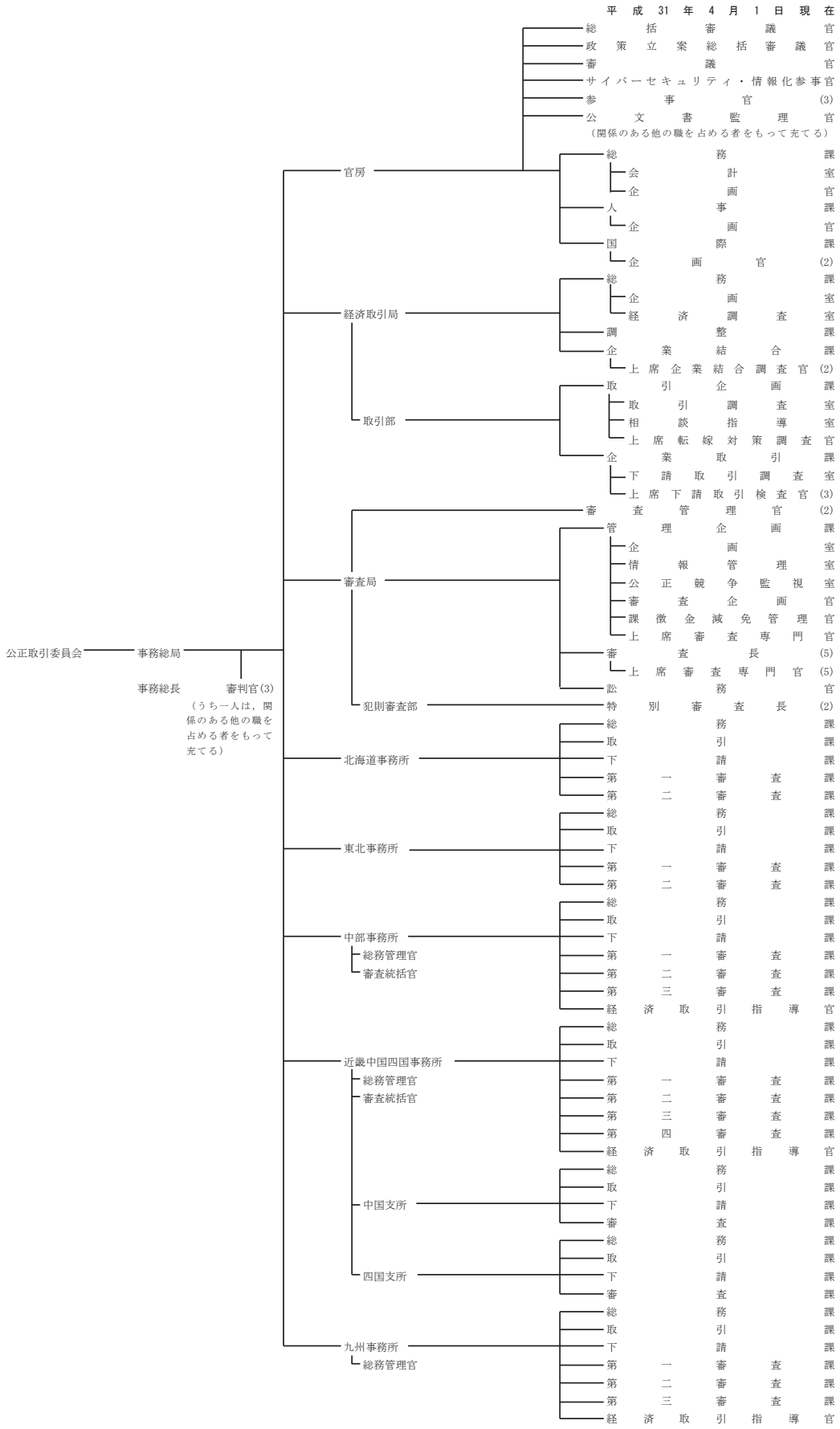
8 公正取引委員会機構図